

平成 20 年

小樽市議会会議録(2)

第 2 回 定 例 会

小 樽 市 議 会

平成 20 年 第 2 回定例会 会期及び会議日程
小樽市議会

会期 6月11日～6月30日(20日間)

月日(曜日)	本会議	委員会
6月11日(水)	提案説明	
12日(木)	休会	
13日(金)	〃	
14日(土)	〃	
15日(日)	〃	
16日(月)	会派代表質問	
17日(火)	会派代表質問	
18日(水)	一般質問	
19日(木)	休会	予算特別委員会(総括質疑)
20日(金)	〃	〃(総括質疑)
21日(土)	〃	
22日(日)	〃	
23日(月)	〃	予算特別委員会(総括質疑)
24日(火)	〃	総務・経済・厚生・建設各常任委員会
25日(水)	〃	学校適正配置等調査特別委員会
26日(木)	〃	市立病院調査特別委員会
27日(金)	〃	
28日(土)	〃	
29日(日)	〃	
30日(月)	討論・採決等	厚生常任委員会

平成20年
小樽市議会 第2回定例会会議録目次

6月11日(水曜日) 第1日目

1	出席議員	1
1	欠席議員	1
1	出席説明員	1
1	議事参与事務局職員	2
1	開 会	3
1	開 議	3
1	会議録署名議員の指名	3
1	日程第1 会期の決定	3
1	日程第2 議案第1号ないし第11号	3
	市長提案説明(議1~10)	3
	提案説明 (議11 菊地議員)	4
1	日程第3 休会の決定	5
1	散 会	5

6月16日(月曜日) 第2日目

1	出席議員	7
1	欠席議員	7
1	出席説明員	7
1	議事参与事務局職員	8
1	開 議	9
1	会議録署名議員の指名	9
1	日程第1 議案第1号ないし第12号	9
	市長提案説明(議12)	9
	会派代表質問 中島議員	9
	会派代表質問 大竹議員	28
1	散 会	46

6月17日(火曜日) 第3日目

1	出席議員	47
1	欠席議員	47
1	出席説明員	47
1	議事参与事務局職員	48
1	開 議	49
1	会議録署名議員の指名	49
1	日程第1 議案第1号ないし第12号	49
	会派代表質問 千葉議員	49
	会派代表質問 山口議員	65
	会派代表質問 吹田議員	73
1	散 会	78

6月18日(水曜日) 第4日目

1	出席議員	81
1	欠席議員	81
1	出席説明員	81
1	議事参与事務局職員	82
1	開 議	83
1	会議録署名議員の指名	83
1	日程第1 議案第1号ないし12号	83
	一般質問 新谷議員	83
	一般質問 井川議員	96
	一般質問 成田(祐)議員	104
	一般質問 林下議員	110
	一般質問 斉藤(陽)議員	117
	予算特別委員会設置・付託	124
	常任委員会付託	124
1	日程第2 陳情	124
	取下げ	124
	常任委員会付託	124
1	日程第3 休会の決定	124
1	散 会	124

6月30日(月曜日) 第5日目

1	出席議員.....	127
1	欠席議員.....	127
1	出席説明員.....	127
1	議事参与事務局職員.....	128
1	開 議.....	129
1	会議録署名議員の指名.....	129
1	日程第1 議案第1号ないし第12号並びに陳情及び調査.....	129
	予算特別委員長報告.....	129
	採 決.....	133
	総務常任委員長報告.....	133
	討 論 菊地議員.....	136
	討 論 斎藤(博)議員.....	137
	討 論 吹田議員.....	138
	採 決.....	138
	経済常任委員長報告.....	139
	採 決.....	140
	厚生常任委員長報告.....	141
	討 論 中島議員.....	142
	採 決.....	145
	建設常任委員長報告.....	146
	討 論 古沢議員.....	147
	採 決.....	148
	学校適正配置等調査特別委員長報告.....	148
	討 論 北野議員.....	150
	採 決.....	152
	市立病院調査特別委員長報告.....	152
	採 決.....	154
1	日程第2 議案第13号ないし第16号.....	154
	市長提案説明(議13~15).....	154
	採 決.....	155
1	日程第3 小樽市農業委員会委員の推薦.....	155
1	日程第4 意見書案第1号ないし第17号.....	155
	提案説明 (意1、2 中島議員).....	155
	提案説明 (意3 林下議員).....	156
	討 論 新谷議員.....	156

討 論 佐々木議員.....	159
採 決.....	160
1 閉 会.....	160

議事事件一覧表

議案

議案	案	第	1	号	平成20年度小樽市一般会計補正予算
議案	案	第	2	号	小樽市職員定数条例の一部を改正する条例案
議案	案	第	3	号	小樽市職員恩給条例の一部を改正する条例案
議案	案	第	4	号	小樽市税条例の一部を改正する条例案
議案	案	第	5	号	小樽市子ども発達支援センター条例の一部を改正する条例案
議案	案	第	6	号	小樽市福祉医療助成条例の一部を改正する条例案
議案	案	第	7	号	小樽市保健所使用条例等の一部を改正する条例案
議案	案	第	8	号	小樽市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案
議案	案	第	9	号	平成20年度小樽市一般会計補正予算
議案	案	第	10	号	和解について
議案	案	第	11	号	小樽市非核港湾条例案
議案	案	第	12	号	工事請負変更契約について
議案	案	第	13	号	小樽市議会政務調査費の交付に関する条例等の一部を改正する条例案
議案	案	第	14	号	小樽市固定資産評価審査委員会委員の選任について
議案	案	第	15	号	人権擁護委員候補者の推薦について
議案	案	第	16	号	小樽市議会会議規則の一部を改正する規則案

意見書案

意見書案	案	第	1	号	イラクからの自衛隊即時撤退を求める意見書（案）
意見書案	案	第	2	号	世界一高い学費の軽減、教育の機会均等の実現を求める意見書（案）
意見書案	案	第	3	号	後期高齢者医療制度の廃止に関する意見書（案）
意見書案	案	第	4	号	国による公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化を求める意見書（案）
意見書案	案	第	5	号	北海道地域最低賃金の大幅な改善を求める意見書（案）
意見書案	案	第	6	号	地方財政の充実・強化を求める意見書（案）
意見書案	案	第	7	号	義務教育無償、義務教育費国庫負担制度の堅持と教育予算の拡充を求める意見書（案）
意見書案	案	第	8	号	「協同出資・協同経営で働く協同組合法（仮称）」の速やかな制定を求める意見書（案）
意見書案	案	第	9	号	取調べの可視化の実現を求める意見書（案）
意見書案	案	第	10	号	子宮頸がん予防ワクチンに関する意見書（案）
意見書案	案	第	11	号	日本映画への字幕付与を求める意見書（案）
意見書案	案	第	12	号	携帯電話リサイクルの推進を求める意見書（案）
意見書案	案	第	13	号	地球温暖化防止に向けた国民的運動の推進を求める意見書（案）
意見書案	案	第	14	号	障害者医療費助成に関する意見書（案）
意見書案	案	第	15	号	障害者権利条約の早期批准と国内法整備に関する意見書（案）
意見書案	案	第	16	号	福祉の人材確保に関する意見書（案）
意見書案	案	第	17	号	食料自給率向上へ農政の根本的転換を求める意見書（案）

陳情

陳情	情	第	1003	号	朝里・新光地域における多目的コミュニティセンター設置方について
陳情	情	第	1004	号	小樽市において泊原発3号機でのプルサーマル計画の説明会の開催要請方について
陳情	情	第	1005	号	米艦の入港に当たり、港湾管理者の権限を尊重し、市民不安の解消を図る意見書提出方について
陳情	情	第	1006～1084	号	新「小樽市室内水泳プール」の早期建設方について

質 問 要 旨

会派代表質問

中島議員（6月16日1番目）

答弁を求める理事者 市長、教育長及び関係理事者

- 1 財政問題について
- 2 新病院建設について
- 3 後期高齢者医療制度について
- 4 介護保険制度について
- 5 小樽市奨学金について
- 6 その他

大竹議員（6月16日2番目）

答弁を求める理事者 市長、教育長及び関係理事者

- 1 行財政問題について
- 2 市立小樽病院の改革プランについて
- 3 新市立病院の建設について
- 4 小樽市保健所の役割について
- 5 小樽市の第一次産業の役割と市民生活について
- 6 カジノ新法について
- 7 学校適正配置計画について
- 8 その他

千葉議員（6月17日1番目）

答弁を求める理事者 市長、教育長及び関係理事者

- 1 財政について
- 2 議案第2号について
- 3 議案第5号について
- 4 市立病院について
- 5 小樽市の高齢化について
 - (1) 地域福祉ネットワークについて
 - (2) 中心市街地活性化について
 - (3) 社会参加について
- 6 子育て支援策について

- 7 自殺予防の取組について
- 8 学校施設の耐震化対策について
- 9 学校のアレルギー疾患対策について
- 10 その他

山口議員（6月17日2番目）

答弁を求める理事者 市長及び関係理事者

- 1 観光の現状と観光客動態調査について
- 2 観光の三つの課題について
 - （1）地場産品の開発
 - （2）時間消費型・滞在型観光に向けて
 - （3）新たな交流観光拠点の開発整備
- 3 税の滞納と多重債務相談について
- 4 地区計画と市街地の高度規制について
- 5 その他

吹田議員（6月17日3番目）

答弁を求める理事者 市長、教育長及び関係理事者

- 1 児童手当・育児手当の取組について
- 2 新型インフルエンザ対策について
- 3 新病院の今後及び建設用地問題について
- 4 教育施設の耐震問題について
- 5 小樽市の児童・生徒の教育環境について
- 6 その他

一般質問

新谷議員（6月18日1番目）

答弁を求める理事者 市長、教育長及び関係理事者

- 1 温暖化対策について
- 2 耐震化対策について
- 3 子供の問題に関して
- 4 日本銀行旧小樽支店行舎跡地問題について
- 5 その他

井川議員（６月１８日２番目）

答弁を求める理事者 市長、教育長及び関係理事者

- 1 企業誘致について
- 2 北海道洞爺湖サミットの波及効果について
- 3 後期高齢者医療制度について
- 4 教育について
- 5 その他

成田（祐）議員（６月１８日３番目）

答弁を求める理事者 市長及び関係理事者

- 1 市立病院と公立病院改革プランについて
- 2 商店街振興策について
- 3 観光について
- 4 その他

林下議員（６月１８日４番目）

答弁を求める理事者 市長及び関係理事者

- 1 後期高齢者医療制度について
- 2 地方分権改革と税財源問題について
- 3 介護保険制度問題について
- 4 泊原子力発電所のプルサーマル発電について
- 5 その他

齊藤（陽）議員（６月１８日５番目）

答弁を求める理事者 市長及び関係理事者

- 1 介護従事者の雇用実態について
- 2 廃棄物の分別、再資源化の促進について
- 3 平成１９年度小樽市観光入込客数について
- 4 その他

平成20年
第2回定例会会議録 第1日目
小樽市議会

平成20年6月11日

出席議員(28名)

1番	秋	元	智	憲	2番	千	葉	美	幸	
3番	鈴	木	喜	明	4番	吹	田	友	三郎	
5番	大	橋	一	弘	6番	成	田	祐	樹	
7番	菊	地	葉	子	8番	中	島	麗	子	
9番	高	橋	克	幸	10番	斉	藤	陽	一良	
11番	佐	野	治	男	12番	山	田	雅	敏	
13番	佐	藤	禎	洋	14番	濱	本		進	
15番	井	川	浩	子	16番	林	下	孤	芳	
17番	斎	藤	博	行	18番	山	口		保	
19番	佐	々	木	勝	利	20番	新	谷	と	し
21番	古	沢	勝	則	22番	北	野	義	紀	
23番	横	田	久	俊	24番	成	田	晃	司	
25番	前	田	清	貴	26番	大	竹	秀	文	
27番	見	楚	谷	登	志	28番	久	末	恵	子

欠席議員(0名)

出席説明員

市	長	山	田	勝	麿	副	市	長	山	田	厚										
教	育	長	菊		讓	水	道	局	長	小	軽	米	文	仁							
総	務	部	長	山	崎	範	夫	財	政	部	長	貞	原	正	夫						
産	業	港	湾	部	長	磯	谷	揚	一	医	療	保	険	部	長	佃	信	雄			
福	祉	部	長	長	川	修	三	保	健	所	長	外	岡	立	人						
生	活	環	境	部	長	小	原	正	徳	建	設	部	長	嶋	田	和	男				
小	樽	病	院	長	吉	川	勝	久		消	防	長	安	達	栄	次	郎				
教	育	部	長	大	野	博	幸	監	査	委	員	長	宮	腰	裕	二					
会	計	管	理	者	中	塚	茂	総	務	部	長	貞	村	英	之						
総	務	部	総	務	課	長	田	中	泰	彦	財	政	部	財	政	課	長	木	下	正	樹

議事参与事務局職員

事務局長	松川明充
庶務係長	北出晃也
調査係長	関朋至
書記	大崎公義
書記	島谷和大

事務局次長	佐藤正樹
議事係長	中村弘二
書記	相澤幸
書記	小林由美子
書記	高野香織

開会 午後 1時00分

議長（見楚谷登志） これより、平成20年小樽市議会第2回定例会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、鈴木喜明議員、古沢勝則議員を御指名いたします。

日程第1「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期を、本日から6月30日までの20日間といたしたいと思います。

これに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（見楚谷登志） 御異議なしと認め、さように決しました。

日程第2「議案第1号ないし第11号」を一括議題といたします。

まず、議案第1号ないし第10号について、市長から提案理由の説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（見楚谷登志） 市長。

（山田勝磨市長登壇）（拍手）

市長（山田勝磨） ただいま上程されました各案件について提案理由の概要を説明申し上げます。

初めに、議案第1号の一般会計補正予算について説明申し上げます。

このたびの補正予算の主なものといたしましては、富岡公民館の補修に係る助成金のほか、障害者自立支援に係る事業について所要の経費を計上するとともに、今年10月から対象を拡大する予定の重度心身障害者や乳幼児等への医療助成に要する経費を計上いたしました。

また、7月7日から開催される北海道洞爺湖サミットに関連し、後志管内の特産品のPRや報道関係者などを小樽へ誘致するための事業に係る負担金や補助金を計上するとともに、今年度から施行いたしました「小樽ファンが支えるふるさとまちづくり寄附条例」に基づく寄附について、基金への積立金を計上いたしました。

議案第9号の一般会計補正予算につきましては、日正寺石垣崩落事故控訴審等の和解金及び弁護士報酬の予算を措置するものであります。

以上の結果、一般会計における補正額は、歳入歳出ともに6,021万円の増となり、財政規模は559億7,487万1,000円となりました。

次に、議案第2号から議案第8号までについて説明申し上げます。

議案第2号職員定数条例の一部を改正する条例案につきましては、職員の定数を変更するものであります。

議案第3号職員恩給条例の一部を改正する条例案につきましては、株式会社日本政策金融公庫法の施行に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第4号市税条例の一部を改正する条例案につきましては、地方税法等の一部改正に伴い、個人の市民税について、寄附金の控除制度を改正し、及び公的年金からの特別徴収制度を導入するとともに、上場株式等に係る譲渡所得等及び配当所得に対する課税について見直すほか、所要の改正を行うものであります。

議案第5号こども発達支援センター条例の一部を改正する条例案につきましては、指定障害福祉サービスに係る事業所の指定の取扱いの変更に伴い、基準該当事業所として位置づけていたこども発達支援センター分室を、指定児童デイサービス事業所である同センターの従たる事業所として位置づけるもの

であります。

議案第6号福祉医療助成条例の一部を改正する条例案につきましては、北海道の医療給付事業の制度改正に伴い、医療費の助成対象者の範囲を拡大するものであります。

議案第7号保健所使用条例等の一部を改正する条例案につきましては、診療報酬の算定方法を定める厚生労働省告示の全部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第8号消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案につきましては、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い補償基礎額の加算額を改定するとともに、株式会社日本政策金融公庫法の施行に伴い所要の改正を行うものであります。

次に、議案第10号和解につきましては、札幌高等裁判所において係争中の日正寺石垣崩落事故控訴審について、裁判上の和解を成立させるため議決を求めるものであります。

以上、概括的に説明申し上げましたが、なにとぞ原案どおり御可決賜りますようお願い申し上げます。

(拍手)

議長(見楚谷登志) 次に、議案第11号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

(「議長、7番」と呼ぶ者あり)

議長(見楚谷登志) 7番、菊地葉子議員。

(7番 菊地葉子議員登壇)(拍手)

7番(菊地葉子議員) 日本共産党を代表して、議案第11号小樽市非核港湾条例案の提案説明をします。

「憲法9条を守ろう」、「米軍基地強化反対」、「速やかな核兵器の廃絶を」、「イラク・アフガニスタンから外国軍は撤退を」、今、さまざまな平和の願いが渦巻いています。

イラクでは開戦以来、100万人とも言われる人々が命を奪われ、500万人以上が難民となっています。イラク国民の8割がまともな公衆衛生サービスも受けられない暮らしを強いられており、アフガニスタンでも武力による治安維持が暴力の悪循環をもたらしています。米兵も死者が4,000人、傷病者は5万人を超え、イラク戦費は米国1世帯当たり42万円とも言われ、貧困や不況に苦しむ国民の大きな負担となっています。こうした下でイラク政策を支持しない国民は6割から7割に達し、ブッシュ政権への批判は大きく広がっています。最大で41か国だったイラク戦争の有志連合参加国も21か国にまで減り、今や兵力の93パーセントは米軍、イラク戦争を積極的に支持したその国々の政権は次々に選挙で敗れています。

こうした出来事は、大国が軍事力で世界を言いなりにできる時代は終わり、武力によらない平和づくりへの努力こそが世界の流れであることを教えてくれています。武力による威嚇又は行使の放棄や紛争の平和的手段による解決をうたった東南アジア友好協力条約への加盟国は24か国37億人、地球規模の57パーセントに達します。

北朝鮮の核問題をめぐっても、6か国協議による平和的解決の努力が続けられ、エクアドルやボリビアでは外国軍基地や武力行使を禁止する新しい憲法づくりが進められています。100兆円を超える世界の軍事費を削減し、飢餓・貧困の解決、温暖化防止など環境保護に回すべきとの声も広がっています。

人間らしい生活、よりよい未来を求める願いと結びついた平和を願う声の広がり下、アメリカ政府も簡単には気に入くない国に侵略するということができなくなっています。しかし、アメリカ政府は、核兵器をはじめとする強大な先制攻撃戦力を放棄したわけではなく、世界的な規模で米軍再編を進め、同盟国も巻き込んだ侵略と干渉の動きを強めています。日米軍事同盟を地球的規模で拡大し、一層侵略的なものとするための再編強化の動きを看過することはできません。

一方、日本国内でも、こうした動きに反対する住民ぐるみ、自治体ぐるみの闘いは、日米政府が合意した計画、再編実施のための日米のロードマップの実現を容易に許してはいません。岩国市、横須賀市、座間市、辺野古などで県民、市民の闘いが広がっています。また、各地では米軍兵士による犯罪が後を絶たず、米兵犯罪者に有利な日米地位協定の改定を求める世論も広がっています。

26年前、小樽市議会が全会一致で決議した小樽市核兵器廃絶平和都市宣言に込められた思いが実現する歴史的条件が広がっている中で、核搭載可能な米艦船の小樽港への繰り返し入港は許されません。日本国憲法の平和条項の実現、国の非核三原則の実効性、非核港湾行政の積極的な推進を目的とする本条例案への賛同を議員各位の皆さんに訴え、提案説明といたします。(拍手)

議長(見楚谷登志) 日程第3「休会の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

議案調査のため、明6月12日から6月15日まで4日間、休会いたしたいと思います。

これに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(見楚谷登志) 御異議なしと認め、さように決しました。

本日は、これをもって散会いたします。

散会 午後 1時13分

会議録署名議員

小樽市議会 議 長 見 楚 谷 登 志

議 員 鈴 木 喜 明

議 員 古 沢 勝 則

平成20年
第2回定例会会議録 第2日目
小樽市議会

平成20年6月16日

出席議員（28名）

1番	秋	元	智	憲	2番	千	葉	美	幸
3番	鈴	木	喜	明	4番	吹	田	友	三郎
5番	大	橋	一	弘	6番	成	田	祐	樹
7番	菊	地	葉	子	8番	中	島	麗	子
9番	高	橋	克	幸	10番	斉	藤	陽	一良
11番	佐	野	治	男	12番	山	田	雅	敏
13番	佐	藤	禎	洋	14番	濱	本		進
15番	井	川	浩	子	16番	林	下	孤	芳
17番	斎	藤	博	行	18番	山	口		保
19番	佐	々	木	勝	20番	新	谷	と	し
21番	古	沢	勝	則	22番	北	野	義	紀
23番	横	田	久	俊	24番	成	田	晃	司
25番	前	田	清	貴	26番	大	竹	秀	文
27番	見	楚	谷	登	28番	久	末	恵	子

欠席議員（0名）

出席説明員

市	長	山	田	勝	磨	副	市	長	山	田	厚
教	育	長	菊		讓	水	道	局	長	小	軽
総	務	部	長	山	崎	範	夫	財	政	部	長
産	業	港	湾	部	長	磯	谷	揚	一	医	療
福	祉	部	長	長	川	修	三	保	健	所	長
生	活	環	境	部	長	小	原	正	徳	建	設
小	樽	病	院	長	吉	川	勝	久	消	防	長
教	育	部	長	大	野	博	幸	監	査	委	員
会	計	管	理	者	中	塚	茂	監	事	務	局
総	務	部	総	務	課	長	田	中	泰	彦	企
											画
											政
											策
											室
											長
											財
											政
											部
											財
											政
											課
											長
											木
											下
											正
											樹

議事参与事務局職員

事務局長 松川明充
庶務係長 北出晃也
調査係長 関朋至
書記 大崎公義
書記 島谷和大

事務局次長 佐藤正樹
議事係長 中村弘二
書記 相澤幸
書記 小林由美子
書記 高野香織

開議 午後 1時00分

議長（見楚谷登志） これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、成田祐樹議員、斎藤博行議員を御指名いたします。

日程第1「議案第1号ないし第12号」を一括議題といたします。

まず、本日、新たに提案されました議案第12号について、市長から提案理由の説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（見楚谷登志） 市長。

（山田勝麿市長登壇）（拍手）

市長（山田勝麿） ただいま追加上程されました議案第12号について、提案理由を説明申し上げます。

平成18年度に工事請負契約を締結して実施しております重要文化財旧手宮鉄道施設機関車庫三号保存修理工事につきましては、設計変更の必要が生じたため、契約金額2億8,350万円をもって株式会社福島工務店と請負変更契約を締結するものであります。

何とぞ原案どおり御可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（見楚谷登志） これより、質疑及び一般質問を一括し、会派代表質問を行います。

通告がありますので、順次、発言を許します。

（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

議長（見楚谷登志） 8番、中島麗子議員。

（8番 中島麗子議員登壇）（拍手）

8番（中島麗子議員） 平成20年第2回定例会に当たり、日本共産党を代表して質問します。

初めに、6月14日、岩手県、宮城県で震度6強の大地震が発生しました。被災者の皆さんに心からお見舞いを申し上げますとともに、政府や自治体が被災者の救援と支援に万全の策をとるよう求めて、質問に入ります。

最初は、財政問題についてです。一般会計の20年度の財政運営に関して伺います。

5月22日の第1回臨時会で、13億7,900万円の繰上充用を行いました。これに日正寺のがけ崩落事故の和解金等を入れると、一般会計はさらに4,200万円の赤字が膨らみます。平成20年度の決算から適用される地方財政健全化法の一連の基準のうち連結実質赤字比率は19年度の決算見込みで17パーセントとの説明でしたが、小樽市の連結実質赤字比率の早期健全化基準は16.7パーセントとのことです。既に基準を超えています。20年度の財政運営を少しでも改善しなければ早期健全化団体となり、地方債協議制移行の下で起債許可団体となってしまいます。3定で決算が確定し、若干赤字は減少しても、第3回定例会、第4回定例会、5定の補正などを考えて、財政の見通しについてお聞きします。20年度は単年度を黒字にできるのか。累積赤字を減少して連結実質赤字比率は16.7パーセントをクリアできるのか。病院の赤字が一番大きいのですが、これをどれくらい圧縮すれば連結赤字比率をクリアできるのか、お答えください。

また、実質公債費比率は、18年度決算で既に20.2パーセントで、正常値ラインである18パーセントを大きく超過しています。当初の公債費負担適正化計画では、20年度までに3年間の平均値で18パーセント未満にする予定でした。今後ともまた増加するようなことになれば、建設事業費の抑制で適正化していくことになるのでしょうか、対策をお聞かせください。

見直した財政健全化計画についてお聞きします。

計画では、これからの取組として歳出削減、歳入増加計画を示していますが、使用料・手数料等の改定は来年度3,000万円増を見込んでいます。どの分野を値上げする予定でしょうか、お答えください。

今後5年間の市税収入を31億円の落ち込みと予測していますが、地方交付税は最近の削減の事実からかたく見込んだとして、これを補てんする増額予算になっていません。自治体の経済的事情などの市税落ち込みに対しては、地方交付税法により補てんされることになっています。これでは、地方交付税の財源保障、財政調整機能が果たされていません。長引く不況の下で市税収入が落ち込む一方で、地方交付税は国に対して平成15年度に戻して交付するよう求めるべきと考えますが、市長の見解を求めます。

議案第4号小樽市税条例の一部を改正する条例案について質問します。

初めに、公的年金からの特別徴収の導入についてです。

来年10月から65歳以上の市民を対象に、住民税を年金から天引きする問題です。2000年に介護保険制度が始まり、65歳以上の市民の介護保険料が年金から天引きされ、今年度からは後期高齢者医療制度が始まり、75歳以上の高齢者の保険料が年金から天引きになりました。今年10月からは65歳から74歳までの国民健康保険料も年金から天引きです。そして来年10月から市民税まで天引きでは、年金生活者はやり切れない思いです。口座振替などでまじめに納めているのになぜ年金から天引きするのか、理由をお聞かせください。

小樽市では、何人が特別徴収の対象になるのか。その中で市民税の滞納がある人は何人いるのか、お答えください。その場合、滞納分もあわせて天引きするのでしょうか。

年金は個人の収入であり財産ですから、本人の了解なしに天引きは許されないはずで、地方税法が改正されたからといって、市民が全く知らないうちに年金からの天引きを決めるべきではありません。来年10月からの実施ですから、急いで決める必要はないはずで、市民に説明し、それから条例改正するのが適切ではありませんか。その後、議会に諮るべきです。市長の見解を求めます。

次に、寄附金の控除制度です。

個人住民税の寄附金税制の拡充、税額控除が具体化し導入されました。自治体への寄附金は5,000円を超える分について個人住民税の1割程度を限度に税額を軽減するもので、いわゆるふるさと納税です。寄附を受けた自治体は全額増収になります。今年度、市の予算に計上されているのでしょうか。寄附を拡大する対策を検討する計画はあるのでしょうか、お答えください。

また、反対に、小樽市民が他都市に寄附をした場合は、市の市民税が減少することになります。小樽市の財政にとってメリットになるのでしょうか、見直しをお聞かせください。

次は、上場株式等にかかわる譲渡所得や配当所得に対する課税見直しの件です。

株式譲渡益や配当に係る所得税と住民税を合わせた税率は2003年に20パーセントから10パーセントに引き下げられていましたが、2009年1月から原則20パーセントに戻されます。1億円の株式の配当益を得た人が10パーセントしか税金を納めない本制度は、世界に例を見ない大金持ち優遇と批判されてきました。今回の提案は、例外的に2009年から2年間優遇措置を継続するものですが、直ちに廃止すべきと考えます。新たに導入される損益通算制度は、投資家にとっては税負担を軽減するものです。2003年度の税率引下げで小樽市への影響額は幾らか、また今後20パーセントに戻すと同額の収入増になるのか、お答えください。

次に、新市立病院建設問題についてお聞きします。

小樽市財政の動向に大きな影響を持ち、かつ大きな赤字を占めている病院問題でお聞きします。

平成19年度は、入院・外来収益を当初計画より3億円もダウンさせて達成したとしています。今後20年度の医業収益がどうなるのか、大きな問題です。

最初に、20年度入院・外来収益の各月別目標値をお示しください。

次は、今年度4月と5月の入院・外来収益の結果と、この実績で4月、5月の月別計画に照らしてど

うなのか、このことについてもお答えください。

平成19年度は、上半期の医業収益が計画より3億6,000万円も下回ったために、不良債務解消の病院負担分3億8,700万円を用意できず、3,300万円に減額し、一般会計負担分をさらに4億9,000万円上積みすることになり、結果的に新病院建設計画の中断という事態となりました。

病院の20年度の不良債務解消負担分は5億3,700万円です。19年度分3億8,700万円の解消ができなかった小樽病院の経営で達成できるのかが疑問です。とりわけ20年度予算編成時に予想していなかった医師2人の退職による影響は2億円減収の見込みといたしますから、基本になる医業収益をどのように確保するのか、お答えください。

次に、公立病院特例債の見直しについてお聞きします。

総務省は、2003年度以降の医師不足による不良債務を、平成20年度限りの7年間返済の長期債務に振り替える公立病院特例債の発行を認めています。2003年度からの小樽市の医師不足による不良債務額は幾らになるのでしょうか。申請して適用になる見直しはどうか、お答えください。

適用になった場合、長期債務に振り替わる金額にもよりますが、平成20年度の決算から適用される地方財政健全化法の連結実質赤字比率への影響はどのようになるのでしょうか。また、不良債務解消の病院負担分は確保されるのか。単年度黒字になるのか。これらの点についても説明してください。

4月から市立小樽病院は、病床を49床削減して、両病院の許可病床数は868床、実稼働480床に縮小しました。市長は、安定的に病床稼働率7割を確保するために、今後も削減を検討するとしています。19年度決算見込みで病床稼働率は各病院で何パーセントでしたか。今後、安定的に70パーセントにするための病床数はそれぞれ何床にする予定か、各病院ごとにお答えください。また、許可病床数の変更手続はいつごろになるのか、お答えください。

市長は、経営形態について、来年度から地方公営企業法の全部適用を予定し、地方独立行政法人化・非公務員型も視野に入れると言います。日本共産党小樽市議会議員団は、この5月、日本で初めて独立行政法人で町立病院を運営している長崎県江迎町の北松中央病院と全部適用を実施している長崎市民病院を視察してきました。簡単に紹介します。

北松中央病院は、内科と外科中心の医師12人、看護師130人、228床の病院です。昭和45年、全国的な看護婦夜勤制限闘争で閉鎖するところでしたが、北松浦郡の医師会による公設民営に変更して運営してきました。その後、平成17年、市町村合併による医師会再編成で医師数が減少、独立行政法人に移行しています。以上が経過ですが、給食、清掃、薬局などは従来型で継続しており、医師会運営以来35年間で赤字決算は3回のみ、現在28億円の累積赤字です。公設民営、地方独立行政法人の病院運営35年の経験を持つ石野理事長は、「廃止覚悟で再建に当たる。病院の健全経営に院長は努めるが、『赤字、黒字の責任は自治体の首長にある』と責任の所在を明らかにして取り組んできた」と述べています。

長崎市民病院は、22診療科414床、職員数は医師83人を含めて469人の病院です。他に成人病センターと町村合併で2病院が公立としてあります。平成11年度末で累積欠損金が91億8,000万円になり、再三の議会の指摘にもかかわらず、経営が改善されず経営効率の効果が見られないと、与党も含めて決算が不認定とされました。その後、平成15年度から公営企業法全部適用にして、一般会計から経営健全化補助金として平成14年から4年間、総額44億3,800万円を受け入れ、平成18年度から単年度黒字に改善しています。同病院は、全部適用にただけでは何も変わらなかった、職員給与を国家公務員レベルに引き下げ、外来は紹介を中心にして減らし、高度専門病院を目指すとしています。

両病院とも成功例ですが、北松中央病院は職員給与は10年間昇給なし、院内保育所は設置したが、採算が合わずと10年間で廃止しています。長崎市民病院は、退職者の後は嘱託で補充し続けてきましたが、

7対1看護体制導入で看護師50人が引き抜きに合い、新たに42人を正採用として確保せざるを得なかったといえます。病院職員の給与削減は、組合と11回の交渉をしても合意が得られず、最終的に当局の責任で実行しています。経営改善は職員の労働条件犠牲の上にはしかあり得ないのか、考えさせられました。

市長は、全部適用、地方行政独立法人化のこのような実態を承知して、新しい経営形態に変更するということでしょうか。また、市長の経営形態の変更の目的は何か、改めてお聞きします。お答えください。

財政健全化、不良債務解消は必要ですが、それが目的ではありません。自治体病院の赤字は、たび重なる診療報酬の引下げ、患者負担増による受診抑制、政府の医師数抑制政策の結果です。小樽市はさらに平成5年度から11年度までの7年間、それまでの一般会計からの交付税措置分以外の繰出しをほとんどやめ貸付金に変更したため、その額は平成5年度から11年度までに44億円になり、実質的な不良債務を抱えました。平成12年度からはまた繰入れを開始しています。したがって、小樽市の会計処理によってできた赤字としか言いようがありません。当時、なぜこのような会計処理をしたのか、その理由を説明してください。

市長は、平成11年度初当選以来、病院の新築を公約として、両病院の経営の効率化を進めてきました。現在の状況で新病院の建設は本当にできると考えているのか、質問いたします。病院の経営改善をどのように進める予定なのか、対策をお聞かせください。

自治体病院は全国に約1,000あり、過疎地域の医療や不採算医療など民間病院では経営が成り立たない分野で、住民の命と健康を守る役割を果たしています。小樽市は医師不足を理由に平成18年度から周産期医療と小児ベッドを廃止しました。国からの特別交付税は幾ら減額されたのでしょうか。市内の周産期病院は現在2病院のみで、小児の入院できる施設は市内に1か所です。市立小樽病院から周産期医療や小児入院医療が撤退して、市内医療機関に負担が増えても、民間病院に対して交付税は対象になりません。地域医療を守るために自治体病院の役割を果たす努力を続け、市内医療機関としっかり連携し、市民の要望にこたえ、市民に守られる病院のあり方を深めていくべきと考えますが、市長の見解をお聞かせください。

次は、後期高齢者医療制度についてお聞きします。

4月から始まった後期高齢者医療制度に対して、「長生きは悪いのか」「介護保険のほかにまた保険料天引きでは生きていけない」「なぜ75歳で区別するのか」と、国民から怒りがわき起こっています。

4月の朝日新聞の歌壇には「懸命に 生きたる罪か 人間の 枠外されし 後期高齢者」「後期高齢者 手話表現に 迷いつつ 終わりは近いと 手を動かさぬ」などの歌が投稿されています。前者は「20年来りウマチで保険証を使い通し、どこか申しわけない気持ちもあった。今回、身体障害者として75歳未満だけ後期高齢者医療制度の対象になるが、生きていくのがはばかられる思いがした」、後者は手話を学ぶ77歳の女性で「後期高齢者を手話で伝えるとしたら、人生の終わりが近い人と表現するしかなかった」と言います。

自民党の堀内光雄元総務会長は、「家族のきずなを引き裂くものだ」と批判し、制度の凍結を求めています。野中広務元幹事長は、「75歳以上の方は国のために一生懸命尽くしてきた」と廃止を訴え、中曽根元首相も反対を表明しています。これらの批判の中心は、75歳という年齢で区切って加入保険を変更し、受ける医療に差別を導入する、やがて死ぬのだからお金をかけるのはもったいないという医療費削減政策に対する怒りであり、人間の尊厳を傷つけられた怒りです。

新聞各紙の世論調査では、後期高齢者医療制度を評価しないと答えた人は7割を超え、全国の都道府県医師会の6割が反対や批判の態度を表明しています。国会では、日本共産党、民主党、社民党、国民

新党が4党共同で後期高齢者医療制度の廃止法案を提出し、参議院で可決されました。福田内閣の支持率は最近の時事通信社の6月の調査では19.1パーセントで、政府も低所得者対策など保険料軽減などの制度を見直さざるを得ない事態になりました。6月8日に行われた沖縄県議選では、後期高齢者医療制度が焦点になり、与党は過半数を割り込みました。

山田市長は、平成20年第1回定例会で我が党の北野義紀議員の代表質問に対して、「この制度は、高齢者が安心して将来にわたり必要かつ適切な医療が受けられるように、公平でわかりやすい独立した医療制度として評価し、適正に運用されるよう見守っていきたい」と答弁しています。再度、後期高齢者医療制度に対する市長の見解をお聞かせください。

後期高齢者医療保険料についてです。

保険料は、所得割と均等割の合計額ですが、北海道は1人当たり平均保険料は低所得者対策をした後の額で7万3,876円です。所得割は全国一高い9.63パーセントで、すべての人に課せられる均等割は4万3,143円ですが、全国的な保険料と比べて高いのか安いのか、お知らせください。

政府は、保険料は低所得者で負担軽減が増加し、高所得者で負担が増えると説明してきましたが、日本共産党の追及で実態調査をした結果、マスコミも報道しているとおり、低所得者ほど負担増になる実態が明らかになりました。政府の調査では、国民健康保険料に資産割を課している市町村で資産を持たない高齢者にも資産割を入れて算定したり、子供世帯と同居している場合、世帯全員の収入額が低所得者軽減を適用するための保険料が高くなる比率が高いのに、この世帯例が十分反映されていません。このような値上げ隠しとも言われる調査でも、低所得者への保険料引上げ率が高いことが明らかになりました。これまで社会保険の被扶養者だった全国200万人は全員値上げですから、さらに多数の値上げが予測されます。

小樽市の国から求められたモデルケースでは、どうなったのかをお知らせください。また、特別徴収と普通徴収の対象数もお答えください。

保険料は2年ごとの見直しですが、75歳以上人口と総医療費の増加に合わせて増加し、将来的に値上げの一途になる仕組みですが、普通徴収対象者が払い切れなくなると保険証を取り上げ、資格証発行になります。しかし、自治体が資格証発行対象者を北海道後期高齢者医療広域連合に報告しなければわからないわけですから、これは市長判断で対応できる内容です。市長は、75歳以上の高齢者から保険証を取り上げることにについて、やむなしとするのか、見解をお聞かせください。

次に、障害者の問題です。

65歳から74歳で一定の障害のある方は、後期高齢者医療制度に入るかどうかは選択制です。しかし、北海道は、同制度への加入を道の重度心身障害者医療費助成を受ける条件にしており、国保などに残ると障害者医療助成が受けられず、3割負担になるために、ほとんどの人が新制度に移行しました。保険料は年金からの天引きになり、新制度移行により保険料が増加する場合もあり、問題です。厚生労働省の調査では、今年3月末で加入しなかった人は全国で8万7,217人おり、対象者66万9,000人の13パーセントに当たります。小樽市の障害者対象数と新制度に移行しなかった数、その割合をお聞かせください。

北海道は、道内各市町村に障害者医療制度の新制度移行への意向調査を実施しています。その中で17市町村が反対、異議を表明していますが、小樽市長はどのように回答したのでしょうか、お答えください。

障害者医療制度は、重度障害1級、2級を対象者とし、非課税世帯では入院費は無料、外来診療費も一部負担金のみです。加入している保険制度にかかわらず助成されるべきものです。全国でも北海道を含む10道県が後期高齢者医療制度に加入しないと障害者医療制度の対象から外していることは、早急に

改善すべきです。新制度の導入で障害者に不利益を強いるべきではありません。市長として、北海道に新制度に移行しなくても障害者医療助成が受けられるよう要望することを求めますが、見解をお聞かせください。

制度の市民周知の問題です。

小樽市広報では6月号に、「お答えします長寿医療制度の疑問」の記事が掲載されています。その中に「夫が社会保険から長寿医療に移った。夫の扶養になっていたわたしはどうしたらよいのか」とあり、答えは、国保か家族の社会保険に加入するよう勧めて、「手続きが遅れるとその間の医療費が全額自己負担となることがありますので、忘れずに手続きしてください」とあります。4月1日から始まる制度の保険空白期間という重要なお知らせを6月にしたのはなぜか、お答えください。また、国保加入者が入院中に75歳の誕生日を迎えた場合は、国保と後期高齢者の自己負担限度額をそれぞれ払わなければならない。なぜこのようなことになるのか、事前の説明はされたのか、あわせてお知らせください。

次は、介護保険について質問します。

介護保険は、3年に一度の見直しで、今年度中に平成21年度から23年度までの介護保険事業計画と高齢者福祉計画を策定します。そのため、3年間の小樽市の介護の実態と課題を明らかにすることが大切です。平成18年度から介護予防の推進が重視され、介護給付とは別立ての新予防給付が創設され、これまで要介護1だった人は、認知症や病状不安定な人を除いて原則として要支援にランクが下げられました。小樽市では、平成19年1月から開始していますから、17年度末と19年度末を比較して、要支援と要介護数がどのように変化しているのかをお答えください。また、介護サービスと支援サービスの給付費についても、新予防給付開始後の変化をお知らせください。

平成18年度決算で3億7,330万円もの剰余金を出し、国と道への超過交付金と1号被保険者への返還金を除いても、18年度から新たに値上げした介護保険料分を上回る結果になりました。この分は基金に積み立てましたが、19年度決算見込みで2億2,000万円、さらに今年度分の剰余金も見込まれるわけですから、国への返還金を差し引いても基金総額は6億円を超過します。これは来年度からの介護保険料に充て、保険料は下げるべきと考えますが、いかがでしょうか。市長の見解をお聞きします。その場合、介護サービス量も受給者数も現計画のままとして6億円を保険料に投入すると保険料は幾らになるのか、試算額もお示しください。

要支援では、介護予防の立場から、できるだけ一緒に家事をすることになっています。介護の現場では、ほとんど動けないために家事もできないケースもあり、なぜこんな人が要支援なのか、疑問の声も出ています。認定調査の結果で要介護度が低くなり、要支援になると使えないサービスがあります。病院などへの通院を介助するサービスは、要介護1以上でない対象にならず、要介護から要支援に移行した多くのお年寄りがこのサービスを利用できなくなりました。介護度でサービス内容を限定せず、利用者に必要なサービスが受けられるよう、ぜひ小樽市として意見を上げてください。答弁を求めます。

次に、施設サービスの件です。

厚生労働省は、平成23年度までに介護保険が適用される療養病床を全廃する方針で、これは今後策定される平成21年度から3年間の介護保険事業計画の最終年度に当たります。小樽市では、現在7病院、3医院で677床の介護療養ベッドがありますが、ある病院では、今年秋で60床全部廃止の方針で、入所者に施設移動、自宅復帰を打診しています。受入先が不明確なまま療養病床の廃止は認められません。小樽市は、国の廃止計画に基づいて3年後の療養病床数をどのように検討するのでしょうか、お聞かせください。

2月末で特別養護老人ホームは402床あり、待機者は重複して申し込んでいますが、1,400人を超えて

います。毎年何人が入所できているのか、施設の増設計画はないのか、お聞かせください。

待機者の中には順番が来てても経済的理由であきらめるケースもあると聞きますが、やすらぎ荘の改築、朝里温泉の新築に引き続き今年度開設予定の施設はいずれもユニット型居室のため、生活保護者は入居できず、本人及び世帯全員が非課税の世帯でも居住費は1か月9万3,300円もかかります。本人が入所した後、家族も生活費が必要ですから、なかなか入所できません。入所希望者の実態を調査して、低所得者も利用できる施設の建設あるいはユニット型にも入所できるよう国に意見を上げてください。いかがでしょうか。

介護職員確保の問題です。

介護福祉の現場で働く労働者は、厳しい労働条件と賃金の安さのため、働きがいを感じながらも離職する人が後を絶ちません。市内のある事業所では、パート料金が1時間1,000円から1,500円、1日平均3件びっしり働いても月12万円と低いです。技術を身につけた熟練ヘルパーも仕事が重く賃金が安いいため、やめていくそうです。最近はグループホームに移る人が多いと聞きました。ハローワークで募集しても応募がない。ヘルパー研修を開催しても定員20人に対して13人ほどしか集まらず、市内では今年4月、ヘルパー養成事業を撤退した事業所も出ています。ヘルパーの不足で仕事量が増え、さらに重労働になるという悪循環です。在宅重視の介護保険制度なのに、人材不足ではサービス提供が滞るとの声が上がっています。小樽市は、これらの現場の実態をどのように把握し、検討していく予定でしょうか、お答えください。

5月13日、財務省は、財政制度等審議会財政構造改革部会に、介護制度の現状と課題として、軽度要介護者は対象外にして、自己負担割合を1割から2割に引き上げ、給付費を年間2兆900億円削減する試算をしています。軽度とは要介護2以下を示しています。社会保障費削減の財政的見地からだけの試算だとは思いますが、小樽市に当てはめるとき、適用外になる数は何人で、これは現在介護サービス、予防給付を受けている総数の何パーセントに当たりますか、お答えください。

最後に、小樽市奨学金について質問します。

今年の春もまた、市内の高校に新しい学生が入学しました。しかし、日本の学費は世界一高く、国民生活金融公庫による子育て世帯についての実態調査によれば、高校入学から大学卒業までにかかる費用は1人平均1,045万円で、教育費は年収の34パーセントにもなります。問題は、貧困と格差の拡大の中で学費が高すぎるために、アルバイトで体を壊したり、中途退学をせざるを得ない学生が増えていることです。経済的理由で2007年度中に私立高校を中退した生徒は、1校当たり1.74人に上り、2006年度の0.97人から大幅に増え、1998年度の調査開始以来、最悪の数字になりました。全国私立学校教職員組合連合の調査結果ですが、「経済格差が進んでいるほか、学費を滞納する生徒に対して学校側が猶予を与えず、退学させる傾向が強まっている」と報告しています。期日までに入学金が未納だという理由で生徒を入学式に参加させないという事態まで起きています。高校は進学率が97パーセントを超え、準義務教育とも言うべき実態ですが、母子家庭や生活保護世帯では進学そのものが困難です。小樽市には、小樽市民の家族であること、経済的困難があること、学業に励んでいること、この3点を申請条件にして70人枠で月額7,000円の奨学金制度があります。7,000円のうち4,000円は給付、残り3,000円が貸与ですから、全額返還の奨学金より大変喜ばれています。しかし、70人という制限があり、毎年3年生卒業分を新規募集しています。応募に対して奨学生選考委員会で審議すると聞いていますが、5年間の応募数と該当しなかった数はどれくらいか、その際の選考基準は成績になるのか、お聞かせください。

奨学金の財源は奨学資金基金ですが、小樽市の財政からは支出していません。札幌市では、障害者を含め大学生、高校生などを対象に、返済義務のない奨学金、入学支援金を実施しており、対象枠を今年

度55人拡大し230人にしています。支給総額は約3,500万円で、不足分は一般会計から充当しています。小樽市では、今後、基金が底をついたら奨学金制度をなくす方向でしょうか。一般会計からの支出は考えていないのか、奨学金の今後のあり方について、教育長の見解をお聞かせください。

市内の奨学金担当の教員からは、もう少し対象枠を拡大してほしい、給付額を増額してもらえると助かる、他の奨学金の申込期限は6月中旬が多い、小樽市は4月20日前後で書類準備や保護者の考える時間を考慮すると、せめて連休明けくらいにしてほしいなどと要望がありましたが、検討できないでしょうか。

市内のある私立高校では、昨年1年間でどうしても授業料が払えず中途退学した生徒が3人、理由は母子家庭の母親の失業や会社の倒産など経済的なものでした。今年の入学生70人中1割が生活保護世帯、他に非課税世帯が1割で入学者の2割が生活困難だといえます。教育を受けることは基本的人権の一つであり、貧困は子供たちの責任ではありません。

高等教育予算水準の国内総生産に占める割合は経済開発機構加盟国の平均1.0パーセントに対して日本は0.5パーセントと、半分にすぎません。国際人権規約の第13条は、高校と大学を段階的に無償化することを決めています。日本政府は、国際人権規約に加わりながら、この条項については留保したままです。2001年には国連社会権規約委員会から、なぜ世界第2位の経済力の日本が認めないのかと勧告が出されているのに、現在も回答していません。

だれもお金の心配なしに教育が受けられる条件づくりは、若者に安心と希望をもたらす、日本の未来を支える基盤となります。日本共産党は、世界一高い学費を軽減し、経済的理由で学業をあきらめる若者をなくすために、公立、私立ともに高校や大学の授業料減免を拡大し、国の奨学金は無利子にし、授業料減免だけでは学業が続けられない場合、経済的支援も行う制度を提案しています。国に対して国際人権規約第13条の批准を求め、高等教育の無償化を促進するよう働きかけていただきたいと考えますが、教育長の見解をお聞きします。

再質問を留保して質問を終わります。（拍手）

議長（見楚谷登志） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（見楚谷登志） 市長。

（山田勝磨市長登壇）

市長（山田勝磨） 中島議員の御質問にお答えいたします。

初めに、財政問題でありますけれども、まず平成20年度の収支見通しについてであります。まだ年度が始まったばかりでありまして、現時点で収支を見通すことは困難であります。いずれにいたしましても、財政健全化の着実な実施に向けては、単年度収支の黒字化が必要でありますので、今後とも年度内の歳入予算の確保と執行経費の節減に最大限努めてまいりたいと考えております。

また、連結実質赤字比率の見通しについてであります。平成20年度当初予算段階では18.0パーセントであり、今後19年度の決算状況や20年度中の補正予算の状況によって変動してまいります。仮に早期健全化の基準を16.7パーセントとして試算いたしますと、この基準をクリアするためには、当初予算時点と比較して全会計で約4億1,000万円程度の赤字の圧縮が必要となります。

次に、実質公債費比率についてでありますけれども、昨年3月に策定いたしました公債費負担適正化計画におきましては、平成20年度で基準となります18パーセントを下回るとしておりましたが、その後、昨年6月に下水道事業に係る減価償却費や公債費に準ずる債務負担行為額の算定方法が変更になったこと、また今年3月に財政健全化計画の収支見直しを行ったことを受けまして、過日、公債費負担適正化

計画についても見直しをし、基準達成予定年度を平成28年度としたところであります。

また、この実質公債費比率改善に向けての今後の対策であります。分母となります地方交付税等の一般財源収入の動向にもよりますが、当面は建設事業を厳選することによる市債の新規発行の抑制や、低利で長期の民間資金を借り入れることなどが必要と考えております。

次に、本年3月に見直した財政健全化計画に関して、まず使用料・手数料等の改定であります。直近では平成17年に、昭和59年以来、約20年ぶりとなる施設使用料の改定を行いましたが、財政健全化計画は、社会経済情勢や財政状況などを踏まえ、使用料・手数料等については、四、五年程度の一定の期間ごとに見直しの必要性について検討することとしたものであります。具体的な見直しの内容についてであります。それぞれの施設の維持等に要するコストや受益者負担の割合のほか、道内他都市の状況なども参考としながら、必要なものについては見直しをしてみたいと考えております。

次に、地方交付税の復元についてでありますけれども、平成16年度からの三位一体改革の中で地方交付税の総額が大幅に削減され、本市が直面する危機的な財政状況の大きな要因となっております。このような状況を受け、過日開催されました全国市長会総会におきましては、都市税財源の充実強化に関する決議の中に「地方交付税の有する財源調整・財源保障の両機能が充分発揮できるよう、地方交付税総額を復元・増額し、一般財源の充実を図ること」との表現が盛り込まれたところであり、市といたしましても、今後とも市長会と歩調を合わせながら、地方交付税の増額などについて強く訴えてまいりたいと考えております。

次に、市税条例の一部改正に関連して、公的年金から個人住民税を特別徴収する理由であります。公的年金受給者に係る住民税については、現在、普通徴収の方法により行っており、年4回、銀行などの窓口に出向いて納付していただいております。今後、高齢化社会の進展に伴い、公的年金を受給する方々が増えてまいりますので、年6回の年金受給の際に自動的に納付していただくことにより、納税者の利便を図るとともに、徴収事務の効率化を図るという観点から、今回、地方税法が改正されたものと理解をしております。それに伴って関連する市税条例の改正を行うものであります。

次に、公的年金からの特別徴収の対象者数であります。平成20年度分の当初賦課時点で公的年金を受給されている方のうち1万3,319人に個人住民税を課税しており、基本的にはこの方々が対象と考えております。また、年金受給者の中での個人住民税の滞納者については、平成19年度分の実績で申し上げますと431人となっております。年金からの特別徴収については、現年度分を対象としており、滞納分についてはこれまで同様、納税交渉等により対応してまいります。

次に、特別徴収の実施時期であります。市町村は地方税法の規定の範囲内で条例で定めることとされており、税率や納期限など、法の規定により市町村の裁量とされている事項を除いては市町村に選択的判断の余地はないものと考えております。特別徴収をしないという選択肢はないものと認識しております。また、条例改正案の提案時期についてであります。実際の特別徴収は平成21年10月からとなります。来年1月には社会保険庁などの特別徴収義務者から電子化された支払報告書の送付が始まりますので、それまでに市の関連する電算システム等の整備が必要であり、さらに普通徴収されている個人市民税が特別徴収されるという新たな制度が導入されることとなりますので、その対象となる方々に対し、一日も早く周知をし、十分な説明責任を果たす必要があるものと考え、このたびの提案となったものであります。

次に、いわゆるふるさと納税についてであります。このたびの地方税法及び市税条例の改正により、市に対する個人の方からの寄附については、ふるさと納税制度の適用を受けることとなります。また、寄附金の予算計上につきましては、従前から寄附をいただいた後、その都度直近の議会において補正予

算として計上しておりますので、今後についても同様の扱いとしてまいります。

次に、寄附を拡大する対策であります。既に小樽ファンが支えるふるさとまちづくり寄附条例の施行に合わせて、市のホームページでもふるさと納税制度を含めて周知に努めているところでありますが、今後とも市内の大学の同窓会や東京・関西両小樽会などへもお願いしてまいりますし、市の広報などでさらにも周知に努めてまいりたいと考えております。

なお、ふるさと納税による本市財政にとってのメリットと見通しであります。確かにこの制度により一定程度の個人市民税の減収は想定されますが、何よりも市といたしましては、それを上回る全国の方々からの御寄附を期待しているところであり、なかなか見通しは立てられませんが、いわゆるふるさとまちづくり条例にある事業の推進にとりましては大きなメリットとなると考えております。

次に、上場株式等に係る軽減税率の適用による影響額であります。上場株式等に係る譲渡益及び配当に係る住民税分は、一たん北海道に納付され、その5分の3が株式等譲渡所得割交付金及び配当割交付金として道から市に納付されております。軽減税率の適用による両交付金の影響額については、過去の交付実績から積算した場合、平成16年度1,230万6,000円、17年度2,612万7,000円、18年度3,003万2,000円、19年度3,306万5,000円となります。なお、平成21年以降この軽減税率廃止の影響により、交付金につきましても増額が予定されますが、現時点でその額を予測することは困難であります。

次に、病院問題に関する御質問でありますけれども、まず初めに、平成20年度の入院・外来収益についてであります。入院については56億1,300万円、外来については28億8,100万円、合計84億9,400万円を目標としております。

次に、4、5月の実績などありますけれども、本年4月の入院収益の実績は4億4,700万円となり、目標に対し97パーセント、外来収益につきましては実績が2億4,200万円となり、目標に対し97.2パーセントとなりました。また、5月の実績につきましては、いずれも速報値であります。入院収益は4億3,900万円で、目標に対し92.1パーセント、外来収益は2億4,000万円となり、目標に対し101.2パーセントとなりました。

次に、医師の退職と入院・外来収益の確保についてでありますけれども、現在、内科の医師1名が大学医局の人事により他の病院への転出が予定されています。医師の減員後の入院・外来収益の確保につきましては、大変に厳しいものがありますが、その後任の医師を要請するなど診療体制の確保に努めますが、各部門ごとに収支改善への取組を行い、収支への影響を最小限にする努力をしてまいりたいと考えております。

次に、公立病院特例債についてであります。まず平成15年度以降の医師不足による病院収支の影響額につきましては、平成16年度から19年度までの4か年で約29億円と試算しております。本市では厳しい財政状況の中で病院の不良債務を増加させないためにも、一般会計からの繰入金をもってこれを補ってんしてきたところであります。また、特例債による長期債務への振替ができる額につきましては、地方財政健全化法の連結実質赤字比率から控除され、当該比率を改善させることとなります。特例債が本市に適用になるかどうかということですが、これまでさまざまな機会に要請をしておりますが、制度としては導入は可能であると考えておりますので、今後は導入の前提条件である市立病院改革プランの策定を行い、北海道や国とも具体的に協議を進めてまいりたいと考えております。なお、特例債導入後の病院収支計画への影響については、その金額や償還方法について北海道などとも調整し、より効果がある方法を検討してまいりたいと考えております。

次に、病床利用率でありますけれども、平成19年度はいずれも実稼働病床数を基にすると、小樽病院では68.1パーセント、第二病院では79.1パーセントとなる見込みであります。一方、許可病床数に対す

る利用率は、小樽病院では40.6パーセント、第二病院では49.7パーセントとなる見込みであり、今後は許可病床数を基にして70パーセント以上の病床利用率を維持するためにも、病床数の変更は必要であると考えておりますので、改革プランを策定する中で許可病床数の削減、時期について慎重に検討してまいりたいと考えております。

次に、経営形態の見直しについてでありますけれども、本市病院事業は多額の不良債務を抱えており、市立病院存続のためには経営改善は喫緊の課題となっております。このことから、経営改善のための一手法である地方公営企業法の全部適用を平成21年度に導入することを予定しているものであります。全部適用に伴い新たに置かれる管理者が人事、予算等の広範な権限を有することとなりますので、より医療現場の実情に即した経営が可能となるものであり、これによって経営改善が図られ、さらには市から分離した一つの企業となることから、職員の意識改革にもつながるものと期待しているところであります。

次に、平成5年度から11年度まで一般会計からの貸付けによる会計処理をしたことについてであります。当時、病院事業会計の収支悪化が見込まれる中ではありましたが、一般会計の財政状況も平成5年度から10年度まで単年度収支が赤字となるなど、大変厳しい状況にありましたので、病院事業会計の経営改善への取組を期待し、貸付けによる会計処理を行ったものと承知しています。

次に、病院の経営改善についてでありますけれども、経営の効率化、収支改善による不良債務の解消は、病院の統合新築のみならず、良質な診療に必要な医療機器の計画的な更新に起債を導入するためにも、なし遂げなければならない喫緊の課題であります。そのため、平成23年度で不良債務を解消するための計画を策定し、平成19年度においては目標を達成し、医療機器購入の起債許可を得たところであります。新病院建設の起債導入には、病院の不良債務解消と一般会計の財政健全化をともしなすことが必要となりますので、市政の最優先課題である市の財政健全化を着実に進めることにより、新病院の建設につながるものと考えております。また、病院の経営改善につきましては、これまでも業務の委託化や患者数に合わせた病棟の再編、7対1入院基本料の算定、職員給与の独自削減などに取り組んできたところであります。今後は、医師や看護師などの確保による医業収益の維持や、今ある両病院の施設や人材などの資源を効率的に生かして増収を図る一方で、収入に見合った支出のあり方を見直し、収支改善を図ることが大切であると考えておまして、病院経営の専門家のアドバイスもいただきながら取り組んでまいりたいと考えております。

次に、小児科病棟の廃止による影響でありますけれども、小児科の病床数に応じて算定されていた特別交付税2,395万円が平成19年度から減額となりました。

次に、市立病院と地域の医療連携でありますけれども、近年、地域医療を取り巻く環境が厳しくなっている中で、市民に安心・安全な医療を引き続き提供していくためにも、限られた医療資源を効率的かつ有効に活用することが求められております。これまでもオープン病棟の開設や地域医療連携室を設置し、医療連携に努めてまいりましたが、今後につきましては、現在策定中の市立病院改革プランの視点の一つであります再編・ネットワーク化を検討する中で、地域における市立病院の役割や市内公的病院、診療所との役割分担がどのように図られるのか、市内の医療関係者の皆さんとも協議を始めましたので、その協議の中からよりよい案が出てくることを期待しているところであります。

次に、後期高齢者医療制度についての御質問でありますけれども、後期高齢者医療制度は、これまでの老人保健制度の問題点を解決するため、長年にわたり多くの関係者が議論を積み重ねた上で高齢者の方々が将来にわたって安心して医療を受けられる制度として創設されたものと認識しています。しかし、残念なことに4月1日に制度がスタートしてから、制度に対する説明不足に端を発し、さまざまな問題

点や課題が指摘されてきております。これら制度に対する不信、不満、問題点等につきましては、まず国においてしっかりと対応し、高齢者の方々の声に耳を傾けながら信頼を回復し、制度の円滑な運営と定着を図るべきと考えております。

次に、北海道の1人当たりの平均保険料についてでありますけれども、全国平均と比べ2,000円ほど高く、47都道府県の中では高いほうから11番目となっております。

次に、国の保険料の実態調査についてでありますけれども、モデルケースとして単身世帯、夫婦世帯、子供夫婦との同居世帯など4形態に分けた上で収入の3区分を組み合わせ、全体としては12のパターンで後期高齢者医療制度の保険料と19年度の国民健康保険料とを比較したものであります。本市の結果では、単身世帯では収入の3区分において後期高齢者医療制度の保険料が低くなり、夫婦世帯では収入区分で夫の年金収入が79万円の場合は、後期高齢者医療制度の保険料が高くなっておりますが、夫の年金収入が201万円及び400万円の2区分の場合は低くなっております。また、子供夫婦との同居世帯では、収入の3区分のすべてにおいて後期高齢者医療制度の保険料が高くなっております。

次に、後期高齢者医療保険料の徴収方法別対象者数であります。4月1日現在、特別徴収対象者が1万5,847人、普通徴収対象者が4,448人となっております。

次に、資格証明書の発行についてでありますけれども、法令の規定による特別な事情がないまま一定期間保険料を滞納した方には資格証明書を交付することとされており、滞納者との接触の機会を増やし、実態の把握と制度に対する理解を求めますが、支える側と支えられる側の世代間の公平性の観点もあり、やむを得ないものと考えております。なお、国の改善策の中で資格証明書の運用に当たっては相当な収入があるにもかかわらず、保険料を納めない悪質なものに限り適用する、そのことが示されておりますので、適切に対応してまいりたいと考えております。

次に、65歳から74歳での一定の障害のある方についてであります。本年4月1日現在で対象者は1,340名、そのうち後期高齢者医療制度へ移行しなかった方は16名、約1.2パーセントとなっております。

次に、北海道が昨年12月に行った障害者医療制度への意向調査に対する本市の回答内容ですが、従来北海道では、他法優先の考え方から、老人保健法の医療給付対象者となっていなければ重度医療の対象とはしておらず、仮に移行しない方に重度医療を適用した場合、市の財政負担が現行の1.5倍程度に増加することもあり、後期高齢者医療制度の被保険者を重度医療の対象となることは妥当であると回答したところであります。

次に、北海道の重度心身障害者医療費助成制度の取扱いでありますけれども、現在、後期高齢者医療制度との関連で自治体独自の医療助成事業のあり方についてさまざまな指摘があることから、国の高齢者医療制度に関するプロジェクトチームにおいて、それぞれの自治体の実情も勘案しつつ、高齢者の方々に対する十分な情報提供や理解を得るための取組を含め、適切な対応を求めるとしておりますので、その動向を見極めてまいりたいと考えております。

次に、広報おたる6月号に掲載した被用者保険の被扶養者の国民健康保険等への加入手続に関する記事でありますけれども、このことは既に広報おたる2月号の後期高齢者医療制度の特集記事の中で説明をし、出前講座でも説明してまいりました。加入手続は夫の勤める会社又は社会保険事務所などから説明がなされているものと承知しておりましたが、4月の制度スタート後に寄せられた問い合わせの中で手続が十分浸透していない様子が見えかねたため、改めて4月25日の定例記者会見においてこのような例を紹介するとともに、直近の広報である6月号に掲載したものであります。

次に、入院中に75歳の誕生日を迎えた場合の自己負担限度額についてであります。これまでの老人保健制度においては、月の初日に誕生日を迎えた人はその月から、2日以降に迎えた人は翌月から自己

負担の限度額が適用となっておりますが、後期高齢者医療制度では誕生日から自己負担の限度額が適用されることから、このような取扱いとなったものであります。なお、事前説明につきましては、従来から国保と被用者保険間での異動において同様の取扱いがなされていたことから、特に説明は行っておりませんでした。

次に、介護保険制度についての御質問でありますけれども、初めに平成17年度末と19年度末の要支援と要介護の人数の比較であります。要支援では平成17年度1,681人に対し19年度は2,191人、510人の増であり、要介護では17年度6,098人に対し19年度6,245人、147人の増となっております。また、給付費については、当市においては19年1月から新予防給付を開始しており、支援サービス費では17年度約3億5,800万円に対し18年度は約3億9,100万円、約3,300万円の増となっております。また、介護サービス費では、17年度約101億7,500万円に対し18年度は104億100万円で、約2億2,600万円の増となっております。

次に、基金残高を次期保険料の引下げに充てるべきとお話でありますけれども、この基金は介護保険の給付に要する費用の財源に充てることを目的に設置されているものであり、したがって次期計画の中の保険給付費を考慮して余剰が出た場合には、次期保険料軽減のための財源とすることも一つの選択肢として考えられるものであります。現在、平成21年度から3年間の第4期介護保険事業計画を策定するため、「小樽市高齢者保健福祉計画等策定委員会」を設置しており、この委員会の中で御提言の趣旨も含め議論をいただくこととしております。また、介護サービス量と受給者数を現計画のままとして6億円を投入したときの保険料額の試算であります。基準となる第4段階の保険料が月額4,897円から4,429円となり、468円の減額となるものであります。

次に、要支援者に通院等乗降介助が適用されないことについてでありますけれども、介護予防プランの作成に当たっては、国の示す基準は、要支援者は本人ができることはできる限り本人が行うこととされていまして、要支援者は車両の乗降等の介助を必要としないと考えられていることから、この基準を変更することは難しいものと考えております。

次に、3年後の療養病床数の検討でありますけれども、基本的には介護療養型医療病床については、平成23年度末までに全廃となり、介護療養型老人保健施設等への転換が進むこととなりますが、医療機関の中には転換の意向がまだ明確でないところが多いため、市といたしまして改めて意向確認の独自調査を行いまして、年次ごとの転換先を含め策定委員会の中で議論していただき、必要な対応をしていきたいと思っております。

次に、特別養護老人ホームの入所者等でありますけれども、まず市内3か所の毎年度の入所者数につきましては、平成15年度98人、16年度111人、17年度95人、18年度202人、そして19年度70人となっております。施設の増設計画については、平成20年度までの第3期の介護保険事業計画の中にはありませんが、今後については、現在進めている第4期計画の策定作業の中で検討することとしております。また、低所得者も利用できる施設の建設やユニット型にも入所できるよう国に要望をとのことでありますけれども、入所に当たりましては施設ごとに設置されております入所判定会議で決定されておりますが、経済的な理由で辞退したというケースは聞いておりません。待機者が多数いることは承知しておりますけれども、御提言の低所得者に対する利用、いわゆる多床室のある施設の建設には、国の補助制度もなく、また低所得者のユニット型施設への入所には費用の問題もありますので、いずれの場合も今の段階で国に要望を上げていくのは難しいものと考えております。

次に、介護現場の実態の把握でありますけれども、担当のほうでは施設の皆さんとの接触の中でもるもるの問題について聞いておりますが、改めて今後、現場の実態について調査をしてまいりたいと思っております。

次に、財務省が対象外にした軽度要介護者でサービスを利用している人数についてであります。平成20年2月末時点で3,918人で、サービス利用者総数6,400人の61.2パーセントに当たります。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(見楚谷登志) 教育長。

教育長(菊 讓) 中島議員の御質問にお答えいたします。

初めに、小樽市奨学金についてであります。奨学生は70人の枠をあらかじめ定めており、毎年3年生の卒業分を新規に募集しております。平成16年度は28人の枠に応募者が47人、17年度は30人の枠に63人、18年度は30人の枠に45人、19年度は27人の枠に45人、20年度は30人の枠に応募者が39人となっております。

奨学生の選考に当たりますには、小樽市奨学条例によりその資格として、学費の支弁が困難である者と学業に精励し心身ともに健康である者と定めており、これに基づき奨学生選考委員会で世帯の収入状況と応募者の成績の両方を勘案して選考しております。

次に、奨学金の今後のあり方についてであります。この奨学資金基金は寄附により創設され、以降、寄附した人の善意により成り立っている制度であります。現在の基金の残高は、平成19年度末で約2,600万円となっており、長引く預金利率の低迷により厳しい運営になっております。今後の預金利率の状況や寄附の状況にもよりますが、いずれかの時期には制度のあり方について検討していく必要があるものと考えております。

次に、奨学金に関するさまざまな要望についてであります。対象枠については昭和43年から現在の70人枠で経過しており、給付額については当時500円でしたが、その後、基金の状況などを勘案しながら1,000円、2,000円、3,000円と推移し、平成4年から現在の4,000円となっております。対象枠の拡大や給付額の増額については、今の基金の残高の状況では難しいものと考えております。申込みの期日については、4月下旬を締切りとして3月に各学校に応募案内を配布しており、5月に開催される奨学生選考委員会で選考の上、決定しております。そのため、奨学金の支給時期は6月下旬となっております。この支給時期を早くしてほしいとの要望もありますことから、これまでの申込期日を変更することは事務処理上難しいと考えております。

最後に、国際人権規約第13条の批准についてであります。御指摘のとおり、我が国においてはこの規約は昭和54年に批准されておりますが、同規約第13条の高等教育無償化条項は留保となっております。一方、批准時には附帯決議がなされており、その中で留保事項については将来の諸般の動向を見て検討を行うこととなっており、私としましても今後の推移を見守ってまいりたいと考えております。

(「議長、8番」と呼ぶ者あり)

議長(見楚谷登志) 8番、中島麗子議員。

8番(中島麗子議員) 再質問を行います。

各項目で一つ二つ伺いたいと思いますが、市長の答弁では、小樽市財政の困難の一つは地方交付税の削減だということもお話して、市長会としても復元、増額を求めると、そういう文言を入れたというお話ですが、確かにこの地方交付税というのは各地方の財政の状況が悪いときにこれを助けるというのが本来の目的なのですが、この小樽市の財政健全化計画を見ましても、全体としては収入、個人住民税も毎年19年度から2パーセントずつ減っていくという方向で見込んでいますし、地方交付税もまた1パーセントずつ減るという見込みで、収入総額はだんだん減るという前提で立てられているんですね。さらに、職員給与や市民サービスを歳出として減らすという方向で、内容的には大変に夢も希望もない財政健全化計画だという感想を持つのですが、全体としてはこの三位一体改

革から小樽市だけでも大変な額の削減がされているわけですし、もう全国的には5兆円を越す地方交付税の削減なのですね。これをきちんと回復する、メスを入れるという立場なしに財政健全化の計画にならないのではないかと、私たち共産党は考えております。そういう点では、国から言われたら仕方がないという、そういう気持ちはわからないわけではありませんが、このままでは見通しが立たないということについて財政健全化計画の中で、今、政権交代も話題になっているときですから、このような地方いじめの政治をこのままでいいのかという問題も含めて、きちんとした地方からの意見を、地方交付税を15年前に戻してくれと明確に求めてはどうかと思うのですが、市長のお話も聞かせていただきたいと思います。

住民税の特別徴収のことについては、課税世帯だからということで、あとは便宜を図って徴収の手間を省くということをおっしゃっていますけれども、これは本人たちがそういうふう希望する場合にはあり得ることもかもしれませんけれども、現在のままでいいという皆さんにわざわざ天引きをする必要はないと思うのです。基本的には、この年金からの天引きというのは、生計費の問題から考えれば大変厳しい中身なのです。課税世帯といっても年金120万円以上もらっている市民からの天引きなのです。月額10万円ぐらいの年金収入から税金や保険料を優先的に天引きすることになれば、少ない年金から何を優先して支出するか。一人ずつの考え方とか暮らしの計画というものを全く抜きに裁量権を認めないという強権的なやり方になると思います。こういうやり方がこの間続いているわけです。介護保険料、後期高齢者医療保険料、国民健康保険料、そして住民税、市民に了解が得られるとお考えでしょうか。このことをきちんとお答えください。

病院問題です。今のお話では、平成5年から11年までの7年間の一般会計からの長期借入れの問題では、当時一般会計が苦しかった、病院にそんなに出せない、そう言って繰出しをやめたというお話ですが、今だって同じではないですか。今のほうがもっと一般会計は厳しいと思います。市長は、平成11年に初当選してから12年にこれはもう繰出しを再開しています。この判断をされたということは、新しい病院を建てるという問題もあったと思いますが、やはり一般会計から44億円もの借金を増やすわけにいかないという、そういう意見があったのではないかと思います。これについては、市長に当選したからやったのか、それとも市長になる前、平成7年度から山田市長は経済部長、平成9年度から総務部長、平成10年度は収入役、市のトップ幹部なのです。こういう時期に病院の赤字がどんどん増えていくのを見てきたわけですが、これは一般会計から繰入れをするべきだという御意見を当時から持っていたのか。そういう御意見を言ってきた経過はあるのか。このことについてもお答えください。

後期高齢者医療制度の問題ですが、市長の御答弁では、この制度にいろいろ問題はあったけれども、長期的にこういう制度をやっていくことについて疑義はないと、原則そういうふうにお答えになったと思います。しかし、75歳以上で区別をするという、そのことに非常に人間の尊厳を傷つけられたとって怒っている方がいっぱいいるのです。こういう差別はやめるべきだというのが今の制度に対する怒りの中心なのです。そのことに対してどう思うのか。大体、今回は本当に問題がいっぱいありました。現在でも4月から2か月たったのに後期高齢者の保険証が届かない人は全国で4,585人もいるのです。これは厚生労働省の調査です。実際には亡くなってもうこの世に存在しない人にも保険証が届く。健康保険の手続きが遅れて不徹底なために保険の空白期間ができる。さまざまな保険手続上の問題がありました。小樽市も含めて保険料の誤徴収は、4月の年金天引きの段階で39都道府県で4万3,193件もあったのです。このような問題は、多様な保険加入者を新たな制度に集約するための準備としては、あまりにも不十分だったと思うのですが、やはり直接そういう市民に対応してきた自治体としては本当に大変だったと私も思います。このような混乱を回避するためには何が必要だったとお考えでしょうか。これは現場

で実際体験した皆さんが、こんなことがないようにするためには何が必要だったかという点でお答えをいただきたいと思います。

障害者の問題では、市長の御答弁では他法優先、市の財政負担も1.4倍に増えるということで、障害者の方々の後期高齢者医療制度に入ることはやむなしと、そういうふうにお答えになっていますけれども、障害者に対する態度としては非常に冷たいと思います。小樽市は、2006年10月から障害者自立支援法の全面実施で障害者の利用料1割負担が導入されてから一般財源で2億800万円も負担軽減されたのです。そのときに市の独自軽減策は1,600万円です。障害者に係る制度の変更で小樽市は障害者への支出を大幅に減らした経過があります。今回また新たに障害者の方々が国の制度の変更のことで、そのまま障害者医療制度を今の保険で受けられないということになったときに、小樽市の障害者への負担が増えるから賛成できない、大変に冷たいと思います。これは理念の問題として、保険制度に関係なく障害者に対する医療助成制度として北海道の制度を受けるべきだと思うのです。実際に意向調査で多くの自治体が賛成しなかったわけで、こういう結果になったわけですから、それぞれの自治体がまた意見を変えれば変更になる可能性はあると思うのです。ぜひとも検討していただきたいと思いますが、再度お答えをいただきたいと思います。

介護保険の問題では、調査はあまり必要がないというお話をしておりましたけれども、最後にお聞きいただきました財務省のほうの要介護2以下を対象外にするということになれば、小樽市で今介護保険を受けている方々の何と6割近くの方をカットすると、こういうことになるという数字が出されました。大変な驚きとショックです。何のための介護保険か。保険料だけ徴収するというので、受ける保険のサービスはどんどん狭める。とんでもないことだと思いますが、決してこんなことが現実の課題になってこないように市町村のほうでも大いに声を上げていただきたいと思いますので、念を押しておきたいと思います。

最後に、奨学金の問題です。各学校の教員から要望をいろいろ受けましたけれども、どれも検討しないというお答えでしたが、本当にこの状況としては、検討する時期が来るとおっしゃっていましたけれども、いつになるのでしょうか。もう底をついて、ほとんどお金がなくなってから検討するのか。こういう傾向の中で、奨学金のあり方を今検討する時期ではないかということで提案しているのです。そういう点で丁寧なお答えが欲しいのと、あと奨学金の締切り時期の問題ですけれども、これはどちらの方々も声をそろえて早いという意見があるのです。確かに遅くすれば支給は遅くなりますから、早く欲しいというも事実です。6月ぐらいに集約して、出す場合には8月以降になるわけですから、一刻も早く欲しいという声も確かにあります。しかし、4月の10日ぐらいの入学式で、あと20日が締切りということになれば、所得証明書をとってくるとかどうするかという、そういう暇もないという状況もありまして、札幌市は5月20日前後の時期が締切りになっていました。他の奨学金も6月中旬が多いです。小樽が異常に早いというのが全体的な奨学金を扱っている教員たちの感想でしたので、検討する余地はあるのではないかと。そのときにはぜひ実際に扱っている現場の教員の声も聞いてほしいということで再度質問したいと思います。

議長（見楚谷登志） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（見楚谷登志） 市長。

市長（山田勝麿） 再質問にお答えをいたします。

初めに、地方交付税の問題で地方の意見を上げるべきだというご質問でしたけれども、いろいろ先ほども申し上げましたけれども、全国市長会でも重要事項として決議をして要請をするというふうに進ま

りました。やはりいろいろなことを国に申し上げていったほうがいいと思いますけれども、私も以前に、今から四、五年前になると思いますが、起債の金利が7パーセント以上のものが、今のゼロ金利時代に7パーセントの利率のものがあるということで、財務省の担当者に高利貸しでないかというふうに見意見を言ってしまったことがありますけれども、そういうことで言った結果、現在やっと借換えを認められると、低金利のものに借りかえされるという、そういうこともありますので、こういったものは粘り強く申し上げていきたいと思っていますし、今の地方交付税はこの財源の調整機能と保障機能、二つの機能があるわけですから、これはやはりしっかり守ってもらわないと、我々税源のないところにとっては大変ですから、これはまた強く訴えていきたいという気持ちは変わっておりません。

それから、住民税の特別徴収の関係ですけれども、御意見をいろいろ言われましたが、わからないわけではありませんけれども、国のほうがこういった法改正をいたしましたので、全道の34市の中でももう既に専決処分で決めたところもありますし、大半の自治体が今、第2回定例会で決めるというお話でございまして、これはいたしかたないというふうには思っていますので、御理解いただきたいと思えます。

それから、病院の平成5年から11年度までの44億円の不良債務の問題ですけれども、当時いろいろとそういう職についていましたけれども、直接タッチしていませんので、特に意見は申し上げておりませんけれども、やはり一般会計の財政が厳しいということでそういう措置をとったのだらうと、貸付金にしたのだらうというふうに思います。しかし、これはやはり正常な話ではありませんから、私が市長が就任して、これはだめだと、これ以上不良債務を増やすわけにはいかないということで、一般会計も厳しいですけれども、その中で繰入れをもとに戻したということでございまして、これは御理解をいただきたいと思えます。

それから、後期高齢者医療制度の関係で、75歳以上で区別したという話ですけれども、確かにそういう制度になって今問題になっておりますが、以前の老人保健制度の時代は70歳で区切っていたのです。70歳で老人保健に適用させますということで、昔は70歳でやっていたのですよ。今回75歳となりましたけれども、基本的な考え方についてはそう変わっていないのだらうと思えますが、ただ、いろいろな問題がありますから、我々としては、全国市長会の意見としても今の枠組みを生かしながら、改善すべきところは改善すべきではないかという意見が大方の意見でありまして、特に国会に提案されました廃止法案のような意見は、全国市長会の中では出ておりませんが、何とかこのいろいろな問題点を政府の責任において解決をしてくれと、そういう意見が強いということでございまして、これも御理解を願いたいと思えますし、仮にもしこれが廃止になってもとに戻すとなったら、またばく大な経費がかかって、それこそまた混乱するのではないかという危ぐもされます。したがって、現制度の中で何とか改善をしていただきたいというふうに思っております。

それから、障害者の問題でありますけれども、全国的に10道県というふうには言われておりましたけれども、これは先ほども申し上げましたけれども、当市は非常に少ない人数です。担当のほうに聞きましたら、それぞれ個々に相談を受けまして、この医療費の自己負担と、それから保険料との見合いでこっちのほうで得だという人もいるのですね。したがって、トータルとしては、我々としては先ほど言ったような意見を申し上げましたけれども、それぞれにいろいろな事情があって、それぞれにプラスになる人、マイナスになる人が出てくるという、そういう話でありますので、それもひとつ御理解いただきたいと思えます。

それから最後に、介護の要介護2以下を対象外にするということについては、これはやはりそうになったら介護保険制度自体がもう成り立ちませんので、これはやはりおかしい制度でございまして、そう

いう事態になったら、ならないように祈っておりますけれども、なればまた意見を申し上げていきたいと思えます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(見楚谷登志) 教育長。

教育長(菊 讓) 中島議員の再質問にお答えいたします。

まず、一つ目の奨学金についてでございますが、これは先ほど言いましたように寄附金に基づいてやっているものでございますが、現在の残高が約2,600万円ほどありまして、これはこの方式でやっていきますと約8年から9年くらいもつことになっていきますので、先ほど来大変に御心配をいただいておりますが、十分それまでには再検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

それから、二つ目についてでございますが、これまで教育委員会では、やはり年度初めに何かとお金が入り用だという、そういう考えに立ちまして、できるだけ早く子供たち、保護者に奨学資金を渡したいということで、今のような制度を設けていたところでございます。ただ、今の2年生、3年生につきましては、第1回目の支給が6月でございますので、それにもし新しい1年生と一緒にしなければ7月以降に支給になりますので、余計それぞれの家庭での御負担も大変ということで、このような形をとらせていただいているところでございますので、御理解いただければと思えます。

(「議長、8番」と呼ぶ者あり)

議長(見楚谷登志) 8番、中島麗子議員。

8番(中島麗子議員) 再々質問です。

一般会計から病院事業会計への繰入れの問題ですけれども、今の御答弁では、これはまずいということで市長が就任してから再び病院の赤字をつくらぬような対策に踏み切ったとおっしゃっていました。しかし、平成15年から築港周辺地区の再開発事業で元利合計103億5,500万円の借金の支払が始まっているのです。いわゆるマイカルのための事業開始に当たり、これはもう病院などに構ってられない、こういうお金の使い方に切り替わったというのが実態ではなかったですか。私たちは、そういう点では新病院建設の計画がマイカルよりなおざりにされたという結果ではないかという、そういう疑念を持っています。新病院建設は今の問題ではなく、過去平成5年、6年当時から大事に扱われなかったという結果ではないかというふうに思うのですが、この点について市長は市の幹部として、この経過にずっとつき合ってきたということは先ほど年度を通して話しましたが、就任時代にこの問題について意見を言って調整するという、あるいはこのような累積赤字、収支不足をほっておいていいのかということについての見解と働きかけはなかったのかという点についても、再度聞かせていただきたいと思います。

後期高齢者問題については、老人保健制度が70歳で後期高齢者医療制度が75歳で大した変わらない、年齢がちょっと違うだけだというふうにおっしゃっておりますけれども、全然認識が違います。75歳の後期高齢者医療制度がなぜこんなに国民から批判されるのかといえば、これはもう差別なのです。全国の医師会の6割、都道府県の6割が反対しているのも、4月1日からの診療報酬改定で後期高齢者医療料が算定されますし、さらに終末期の相談料というものが設定されて、先がない、もうどんな治療をしても、これは治る見込みがないという方には家族と相談して、どんな最後を迎えますか、いろいろ話をして、点滴はやるかやらないか、最後のそ生術はやるかやらないか、一つずつマルをつけるのです。そして病院は2,000円の収入になるのです。これが75歳以上だけが対象なのです。あまりにひどいといって今見直しがかかっていますが、こういうことを導入して老人医療と同じだということではないのです。この点についてしっかり、私は納得できないと思えますので、老人医療と後期高齢者医療制度と年齢だけの違いだなんていう話にはなりませんよ、納得できません。

奨学金の問題です。私は、教育長が言うのも一つの御意見だと思います。しかし、私が今申し上げたのも意見なのです。そういう意見があるということに耳を傾けて現場の皆さんに聞いていただきたい、検討していただきたいという提案ですので、もう少し検討する余地を残していただきたいということを申し上げて終わらせていただきます。

議長（見楚谷登志） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（見楚谷登志） 市長。

市長（山田勝麿） 病院問題ですけれども、これは私、実は平成9年に総務部長を拝命しまして、行財政改革をやりました。その中で、病院の赤字が大変たくさんあるということで、話せば長くなりますけれども、これは二つの老朽化した病院があるので、これをやはり一本化して経営の効率化を図らなければだめではないかという、そういうことで両病院で検討会議をつくって、二つの病院を一つにして、そういうことができないかどうか、両病院のドクター等に入ってもらって、我々も入りまして検討委員会をつくってやりました。結果は、現状の市立小樽病院を改修して、二つを一つにするということについては非常に難しい。ハード的にも、それからソフト的にも難しいという結論になって、そして多額の費用もかかるという話になって、一応そういう見解は当時の市長に意見を申し上げました。ですから、病院の赤字の問題については私もずっと意識をまいりましたから、これは現小樽病院に二つを統合するという点については、もう不可能ですということなものですから、やはりこれは一日も早く新しい病院をつくるべきではないのかということで、これは選挙に出るときに公約にしたという経過がございます。ですから、これは今でもその気持ちには変わりはありませんので、何とかいろいろな諸条件がクリアできれば早く着手をしたいというふうに思っています。

それから、後期高齢者医療の関係で、先ほど質問で75歳で区別したと言うから前も70歳でやっていたのですよということをやっただけで、いろいろなお話があった問題については私も聞いていますから承知しています。ですから、そういった問題について、十分政府のほうでも議論していただいて、いいほうにしていきたいというふうに思っています。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（見楚谷登志） 教育長。

教育長（菊 讓） 再々質問につきましては、部長のほうから答えさせていただきます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（見楚谷登志） 教育部長。

教育部長（大野博幸） 先ほどの支給時期の、支給方法の問題なのですが、実は今12か月分を年4回に分けて3か月分ずつ支給をしています。実は1回分を6月に払う、4、5、6の3か月分を6月に払って、すぐその翌月の7月に7、8、9の3か月分を支給しているのです。できるだけ前払のようにしようと考えているわけです。そうしますと、6月に払うためには、どうしても4月までには申込書をいただいて、審査をして決定した方に通知を出して、その段階で保証人とかいろいろな書類を出していただかなければならないものですから、なかなかその申込時期を遅らせるということになってしまうと、支給時期が7月以降になってしまう。そうすると、6か月分がいつってしまうということもありません、学校でもなかなか事務手続の時間が足りないということもわかるのですけれども、利用者になるべく早く3か月分ずつを支給するという立場からすれば、学校についてもそこところは努力をいただきたいというふうに思っております。

議長（見楚谷登志） 中島議員の会派代表質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時40分

再開 午後 3時10分

議長（見楚谷登志） 休憩前に引き続き、会議を再開し、会派代表質問を続行いたします。

（「議長、26番」と呼ぶ者あり）

議長（見楚谷登志） 26番、大竹秀文議員。

（26番 大竹秀文議員登壇）（拍手）

26番（大竹秀文議員） 平成20年第2回定例会に当たり、自由民主党を代表し、質問いたします。

まず、行財政問題について伺いいたします。

小樽市の歴史を振り返るとき、先人たちの血の出るような苦勞と努力の上に現在の市民生活が成り立っていると考えるのが、多くの小樽市民の思いであると推察できます。歴史は繰り返されると言われております。これは過去と同じことが同じように現れるのではなく、同じような流れと変化が繰り返されることが多いものだとして解釈しております。現在生きている我々にとって、時代背景が違って歴史をひもとき、未来に向けての羅針盤として先人がたどった知恵と努力の足跡を検証することは、無意味ではないと同時に必要なことであると考えております。

そこで、行財政問題をいろいろな角度からとらえ、質問してまいります。

まず、歴史から学ぶ小樽市の財政と小樽の未来像について何点が質問いたします。

第2次世界大戦終結後、六十有余年が経過し、戦後生まれの現役世代が多数を占めている現在、価値観も大きく変化しております。終戦直後の日本経済は、食料の確保もままならない貧困の状況で、失業者がまちにあふれ、やみ市が各地で開かれ、生きるためだけで精いっぱい時代でした。しかし、暗い世相に反比例し、家族子供を養うためなら、大人も子供もなりふり構わず、どん欲な生活意識を持って立ち向かう、貧しき中にもほのぼのとした明るさがあったような気がいたします。しかし、現在の傾向としては、飽食の時代にならされ、金銭至上主義に走り、国や行政のやり方や他人に責任転嫁して済ませているのが元凶のように感じられます。また、国や自治体が将来に向けた方向性を国民や市民に明確に示せないことも問題があるように思います。

そこで、小樽市の戦後の財政状況の推移と以前に財政再建団体になった経緯とその解決手法の実務を御説明願います。

また、その後、財政破たんになりそうになったときの対応策と実務もお聞かせください。

そして、これらの経験を生かした小樽市の行財政問題の解決手法をどのように模索するつもりか、お聞かせください。

現在の小樽市財政は、国内の一部地域を除き、全国的な傾向として、ひっ迫した状況にあります。市税収入は人口とともに減少し、地方交付税も減額されている現在、行財政の立て直しは、市民の理解と協力なしではあり得ないと考えます。

そこで、小樽市民に責任を持つ市長として歳入を増やすため、あるいは減少を最小限に抑えるため、社会現象とは別に行政活動として市民に提案し、理解されるための施策をどのようにお考えなのか、また、その周知徹底の手法と将来展望も含めてお示しください。

財政健全化のため、職員給与と人員の削減を実施しております。私が議員に初当選した13年前と比べますと、議員定数で8名、議員報酬では年間約140万円の減額となっております。市長をはじめ特別職の給与も大幅に削減されているのが現状であります。小樽市政の継続に向け、苦渋の選択をしているわけであり、その結果、市内最大の企業である市の職員の収入が減ることによる消費控えが現実のもの

になっていると思われます。

そこで、このような歳出の削減による小樽市経済への影響評価と、それを補う小樽市独自の取組施策をどのように展開しようとするおつもりか、お聞きいたします。

市税収入を増やすための施策としては、市内の事業者に利益を上げていただかなければなりません。小樽市の歴史の中で、文化、伝統をはぐくみ、活力の源であった中心市街地も居住人口の減少、空き店舗の増加をはじめとする商業機能の低下など、中心市街地の空洞化が深刻化しております。地域の創意工夫を生かしつつ、総合的、一体的な対策を関係省庁、地方公共団体、民間事業者が連携して推進し、地域市民の生活向上と経済の発展を図るため、中心市街地活性化法が平成10年7月から施行されております。以前にも商工会議所が中心となり策定した街なか活性化計画を国に提出しておりますが、平成18年の法改正により、このたび産官学で設立した小樽市中心市街地活性化協議会で議論した小樽市独自の基本計画を策定し、内閣府に送付したと聞いております。

そこで、街なか活性化計画とこのたびの基本計画では、どのような点に違いがあるのか。また、重点項目として挙げられたものをお示ください。

加えて、市民がどのように協力することがまち全体のメリットとなり、市民生活の向上が図られることになるのか、市長のお考えをお示ください。

次に、丸井今井の撤退をはじめ、中心商店街の不振による小樽市経済全体への影響を、年月が経過しておりますので、結果として市長はどのようにとらえ、改善するおつもりか、お聞きいたします。

あわせて、稲一再開発の目的とその結果としての現状をどのように理解し、これからの小樽市経済の進展に寄与する具体的な対応策と、それを策定しなければならない責任はだれにあるのかお示ください。

ひっ迫している小樽市財政にとって、小樽市の将来発展を願う市民からの寄附が多数寄せられており、これからの地方自治体を存続し、維持していくために必要な市民との協働行動として高く評価されるものと考えております。2008年4月30日の地方税法改正により、個人住民税の寄附金税制が大幅に拡充された形でふるさと納税がスタートしました。これは、地方自治体に対する寄附金の5,000円を超える部分について、個人住民税、所得割のおおむね1割を上限として税額控除される制度です。これは、税収減に悩む地方自治体の格差是正を推進するための制度と期待されております。

そこで、小樽市としてこのふるさと納税を実のあるものにするための方策をどのような方法でPRし、展開するおつもりか、お聞かせください。

また、報道によれば、企業による寄附が全額損金勘定になる検討がされているようにも聞いておりますが、どのように受け止められておりますか、お聞きいたします。

さきの第1回定例会の議案第31号で寄附条例が制定されましたが、これらの税制を活用して、年間を通じて市内で開催されるイベントなどの寄附金を一括まとめて受け付け、イベントごとに配布できる受皿をつくるなど、今回の税法改正に連動した取組についての考えをお示ください。

また、今まで小樽市発展のため、個人から託されている全基金の種類と現在総額、利用目的、運用状況の明細を過去に役立てた事例も含めてお示ください。

加えて、これからの基金の運用の仕方と寄附者に対する周知のあり方についてもお聞きいたします。

国も含め自治体は、国民の納税によって成り立っております。税金は、個々人が意識するしないにかかわらず、国民が生活するために受けている必要な社会的経費をお互いに出し合うことが原点であります。法人税は、企業経営で多くの利用者によって利益を生ませていただいたために負担する税金であります。このほかに、固定資産税、都市計画税などがありますが、いずれもお互いさまの精神がなければ

成り立ちません。給料や個人収入などから生活費を賄い、祖先に感謝と将来の子孫に向けた相互補助の精神を持って納税しているのが現実であります。このような観点から考えると国民からいただいた税金の使い方に多くの心血を注がなければならないのが、行政の最大目標と言わなければなりませんし、期待されております。行政の事業の中には、税金を消費するだけで終わってしまうものもありますが、税金からの投資がめぐりめぐって再び税金として戻ってくることも多くあります。地元企業などに利益を上げさせる施策が該当いたします。これを私は、税金のリサイクルと呼んでおります。厳しい行財政の中、今こそこのような視点に立って、積極的に行政行動をしなければならない時代に直面していると考えます。

そこで、これらに対する市長の税金の効率的な運用についての考え方や、具体的な対策事例をお示しください。

行財政改革には、市民の理解と協力が欠かすことのできない条件だと考えます。協力を得るためには、市民にメリット・デメリットを理解していただかなければなりません。市民全体がメリットを共有することは不可能としても、市民の大多数が理解できる施策を提示することを市役所に求めているのではないのでしょうか。

受益者負担も理解していただかなければなりません。そのために、各種団体への補助金も含め、市民理解と協働の考えを施策として周知徹底する必要があると思います。これらに関する手法と見解をお聞きいたします。

次に、市立小樽病院の改革プランについてお伺いいたします。

当初の建設経緯があって、現在2か所に分かれて市立病院が運営されております。しかし、老朽化が進み、経営効率からいっても、統合新築が多くの市民の願いであります。国内の多くの公立病院が赤字経営に陥り、再建に向けた取組が各地で展開されております。小樽市も御多分に漏れず、待たなしの再建計画が国から要求されております。過去の状況が現病院の運営、統合新築の手かせ足かせになっている現状ですが、市民にとってどのような病院が必要不可欠であるかとの議論が、今、最も必要な時期に直面しているように思います。

そこで、現病院の運営課題と対応策についてお伺いいたします。

小樽市域における地域医療の需要の現状と対応できている医療環境と不足している科目がどのようになっているのか、全市的、総合的な見地からお示しください。

次に、地域の公的病院との医療連携の必要性と目標、その具体的な取組手法をどのように展開し、全市的な医療環境にどのように生かしていくことが市民にとって最もよいと考えているのか、また、公的病院との連携のほかに、その他の市内病院、医院との連携は、どのようにするおつもりかお聞きいたします。

次に、北後志圏も含め、今後の救急医療の取組と小樽市域での補完体制について、どのような施策で臨み対応するおつもりか、小樽市医師会との連携、協議形態、札幌市との連携も含め、御所見をお聞きいたします。

次に、新市立病院の建設について質問いたします。

市長が1期目の選挙で掲げた公約に新市立病院の建設があり、既に9年の歳月が流れてしまいました。この間、たび重なる国の方針の変更や地元市民などの意見調整に手間取り、現在に至っております。

そこで、これまでの経緯を踏まえ、新築統合に向けた現在の市長の御所見をお伺いいたします。

まず、9年の歳月を振り返り、御自身の現状認識と反省点がありましたら、お聞かせください。

次に、小樽市民の新病院建設に対する現状意識をどのようにとらえ、対処しようとしているのか、お

聞きいたします。

市民の会話や議論の中で、いろいろな意見が出ているのは御承知かと思いますが、その一つの意見として、市内の公的病院などが補完できない診療科目を有している第二病院の脳神経外科、心臓血管外科、循環器科、市立小樽病院のがん治療の放射線科など、科目を限定したコンパクトな病院建設に方向転換したほうがよいのではという考えがあるようですが、これに対する市長のお考えをお聞きいたします。

これから、建設に向け、多くのハードルを乗り越えていかなければなりません。市民合意と市民負担をお願いしなければならないなど、多くの課題があります。

そのためには、市民にとって、本当に必要な病院であるとともに具体的なメリットが理解されなければなりません。その説明をどのように展開するおつもりか、お尋ねいたします。

これはまた現時点も含め、将来の財政支出を念頭に置いて、市民が賛同するものでなければならぬと考えますが、市長の御見解をお聞きいたします。

次に、新病院の建設用地として、当初、量徳小学校も挙げられておりましたが、この場所を候補地とした理由をお示しください。また、この建設予定地は、学校適正配置実施計画（案）が白紙撤回され、他の候補地に移らなければなりません。辞書の大辞林によりますと、白紙撤回とは、今までの経緯はなかったということにして、以前の状態に戻すということですので、現在では量徳小学校を候補地として再検討することも可能ではないでしょうか、御見解を求めます。

次に、現小樽病院を更地にするための解体費用とその経費をだれが負担することになるのか。財政的にひっ迫している小樽市にとって、現在地付近に新病院を建設し、現病院を新病院の施設として利用するときには、解体費用も補助対象になるのではないのでしょうか、御見解を求めます。

新病院の基本設計業務が中断している現在、基本設計業務を再度軌道に乗せ、新病院建設に一日も早く着工するためには、国から求められている現病院の改革プランを当初予定を前倒しして、早急にまとめるべきと考えますが、市長の御見解を求めます。

また、計画が認められるかどうかが多くの方の市民の関心事でもあります。そこで、小樽地域の医療環境の未来像を市民にどのように説明し、新病院建設を決断するおつもりなのか、御所見を説明願います。

北海道医療計画と政令保健所である小樽市保健所の役割についてお尋ねいたします。

小樽市保健所は3号政令保健所であり、同じ政令保健所は、全国に8か所設置されております。小樽市保健所は、北海道と職務上同等で、業務の中には、地域内の医療環境全体を把握、指導し、率先して市民のための医療政策に取り組む義務が課せられているのではないのでしょうか、御見解を求めます。

北海道では、平成20年からの10年間で5年以内に見直す医療計画を策定し発表しました。現状の地域医療を考えると、市内の公立、私立病院の連携をはじめ、市民にとって有用な医療体制の構築が大きな問題点であり、これらを解決するのも政令保健所の役割と考えますが、御見解を求めます。

加えて、現在、小樽市保健所の機構として、どこで地域の医療計画を策定しているのか、その部署名、職員配置の内容とその現況も含めてお示し願います。

小樽市における第1次産業の役割と市民生活についてお尋ねします。

世界の食料事情を展望するとき、自給率の向上が喫緊の課題と考えます。現在、北海道は200パーセント近い自給率ではありますが、全国のカロリーベースの自給率は40パーセントを切っております。「人間喰わずに生きらりよか。命あつての物種じゃ」と、私の出身大学、東京農大の大根踊りの歌詞にもあり、ずいぶん歌って踊らされたものであります。お金があっても、食料が手に入らない時代が来るかもしれせん。大部分を輸入に頼っている日本の状態を考えると、農業、水産の振興に向けた取組に早急に手を打たなければならない現状であります。食料のほかにも、水の確保が地球的な規模で問題とな

ることが、懸念されております。国も今までの農業政策を見直そうとしております。小樽の農業は都市近郊型であります。傾斜地が多く、栽培面積も小規模であります。現在、輸送費が高騰し、バイオ燃料へのシフトが進むことによる農産物の品不足と高騰が世界的な関心事となっております。身近で食料を確保しなければならない時代がすぐ先に訪れようとしております。

そこで、増産による自給率の向上や地産地消による農家収益の増大を図り、持続可能な農業経営を指導していく立場から、小樽独自の農業経営のあり方、方策と将来展望をお示しください。

また、農家自身による付加価値をつける農産物加工への取組と独自販売に向けた可能性とその指導助言の取組について見解を求めます。

これからの農業は、世界の食料事情を考えると、やり方によっては、魅力ある職業とも言えます。しかし、就業者の高齢化が進み、就業形態の改善を図らなければ、耕地面積の減少と食料自給率の低下は避けられません。また、食料輸入がストップすれば、即、餓死につながりかねません。そのためには、経営の効率化と収入の安定、休耕地の活用対策と食料自給率の向上に向けた対応に早急に取り組まなければなりません。

そこで、これらの課題に対する施策として、農業法人の立ち上げや農業形態の見直し、助言と新規就農への取組などがありますが、これからの小樽市農業だからできる独自の取組と施策をどのように方向づけるおつもりか、お伺いいたします。

また、食の安全・安心とグリーンツーリズムなどの市民意識とニーズを考慮した農家経営の施策もあわせてお伺いいたします。

水産業についてお尋ねいたします。

20海里規制や水温の上昇やいそ焼けによる漁獲物の変動があり、水産業を取り巻く環境は、決してよいとは言えませんが、水産高校卒業の20歳代前半の女性が、進んでいそ回りの漁業に従事しておりますし、仕事に誇りを持ち親の跡を継ぐ若者の就業も多く見受けられます。これは、よい意味での時代の変化とも言えます。周囲が海に囲まれている日本人の食生活は、昔から肉より魚に依存してきた歴史を考えると、これからの食料自給率の向上に漁業の占める割合も相当期待されております。漁業は、農作物のように、作物の種類や肥料、土壌改良をみずからできる農業と違い、個人ではすぐに対応できない基盤整備に多くの資本が必要となります。漁業者自身も共同で投資しておりますが、思うようにいかないのが現実であります。食料生産の担い手である漁業者に我々消費者も投資しなければならない現実があります。

そこで、忍路漁港の荷さばき地建設に向けた取組についてお聞きいたします。

平成18年3月に地元忍路に期成会ができ、平成19年2月に北海道から事業計画が提示されました。事業費は、総額4億2,400万円で、国が60パーセント、道が26.7パーセント、地元負担が13.3パーセントということでした。この件については、さきの第1回定例会の経済常任委員会でも質問いたしました。北海道と協議し結論を出すということでしたので、その後の建設に向けた取組状況をお尋ねいたします。

加えて、この建設が実行されたとするならば、漁業者、建設業者や資材業者も含めて、どのぐらいの経済波及効果が期待できるとお考えなのか。また、地元負担について、小樽市と漁業者の負担がどのように調整されるのかもお聞きいたします。

次に、小樽市漁業協同組合の新冷蔵庫建設に向けた取組についてお伺いいたします。

漁組の冷蔵庫は、建築後30年近く経過し、老朽化が進み、一昨年には高額な資金を投入し、一部改修を余儀なくされました。お話によりますと、毎年改修に費用がかさむため、製氷と冷凍設備を持った新しい設備を自前で建設したいとのこととあります。しかし、施設の性格上、現在の冷蔵庫をひとつきも

中断することができないのが現実であります。新しい冷蔵庫ができたら移転し、現冷蔵庫は解体し、更地にする予定と聞いております。

そこで、高島漁港区で水揚げされた漁獲物を荷さばきし、漁船で使う氷も供給しなければならない状況から、より岸壁に近い位置に建設できないものかという相談であります。小樽市公設水産地方卸売市場の並びに国の荷さばき地があります。これは、国から小樽市が管理委託され、現在、漁業関連のトラックなどの駐車スペースなどに使われておりますが、公的企業である小樽市漁業協同組合としては、何とかこのスペースに新しい冷蔵施設を建てさせていただけないものかとのことであります。私も、所有者である北海道開発局港湾空港部に出向き相談いたしました。国としては、道内に同じような施設を建設許可している事例があるので問題ないとの見解でした。事例としては、日高中央漁業協同組合が浦河港に4階建ての製氷・冷蔵設備と別棟で荷さばき施設を国の用地を借り上げて、1994年3月にしゅん工しております。このほか、天売漁港、焼尻漁港でも北留萌漁業協同組合の支所兼冷凍設備として稼働しております。

そこで、お伺いいたしますが、小樽市が国から管理委託されている高島漁港区の国有地の利用は可能かどうか、お聞きいたします。

次に、前浜漁業者の生産拠点である漁場のいそ焼け対策についてお聞きいたします。

今、ウニ漁が盛んに行われ、漁民の大きな収入源となっております。しかし、いそ焼けや海水温の影響などにより、収量と実入りがいま一つ芳しくないようであります。以前に比べると、ウニやアワビのえさとなる昆布や海草の生育は少しよくなってきているようですが、以前に比べ、まだまだの現状であります。漁業者も小樽市や小樽市漁業協同組合の指導を受けながら、礼文塚で発生した汚泥肥料を海岸に埋め込み、実験的に施工しております。多少の効果は見られたようですが、数量的にまだまだ足りないようであります。国もいそ焼け対策として、今までは禁止していたリン酸系の廃棄物を肥料に加工し、海中投棄を認める方向に転換しつつあります。

そこで、これからの前浜漁業に資するための方策を投石も含め、漁業者と一緒に考え、共同で検討し、実行できる場づくりができないものか、お伺いいたします。

次に、カジノ新法についてお伺いいたします。

平成15年2月、東京都、静岡県、大阪府、和歌山県、宮崎県の5都府県の知事が連名で政府に対し、カジノ実現のための法整備に関する要求を実施し、同日、地方自治体カジノ研究会を発足させ、第4回研究会からは、神奈川県が正式メンバーとして参加し、そのとき北海道もオブザーバー参加しております。本市でも商工会議所を中心に誘致機運が高まり、今月6日には、食事やお酒を味わいながらゲームを楽しむヒルトン・プレジャーナイト2008がヒルトン小樽で開催され、300人近い参加者がカジノの雰囲気味わったそうです。今回が5回目となります。去年は私も参加し、楽しんでまいりました。諸外国では、観光客誘致の一環として整備されております。小樽市は、観光プロジェクト推進会議を立ち上げ、今年、観光基本計画にある観光都市宣言をするために、文案を作成中であります。7月にはパブリックコメントを実施するそうですが、市長は観光客誘致の一環として市民からカジノの誘致要請があったとき、どのように対処するおつもりか、お考えをお聞きいたします。

次に、学校適正配置計画についてお伺いいたします。

新聞報道によりますと、文部科学省は先月、市町村教育委員会が公立小中学校の学級編制を決めるときに、現行の道教委との事前協議や同意を廃止するなど、手続の簡略化に向け、検討に乗り出す方針と報道されておりました。これは、地域の判断が尊重され、少人数学級が柔軟に運用できる半面、教職員数の確保が問題となるのではないのでしょうか。平成18年度以降、国では市町村の財政負担が都道府県教

委が決めた定数とは別枠で、教職員を採用できる規制緩和を実施しましたが、今まで小樽市の財政負担で採用した教職員はいるのでしょうか。メリット・デメリットやこれからの予定も含めて、お聞きいたします。

現在、学校適正配置計画が進行中ですが、文部科学省の方針が変更されることにより、現在検討中の計画にも影響が生じることになるのではないのでしょうか。教育長の御所見を求めます。

学校適正配置計画では、小中学校の統合による計画が中心であります。中学校では、教科担任制に移行するため、習熟度や登校拒否問題、趣味や特技としての文化やスポーツ活動を継続して身につけることができないなど、児童・生徒の教育環境の変化による弊害も指摘されております。地域によっては、全校生徒数の減少が見られ、学校運営にも支障が出ております。

そこで、提案ですが、適正配置計画に小学校と中学校が統合する小中一貫校の特区申請も考慮に入れられたらいかがでしょうか。9年間にわたる義務教育期間、児童・生徒の個性と技量を伸ばし、長い目で育て見守ることが教職員と地域住民の連係プレーをより充実させると予想できます。教育長の御見解を求めます。

再質問を留保し、質問を終わります。（拍手）

議長（見楚谷登志） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（見楚谷登志） 市長。

（山田勝磨市長登壇）

市長（山田勝磨） 大竹議員の御質問にお答えいたします。

初めに、行財政問題に関して、まず小樽市の戦後の財政状況等についてでありますけれども、小樽市史によれば、戦後、サハリンや大陸との貿易航路の喪失に加え、太平洋側重視の国の施策の影響もあって、昭和20年代後半には市全体の停滞化が生じ、市財政も昭和22年度と昭和25年度から27年度、さらには昭和29年度に財源不足となり、繰上充用の措置をとっております。特に昭和29年度は、全国的にも地方財政が危機的な状況になった時期であり、本市でも多額の赤字が生じましたが、翌昭和30年に成立した地方財政再建促進特別措置法に基づいて、昭和31年度から昭和34年度までの4年間の財政再建計画を策定し、再建の取組を行ったとされております。

その財政再建計画の主な内容は、歳出においては、人件費では欠員不補充など、物件費では旅費や事務用品の節約、投資的経費では失業対策や文教施設等、市民生活に直接関係を有する事業のみの予算計上をすることとし、また歳入においては、市税等の徴収率の向上や滞納整理の強化、使用料・手数料の引上げの検討、財産収入の増収確保などが挙げられております。

次に、ただいま申し上げました以降の財政危機への対応でありますけれども、一般会計につきましては、昭和37年度から39年度、昭和45年度から52年度まで赤字決算となっております。特に、昭和48年度のオイルショックを契機として、我が国の経済が低成長へ移行する中、本市も昭和50年度に約12億円の赤字となり、再度財政再建団体への転落が危ぐされたところでありますが、自主的に翌昭和51年度から56年度までの5年間の財政健全化計画を策定し、歳入歳出の見直し等に取り組んだ結果、地方交付税の大幅な増額などもあって、計画を短縮して、昭和53年度で黒字に転換したところであります。

次に、これらの経験を今後どう生かすかということでありますけれども、戦後の混乱期やオイルショックなどの折には、再建法制の整備や地方交付税の増額といった地方財政立て直しのための方策が国においてとられた経緯があり、平成16年の三位一体計画に端を發し、今後も先行き不透明な現在の地方財政対策とは状況が相当違うものと思っております。しかしながら、次の世代へよりよい財政環境を引

き継ぐことは我々の使命でありますので、みずからでき得ることとして、現在、平成24年度に累積赤字の解消を目標とする財政健全化計画を策定し、強力に取り組を進めているところであります。今後とも、過去の貴重な経験を踏まえながら、改めて計画の達成に意を強く持ち、歳入の確保と歳出の削減、事務事業の見直しに取り組んでまいりたいと考えております。

次に、歳入増にかかわる施策等についてでありますけれども、行政活動の自主性と安定性を高めるためには、自主財源の根幹であります市税収入の確保が大変重要であると認識しております。そのためには、何よりも景気の回復が強く求められるところであります。一方で市といたしましては、これまでも地域経済の活性化を図るため、地元企業の経営基盤強化のための振興策の実施や観光客の誘致促進などに努めてまいりました。また、東アジアなどへの小樽産品の販路拡大への支援や企業誘致活動についても取組を強化しているところであります。今後も、経済団体等とも協力しながら、行政機関としてできる限りの地域経済活性化策に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、市職員の収入減少が本市経済に与える影響でありますけれども、所得が減ることによって消費を控えるということもありますので、小売業等への影響は一定程度あるものと思われませんが、具体的に推測するのは難しいものと考えておりますが、市の財政再建のために取り組んでいるものであり、御理解をいただきたいと思っております。

次に、街なか活性化計画と中心市街地活性化基本計画の主な違いでありますけれども、計画策定の手続について、街なか活性化計画では、国に計画を提出することとされていたものが、このたびの基本計画では、内閣総理大臣による認定が必要となりました。また、策定に当たっては、中心市街地活性化協議会の設置やその協議会の意見を聞くことが求められたほか、TMOに関する規定が削除されたことなどです。さらに、認定要件としましては、準工業地域における1万平方メートルを超える大規模集客施設の立地を制限することや地域の実情に応じた定量的な評価指標を設定し、毎年フォローアップを行い、活性化の目標の達成状況を的確に把握することが求められております。

次に、重点項目についてであります。まちなかのにぎわい創出やまちなか居住の促進、まちなかでの宿泊の促進を目標としております。

次に、市民の協力によるまち全体のメリットと市民生活の向上でありますけれども、このたびの基本計画では、市民、事業者、行政など、それぞれの主体が連携・協力し実施することで、活性化を図るものとしており、55の事業を位置づけております。これまでも、雪あかりの路の開催などにおける市民と行政の取組や小樽ロングクリスマスによる宿泊施設や飲食店などの事業者間の取組などがあります。今後、国の認定を受けた後、55の事業実施により、まちなかのにぎわい創出や居住、宿泊の促進を図り、より一層地域経済の活性化につながるよう努力してまいりたいと考えております。

次に、中心商店街の不振による本市経済への影響でありますけれども、中心商店街は来街者の減少や個人消費の冷え込みなどにより、販売額が減少し、厳しい状況が続いているものと認識しております。特に中心商店街に立地していた唯一の百貨店である丸井今井小樽店が平成17年に閉店したことにより、購買力の市外流出が発生したと思われ、あわせて周辺商店街への集客力の低下、従業員の解雇による雇用喪失等により、本市経済への影響は相当程度あったものと深刻に受け止めております。こうした事態を受け、市といたしましては、商店街が魅力を向上させることにより、にぎわいを創出し、活性化に寄与する新たな事業を支援するため、昨年度、にぎわう商店街づくり支援事業を創設し、商店街のイベントでありますサンモール一番街オータムバザールなどへの支援を行ったところであります。今後とも商業者の皆さんと知恵を出し合い、商店街の活性化に向けて積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、稲一再開発についてでありますけれども、この事業は、民間事業者が主体となり、優良再開発建築物整備促進事業により街区の環境整備や都市機能の充実を図ることで、商店街をはじめ市全体の活性化につなげることを目的としたものであります。これにあわせて、地元商店街もアーケードの設置や道路をカラー舗装したことにより、再開発当初は、歩行者の通行量も増加するなど活性化の効果が見られました。しかし、平成17年に丸井今井が経営再建策の一環として小樽店を閉店したため、閉店後の施設においては、地下及び1階で地権者を中心としたおたるサンモール・ネオが営業を続けている状況にあります。中心商店街の活性化のためには、当該施設を商業施設として再活用することが重要であることから、現在、施設を管理する小樽開発株式会社が、核テナントの誘致に向け努力を重ねているところであります。再生に係る計画は同社が策定するものであります。市といたしましても、いわゆる大店立地法の特例区域の指定申請など必要な協力を行ってまいりたいと考えております。

次に、いわゆるふるさと納税制度のPRでありますけれども、既に小樽ファンが支えるふるさとまちづくり寄附条例の施行に合わせ、市のホームページ上でも制度の周知に努めているところでありますが、今後とも市内の大学等の同窓会や東京・関西両小樽会などへの寄附のお願いの際にも、あわせて同制度の内容についてお知らせをまいりたいと考えております。また、今年1月以降の寄附から、減額・控除の対象となりますので、これまで市へ御寄附いただいた方々に対してもできる限りこの制度についてお知らせをするとともに、今後、市の広報などでもさらに周知に努めてまいりたいと考えております。

次に、法人による寄附金の取扱いでありますけれども、今回のふるさと納税制度は、あくまで個人住民税を対象としており、法人は対象としておりませんが、従前から国の法人税においては、地方公共団体への寄附については、全額損金算入が認められており、地方公共団体以外への寄附についても、その寄附先や寄附の目的などに応じ、一定の金額までの損金算入が認められる場合があると承知しております。

次に、市内で開催されるイベントなどに対する法人の寄附金の取扱いについてでありますけれども、市が受皿となってイベントの寄附を扱うことは難しいのではないかと考えております。

次に、資金基金の残高でありますけれども、現在、社会福祉やまちづくりのほか、水産業や商工業の振興などを目的とする34の資金基金を設置しており、その残高は平成19年度末で約18億円となっております。具体的な利用状況といたしましては、例えば、平成19年度では、社会福祉事業資金基金については、ボランティア活動育成に係る支援経費などとして、また、まちづくり事業資金基金については、歴史的建造物に対する助成金などの財源として取崩しをしております。また、これらの資金基金の運用につきましては、市内金融機関への定期預金での運用を基本としておりますが、一般会計の財源対策として、平成19年度末では、約16億円をこれらの資金基金から貸付けをしております。いずれにいたしましても、資金基金は、市民の大切な財産でありますので、今後も個々の資金基金の設置目的に常に留意をしながら、取崩し額や財源対策としての運用額、充当事業などについて、慎重に判断をまいりたいと考えております。また、寄附者に対する周知についてであります。小樽ファンが支えるふるさとまちづくり寄附の運用状況等については、ホームページ等で公表を行っておりますし、個人のお名前がついた資金基金の活用にあたりましては、これまでも寄附者に適宜御相談をしながら対応しているところであります。

次に、税金の効率的な運用ということでありまして、税収を安定的に確保するためには、地域の経済活動が活発に行われることが重要であり、いただいた税は市内経済の活性化のために有効に活用されることが大切であると考えております。具体的には、市内における経済循環を考えますと、市内の税は市内の需要に充てることを基本とし、投資事業や物品購買等については、市内企業への優先的発注

を大前提に進めてまいりましたが、引き続きこのような考え方を基本に据えていきたいと考えております。また、市外との経済交流や流入も必要であることから、札幌圏や後志観光圏との連携を進め、交流人口の増加や市内での滞在時間を増やすなどの施策も推進してまいりたいと考えております。

次に、行財政改革に当たっての市民の理解と協働についての考え方でありますけれども、厳しい財政状況や急激な少子高齢化の進展など、市政を取り巻く社会経済情勢が大きく変化する中で、複雑多様化した市民ニーズに対応していくためには、行政だけで対応していくことは困難であり、市民と行政がともに協力し合ってまちづくりを考え、施策を実践していくことが重要であると考えております。現下の市の最優先課題は財政再建でありますので、今後も状況に応じ、受益者負担の見直し等は必要と考えておりますが、そのためにも財政状況の積極的な開示が必要と考えており、今後も広報などを通じて、市民の皆さんの御理解と御協力をいただきながら、行財政改革に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、市立病院の改革プランに関連しての御質問でありますけれども、初めに小樽市域における地域医療の現状についてであります。現在、市内には病院と診療所を合わせて122か所の医療機関があります。一般的な疾病に対する診療科はほぼそろっていると考えておりますが、より専門性が求められる高度医療が必要とされる場合には、大学病院等、市外の専門病院に依存している状況にあります。

次に、地域の公的病院やその他の病院、診療所との連携でありますけれども、小樽病院では昭和44年にオープン病棟を開設し、高度な医療機器、検査機器や看護体制を市内の開業医に御利用いただくなど、病診連携に先駆的な取組をしてまいりました。近年、医師不足等、地域医療を取り巻く環境が大変厳しくなっている中で、市民に安心・安全な医療を引き続き提供していくためにも、限られた医療資源を効率的かつ有効に活用することが求められておりますので、平成19年4月には、小樽病院、第二病院にそれぞれ地域医療連携室を設置し、市内や後志地区の医療機関との間で相互に患者様の紹介を行っているところであります。今後の医療連携につきましては、現在策定中の市立病院改革プランの視点の一つである再編・ネットワーク化を検討する中で、地域における市立病院の役割や市内公的病院等診療所との役割分担がどのように図られるのかを市内の医療関係者の皆さんとも協議を進めていくこととなります。市内医療機関と市立病院の連携を深めて、市民の命と健康を守るために、地域でどう取り組むべきか、その協議の中から、よりよい案が出てくることを期待いたしております。

次に、北後志圏も含めた今後の救急医療の取組と小樽市域での課題でありますけれども、当面は現状の救急医療を小樽市医師会との連携の上、継続していきたいと考えております。しかし、入院を必要とする2次救急やより高度な医療を必要とする3次救急については、これに対応できる札幌の病院との連携、また市内病院の医師数の充実化が今後の課題であると考えております。

次に、新病院の建設についての御質問でありますけれども、まず新病院の統合新築に向けた現状認識などありますが、そもそも病院の統合新築は、老朽化した二つの病院を運営していく中で、その非効率性などにより増高する病院事業会計の赤字を食いとめる必要があるという財政問題の観点から取り組んでまいりました。また、市民の健康と安心・安全な医療を守るためにも、病院の統合新築は必要であり、多くの市民の願いでもありますことから、私の選挙公約の一つとして掲げて、その実現に向け、計画を進めてまいりました。この間、医師不足等による医療環境の変化や交付税の削減に伴う財政状況の悪化、さらには病院事業の不良債務の発生など、病院を取り巻く環境が大きく変化し、市立病院の経営環境は一段と厳しさを増してきたと認識しているところであります。今年度におきましては、昨年12月に国から示されました公立病院改革ガイドラインに基づく市立病院改革プランの策定が求められておりますので、まずこの策定を行い、この中で地域における市立病院の役割が明確になりますことから、これを踏まえ、財源の見込みなども検討した上で、一日も早く事業を再開し、新病院の計画を進めてまい

りたいと考えているところであります。

次に、市民の皆さんの新病院建設に対する現状意識についてでありますけれども、多くの市民の皆さんは医療環境が整い、安心して利用することができる新病院の一日も早い完成を願っているものと考えておりますが、一方で厳しい市立病院の経営状況や市の財政状況から、建設費の負担に対する不安もある方々が多いのではないかと感じております。そのため、今年策定する改革プランの中で、まずは現病院の経営の効率化や役割を明確にした上で、財政的な見通しを示して、御理解を求めてまいりたいと考えております。

次に、診療科目を限定したコンパクトな病院建設ということですが、現在の基本構想では、新病院の地域における役割を明確にするため、「脳神経外科」、「心臓血管外科、循環器科」、「がん診療」の三本柱を立てて、また市内で不足している診療科目を担っていく地域完結型の医療を目指す計画としております。病床数につきましても、医師の減少を考慮し、現在の医師数を基に修正をしてきたところであります。今後は、先ほど申し上げました改革プランにおいて、市立病院が地域医療の中で担うべき役割が改めて明確になるものと考えておりますので、その結果を踏まえて、さらに検討してまいりたいと考えております。

次に、市民への説明についてであります。新病院の建設に当たりましては、これまでも市民に対しまして、両病院長も出席の下、市立病院の果たしている役割や現状と統合新築の必要性などにつきまして説明会を開催してまいりました。今後、現病院の改革プランなどの作業を進める中で、市立病院の役割分担も明らかになるものと考えておりますので、経営の効率化や経営形態の見直しもあわせて、わかりやすく丁寧な説明に努め、市民の理解を得てまいりたいと考えております。

次に、建設地についてでありますけれども、まず量徳小学校敷地を含めた現小樽病院敷地を建設候補地の一つとした理由につきましては、新病院の建物規模と駐車場のスペースが確保できる広さがあることや市有地であること、交通の利便性がすぐれていることであります。また、候補地として再検討してはどうかということでもありますけれども、これまでの経過を踏まえますと、現状では築港地区以外には適地はないものと考えております。

次に、現在地付近の新病院の建設と解体費用でありますけれども、一般的に現在地への建替えに伴う施設の解体費につきましては、補助対象ではありませんが、起債の対象となるものと考えております。

次に、改革プランの前倒しということでもありますけれども、改革プランの一つの視点であります再編・ネットワーク化につきましては、市内の病院関係者にも御参加いただき議論を開始したところであり、その中で素案を9月中にまとめ、12月までに策定することにしております。したがって、策定期間をこれ以上早めることは難しいものと考えております。また、地域医療のあるべき姿につきましては、改革プランの策定を通じ、現病院が担うべき地域における役割などの協議がなされますので、議会への報告や広報おたるへの掲載、パブリックコメントなどを通じて示してまいりたいと考えております。また、新病院の建設につきましては、改革プランを踏まえた上で判断をしてまいりたいと考えております。

次に、保健所の役割についての御質問でありますけれども、初めに小樽市保健所の役割であります。小樽市民の健康の推進と市民に対する医療提供体制の整備・確保は、保健所の重要な業務と考えております。医療計画につきましては、医療法に基づき、本年4月に北海道が医療計画を策定したところであります。当医療計画を推進していくため、第2次医療圏ごとに北海道医療計画地域推進方針を9月までに道が策定することとなっており、小樽市保健所としても道の方針に基づき小樽地域の医療政策を進めてまいります。

次に、小樽市における医療計画の策定についてであります。医療計画は都道府県が策定することと

なっており、市独自の策定はしていませんが、平成14年から小樽市公的病院等懇話会を設置し、小樽市の医療の質の向上と医療提供体制の確保を図るとともに、公的病院間の連携を図っているところがあります。さらに、このたび、市立病院改革プラン策定に伴って設置した再編・ネットワーク化協議会において、保健所長もメンバーに加え、その役割を担っているところでもあります。なお、保健所での地域医療体制の調査・検討の担当部署は保健総務課であります。

次に、農業政策についての御質問でありますけれども、初めに本市の農業経営のあり方、方策と将来展望であります。本市農業は、1戸当たりの経営面積が地形的な制約から、ほとんどが1ヘクタール未満の小規模営農であり、さらに高齢化や後継者不足などから、全体の農家戸数、耕地面積、農業産出額などいずれも減少傾向が続いている厳しい状況にあります。しかし、一方では、大都市に近接していることから、その優位性を生かし、消費者のニーズに合った新鮮な農作物を供給しております。今後の本市農業については、さきに述べたとおり、厳しい状況にありますが、農用地の利用集積や施設栽培など農地の高度利用を図ることにより、生産性を高め、地域の実情に合った都市型農業の振興を目指すことが大切であると考えております。

次に、農家自身による農産物加工とその独自販売の取組でありますけれども、現時点では、本市農業者の中で農産物加工を手がけている農家に関する情報はありません。農産物加工を行うためには、商品開発や販路開拓のほか、法律や資金に関する問題など、クリアすべきさまざまな課題があることからこれまで実現しなかったものと考えております。しかしながら、農業経営の安定化を図るためにも、農業資源の活用を図ることは大切なことと考えておりますので、他都市での事例などを調査し、それらの情報を農業者の皆さんに提供するなど、意識づくりに努めてまいりたいと考えております。

次に、食料自給率の向上に向けた農業法人や新規就農者への取組であります。本市の農業の実態は、農地の遊休化や農業者の減少と担い手不足が進行し、高齢化と活力の低下という厳しい状況にあります。こうした中で、本市の農業を振興するためには、農業経営の改善や新規就農の促進とともに、地域で農業を支える組織づくりが重要なことであり、その有効な方策として、農業経営の法人化や集落営農化が考えられます。このことから、本市においても、法人化に向け地域農業者に話をし、組織化に向けた取組を行った経過がありますが、各農業者には、意識や意向の差異があり進展しなかったものであります。農業生産活動を継続するためには、農業経営の組織化などが必要でありますので、今後とも農業関係機関や団体と連携し、取組を行ってまいりたいと考えております。

次に、食の安全・安心などの市民意識やニーズを考慮した農業経営でありますけれども、近年、食に対する消費者の関心が高まりつつある中で、農業振興の上からも、食に対する安全・安心の取組は重要になっていきます。このことから、本市においては、平成17年に新おたる農業協同組合、後志農業改良普及センター、小樽市の3者で小樽市クリーン農業協議会を設立し、クリーンな農業技術の導入を進めてきたところでもあります。また、農薬の取扱いについては、平成18年から農作物に係る残留農薬基準を定めたポジティブリスト制度が施行されたことにより、農薬の適正管理が促進されたところでもあります。今後も食の安全に配慮した農業経営を促進するため、農業改良普及センターと連携を図りながら、安全・安心な農産物の生産に結びつく取組を行ってまいりたいと考えております。また、近年、農業への参画に意欲的な市民が多くなっている中で、大都市近郊に位置する農業地域は、新鮮な農産物の供給だけでなく、市民農園などによる農業体験の場や緑の提供など多面的な役割を担っており、余暇活動や身近なレクリエーションの場として、農地が活用されております。このことから、本市農業の振興を図るためにも、本市の地理的優位性を生かし、市民ニーズに対応した農業経営を推進していくことが必要と考えております。

次に、水産業についての御質問でありますけれども、まず忍路漁港整備計画についてであります、従前より小樽市漁業協同組合や地元漁業者からの強い要望もあり、種々検討を続けてまいりました。このたび、非常に厳しい財政状況ではありますが、沿岸漁業の振興及び漁業後継者の育成は重要であるとの観点から、整備を進めることを決断し、去る4月に事業主体である北海道に対し、地元負担に同意する旨を伝えたところであります。

次に、漁港整備に伴う経済波及効果についてであります、当事業が小樽経済全体に与える波及効果について算出することは困難であります、漁港整備後の漁業者の出漁日数の増加や漁獲量の増加、労働環境の改善効果等を北海道が分析しており、その費用対効果の試算によりますと、一般的に事業費の1.5倍以上の額とされております。忍路漁港の場合は、その比率が1.5倍とされ、仮に事業費を4億2,400万円とした場合、その効果額は6億円を超えるものと見込まれます。

次に、地元負担でありますけれども、事業費が4億2,400万円の場合、小樽市の負担額は4,300万円余りと試算されます。先ほども申し上げましたとおり、小樽市の財政状況が非常に厳しい中での整備でありますことから、漁業者側の負担については、今後の協議課題になるものと考えております。

次に、小樽市漁業協同組合の冷蔵庫建設に係る高島漁港区国有荷さばき地の利用でありますけれども、同組合の国有地の利用に当たっては、市といたしましては、荷さばき地の減少に伴う高島漁港区への影響など検討すべき事項や、荷さばき地及び前面岸壁を利用している関係者の合意形成を得ることなどの課題があります。これらが解決されることにより、国有地の利用は可能であると考えております。

次に、いそ焼け対策でありますけれども、いそ焼け現象の原因としては、河川水質の変化、キタムラサキウニなどによる食害、海藻類の栄養不足などが挙げられておりますが、いまだ不明な点も多く、北海道中央水産試験場などで研究を重ね、解決策を模索しているところであります。小樽におきましても、投石や施肥などによりウニやアワビのえさとなる海藻類育成のための取組を行っており、少しずつではありますが、昆布など海藻の育成に改善が見受けられるところであります。いずれにいたしましても、本市の沿岸漁業において、ウニ、アワビなどは漁業者にとりまして重要な資源でありますので、漁業者の皆さんと知恵を出し合い、沿岸資源の回復に努めてまいりたいと考えております。

次に、カジノの誘致でありますけれども、カジノについては、自民党の政務調査会において、観光の振興や雇用の創出による地域経済の活性化を目的とし、合法化に向けた検討が進められていると承知しております。また、道内でも民間団体により研究会が発足するなど、誘致に向けた動きが活発化しております。また、市内におきましても、商工会議所の特別委員会を中心に勉強会を開催し、またホテルでのカジノ体験が実施され、機運が少しずつ高まってきております。市といたしましては、北海道をはじめ、経済団体や研究団体による情報交換会などに参加していますが、国や他地域の動きを注視するとともに、今後、合法化されるのであれば、国際観光都市を目指す小樽として、前向きに考えていっていいのではないかと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(見楚谷登志) 教育長。

教育長(菊 讓) 大竹議員の御質問にお答えいたします。

初めに、自治体における教員の独自採用についてであります、市町村立学校職員給与負担法の改正により、平成18年度以降、都道府県教育委員会が定めた教職員定数とは別に市町村の財政負担で教員の採用ができるようになりました。現在、小樽市では、道教委の少人数学級実践研究事業による小学校の第1学年、第2学年及び中学校の第1学年での35人学級の制度を活用して、少人数学級を実施しております。しかしながら、適応指導教室の指導教員やスクールカウンセラーについては、市費で採用してお

りますが、小中学校の配置教員として採用したことはございません。現在の市の財政状況の中では、市職員については、新規採用をしない方針であり、教員につきましても同様に独自採用は考えておりません。

次に、学級編制手続の変更と学校の規模・配置の適正化計画との関連についてであります。現在、策定に向けて検討を進めている適正化計画では、児童・生徒数の減少に対応して、望ましい学校規模を踏まえながら、学校の配置について全市的な見直しを行おうとするものでございます。その際、学級編制の考え方については、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律や北海道の少人数学級実践研究事業に基づく基準を踏まえた推計値を算出しており、適正化計画策定への影響はないものと思います。

最後に、小中一貫校についてであります。本市においては、学校教育の推進に当たって、学習指導や生徒指導を進める上で、系統性や継続性を重視した教育活動に取り組んでおり、小学校と中学校が連携を図ることは必要なことと考えております。しかしながら、小中一貫教育については、小中併置校と違い、学習内容や指導方法について、現在の6・3制の課題を克服すべく幾つかの市町村で試行されているものであり、その研究にはかなりの時間を要するものとなります。道内では、三笠市で教育特区による教育課程の弾力化で、小学校1年生からの英語教育など、小中一貫教育に取り組んでいると聞いております。今次の適正化の計画については、小樽市内における今後の少子化にいかに対応していくかを考えていくものであり、さきにいただいた在り方検討委員会の答申もそのような視点から触れられておりますことから、適正化の計画と小中一貫教育は個別に検討すべきものと考えております。

(「議長、26番」と呼ぶ者あり)

議長(見楚谷登志) 26番、大竹秀文議員。

26番(大竹秀文議員) 何点が再質問をしてみたいと思います。

まず、中心商店街の関係について、丸井今井の撤退、これについてなのですけれども、稲一再開発、それに対する責任なのですけれども、これは小樽開発株式会社というところ自体が確かに現実的にはするかもしれませんが、全市的経済を考えたとするならば、もっと積極的に行政がそれに入っていかなければならないことではないかと思うのですけれども、その点についてお考えをお聞きいたします。

それと、先ほど寄附条例に関連しながら、受皿をつくるということは難しいという答弁でございましたけれども、確かにイベントということだけでありますと、企業からの寄附金は損金控除にはなりません。これは別な形の中で、交際費という形の中で減らすこととなりますけれども、今いろいろなことをやっている中で、イベントだけではなくて、ほかのものも含めて、小樽市という自治体が寄附をいただいて、それをいろいろな形で、補助金という形でも結構なのですけれども、運用できるようなことだったのであるのではないかと思うわけです。ですから、受皿をつくるのは難しいと言うのですけれども、その難しい理由というのはどこなのか、その辺をお聞きしたいと思います。

それと、基金の関係なのですけれども、平成19年度に一般会計に貸し付けたということがありまして、そういうこととなりますと、なかなか取崩しということは大変なんでしょうけれども、本来的に考えますと、寄附された方がこういう形で使っていただきたいという考えで、寄附されていると思いますので、それを生かした中で、時には取崩しということもしながらやっていけるのではないかと思います。平成19年度に社会福祉事業資金基金とまちづくり事業資金基金について取崩しをしたということもありましたので、そういうことで、一般会計に貸し付けたということがあるのは大変だと思いますけれども、取崩しはそういうことで、合意があったらできるのですということなのかどうかをお聞きしたいと思います。

それと、病院の関係でございますけれども、現在の量徳小学校を最初に候補地と考えたこともあったけれども、現状では難しいと。今はもう一辺倒で築港のほうに行く以外はないのだと。ところが、市長の言い方の中には、3本柱あるいは4本柱を中心とした形がコンパクトのということもありますので、そういう議論をしている中で、面積的なことを考えたら、また以前の考えとは変わってくるのではないかと思うのですけれども、その点を再度お願いしたいと思います。

それと、保健所の関係で言っていますけれども、確かに医療計画は、道が2次医療圏ということでやるのでしょけれども、それと小樽市としても道の案にすべて沿っていくということではなくて、やはり独自にあるべき姿を政令保健所として示すことができるのではないかと思うのですけれども、それについて再度お聞きしたいのと同時に、医療体制の調査・検討をしている部署は、保健総務課ということですが、これにかかわっている職員の人数をお知らせください。

それと、農業の関係なのですけれども、今まで小樽市の農業ということで、財政的な問題もありますから、どちらかという農林水産省の一つの施策に沿った中でやってきたと思うのですけれども、小樽市の農業は今の農林水産省の考えの中での施策では、ほとんど当てはまらないというのが現状なのです。そうであっても、小樽市の農業を振興していかなければならないということが当然だと思いますので、私は独自の施策をどう考え、指導していくのかということをお聞きしているわけです。ですから、農林水産省の事業のうち何かを取り入れるということはほとんど不可能だと思いますので、それを再度お聞きしたいと思います。

それと、農業法人の立ち上げに向けて、以前に対応したと言いますが、私としては、もう議員になって13年になりますけれども、ほとんどできていなかったように思います。それについて、どういふふうに具体的な農業法人化に向けた取組をしたのか。

それと、付加価値をつける加工について、現在取り組んでいないから何もできないということではなくて、より農業形態を考えるに当たって、農政として逆に積極的にそういうことを指導していく立場にあるのではないかという思いで質問したのですけれども、今やっていないから、市もやらないということでは、政策がないということになるのかと思いますので、その辺について再度お答え願いたいと思います。

それと、漁業についてなのですけれども、いそ焼けの関係で、これは質問の中に入れていませんでしたけれども、投石を含め漁業者とということ、そういう組織といいますか、話し合いをする場をつくれないかということなので、その点が1点。投石も含めてということの中にひとつあるのですけれども、先日の新聞に出ていたように、製鋼スラグと腐植土を混ぜた混合物による昆布の育成です。これは、実験的にやられておりますので、何かすごく効果が上がるというように報道されておりますので、それに向けても先に取り組んでいけるかどうか、いくべきだと思うのですけれども、それも加えてお願いいたします。

それと、教育についてですけれども、今、適正配置をやっているのですけれども、現実的に忍路の小中学校あるいは塩谷のほうでもいいのですけれども、人数の少ない学校同士がやはり一つの学校という中でやられることが、より効果が上がるということも考えられると思うのです。制度上の問題でいろいろあるかもしれませんが、そういうことも前向きに考えていくべきと思うのですけれども、いかがでしょうか。基準に沿ってやっているから問題ないのだというが、基準というものは、結局そのときそのときによって変わってくるわけです。そうすると、小樽市独自として、今の教育環境を考えたときに、どういふうな基準を逆につくっていくというか、そういうことも必要になるかと思うのですけれども、その辺についてお聞きしたいと思います。

議長（見楚谷登志） 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(見楚谷登志) 市長。

市長(山田勝麿) 初めに、丸井今井の跡の問題ですけれども、そもそもこれは相当の負債があって、それがまだ未処理なのです。それがどう解決されるかということが大事で、その上に立って、あそこをどう再生させるか。だれがあそこを買い取ってくれるのか、引き受けてくれるのかという、そのことが一番大事なのです。それがないと前に進みませんので、我々はそのことについて、今、一生懸命弁護士と協議しながら進めているということでございまして、それで先ほど申し上げましたとおり、大規模小売店舗立地法の特例を使って我々としては支援をしていきたいという考え方でございます。

それから、寄附条例の関係の受皿という話でしたけれども、イベントの寄附の受皿を小樽市が受けるという話にはならないと思いますので、これは小樽市がみんな受けて、それを税制上の損金に入れるなんていう話になると、ちょっと問題があるのではないかと思いますので、現在、それぞれのイベントの主催団体が寄附集めをしていますので、それはそれで引き続きやってもらいたいというふうに思っています。

それから、基金の貸付けですけれども、今34の基金がありまして、それぞれ冠のついた基金がほとんどですけれども、それはその寄附者の意向によってやっているものもありますので、取り崩しているものもありますし、取り崩せないものもあります。したがって、取り崩せるものについては、寄附者の意向を確認しながら取崩しをしているということで、そもそもこの基金というのは果実を利用してやるのが本来の筋なのです。利息が当時5パーセント、6パーセント、そういう高金利の時代に生まれる果実を利用して事業をやってきたのです。けれども、今はもう利息が少ないですから、果実がないので、原資を取り崩しているという非常に厳しい状況にありますので、それはひとつ御理解いただきたいと思えます。

それから、病院の立地場所の問題ですが、もう何回も説明していますので今さらという感じなのですが、そもそも新病院の統合新築に当たっては、現所在地それから現所在地のほかに適地がどこにあるかという検討をしまいいりまして、2か所を選定したわけですが、しかし、現病院の問題については、量徳小学校の適正配置が問題になりまして、学校は残せということですから、これはもう難しい話でございますので、我々としては第2の候補地を選定したという経過がありますので、それはもう現状としてはそういう状況でありますので、引き続きそれで進めていきたいというふうに思っております。

なお、保健所の問題と農業、水産の問題は、それぞれ担当部長から答弁をいたさせます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(見楚谷登志) 保健所長。

保健所長(外岡立人) 保健所の役割ということで、政令保健所ということで、道と横並びの業務が必要だろうということだと思っておりますけれども、市内の医療体制、医療計画とは言わないのですけれども、いろいろな面に関しては、水面下でいろいろ苦労してやっております。その一番大きな部分として、病病連携、病診連携、これは数年前から各公的病院の院長が集まってネットワークをつくらうとか、いろいろ心がけてはきていますけれども、まだまだ成果の出るものにはなっていないのですけれども、確かに議員のおっしゃるとおり、小樽市の医療体制、そういうものを保健所は十分担っていくというふうには自覚しております。

それで、そういった部分を担当する部署はどこかという御質問ですけれども、ああいう小さな保健所、政令保健所としては、全国で下から2番目ですから、そんなにたくさん部署はないのですけれども、一応、保健総務課の中の庶務医薬グループの3人が中心となって、そこに保健総務課長、次長と所長の私が増加

わって、いろいろ検討しているのが現状です。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(見楚谷登志) 産業港湾部長。

産業港湾部長(磯谷揚一) 大竹議員の再質問にお答えいたします。

まず、農業の問題でございます。まず、農林水産省の施策の中でやってきているけれども、小樽の農業には、いわゆる大規模なものとか何かという意味だと思うのですけれども、おっしゃるとおりでございます。今、答弁でも市長から話しましたように、耕地面積が非常に少ないところが圧倒的に多いわけでありまして、それから農家経営者も昨年の調査でいきますと、最高年齢者でもう90歳を超えている方、あるいは一番若くても37歳というようなこと、それから従事者でも20代は1人いらっしゃいますけれども、そういう本当に若い方が極めて少なく、圧倒的に65歳以上が多いような中で、やはりこれからのことを考えますと、大規模なことというのはなかなかやはり手を出せないというのが小樽の農業の現状だと思います。ですから、そういう中では、我々も従来から、例えば施設栽培に対する助成をしたり、そういうことをやっておりますので、いわゆる小樽市の農業の身の丈に合うようなもの、これは農業者の皆さんとお話しをして、できるものはやっていきたいというふうに考えているというのが現状でございます。

それから、組織化の関係だと思うのですけれども、以前にやったけれどもうまくいかなかったからというお話があったと思うのですけれども、これは数年前にやはりそういった話しかけはしたのですけれども、ただいま申し上げましたように、後継者がいないであるとか、あるいは年齢が非常に幅があるとか、集約化とか組織化を働きかけてもなかなかうまくいかなかったと、そういうことがあったというふうに聞いておりますけれども、ただこれからのこういった小規模の、あるいは高齢化の進んだ農業を、全くゼロにするというわけにはまいりませんから、そのためにもやはりその法人化であるとか、それから集約というのは重要な観点だということで、市長から答えさせていただいたというふうに考えております。

それから、特産、いわゆる農産物の加工品だと思うのですけれども、確かに、リンゴのジュースとか、ニンジンジュースとか、トマトジュースとか、そういったものというのではないのですけれども、やるに当たっても、今、答弁でも申し上げましたけれども、いろいろな課題があってなかなか実現できなかったというのが現状だと思うのですけれども、かといって、このままではいけないわけですから、話させていただきましたように、他都市の事例なども我々のほうで十分調査いたします。それによって、農業者の方にも話しをして、きっかけづくりができればいいと、そういう趣旨で答弁をいたしております。

それから、水産業、漁業の関係ですけれども、投石など、そういったような話合いの場をつくれないうことがございました。それから、新日鉄の関係の報道がされておりましたけれども、これもあわせて答弁をしたいと思うのですけれども、この日本海のいそ焼けというのは、かなり昔から始まっていて、いわゆる岩礁の表面が石灰化して、そこにいわゆる昆布とか何かの海藻が付着しにくくなってきているという状態が長い間続いている。そういう海藻の繁茂がない中で、当然、ウニ、アワビのそういったえさがないわけですから、その辺の資源もなかなか増大してきていなかったという問題が過去からずっとあるわけです。市の水産業施策としても、いろいろな試験的な事業なども過去にやっておりますが、例えば鉄の枠で組んだ魚礁のような中に自然石を入れて、それを海中投棄して、実証実験をやってみたりとかということもやっておりますし、それから、御承知のこととは思いますが、塩谷漁港では、例の礼文塚の消化汚泥を平成13年度から持ってきて、試験的に平成19年度までやってまいりました。そういうようなこととか、過去にいろいろなことをやって、これもすべて漁業協同組合とか、

漁業者の皆さんと話し合いを通じて効果的な方法がないかどうか、この辺を検討しながら進めてまいってきたものでございます。平成20年度においても、高島と忍路でまたこの施肥の関係をやることにしておりますけれども、そういった中の取組の一つとして、今の新日鉄のあいったものを利用するという事は、非常に意義のあることだと思います。ただ、実証実験的に新日鉄もやっているような感じの報道をされておりましたので、これから営業に向けてやるのではないかとというようなことも書いておりましたから、お願いしてもすぐというわけにはいかないかもしれませんが、いずれにしても漁業協同組合とかと十分話をして、地元の浜の漁業者の方々の意向も受けながら、我々も行政として、できるものからやっていきたいと、こういう趣旨でございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(見楚谷登志) 教育長。

教育長(菊 讓) 大竹議員の再質問にお答えいたします。

大竹議員のほうでは、小規模校であります忍路の小中学校の子供たちのあり方について思案されたお考えかというふうに受け止めてございます。もし、小中学校が一緒になったら、メリットとして挙げられるのは、今のある校舎を利用しながら、小学校1年生から中学校3年生まで一貫して教育ができるというメリットもございますが、逆にデメリットのほうが圧倒的に多いのではないかとというふうに思います。その一つの例としまして、これまで後志には20年ほど前まで、島牧村でありますとか、神恵内村でございますとか、積丹町でございますとか、それぞれ二つ、三つぐらいずつ小中併置校があったのですが、小学校の段階ではまあよしとしましても、中学校になりますと、やはり少人数の中では子供たちがかなり孤立化というのですか、社会性が育たないという、そういう反省の下に、三つの村でありますとか、そういうところでやはり大きいところということで、ああいうような小中併置校を中止にしたところがございますし、また何よりも今私どもが一番適正配置で心配しているのは、1学級で6年間一緒に子供たちを学ばせたらどうなるかというデメリットをもうちょっと深く考えていきますと、それが小学校1年生から中学校3年生まで同じ顔ぶれで、それも複数のクラスとかがあったら、なおよろしいのですが、少人数の中でこうやっていくということは、やはり一定の子供たちのそれぞれ友人の思いが9年間も続くということは、マイナスの面がかなり多いのではないかとというふうに私どもは思っております。また、これまでと違いまして、今それぞれ小樽市内でありますと、交通の便が大変よくなりまして、例えば余市 - 小樽間でしたら、1時間に4本も5本もバスが通っているという、そういうこともありまして、今、忍路がどうのこうのというのではなくて、例えばそういうことを、小中一貫で9年間やるという、そういうようなメリットよりもデメリットのほうが多いという考え方を、私のほうからも話させていただいたところで、そういう考えに立ちますと、私は小樽市内ですと、小学校1年生から中学校3年生まで一緒にするのは、マイナスの面が多いのではないかとという考え方で答弁をさせていただいたところでございます。

(「議長、26番」と呼ぶ者あり)

議長(見楚谷登志) 26番、大竹秀文議員。

26番(大竹秀文議員) 2点だけ再々質問いたします。

病院問題でありますけれども、白紙撤回ということを考えますと、あれは以前の議論はなかったということもありますし、現在あの地区の方の中で、量徳小学校については、私たちは病院が来るのだとすれば別に反対ではないと、大いにやっていただきたいという話も聞こえてくるものですから言っているのです。白紙撤回ということは、今回の、結局、学校適正配置の関係でできなくなったということはあるにしても、その白紙撤回ということを考えたときには、そこまで意固地にならずにもいけるのではな

いかと。一番困るのが、いろいろな形の中で全体ができなくなったら、それこそ市民にとって大変困ったことになるだろうと思うから言っているわけです。

それと、教育委員会のほうで、今お話を聞いていますと、忍路の小中学校につきましては、よそのところに通学バスか何かで通わせて、大規模校に持っていくのだと聞こえたのですけれども、それでよろしいですか。

議長（見楚谷登志） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（見楚谷登志） 市長。

市長（山田勝麿） 病院の建設場所につきまして、適正配置計画を教育委員会としては、白紙撤回しましたけれども、そもそもそこに至った経緯がありますから、何で白紙撤回したかということ、学校は残せということですから、そういうことで白紙撤回したのです。ですから、そのことについてはやはり重く受け止めることだというふうに思っております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（見楚谷登志） 教育長。

教育長（菊 讓） 大竹議員の再々質問にお答えいたします。

忍路の例でお話しされたものですから、私は小学校1年生から中学校3年生までを一つの器に入れてやるというのは、大変だという一般的な話をさせていただいたのでございまして、まだ私どもとしましても、どこどこをどうするですか、そういう話は一切論議していませんので、そのところは間違わないでいただければと思っているところでございます。

議長（見楚谷登志） 以上をもって本日の会派代表質問を終結し、本日はこれをもって散会いたします。

散会 午後 4時43分

会議録署名議員

小樽市議会 議 長 見 楚 谷 登 志

議 員 成 田 祐 樹

議 員 齋 藤 博 行

平成20年
第2回定例会会議録 第3日目
小樽市議会

平成20年6月17日

出席議員(28名)

1番	秋元智憲	2番	千葉美幸
3番	鈴木喜明	4番	吹田友三郎
5番	大橋一弘	6番	成田祐樹
7番	菊地葉子	8番	中島麗子
9番	高橋克幸	10番	斉藤陽一良
11番	佐野治男	12番	山田雅敏
13番	佐藤禎洋	14番	濱本進
15番	井川浩子	16番	林下孤芳
17番	斎藤博行	18番	山口保
19番	佐々木勝利	20番	新谷とし
21番	古沢勝則	22番	北野義紀
23番	横田久俊	24番	成田晃司
25番	前田清貴	26番	大竹秀文
27番	見楚谷登志	28番	久未恵子

欠席議員(0名)

出席説明員

市長	山田勝麿	副市長	山田厚
教育長	菊讓	水道局長	小軽米文仁
総務部長	山崎範夫	財政部長	貞原正夫
産業港湾部長	磯谷揚一	医療保険部長	佃信雄
福祉部長	長川修三	保健所長	外岡立人
生活環境部長	小原正徳	建設部長	嶋田和男
小樽病院事務局長	吉川勝久	消防長	安達栄次郎
教育部長	大野博幸	監査委員局長	宮腰裕二
会計管理者	中塚茂	総務部長	貞村英之
総務部総務課長	田中泰彦	企画政策室長	
		財政部財政課長	木下正樹

議事参与事務局職員

事務局長	松川明充
庶務係長	北出晃也
調査係長	関朋至
書記	大崎公義
書記	島谷和大

事務局次長	佐藤正樹
議事係長	中村弘二
書記	相澤幸
書記	小林由美子
書記	高野香織

開議 午後 1時00分

議長（見楚谷登志） これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、菊地葉子議員、成田晃司議員を御指名いたします。

日程第1「議案第1号ないし第12号」を一括議題とし、昨日に引き続き、会派代表質問を行います。
通告がありますので、順次、発言を許します。

（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

議長（見楚谷登志） 2番、千葉美幸議員。

（2番 千葉美幸議員登壇）（拍手）

2番（千葉美幸議員） 第2回定例会に当たり、公明党を代表して質問いたします。

初めに、小樽市の財政について質問いたします。

平成19年に地方公共団体の財政の健全化に関する法律が成立し、平成20年度決算から、財政の判断比率を公表し、自治体の財政状況を判断することになっております。四つの財政指標は、標準財政規模に対して、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率であり、一定の基準より悪ければ、早期健全化や財政再生の計画を定めなくてはなりません。

小樽市では、財政健全化計画を策定しておりますが、平成19年度の決算見込みは、計画を上回る13億7,900万円に累積赤字が膨らむ見通しとなりました。また、財政健全化判断基準の一つ、連結実質赤字比率は、平成20年度予算ベースで早期健全化基準を超えることから、赤字幅を縮減するには、さらなる歳入の増加、歳出の削減に取り組まなくてはなりません。

そこで、何点かお伺いをいたします。

初めに、平成19年度決算見込みでは、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率は、どのくらいになるのか、それぞれお示しく下さい。

次に、財政健全化計画の一般会計の歳入に占める市税の割合でございますが、平成14年度から18年度決算額で見ますと、25パーセント未満となっておりますが、収支計画で平成19年度以降、その割合は大きくなっております。この割合の増加は、国の税制改正など三位一体の改革による影響もございましたが、小樽市財政が市税をはじめとする自主財源に大きく頼らなくてはいけない現状にあると思われまます。今後の歳入に占める市税の割合はどのくらいになるのか、また市税を確実に確保するために、今後どのように取り組みをなさるのか、お考えをお聞かせいたします。

次に、本年3月に見直された財政健全化計画についてでございますが、個人市民税は、平成21年度以降3パーセント減、法人市民税は、平成20年度と同額として算定しております。市民経済計算の状況から、1人当たりの所得推移は、全国・全道に比べ減少率が大きく、生産年齢人口減少の動向を考えますと、さらなる減少を危惧しております。どのように予測し見直されたのか、お考えをお聞かせいたします。

次に、地方交付税の推移ですが、平成22年度までは同額で推移する計画でございますが、見込み金額が予想を下回った場合、歳入歳出の見直しで、市長が表明していた現状の市民サービスの維持に影響は出ないのか、お尋ねいたします。

また、歳入の確保では、平成21年度、使用料・手数料の改定を見込んでおります。市民の皆さんの負担が増える要素があることから、丁寧な説明や周知が必要と思われまます。収支計画予算では、3,000万円増を見込んでおりますが、具体的にどのように改定されるとお考えか、お示しく下さい。

次に、歳出ですが、三位一体の改革に伴う税源移譲により、事業の執行に当たっては、一層地方行政の責任は重くなっていると認識しております。小樽市財政健全化計画の中では、人件費、普通建設事業費を削減して収支均衡を図った形になっておりますが、これ以上の削減には限界があると感じておりま

す。市長は、行政コストのさらなる削減の取組やこれからの財政運営を、何を大切に、歳出の抑制はどのような分野を中心に取組んでいくお考えか、お聞かせ願います。

経済の低迷、原油価格高騰など景気回復の兆しは見えず、特に建設業界は大変厳しい状況であります。市内の新設住宅数の平成15年度からの推移は、平成17年度1,100戸をピークに、昨年度は630戸まで落ち込んでおります。この落ち込み幅は、全国・全道に比べどのようになっているのか、要因は何にあるとお考えか、市長の御所見を伺います。

また、市長は、景気対策事業として今年度予定工事の早期発注や来年度施工予定、事業の前倒しをしていく意向を示しておられます。建設業界にとりましては、心強い市長の決断だと評価をいたします。

そこでお伺いいたしますが、具体的な前倒し事業内容について、お示してください。

また、この低迷状態からの脱却のハードルは高いように思われ、さらなる行政の施策の取組が必要と考えます。具体案も含めた市長のお考えをお聞きいたします。

さらに、前倒し事業実施により小樽市の財政に影響が出ないのか、お伺いいたします。

次に、議案第2号小樽市職員定数条例の一部を改正する条例案について、お伺いいたします。

小樽市では、財政健全化の取組で、人件費の抑制は、歳出削減の大きな割合を占めているものと思います。ただ、懸念をしておりますのは、定数の見直しが続く中、市民サービスの充実に主眼を置いた職員配置の適正化は十分図られるのか、また退職職員不補充を原則とする取組の中で、職員構成は世代別や職層別のバランスが大きく崩れることはないか、市長の見解をお聞かせ願います。

次に、関連で消防団員の定数の変更について、お伺いいたします。

定数が606名から514名へ92名の大幅減となっておりますが、消防団員の定数の考え方と現在の団員数は何名か、男女別にお示してください。

また、団員の高齢化や若い世代の入団が少ないと懸念される中、定数人数までどのような計画で増員されるのか、具体策についてお示してください。

次に、議案第5号小樽市こども発達支援センター条例の一部を改正する条例案について、お伺いいたします。

同条例案では、基準該当事業所として位置づけていたこども発達支援センター分室を、指定児童デイサービス事業所である同センターの従たる事業所として位置づけるものでございます。こども発達支援センターは、心身の発達に心配のある子供に対して支援をする施設となっておりますが、現在施設を利用されている人数はどのぐらいか、事業所別にお示してください。

また、この改正により、職員の構成などは変更になるのか。さらに、利用されている保護者や子供に利用制限が起きないか、お答えください。

次に、市立病院について、お伺いをいたします。

昨年12月、公立病院改革ガイドラインが示され、小樽市では新病院建設問題も含めたかじ取りの変更を余儀なくされました。現課題は、小樽市のみならず、後志二次医療圏の地域医療の確保のため、現病院の改革プランを策定し、経営の立て直しを図ることが重要でございます。小樽市では5月に改革プラン策定に当たり、庁内検討プロジェクトチームの設置、改革プラン策定会議の設置、再編・ネットワーク化協議会の設置をしております。この策定体制のそれぞれの役割、またスケジュールについて、具体的にお示してください。

改革ガイドラインでは、公立病院改革を三つの視点に立って推進することが求められております。その一つに、経営の効率化がございます。小樽市では、経営の効率化は、新病院建設に係る委員会などで、以前より議論され、収支改善、経営の安定化を図ってきたところであります。しかし、医師の退職など

により、入院外来患者の減少傾向は続き、医業収益に大きな影響を及ぼしております。公立病院改革ガイドラインでは、経営効率化に係る目標数値例で経営指標が示されており、この数値を参考にしつつ、個々の病院単位を基本として、目標数値を定めることになっております。

そこでお伺いいたしますが、市立2病院について、経営状況はどのようになっているのか、市立病院、第二病院、それぞれについて、経常収支比率、医業収支比率、職員給与費対医業収益比率、病床利用率を平成19年度病院事業会計ベースでお示してください。

また、今までの経営効率化に対する取組だけでは、目標達成は難しいと考えますが、市長の見解を伺います。

さらに、市立病院と第二病院、それぞれの経営状況の課題や問題点があれば、お示してください。

公立病院改革ガイドラインでは、最終的に経常黒字化を達成するものであります。民間病院とは担ってきた役割や経営の性質の違いはあるものの、一企業として、経営改革の意識は、職員が十二分に持たなければならないと考えます。今まで、意識改革について、どのように取り組まれ改善されたのか、課題や問題点があれば、あわせてお示してください。

また、経営に関して、外部から人材を登用するお考えはないのか、お伺いいたします。

次に、再編・ネットワーク化についてでございますが、この計画策定において、病床数の削減や医師の確保対策、病院間での適切な機能分担を図るなど留意することになっております。病床数は、過去3年について、市立2病院とも、許可病床数に対して利用率が70パーセントを大きく下回っていることから、どのように見直されるのか、お聞かせ願います。

また、収支に大きく影響いたします医師の確保については、大学等との連携が難しい場合、どのように確保するとお考えか、また地域の中での連携は可能とお考えか、お聞きいたします。

さらに、現病院で医師が不足している診療科目があれば、今後の見通しや市立2病院の医師不足の要因はどこにあるとお考えか、市長の御所見を伺います。

また、病院間での適切な機能分担につきましては、市立病院が担ってきた専門性の高い診療科目や地域においての不採算医療部門をすべて市立2病院で担っていくとお考えか、又は、経営の効率化の観点から、診療科目の縮小やさらなる職員の削減は考えられるのか、お答えください。

また、この改革プランで見直される現病院の機能や規模が新病院構想に与える影響についてお示しいただき、この項の質問を終わります。

次に、小樽市の高齢化について、何点か質問いたします。

日本の65歳以上の老年人口割合を見ますと、総務省が公表した2005年国勢調査の抽出速報集計結果で21パーセント、これは世界で最も高い水準という結果だったと報道がございました。また、一方で、15歳未満の年少人口割合は、13.6パーセントで、世界で最も低い水準となったことが明らかになりました。この結果からわかりますように、我が国の少子高齢化が世界で最も深刻な状態となっている現状が浮かび上がっております。国立社会保障・人口問題研究所の発表によりますと、2035年までの都道府県別将来推計人口の老年人口割合は、全国平均で33.7パーセントに上昇することが見込まれており、中でも北海道は全国平均より高く、2005年21.5パーセントであった老年人口割合は、37.4パーセントになると予測されております。一方、小樽市に目を注ぎますと、老年人口割合は、2005年27.4パーセントであったことを考えますと、2035年には北海道の数字をさらに上回ると推測されますが、小樽市の将来都市像を描く上でもポイントとなる将来人口はどのように推移し、高齢化が進むと予測されるのか、市長の御所見をお聞かせください。

ますます小樽市の高齢化が進み、少子化や生産年齢人口の減少に歯止めがかからない中、市民の皆さま

んは小樽で安心して年齢を重ね、老後はより充実した生活を送ることができるのか不安を抱いていることは否めません。特に、高齢者世帯では、自身や配偶者の健康不安をはじめ、ひとり暮らしに対しての不安は、国や地方自治体が行っている行政措置による福祉サービスの充実のみならず、町会をはじめ、ボランティア活動や市民組織による福祉サービスを活性化することも必要不可欠な時代になっております。

そこでお伺いいたしますが、小樽市の一般世帯に占める高齢夫婦世帯や高齢単身世帯の割合はどれぐらいになっているか、お示し願います。

高齢者のみの世帯やひとり暮らしの高齢者、また昼間そのような状態に置かれる高齢者や離れて暮らす家族にとって、一つ目に、近所に見守ってくれる人がいる、二つ目に、身近に困ったとき助け合える人がいる、三つ目に、それを支える仕組みがある。これらのことが安心して住みなれた地域で、高齢者がいわゆるエージレスライフを実感できる人生を送ることができるのではないのでしょうか。地域同士の協働や近隣での見守りや支え合いの仕組みは、ますます重要であると考えます。市長の御見解をお聞かせ願います。

本市では、平成10年度から19年度までを計画期間とした小樽市総合計画の中で、高齢社会に対応するため、地域福祉ネットワークの確立を図っております。この地域福祉ネットワークとは、高齢者にとってどのようなシステムなのか、また小樽市のネットワーク推進に向けた取組の進捗よく状況はどうであったか、お聞かせ願います。

平成10年度より進められてきました小樽市総合計画の点検報告書には、小地域ネットワーク事業への支援がございます。この事業内容と事業が行われている地域では、具体的にどのような活動を実施され、訪問人数はどのくらいか、お示してください。

また、小地域ネットワーク事業の効果について、どのように把握されているのか、訪問先や活動されている方々の声があれば、課題や問題点とあわせてお示してください。

次に、この小地域ネットワーク事業への支援は、新たな総合計画の中で継続して推進され拡大されるのか、小地域という単位は具体的にどのように決められるのか、方向性についてお示してください。

このネットワークづくりが推進される地域の助け合いによる福祉の実践や取組は、各町会やグループなどでも考え方や進め方にばらつきがあるように感じられます。とりわけ福祉に関しては、住んでいる地域によって大きな差を感じることはないよう、地域での取組の情報交換や事業実施の効果などについても検証、把握することが大切であります。その中心的役割を果たす機関を行政が担っていかれるのか、また別に設置するお考えなのか、お聞きいたします。

次に、高齢者の視点で、中心市街地活性化基本計画について、質問いたします。

中心市街地は、比較的坂道が少なく交通機関の利便性が高いため、高齢者にとって住みやすいと実感できる区域であります。基本計画の中心市街地の居住人口目標値は、現況数値1万4,455人の3.8パーセント増、1万5,000人となっており、小樽市の人口減少率から見ても、厳しい目標数値であると認識しております。

そこで、お聞きいたします。目標達成のための具体的な考え方や進め方について、お示してください。

また、団塊世代の退職者の移住促進にかんがみた中心市街地への高齢者向け分譲マンションや高齢者専用賃貸住宅などの企業参入も視野に入れた取組になるのか、お考えをお聞かせ願います。

小樽の中心市街地における商店街のにぎわいは、観光客に小樽市民の暮らしや生活のにおいを体感させることもできます。観光客の楽しみと市民の平凡な日常が混在するまちづくりは、商店街のにぎわいを取り戻すためにも有効であります。街なか活性化計画で課題の残りました商店街での空き店舗問題や

必要なもの、欲しいものがそろわないとの市民の声をどのように受け止め対策を講じるのか、お伺いいたします。

次に、高齢者の立場に立って、小樽市男女平等参画基本計画について、何点が質問いたします。

基本目標の一つ、「男女平等参画社会を可能にする環境整備」の中に、「高齢者の社会参加のための生きがいづくりが求められ、高齢者みずから社会を支える重要な一員としてとらえるとともに、高齢者が安心して生き生きと暮らせる環境づくりを進めます」とございます。小樽市では、この生きがいづくりに関しては、具体的にどのような事業が行われているのか、お示してください。

また、高齢者の方々が介護支援等のボランティア活動を通して社会参加・地域貢献し、その活動に応じて獲得したポイントを介護保険料や利用料などの支払に充てることができる介護予防事業を行っている自治体もございますが、小樽市として実施を検討するお考えはないのか、お聞きいたします。

この項の最後に、高齢者が安心して生き生きと暮らせる環境とはどのようなものなのか、市長の御所見をお伺いいたします。

次に、子育て支援策について質問いたします。

昨年1年間にわたり開催された「子どもと家族を応援する日本」重点戦略検討会議では、2030年以降の若年人口の大幅な減少も視野に入れ、今後、子育て支援策を大幅に拡充していく必要があるとの結論に達しました。日本の年間出生数は、1973年以降、減少傾向が続いており、少子化の要因として、晩婚・未婚化や価値観の多様化、社会経済の変化など、さまざま挙げられております。子供を育てる環境も時代とともに大きく変わり、核家族化が進行する中、地域や職場の中で安心して生み育てる環境を整えることが大切になってきております。小樽市でも、国の次世代育成支援対策推進法を受け、小樽子育てプランを策定して支援の拡大を図り、地域における子育て支援サービスの充実では、一時保育事業の拡大やつどいの広場事業では、集い合うことで母子の指導や相談に応じており、保育サービスの充実におかれましては、休日保育事業が昨年8月から始められました。この休日保育に関しましては、サービス業などでは、日曜祝日勤務の方も多く、業種によっては、そのニーズは高くなっているものと考えます。

そこで、事業利用者数の推移と保護者から要望の声がございませうゼロ歳児の受入れのお考えはないか、お伺いいたします。

小樽子育てプランの事業サービスの一つ一つに目を向けますと、利用や参加を希望する保護者がみずから行動を起こさなければならない、いわゆる通所型が多く存在いたします。その中で、母子訪問指導事業は、行政側から個人宅へ訪問している数少ない訪問型事業の一つであります。ここ数年の訪問件数を見ますと、年間の出生数に対して、約半数ほどの妊産婦への訪問が行われており、出産後の新生児や未熟児等の訪問件数も同様に推移していると認識しております。この事業の目的は、「妊娠中の健康管理や産後の育児不安を抱え、乳幼児期で個別の継続した育児支援が必要な母子に家庭訪問により支援を行い、母子の健やかな成長発達を図る」でございます。この事業が開始された昭和37年の時代背景を考えますと、半世紀近くたった今、女性の生き方や働き方も大きく変わり、必要とされる社会の子育ての環境も変わってまいりました。この事業対象になっていない母親にも育児不安は共通しており、特に産後間もない母親自身の心と体の健康をサポートしながら、母子が必要としている支援へ結びつけていく事業の取組を推進するべきと考えます。市長の御見解をお聞かせください。

また、厚生労働省で創設をしております生後4か月までの新生児・乳児がいるすべての家庭を訪問する「こんにちは赤ちゃん事業」は、支援が得られない状況に置かれている母親が孤立をし、子育てに追い詰められることで、近年増えている産後うつや児童虐待を引き起こす一因となることを防ぐためにつくられた事業であります。実施のお考えはないのか、お聞きいたします。

北海道の実施状況は、昨年6月現在で65.6パーセントの自治体でこの事業が開始されており、帯広市でも先月からこにちは赤ちゃん事業が開始され、ベテラン保育士6名が出産家庭を訪問し、育児に関する不安や悩みの相談に応じるそうであります。訪問により、みずから支援を求めることが困難な状況にある家庭への支援は、ますます重要になると考えております。ぜひ、小樽市での事業実施を要望いたします。

次に、自殺予防の取組に関して、お伺いをいたします。

厚生労働省では、自殺予防に向けての総合的な対策の推進で、地域自殺対策推進事業のモデル地域に北海道を含め20の自治体選ばれました。平成19年度から3年をめどに、独自の対策など自殺予防への取組を強化しております。今年に入り、硫化水素による自殺者が増え、とうとい命を大切にしてほしいと心から訴えずにはいられません。全国の自殺者は、1998年以降、毎年3万人前後、交通事故死者の5倍にも上ります。中でも、北海道内の自殺者は、平成18年人口10万人当たり26.3人と全国平均23.7人を大きく上っております。小樽市での自殺の現状は、どのようになっているのでしょうか、お示し願います。

また、自殺者の多くを占めると言われるうつ病やアルコール依存症などの精神疾患についても、小樽市の現状をお聞かせ願います。

自殺の要因については、健康問題をはじめ、経済的な悩み、家族や職場の人間関係など年齢を問わず、背景なども多岐にわたっております。2007年自殺対策白書によりますと、自殺者の4割以上が45歳から64歳の働き盛りの男性で、健康問題が約半数を占めております。そのような観点からも、相談窓口の強化や各関係部署、関連団体との連携が重要であると考えますが、小樽市における取組の状況と今後の具体的な対策について、お聞かせ願います。

さらに、小樽市民の大切な行政を担う市職員の心の健康は大切であります。市職員の心のケアなどの対策はとられているのか、お答えください。

自殺未遂者のうち、何らかの精神障害を持つ人は75パーセントに上り、うち4割を超える方がうつ病であるとも言われております。一部の報道では、実際のうつ病患者のうち4分の3は病院で受診していないとも言われ、うつ病の予防や早期発見、早期治療が必要であるにもかかわらず、精神科を受診することへの偏見の根強さから受診率が低くなっております。市民の皆さんのうつに対する正しい知識や意識改革を早急に進めなければならないと考えます。その点について、市長の御見解を伺います。

次に、学校施設の耐震化対策について、お伺いをいたします。

学校施設は、子供たちが学び、生活する場であり、また地域コミュニティの拠点、さらには緊急災害時には、市民の避難場所として重要な役割を担っております。そのような学校施設の建物や設備に関する事項、またグラウンドを含めた敷地状況を把握し、継続的に管理・整備することが必要であります。小樽市では、学校の施設カルテの作成を本年3月までに完了したいとお話を伺っていましたが、学校カルテ作成は完了したのか、その結果、市内の学校施設の現況はどうであったか、問題点を含めてお聞かせ願います。

中国・四川大地震では、我々の想像をはるかに超える建物が倒壊し、中でも多くの学校施設が見るも無残な姿と化し、未来を担う子供たちのとうとい命が奪われました。本来、児童・生徒にとって楽しい、そして安心・安全である場所が、最も悲惨な場になってしまいました。この惨たんたる光景をニュース画面で見たとき、改めて小樽市の小中学校の耐震化整備の推進状況がどのようになっているか、気になったところがございます。小樽市では、市内公立小中学校の約3分の2に当たる29校が耐震化優先度調査を実施しておりますが、この耐震化優先度調査とはどのような調査なのか、また耐震診断や耐力度調

査との相違点について、あわせて教えてください。

我が党の太田代表ら党幹部は、5月20日に福田首相と懇談し、国内の学校耐震化の促進を早急に進めること、また国の補助率拡大を強く訴えました。後日、政府は、公立小中学校の耐震化を加速させるため、地方自治体の補強・改築事業に対し、原則2分の1と3分の1になっている国庫補助率をそれぞれ3分の2と2分の1にまで引き上げる方針を固めました。小樽市では、耐震化整備に関しましては、学校適正配置問題との整合を図りながら検討していくとのことでしたが、このたびの中国の大地震や政府の動向から、強力に整備を推進する必要があると考えます。

そこでお伺いいたしますが、耐震化優先度調査を受けた施設の中で、コンクリート強度の著しく低い建物や鉄筋や鉄骨の腐食が見られ、改築を念頭に置かなければならない施設はないのか、また国が整備最優先としているI s値0.3未満のものや可能な限り整備を進めるとしたI s値0.4未満に該当する学校施設はあると考えられるのか、お聞かせ願います。

次に、自治体の負担でございますが、現行法では、耐震補強工事を行えば、地方自治体の負担は事業費の31.2パーセントに上りますが、国庫補助率が引き上がり、元利償還金に対する交付税措置も拡充されると地方の負担は13.3パーセントに下がると報道がございました。改めて、耐震補強工事の実施など、今後どのようにして取り組み、推進していかれるのか、学校施設のあり方を含めた教育長のお考えをお聞かせ願います。

次に、学校のアレルギー疾患に対する取組ガイドラインについて、お伺いいたします。

同ガイドラインは、文部科学省のアレルギー疾患に関する調査検討委員会が、昨年、全国の公立小中学校を対象として行った調査を基に取組推進を具体的に示したものでございます。さきの調査では、各学校が取組を行っていると答えた割合はかなり高いものの、実際にアレルギー疾患で悩んでいる子供を持つ保護者からは、実際の対応と違うのではないかと多くの声が多く聞かれるのが現状です。小樽市では、アレルギー疾患を持つ小中学校の児童・生徒の有病率の実態はどのようになっているのか、お伺いいたします。

また、具体的に食物アレルギー、ぜんそく、アトピー性皮膚炎に悩む児童・生徒に対し、今まで教育現場で取り組んできた対応など、課題や問題点などを含めてお聞かせ願います。

また、アレルギー疾患では、周りの児童・生徒と違う対応が必要になり、それがいじめにつながっているケースがあると聞きます。小樽市ではそのようなケースはないか、お伺いいたします。

次に、健康教育について、お伺いいたします。

都内の中高一貫校で、あるクラス全員が保健体育授業で、ぜんそくについて病態や治療の話を聞いたそうであります。自分の生活の見直しや食事の大切さを感じたり、ぜんそくの友人への支援、共感の気持ちを持つようになったことが報告されております。学校現場におけるこうした健康教育を行うことは、今の学校教育に欠けがちな共感する心を育てることもつながると考えますが、教育長の御見解をお聞かせください。

最後に、学校のアレルギー疾患に対する取組ガイドラインに基づき、教育部として、今後、具体的にどのように取り組んでいかれるのか、お示してください。

再質問を留保して、私の質問を終わります。（拍手）

議長（見楚谷登志） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（見楚谷登志） 市長。

（山田勝磨市長登壇）

市長（山田勝麿） 千葉議員の御質問にお答えいたします。

初めに、財政健全化法に基づく各指標の比率の状況でありますけれども、平成19年度決算見込みで試算しますと、実質赤字比率は4.3パーセント、連結実質赤字比率は17.7パーセントとなっております。なお、平成19年度の実質公債費比率については、現在、比率算定上の各決算数値の分析中であり、現時点ではまだ試算をいたしておりません。

次に、財政健全化計画上の歳入に占める市税の割合であります。平成14年度から18年度までの決算では、およそ22パーセントから24パーセントでありましたが、平成19年度に個人市民税への税源移譲があったことなどにより、約4パーセント上昇し、平成19年度決算では約28パーセントとなる見込みとなっております。また、財政健全化計画上は、現在の税制を前提としておりますので、計画期間中の平成24年度までは、28パーセント前後で推移するものと見込んでおります。

次に、市税収入の確保についてであります。まずは収納対策に力を入れていくことが必要であります。一方で税収増を図るためには、何よりも景気の回復による経済の活性化が重要なことであると考えております。そのため、市といたしましては、地元企業の経営基盤強化のための振興策の実施や観光客の誘致促進などのほか、東アジアなどへの小樽産品の販路拡大への支援や企業誘致活動についても取組を強化してまいりましたが、今後も経済団体等とも協力しながら、行政機関としてできる限りの地域経済活性化策に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、本年3月に見直しを行った財政健全化計画における個人市民税と法人市民税の見込みであります。まず個人市民税については、平成14年度から18年度までの5か年を平均いたしますと、約2パーセントの減となっております。この期間に税制改正などにより増となっている年があることや、人口についても毎年度1パーセント程度減少していることなどを考慮して、平成21年度以降は、対前年度比3パーセントの減と見込んだものであります。また、法人市民税については、平成20年度予算では、最近の景気動向などから前年度と比較して約12パーセントの減となると見込みましたが、21年度以降につきましては、その平成20年度予算をベースに過去5か年の平均の伸び率がゼロパーセントであることを勘案して、平成20年度と同額で推移するものと見込んだものであります。

次に、健全化計画上の地方交付税の見込みと市民サービスの維持への影響であります。私はこれまでも財政再建が最優先課題であると申し上げており、予想を超える地方交付税の削減や厳しい市税収入の動向等により、これまでの可能な限りの行財政改革の取組をもってしても、なお残念ながら、その道は半ばと言わざるを得ません。新しい財政健全化法の下で、継続して安定した財政運営を行っていくためには、何としましてもまずこの赤字状態から脱却をし、再建を図った上で、真に本市の歳入に見合った行政運営に転換していかなければならないと考えております。申し上げるまでもなく、可能な限り市民サービスは維持したいと考えておりますが、今後もさまざまな取組にもかかわらず目標の達成が困難な場合には、市民の皆様のさらなる御協力と御理解をいただいて、受益者負担や事務事業の一層の見直しを行うことも必要になるのではないかと考えております。

次に、使用料・手数料等の改定でありますけれども、直近では、平成17年に昭和59年以来、約20年ぶりとなる施設使用料の改定を行いました。財政健全化計画上は、社会経済情勢や財政状況などを踏まえ、使用料・手数料等については、四、五年程度の一定期間ごとに見直しの必要性について検討することとしたものであります。具体的な見直し内容であります。それぞれの施設の維持等に要するコストや受益者負担の割合のほか、道内他都市の状況なども参考としながら、必要なものについては、見直しをしてまいりたいと考えております。

次に、歳出抑制についての考えでありますけれども、今後さらに市税や地方交付税などの一般財源収

入が減少すると見込まれる中、収支のバランスをとるためには、基本的にはこれらの財源の減収を吸収するだけの歳出の抑制が必要となります。そのため、引き続き管理経費の圧縮に努めるとともに、すべての事務事業について、その必要性や効果などの観点から、改めて基本に立ち返って点検することが必要と考えております。その上に立って、歳出抑制を図ってまいりたいと考えております。

次に、新設住宅数の推移であります。全国・全道的に見ますと、平成15年から18年にかけては、微増若しくはほぼ横ばいで推移しており、平成19年に大きく落ち込んでいる状況にあります。一方、本市において、平成17年は築港地区で大規模分譲マンションや道営住宅が建設されたこと、平成18年は中規模の分譲及び賃貸マンションの建設が集中したことにより、住宅数が増えましたが、平成19年には、平成16年の水準まで落ち込んでおります。

次に、平成19年に大きく落ち込んだ要因ではありますが、確認審査の厳格化、資材価格の高騰、景気の不透明感などから、消費者の住宅取得に対する意欲が低下していることが要因になっていると思われま

す。次に、公共事業の前倒しではありますが、厳しい財政状況の下、市発注の公共事業も近年減少しておりますが、低迷する本市の経済状況の中にあつて、公共工事発注の景気に果たす役割は大きいと考え、今年4月末、関係部局に対し、今年度予定工事の早期発注と来年度施工予定事業の前倒しを指示したところであります。具体的な事業内容ではありますが、今年度予定工事の早期発注では、市道の改良や補修のほか、水道の老朽管の布設替えなどを予定しており、前倒しについては、来年度予定していたオタモイ住宅3号棟の建設に伴う現在の団地の解体工事を今年の秋ごろに着手するとともに、同じく消防署朝里出張所の建設工事についても今年度末には着手したいものと考えております。

また、今後の景気対策についてではありますが、基本的には国内景気の回復が本市にも波及することを強く期待しておりますが、一方で、市といたしましても、これまでも地域経済の活性化を図るため、地元企業の経営基盤の強化のための振興策の実施や観光客の誘致促進などに努めており、今後とも小樽産品の販路拡大や企業誘致など、市としてできる限りの地域経済活性化策に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、公共事業の前倒しによる市財政への影響ではありますが、今年度事業の早期発注により、工事代金の支払が早まることとなった場合や来年度施工予定事業の前倒しにより、仮に前払金が生じた場合に、今年度の資金繰り上、若干の影響が想定される程度であり、市財政への影響は少ないものと考えております。

次に、職員定数条例の一部を改正する条例案に関連して幾つか御質問がありましたけれども、まず職員配置の適正化についてではありますが、職員の削減に当たりましては、ただ単に退職者不補充とするのではなく、組織のスリム化と弾力的な編成を図るため、本年4月からは部の再編を伴う組織・機構の大幅な見直しを行ったところであります。

また、職員構成のバランスが崩れることへの懸念についてではありますが、平成20年度には、事務職の新規採用を行ったところであり、また財政健全化計画の中でも、平成22年度以降については、現業職員を除き、退職者の2分の1を新規採用とする計画を立てております。いましばらくは、この計画を着実に進める中で、職員構成のバランスにも十分配慮してまいりたいと考えております。

次に、消防団でありますけれども、小樽市の消防団員の定数は、消防団の管理する動力消防ポンプの台数や林野などの面積を除いた可住地面積など、国の整備方針に基づき算定した場合、現時点では600名程度になるものと考えております。しかしながら、6月1日現在の消防団員数は481名で、男女別の内訳は、男性が421名、女性が60名となっております。

次に、消防団員の増員対策であります。従来は団員や町会などの個人的なつながりによる勧誘や募集が主でありましたが、今後におきましては、若者や学生などの入団を促進するため、大学、専門学校などとの連携を図るとともに、事業所や団体に対して、従業員の入団に対する協力を要請してまいりたいと考えております。また、ホームページや広報おたるなどの広報媒体を活用して、広く市民に対して、消防団の活動や現状を伝えながら、入団促進を働きかけ、計画的に団員の増員を図ってまいりたいと考えております。

次に、こども発達支援センターについての御質問であります。まず事業所別の利用人数につきましては、6月13日現在で、センターが83名、分室が23名の計106名となっております。このうち、センターと分室の両事業所の利用者が11名おりますので、実利用者の合計は95名であります。

次に、職員構成などが変更になるかというお尋ねでありますけれども、このたびの改正は、センターと分室の二つの事業所を一体的に運営していくための事業所の位置づけの変更であり、全体の職員数に変わりはありませんが、分室の職員については、配置要件と利用実態に合わせ、1名となります。

次に、利用制限が生じないかというお尋ねでありますけれども、これまでセンターと分室の両事業所を利用する際には、それぞれ別々に利用契約を結ぶ必要がありましたが、今後はセンターとの契約だけで分室も利用できるようになり、また利用状況に応じて柔軟な職員配置が可能となりますので、これまで以上にサービスが受けやすい体制になるものと考えております。

次に、市立病院についての御質問でありますけれども、まず初めに改革プラン策定体制についてであります。市内検討プロジェクトチームは、両市立病院と市の関係職員で構成し、公立病院改革ガイドラインで示されました三つの視点、つまり経営の効率化、経営形態の見直し、再編・ネットワーク化について、各種のデータの収集、作成や分析を行い、それぞれの素案を検討、策定する作業部会として設置をいたしました。改革プラン策定会議は、私のほか、両病院の院長、関係部長など12名で構成し、改革プラン全体を審議、決定する市内部の組織として設置をいたしました。なお、審議の過程で必要に応じて、市内医療関係者や学識経験者などをアドバイザーとして、説明や助言を求めることとしております。再編・ネットワーク化協議会は、市と医師会、市内公的病院などの院長で構成し、再編・ネットワーク化について協議をし、その素案を検討、策定する場として設置をいたしました。改革プラン策定のスケジュールについては、その素案を9月には取りまとめ、その後、パブリックコメントを通じて市民の皆さんから御意見をいただき、12月までに策定する予定であります。

次に、経営指標の状況でありますけれども、いずれも平成19年度の決算見込みで申し上げますと、まず経常収支比率については、小樽病院では95.1パーセント、第二病院では100.8パーセント、医業収支比率は、小樽病院では91.9パーセント、第二病院では93.5パーセント、職員給与費対医業収益比率は、小樽病院では56.2パーセント、第二病院では56.3パーセント、病床利用率は、許可病床数を基にすると、小樽病院では40.6パーセント、第二病院では49.7パーセント、実稼働病床数を基にしますと、小樽病院では68.1パーセント、第二病院では79.1パーセントとなっております。

次に、経営効率化と両病院の課題や問題点であります。これまでも経営の効率化と経営改善については、医療機器の更新に起債を導入するためにも必要なことから、平成23年度で不良債務を解消するための計画を策定して、業務の委託化や患者数に合わせた病棟の再編、7対1入院基本料の算定、職員給与の独自削減などに鋭意取り組んできたところであります。そのような中で、それぞれの病院の現在の経営上の課題であります。小樽病院では、医師の確保が最も重要な課題であると考えております。このため、医師退職後の補充に向けて、大学医局への要請を積極的に行い、診療体制の維持に努め、収支への影響を最小限にする努力が必要であると考えております。第二病院では、現状安定している医師の

確保を確実に継続していくことのほか、医業収益を上げるための患者増対策や診療材料の購入価を抑えていくなど、さらなる経費削減対策であると考えております。いずれにいたしましても、医師や看護師などの確保による医業収益の維持や今ある両病院の施設や人材などの資源を効率的に生かして、増収を図る一方で、収入に見合った支出のあり方を見直し、収支改善を図ることが大切であると考えており、病院経営の専門家のアドバイスもいただきながら取り組んでまいります。

問題点としましては、両院とも施設・設備が老朽化しており、そのことが修繕費の増加、職員の労働環境の悪化を招いており、医師不足や看護師不足の要因とも考えられ、経営にも大きな支障となっております。

次に、職員の意識改革であります。これまで両病院におきましては、病院事業が抱える不良債務を解消するための経営改善の必要性や経営の実情について院内説明会を開催し、また病院経営に係る院内での会議内容を職員に周知して経営情報を共有化するなど、経営意識を高めるための取組を行ってきたところであります。今後は、改革プランを策定する中で、両病院内に経営効率化と経営改善にさらなる取組が必要となりますので、両院長を先頭に職員が一丸となり、経営改革の意識を高く持って取り組んでいくこととしております。また、平成21年度には、公営企業法の全部適用を予定しており、これにより独立した企業体の職員としての自覚が促され、事業管理者の下、コスト意識と経営参画意識が醸成されるものと考えております。

なお、経営に関する外部の人材の登用についてであります。限られた組織内部の努力だけでは、改革にも限界があり、外部からの視点も有効であると考えますので、現在も病院経営の専門家のアドバイスも適宜いただいておりますが、今後もさまざまな形での積極的な活用を検討してまいります。

次に、病床利用率についてでありますけれども、今後、許可病床数を基にした70パーセント以上の病床利用率を維持していくためにも、病床数の変更が必要であると考えております。現在取り組んでおります改革プランの中で、許可病床の削減数、時期について、慎重に検討してまいりたいと思っております。

次に、医師確保についてでありますけれども、地域医療を確保し、患者様の疾病に対応できる医師数の確保は大変重要な課題であります。その派遣については、大学医局に頼らざるを得ないのが現状であります。そのため、大学医局へ粘り強く働きかけるほか、個人的な関係や同門会の情報などを活用し、両院長をはじめとして、精いっぱい努力しているところであります。

また、医師の過重労働の解消や周辺業務の負担軽減も大切な視点であると考えております。そのような中で、残念ながら小樽病院では、従来常勤医がいた内科の糖尿病、こう原病、血液疾患の専門医などが常勤医としていないため、休診や診療を縮小している状況が生じています。不足する診療科や専門的な地域連携につきましては、現状でも医師間で連携が行われていると聞いておりますが、現在、再編・ネットワーク化協議会で、市内医療機関相互の連携や地域医療についての協議を始めたところであり、その結果に期待いたしているところであります。

また、市立病院の医師不足の要因についてであります。大学医局の都合による異動、開業など医師が転出する理由はさまざまありますが、施設設備の老朽化など診療環境が十分でないことや、新病院建設計画の一時中断など市立病院の先の見通しがつけにくいことも、その一因であると考えております。

次に、病院間での機能分担についてであります。市立病院の役割として、「脳神経外科」「心臓血管外科・循環器科」「がん診療」の三本柱を立てて、不採算により民間で担うことが難しい診療科についても地域に不可欠なものは補うことが必要であると認識しております。診療科目等については、現在の診療機能を維持するための体制を基本としておりますが、今後は、先ほど申し上げました改革プラン

において、市立病院が地域医療の中で担うべき役割が明確になりますので、新病院はその結果を踏まえてさらに検討してまいりたいと考えております。

次に、小樽市の高齢化についての御質問でありますけれども、初めに地域福祉ネットワークについてありますが、まず将来人口であります、国立社会保障・人口問題研究所が平成12年の国勢調査の結果を基に公表しました日本の市区町村別将来推計人口によりますと、2030年の小樽市の人口は11万人を割り、老年人口割合は36.2パーセントになるとの推計が出されております。また、この老年人口割合の予測は、2000年から2020年までは、小樽市は北海道を5パーセント以上上回っておりましたが、2030年にはその差が2.6パーセントにまで縮まっており、そのまま推移すると仮定しますと、2035年の北海道の推計値である37.4パーセントを若干上回る程度になるのではないかと予想しております。なお、同研究所による平成17年の国勢調査結果をベースにした市区町村分の推計値は、本年12月ごろに公表されると聞いております。

次に、小樽市の一般世帯に占める高齢者夫婦世帯と高齢単身世帯の割合でありますけれども、平成17年に実施した国勢調査の結果によりますと、一般世帯に占める高齢者夫婦世帯の割合は11.2パーセント、高齢単身世帯の割合は13.7パーセントとなっております。

次に、高齢者を地域で支える仕組みでありますけれども、我が国は世界で有数の長寿国となり、小樽市におきましては、国の高齢化率を上回る高齢化社会となっております。このような状況にあって、高齢者が安心できる社会づくりのためには、地域や住民グループでの見回りの活動、またそのネットワークづくりと情報の共有化、さらにはボランティアなどの人的資源の育成など、地域全体で支え合う仕組みづくりが大切なことと考えております。

次に、地域福祉ネットワークのシステムと取組の進捗状況であります、地域福祉ネットワークのシステムとは、高齢者の安否確認や声かけ運動など地域で支え合っていくため、民生委員やボランティア、町会などと連携を図る仕組みづくりであると考えております。また、小樽市においては、社会福祉協議会がこの事業を実施しており、市内の中でも高齢者の割合が高い蘭島地域では、蘭島ふれあいネットワークが平成12年から給食サービスなどの活動を続けております。さらに、赤岩、塩谷、奥沢の各地域では、懇談会や交流会などを開催し、地域ネットワークづくりに向けた活動をしております。

次に、小地域ネットワーク事業の活動であります、蘭島ふれあいネットワークにつきましては、各高齢者宅を訪問し安否を確認しているほか、町会の役員、民生委員、保健所や警察、消防などとも連携し、報告会や懇談会なども開催しております。訪問を受けた人数は168人と聞いております。

次に、事業の効果であります、昨年の事例を紹介しますと、ある高齢者宅でガス漏れ事故があり、ガス会社の緊急通報先となっている蘭島ふれあいネットワークの代表者が連絡を受けて真っ先に駆けつけた結果、この高齢者が一命を取りとめたという事例がございます。このように、ネットワーク事業が地域で定着しつつあり、訪問した家庭からは感謝されていると聞いております。課題や問題点ありますが、プライバシーの問題もありますし、また活動する側においては、高齢化と人手不足などの課題があると聞いております。

次に、小地域ネットワーク事業の今後の支援であります、これまでと同様に、社会福祉協議会を通じ、蘭島地域のみならず、特に高齢化率が高い地域でネットワークづくりを進めたいと考えており、現在作成中の新総合計画でも示す予定であります。また、小地域という単位であります、市といたしましては、活動される方みずからネットワークを構築できる活動範囲が小地域であると認識しております。

次に、地域福祉ネットワークづくりの事業主体であります、ネットワークづくりは、行政や民間会

社の福祉サービスとは異なりボランティアが基本でありますので、活動される方々がいて初めて進めていけるものであります。今後とも社会福祉協議会が中心となり、活動が広がっていくことを期待しております。また、これまで民生委員、町会、老人クラブ、さらには各サークルやグループなどがありますので、その相互のつながりを手助けすることもネットワークづくりには大切なものと考えており、市といたしましても、社会福祉協議会と連携をとりながら支援してまいりたいと考えております。

次に、中心市街地活性化基本計画における中心市街地の居住人口の目標値でありますけれども、平成19年度の住民基本台帳の1万4,455人から目標年度である平成24年度まで、これまでの傾向が続くと仮定し、約400人が減少すると推計いたしました。これに対し、居住人口増を目指す事業として、第3ビル周辺地区再開発事業によるマンションなど、今後のマンション建設により、約1,000人の増加を見込んでおります。また、中心市街地の空き家活用や住み替えを促進するために空き家バンク事業への取組、高齢化の進展に伴い、その需要が見込まれる民間事業者による高齢者専用住宅の整備などを進めることにより、約130人の増加を見込んでおります。この結果、平成24年度の居住人口として、1万5,000人を目標数値としたところであり、各事業について着実に進行するよう努めてまいりたいと考えております。

次に、団塊世代の退職者の移住促進による高齢者向け分譲マンションや専用賃貸住宅などの取組であります。今回の基本計画では、民間事業者が花園地区で実施する事業として、診療所や短期入所者生活介護施設が併設された高齢者専用賃貸住宅事業を盛り込んでおり、今後、移住先としても利用されるのではないかと考えております。

次に、商店街での空き店舗問題でありますけれども、小樽市では平成9年度から商店街や市場を対象に、不足している業種や話題性のある業種を誘致する際に家賃の補助を行い、空き店舗対策に取り組んでまいりました。また、商品の品ぞろえについてでありますけれども、消費者ニーズの多様化やインターネット販売などに見られる消費者行動の変化、さらには景気低迷による客単価の下落や販売不振などが品ぞろえにも影響を与えているものと考えており、地方都市の商店に共通した実態であると認識しております。

次に、高齢者の生きがいづくりについてであります。高齢者の社会参加を促すふれあいパス事業の実施、高齢者の趣味や学習意欲を高める老壮大学の開校、高齢者のスポーツ大会や健康づくり事業や各老人クラブの活動への支援、高齢者の経験や知恵を生かす機会や場所を提供する「杜のつどい」への支援など、さまざまな事業を実施しているところであります。

次に、高齢者の介護支援とボランティア制度の導入でありますけれども、東京都稲城市などで実施されていることは承知しております。この制度は、高齢者の社会参加や地域貢献の一つの方策と考えられますが、ボランティア活動の点数換算やポイントの管理、保険料などへの還元方法など課題もあることから、今後研究してまいりたいと考えております。

次に、高齢者が安心して生き生きと暮らせる環境についてでありますけれども、小樽市の高齢化率が全国の10年先の状態にあると言われており、このため高齢社会を支える体制の整備、充実が求められております。このような状況にあって、高齢者が健康で安心な生活が送れるよう医療・保健・福祉の各サービスの充実とともに、地域における交流の場の創出やボランティア活動などの社会参加を促進することが重要であります。一方、高齢者は社会を構成する大きな力であり、財産でもありますので、これまでの長い経験に培われた知識や技術、能力を十分に発揮できる仕組みづくりをさらに推進することが必要であると考えております。

次に、子育て支援策についての御質問でありますけれども、初めに休日保育事業の利用者数の推移であります。日曜日及び休日の保育サービスの充実を図るために、平成19年8月から中央保育所で実施

しており、これまでの利用児童数は、昨年度は事業開始から8か月間で延べ234名、今年度は5月末時点で延べ43名となっております。これまで、休日保育事業をより利用しやすくするために、利用児童の年齢を4月1日時点で1歳以上としていたものを、利用申込みの時点で離乳食を完了している1歳以上としたほか、おおむね1週間前までとしている利用申込みの期限につきましても、できるだけ柔軟に対応していただくよう施設側をお願いするなど、サービスの充実に努めております。休日保育事業に対しては、ゼロ歳児の受入れや実施保育所の拡大などの要望がありますが、スタートからまだ1年に満たない段階でありますので、今後、事業の動向を見ながら検討してまいりたいと考えております。

次に、母子訪問指導事業の対象になっていない母親に対する支援ということですが、母子訪問指導事業は、妊娠中毒症を発症していたり、その既往のある妊産婦、さらには20歳未満の若年初妊婦、35歳以上の後年初妊婦及び低体重児などを抱える家庭を対象としております。これらの対象以外の家庭につきましても、医療機関などからの依頼があった場合などに訪問指導を行っております。さらに、訪問指導事業以外として、さまざまな育児不安の解消に対応するため、保健所においてテレホン育児相談や総合健康相談、市内各地域でのまちかど子ども健康相談などを実施し、母子のさまざまな相談に当たっているところであります。

次に、こんにちは赤ちゃん事業の実施についてのお尋ねでありますけれども、平成19年に国により創設された事業であり、健全な母子関係の基礎が確立されると言われる生後4か月までの乳児のいる家庭を全戸訪問し、育児相談に応じるものであります。これまで本市では、平成17年4月に策定した小樽市次世代育成支援行動計画にも従って、地域における子育て支援や母子の健康の確保及び増進を図ってまいりました。しかしながら、育児不安や地域内での孤立などは、母親の産後うつ発症や児童虐待の誘因となることが指摘されてきており、さらなる母子支援体制の強化が必要となっております。こんにちは赤ちゃん事業は、このような状況に対し、より効果的な対策につながるものと考えておまして、現在、平成21年度より実施する予定で検討を行っているところであります。

次に、小樽市の自殺の現状でありますけれども、小樽市の自殺者数は、平成17年23人、平成18年24人、平成19年24人となっております。一方、人口10万人当たりの自殺者数を全国平均と比較しますと、平成17年は全国24.2人に対し小樽市は16.2人、平成18年は全国平均23.7人に対し小樽市17.2人となっており、小樽市の人口10万人当たりの自殺者数は全国平均より少なくなっております。

次に、小樽市での精神疾患の現状についての御質問であります。小樽市保健所が把握している精神疾患の患者数は、平成19年3,098人です。人口1,000人当たりの患者数で見ますと、小樽市22.3人となり、全道平均23.1人と同程度となっております。また、そううつ病関連の人口1,000人当たりの患者数は、小樽市4.7人で、全道平均7.3人と比較して少なく、アルコール依存症関連の患者数の場合は、小樽市0.8人に対し、全道平均0.9人とほぼ等しくなっております。また、保健所において、「こころの健康相談」を実施しておりますが、平成19年度の相談件数は367件でありまして、内訳として、そううつ病関連が53件で全体の14.4パーセント、アルコール依存症関連は35件で全体の9.5パーセントとなっております。

次に、小樽市における自殺予防の取組の状況でありますけれども、今後の具体的な対策についてであります。現在の取組として、保健所では週3回、専任の精神保健福祉相談員と保健師が健康問題や人間関係等に起因するさまざまな悩みに対する「こころの健康相談」を行っております。また、企業や官公庁、学校に出向き、働き盛りの男性を含めた職員を対象にメンタルヘルスセミナーを実施し、自殺の予防等について啓発しております。このほか、平成19年度には、市内の精神科医療機関や関連施設、団体と連携して心の健康をテーマとした市民向け講演会を2回開催し、啓発普及に努めております。

今後の自殺予防対策としては、企業を中心に実施しているメンタルヘルスセミナーを地域住民組織や一般市民にも広く働きかけて開催するなど、啓発活動に努めてまいりたいと思っております。

また、「こころの健康相談」に持ち込まれる事例の中には、保健所単独での対策が困難なケースも多くなっており、このような場合には、北海道、警察署、医療機関、民生委員協議会などの関係機関との連携により対応してまいりたいと思っております。

次に、職員の心のケアなどの対策であります。職員の健康不安につきましては、産業医を中心に毎週金曜日に職員の健康全般について幅広く相談できる健康相談を実施しているほか、月1回、保健所と第二病院の協力で希望者を対象とした「心とからだの健康相談」というメンタルヘルス相談を行うとともに、毎年一定年齢の職員を対象にしたメンタルヘルスセミナーを開催しております。また、本年度からは、主治医や産業医、所属長と総務部が連携を図りながら、長期休業者ができるだけ早期に職場復帰を目指せるように、特別保健指導を行っております。さらには、本人の希望による休業中の訓練として、職場リハビリテーションを実施することにより、スムーズな職場復帰ができる制度の創設も考えております。

次に、市民のうつに対する正しい知識や意識改革を早急に進める必要があるのではないかという御質問ですが、うつ病は定義の難しい精神疾患であり、さまざまな原因により抑圧された精神状態である軽度のうつ病から放置すると自殺につながる重度のうつ病まで幾つもの段階があります。うつ状態にある市民を周囲にいる家族や職場の同僚などが早い段階で気づき、精神科医等の適切な専門家のカウンセリングを受けさせることが重要であります。そのためには、市民全体がうつ病を正しく理解することが求められますので、保健所が機会あるごとにうつ病は多くの現代人がかかり得る心の病との認識を持ち、広く市民の間に啓発する必要があるものと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(見楚谷登志) 教育長。

教育長(菊 讓) 千葉議員の御質問にお答えいたします。

初めに、学校の施設カルテについてであります。施設の概要、改修履歴、現状調査など6項目について調査し、このたび施設カルテを作成いたしました。市内の学校は、半数以上が築30年以上経過している校舎であり、屋上防水など改修しなければならない項目が多い状況にあります。しかしながら、これらを同時に手をかけることはできませんので、緊急度の高いものから改修を進めていきたいと考えております。

次に、耐震化優先度調査についてであります。この調査は校舎等の建築年、フロアの数、コンクリート強度、柱やはりなど主要構造部材の老朽化、建物の形状、耐震壁の配置などの状況を把握し、次の段階につながる耐震診断又は耐力度調査を行うための優先度を判定するものであります。耐震診断とは、構造耐震指標I s 値を算出評価して耐震補強を行うための調査や診断であります。また、耐力度調査は改築を行う場合、保有耐力や基礎構造、経過年数、鉄筋やコンクリートの劣化などを基に評価を行うものであり、国庫補助申請に先立ち実施しなければなりません。

次に、耐震化優先度調査についてであります。既に実施した優先度調査の結果、鉄筋や鉄骨の腐食に大きな問題はありませんでした。コンクリート強度試験では低いランクに位置づけられるものもありました。優先度調査におけるランクの上位に位置づけられている学校施設については、I s 値0.3若しくは0.4未満となる可能性はありますが、最終的には耐震診断によりI s 値が判明することになります。

次に、耐震補強工事の今後の取組や推進についてであります。基本的には学校配置計画との整合性を図りながら進めてまいりたいと考えております。7月から学校規模・配置の適正化計画の策定に当た

っての基本的な考え方について、地域懇談会の開催を予定しております。その中で、学校の適正配置とあわせて、施設の老朽化の現状や耐震化の必要性も示し、保護者や地域の皆さんの御意見も聞きながら、学校配置の適正化と施設の改築、耐震化を同時に進めていなければならないものと考えております。

次に、アレルギー疾患を持つ児童・生徒の実態についてですが、毎年行われる新1年生の就学時健診では、食物を除きアレルギー疾患の調査項目があり、今年度は全体の有病率が13.9パーセント、そのうちぜんそくが5.2パーセント、アトピー性皮膚炎が5.8パーセントとなっております。

また、アレルギー疾患に対する取組状況は、児童・生徒それぞれの症状により異なりますが、保護者や担任が疾患についての共通理解を持つとともに、食物アレルギーについては、申出により食材の原材料すべてを記載しているアレルギー対応献立表を保護者に配布し、児童・生徒に対する食物の除去の周知、確認などを行っております。ぜんそくの児童・生徒については、発作などの緊急時の対応や連絡体制を確認するとともに、掃除当番や体育の授業、校外学習などにおける配慮はもとより持参薬の確認や保管場所の提供などを行っております。アトピー性皮膚炎についても、体育の授業や校外学習の外出先の配慮、持参薬の確認、薬の保管やスキンケアをする場所の提供などを行っております。

次に、アレルギー疾患といじめとの関係や保健教育による豊かな心の育成についてであります。教育委員会では学期ごとに、各学校のいじめの状況について実態把握を行っており、これまでアレルギー疾患がいじめの要因になっているとの報告は受けておりません。

次に、豊かな心の育成については、学校教育推進計画あおばとプランの重点目標の一つに掲げ道徳をはじめ各教科や特別活動等において、それぞれの目標やねらいの実現を目指しながら、その指導内容や特質に応じて、適時適切な指導を行っているところであります。

議員が御指摘の健康教育については、心身の健康の保持増進に必要な知識の習得のみにとどまることなく、そのために必要な技能を高めたり、活動を通して周囲の人たちの気持ちを理解することや、かけがえのない生命の大切さに気づかせることなど豊かな心をはぐくんでいくことが、人間として社会生活を営んでいく上で大切なことと考えております。今後とも、あおばとプランの実現に向け、各学校の指導が一層充実するよう取り組んでまいります。

最後に、アレルギー疾患に対する今後の取組についてですが、今年の3月に日本学校保健会が作成した学校のアレルギー疾患に対する取組ガイドラインでは、学校での取組を念頭に置きながら、アレルギー疾患の症状や学校生活上の留意点などがわかりやすく説明してあります。市教委では、5月に全小中学校にこの冊子を配布し、その有効活用を指導してまいりましたが、今後とも学校への情報提供や保護者、学校医との連携を進めながら、精神的な不安に対するケアなどに取り組んでいきたいと考えております。

(「議長、2番」と呼ぶ者あり)

議長(見楚谷登志) 2番、千葉美幸議員。

2番(千葉美幸議員) 大変に丁寧な御答弁をありがとうございました。細かい点につきましては、予算特別委員会等で質問させていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

議長(見楚谷登志) 千葉議員の会派代表質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時17分

再開 午後 2時50分

議長(見楚谷登志) 休憩前に引き続き、会議を再開し、会派代表質問を続行いたします。

(「議長、18番」と呼ぶ者あり)

議長（見楚谷登志） 18番、山口保議員。

（18番 山口 保議員登壇）（拍手）

18番（山口 保議員） 民主党・市民連合を代表して質問いたします。

40分程度の質問をさせていただきますが、今回も4項目八つの質問しかありませんので、丁寧な御答弁をお願いします。

平成19年度本市観光客の入り込み数が発表されました。前年度比3.8パーセント減の740万5,800人と、このところ横ばいで推移してきた入り込み数も3年ぶりの減少であります。ここ数年の旭山動物園の人気沸騰以来、旅行日程に旭山動物園が組み込まれ、小樽での滞在時間が平成16年度本市観光客動態調査で示されました平均滞在時間の4.8時間から半分程度にまで減少しているのではないかとされており、いずれにしましても、今年度5年ぶりに観光客の動態調査が行われると伺っておりますので、注視をいたしているところであります。

昨年2月にまとめられました「はまなす財団」によります北海道の体験型観光活性化に向けたシニアマーケットニーズ調査を読ませていただきました。この調査は、関東圏1都3県、関西圏の大阪府、兵庫県の団塊の世代を含む50代から60歳代のシニア層を対象に平成18年から19年初めにかけて、北海道観光に関するアンケート調査を実施、分析し、まとめられたものであります。これによりますと、旅行形態では、団体旅行が48パーセント、フリープランによるグループや家族旅行などのパーソナルツアーが55パーセントと、パーソナルツアーが高い傾向となっており、また旅行の同行者は、男性は配偶者と来られる場合が50パーセントを超え、女性は子供、友人と来られる場合が50パーセントを占めております。旅行日数では2泊3日が57パーセント、3泊4日が28パーセントで、全体の85パーセントとなっており、交通費、宿泊代、食事、土産代を含めた旅行費用は、2泊3日の場合、5万円未満が32パーセント、7万円未満が33パーセントと全体の65パーセントを占めております。平均で6万5,000円であります。また、3泊4日の場合は、11万円未満が25パーセント、9万円未満が22パーセント、7万円未満が19パーセントの順になっており、平均で8万2,000円となっております。平成16年に示された本市観光客動態調査での日帰り観光客の消費金額は1万6,000円、宿泊客の消費金額は3万5,000円とされておりました。「はまなす財団」の調査対象のシニア層は一般に消費額が高い層と言われております。その層の方々が2泊3日で平均消費額が、交通費も含めて6万5,000円とされていることを考えると、平成16年度で示された本市の調査が実態を反映されたものであったのか、不安を覚えます。

今回は、市の独自調査ということで、経済波及効果などは算出されないとのことですが、どのような内容の調査となりますか、お示ください。

先ほどの「はまなす財団」の調査では、北海道旅行に対する感想、意見、要望などの書き込み欄がありました。小樽に関する記述は、残念ながら大変少なくなっており、旭山動物園や富良野、礼文、利尻の記述が多く見られました。また、今後行ってみたい場所も聞かれておりますけれども、やはり旭山動物園がトップに挙げられ、小樽は函館に次いで8番目に挙げられております。人気に陰りが見えるのが大変に気がかりであります。

私は、かねがね、本市観光の質的向上が急務と申し上げてまいりました。この課題解決のためには、これまで主に三つの施策の重要性について話を申し上げてまいりました。

一つ目は、地場産品の開発であります。申し上げるまでもなく、地場調達率の増加は、市内経済の底上げに寄与するばかりではなく、産品のよしあしは観光のイメージを決定づける大きな要素の一つでもあります。平成18年度の市内製造品出荷額は1,549億3,668万円、平成17年度の1,600億2,273万円に比べて3.2パーセントの減少となっております。出荷額の43.7パーセントを占める食品の出荷額も2.7パーセ

ントの落ち込みであります。また、今年度の調査でも対象となっているものと思いますが、平成12年度から4年ごとに出されていた市内観光産品の地場調達率は、平成12年度の65パーセントから平成16年度には49.3パーセントへと減少しており、平成20年度の状況がどう推移しているのか注目をしているところであります。いずれにしましても、魅力ある地場産品の掘り起こしや開発は、本市観光のブランドイメージを決定づける大きな要素ではないでしょうか。本年4月に発足しました新観光協会の商品開発委員会でもさまざまな論議が始められました。また、広報ホームページ委員会では、市外・道外に向けて、地場産品を掘り起こし、ネット通販を試みるやに伺っております。将来的には、国のさまざまな交付金を申請して、クレジットカード決済が可能なサイトに向上をさせ本格運用し、本市のブランド力を生かした地場産品の販売につなげていきたいと抱負を語っておられます。市内商業の卸小売販売額は、平成9年の4,077億9,000万円から統計で直近の平成16年3,199億円と22パーセントも減少していることから考えますと、地域ぐるみで外に向かって販売を強化することが、ますます重要になっているのではないのでしょうか。いずれにしましても、官民連携が不可欠であります。新観光協会の各事業推進委員会との連携や地場産品の開発、地場調達率の向上などについて、産業政策の立場からの御所見をお聞かせください。

また、産業港湾部産業振興課では、旧国鉄手宮線跡地でのガラス市の実現に向けて頑張っていることは承知をいたしております。小樽のガラスのみならず、道内各地の工房のガラス製品や明治、大正、昭和の歴史を感じさせてくれる骨とうガラスの販売などをあわせて企画されれば、多くのファンでにぎわう催しに育っていくものと期待するものです。私は、潮まつりなどに合わせて開催されるのであれば、潮まつりも新たな魅力を獲得でき、相乗効果で認知度も高められるのではないかと考えます。このことについて、御報告いただけるのであれば、お聞かせください。

二つ目は、新たな時間消費型観光を生み出すための新たなソフトの開発と提供であります。昨年8月に発足しました観光プロジェクト推進会議も時間消費型観光への転換を目指され、議論が進んでいると伺っております。また、今6月11日に設立準備委員会が立ち上げられ、7月には正式に研究会が開催される運びと伺っておりますおたる移住・交流推進事業研究会でも季節移住や定住前の生活体験などの長期滞在型モデルの研究や受入れシステムの構築をテーマとされているとお聞きいたしました。これまでの体験メニューは、主にツアー観光に対応した一、二時間の短時間の体験に終始をしていた感があります。滞在をさせていただきながら、ガラスや陶芸やさまざまな工芸技術の習得体験、船釣りやシーカヤック、セーリングなど海を生かしたメニュー、山歩きや野鳥、野草の自然観察、山菜の収穫と料理体験、漁業協同組合、市場などと提携をした料理体験、またゴルフやパークゴルフなど、さまざまなメニューが考えられます。宿泊とどうつないで商品化できるかが、かぎとなるのは言うまでもありません。私は既存のホテルや旅館、民宿などとの連携はもちろん重要だと考えますが、市内で増え続けている空き家や空き室の利用ができれば大変インパクトのある施策になると考えております。今後の移住・交流推進事業の進め方、またお考えについてお示しをいただきたいと思います。

昨年の第3回定例会の代表質問で、私は市内各所には海やまち並みが一望でき、大変眺望にすぐれているにもかかわらず、冬場などの生活の困難さから移り住まわれたなどにより空き家となり、借り手もなく、また売却もままならず放置されている空き家が増加していることに触れさせていただきました。また、これをファンド形式で資金を集め改築をして、大都市のシニア層向けの2地域居住の商品として販売できるのではないかと、そのビジネスモデルの構築を業界と行政が連携をして研究する時期に来ているのではないかと申し上げました。私は、空き家・空き室の利用は、滞在型旅行商品の開発にも移住や2地域居住などの施策にも欠かせない要素だと考えております。市内の空き家の状況は、現在、詳しく

は把握されていないとお聞きいたしております。町会や民生委員の方々に協力を求めれば、把握は難しくはないと思いますし、例えば空き家探偵団などと称してボランティアなどを募り、デジカメで空き家やその周辺環境などを記録していただき、また感想や意見なども書きとめていただいて、リスト・ファイル化できるのではないかと考えております。この際、その調査・把握に着手されるよう要望いたしますが、御所見をお聞かせください。

三つ目は、新たな観光拠点の開発整備の必要性についてであります。これまでたびたび述べさせていただきましたように、海から山にせり上がる本市の地形を生かした天狗山や手宮公園などからの眺望や夜景などの自然景観、北運河や倉庫群など先人たちが築いてこられたまち並み景観、港や旧手宮鉄道施設、旧国鉄手宮線など、数々の近代化遺産など、他の都市が持ち得ない数々の自然資源や歴史資源がいまだ磨かれていないままとなっております。中でも、旧国鉄手宮線につきましては、一昨年、中央通から旧手宮鉄道施設までの1万6,800平方メートルにつきましては、市がJRから取得をして以降、沿線も含めた再生について、さまざまな場面で活発な議論がなされていることは承知しております。本年5月にまとめられました小樽市中心市街地活性化基本計画の中でも、運河周辺などに集中している観光客を中心商店街へ回遊させる重要な要素として、旧国鉄手宮線を位置づけ、「旧国鉄手宮線等の地域資源については活用方策の検討が必要であり、その価値や保全の意義を広く市民に伝え、保存・活用の実効性を高めることが必要であるほか、景観保全を考慮した新たな建物の建設誘導が求められる」と書かれ、旧国鉄手宮線活用検討事業として位置づけをされております。新たな交流観光拠点の開発として、まず旧国鉄手宮線とその沿線の再生から着手をしていくのだという意気込みが感じられ、私は大変評価するものであります。本年2月から、旧国鉄手宮線活用懇話会が発足され、活発な議論がなされていることは承知をいたしております。また、小樽観光協会でもまちづくり委員会を中心に同様の議論がなされており、将来の沿線再生のプランづくりに向けて、沖縄県や三重県熊野市などで、地域資源の再生やまちづくりに実績があり、国の交付金などを活用してさまざまな計画の提案や周辺事業の立案をされているコンサルタント会社を招き、協力関係を築こうとされております。沿線の再生・開発には、どうしてもプロの協力が不可欠であり、今後、手宮線懇話会でも議論が深化する過程で基礎的なプランが必要になると考えられます。今後、ぜひ観光協会と建設部まちづくり推進室などとの連携・協力が不可欠と考えますが、御所見をお聞かせください。

以上、本市観光の質的向上に向けた三つの課題について、申し述べさせていただきました。観光都市宣言をされ、時間消費型観光を旗印に、本市第2期の新たな観光の出発点として、平成20年の本年が後年に評価をいただけるよう力を尽くされることを期待するものであります。

次に、市税の滞納と多重債務解消の問題について、質問いたします。

私は、昨年9月の予算特別委員会において、本市での多重債務の相談体制について、鹿児島県奄美市の市民生活係長が多くの多重債務者を救い、税の滞納や給食費や保育料の滞納などの解決に結びつけられた事例を挙げて、質問をさせていただきました。

今日は、ヤミ金融業者を巡る訴訟と多重債務にかかわる過払い金返還を巡り、自治体が税の徴収を目的に消費者金融会社に過払い金の返還を求めた取立訴訟について、画期的な判決が出たことが6月11日付の朝日新聞の記事で取り上げられておりましたので、再度対策の強化を求め、質問をさせていただきます。

ヤミ金については、平成15年、ヤミ金融対策法ができて以来、罰則が強化されておりますが、今回の判決は、これまでの借り手がヤミ金に支払った総額から元金分を差し引いた金額しか損害を認めなかった2審の高松高裁の判決を破棄し、著しく高い金利で違法な貸付けをした業者からは、金利だけで

はなく元金も含めて借り手が支払った金額を損害として取り戻すことができるとの判断を最高裁が示し、高松高裁に差し戻したものであります。

もう一つの判決は、兵庫県芦屋市の男性が、大手消費者金融プロミスに法定金利を超える利息、すなわち利息制限法では、元本が10万円未満の場合は年20パーセントを上限と定め、元本が10万円以上100万円未満の場合は年18パーセント、元本が100万円を超える場合は年15パーセントを上限と定めております。また、貸金業者はいわゆるグレーゾーン金利が見直された後も、それ以前の取引については、今でも引き続き出資法上限の29.2パーセントで貸付けを続けているのが実態であります。この法定金利を超えて返済をされた過払い金を巡り、市税を滞納している本人にかわり市が返還を求めた訴訟で、男性の過払い金31万円を市に支払うよう命じる判断が西宮簡易裁判所で行われたものであります。神奈川県や静岡市など、少なくとも30以上の自治体が同様の手法で返還を求めており、判断が注目されていたものであります。

本市経済は、長年の疲弊に苦しみ、課税ベースの市民所得では、平成9年度の1,900億6,528万円が、平成18年度には1,522億3,490万円となっており、10年で2割も減少しております。この間の人口減少は1割でございます。一方、個人市民税の滞納者は、徴税の努力もあり、平成14年度の3億9,476万円から、平成18年度3億5,000万円に減少しておりますが、依然として1万件を超える滞納件数であります。固定資産税、都市計画税の滞納は年々増加しており、平成14年度の16億1,702万円が平成18年度には27億498万円に増加しております。この中には、OBCの推定17億円の滞納分が含まれておりますから、それを差し引きますと約10億円であり、件数では8,753件となっております。一方、国民健康保険料の滞納状況を見ますと、平成14年度3,747件3億6,695万円が、平成18年度3,172件2億6,523万円に減少しておりますが、滞納世帯割合が9.52パーセントと、楽観を許さない状況が続いております。ほかに、市立病院での滞納や保育料や給食費の滞納など、財政健全化に向けて苦悩し続けている本市にとって、この滞納の問題の改善は、早急に解決すべき重要課題でもあります。

本年3月の北海道新聞には、倶知安町に3年間法律事務所を開かれ、多重債務問題に取り組みされて、この問題を解決され、過払い利息6億円を取り戻された宮原弁護士の事例が紹介されておりました。借金の取立てに20年も苦しめられた60代の女性は、相談前はつらくて自殺も考えられたそうではありますが、過払い金を1,000万円以上も取り戻すことができたと書かれておりました。また、昨年4月の札幌高裁では、過払い金を架空請求と認定させ、消費者金融業者に対して慰謝料や弁護士費用も払わせるという異例の判決をこの宮原弁護士は勝ち取っておられます。相談者は月に40人を超え、3年間の総数は1,000件を超えたそうであります。

私は、本市にも多重債務を抱え、だれにも相談ができず、今でも悩んでおられる多くの方がいらっしゃるのではないかと心配をしております。本市も相談窓口を設け、本庁での弁護士による無料相談や消費者センターによる消費者相談、週3回の札幌弁護士会による無料相談、週2回の司法書士会による無料相談など大変充実した相談体制がとられているものと確信をしておりましたが、その確信が揺らぐ事例に直面をいたしましたので、ここに報告をさせていただきたいと思っております。

本年3月末、私のところに1人の老婦人が訪ねてこられまして、多重債務に長年苦しんでおり、相談に乗ってほしいとのことであります。お話をお聞きますと、生活苦のため4社の消費者金融から20年以上にわたって借入れと返済を繰り返し、滞るたびに電話や訪問での取立てにおびえてきたとのことであります。私は、これまでの取引明細をできる限り探し出して、すべて持ってきていただくように申し上げ、2日後に、それらを年次別に整理したものを持参して、まず窓口である生活環境部生活安全課に本人に同伴をして相談に伺ってまいりました。多重債務の相談に向いた旨を告げますと、相談は

向かいの消費者センターに行ってお話ししたいとのことでありました。消費者センターでは、2人の相談員の方が間仕切りで仕切られたコーナーのいすに座っておられまして、1人は相談の電話に出ておられ、私たちはもう1人の相談員の前に座って相談に来たことを告げました。相談員の方は、すぐに書類を出されて、老婦人に名前と生年月日、住所や借入先、消費者金融会社名とか、取引開始年月日などを書き込むように指示をされました。その間、何のためにその書類が必要なかの説明もなく、老婦人が書類に書き込まれるのに四苦八苦されているのを見ても、聞き取りをしながらかわりに書き込みをされるなどということはありませんでした。私は、その間、黙って観察をしておりましたが、見かねまして、ここに相談に来ているのは、大変切羽詰まって大変な決断をされていらっしゃるということ、多重債務は場合によっては債務が解消できるということ、また長期にわたる取引があれば、過払い利息が取り戻せる場合があることなど、丁寧に説明をして、安心していただいて、聞き取りをすべきではないかと注意をさせていただきました。結局、書類は私が作成することにいたしまして、無料法律相談窓口の連絡先などが書かれているパンフレットをいただいて帰ってまいりました。翌週、高雄ビルにあります札幌弁護士会の無料法律相談、これは30分無料でございますが、老婦人と同伴をして行ってまいりました。弁護士は、書類を見るなり、この件については私が受任をしますから、安心してほしい。弁護士費用も先方から取り戻せると思いますので、心配は要らない。また、今日から取立てや取立ての電話が来ることもありませんから、安心してほしい。また、もし来たとしても、今後は弁護士にお任せしていますと言ってくださいとの指示をされました。そして、即刻、介入通知を貸金業者4社に送付すること、また貸金業者にこれまでの取引経過を開示するよう求めること、開示を渋る業者に対しては裁判で開示を求めることなど、解決までに早くも二、三か月かかることなどを説明され、老婦人にはできるだけ古い記録を探し出してほしい旨、話されました。この間約30分、老婦人はとても安どをされまして、何度も頭を下げていらっしゃいました。現在、4社のうち1社については、来月には解決できるだろうとの連絡をいただいているところであります。

長々と一つの事例を申し述べさせていただきましたが、消費者センターに後ほどお伺いをいたし、お話を聞いてまいりましたところ、なかなか1人ずつ丁寧に対応するのが難しい状況だとおっしゃってまいりました。相談員が5名しかおられず、1日2名体制で週2日勤務、10年のベテランが2名、3年が1名、2年が1名、新人が1名。研修は受けてはいるが、相談内容が多重債務ばかりではなく多岐にわたり、すべてに対応できるまでには年数がかかること。また、週2日勤務といっても書類の整理などもあり大変で、報酬も1日5,000円程度とほぼボランティアに近く、長く続かないとのことでありました。弁護士に直接電話でつないだり同伴するなど、とてもできる状況ではないと話されてまいりました。

この項の初めに話をしました鹿児島県奄美市の市民生活係長は、朝日新聞の取材に対して、「丁寧に話を聞き、弁護士や司法書士に確実につなぐことだ。多重債務者にとって、法律の専門家は、費用の面などで敷居が高い。私は相談者の目の前で弁護士らに電話をして、相談の日時まで決めている。国が制度をつくっても、最初に相談を受ける市町村できちんと話を聞かないと、実効性があるものにならない。また、いい解決を積み重ねていけば、相談を受けた人が周囲の困った人を連れてくる」と語っておられます。

市で直接窓口を設けることは、できないでしょうか。又は、納税課の職員が滞納者宅に伺うとき、消費者金融からの借金の有無をお尋ねすることはできないでしょうか。

兵庫県芦屋市の事例で、市民税25万円を滞納していた50代の自営業者が、市の窓口で相談をされて、借金はありますかと聞かれ、消費者金融5社に借金があることを打ち明け、市が消費者金融に過払い金の存在を確認、弁護士につなぎ、過払い金は1社だけだったそうでありますが、他の借金も整理いた

しまして、滞納税と弁護士費用を払っても150万円が残ったと、昨年12月6日の朝日新聞で紹介されておりました。

税の滞納に対して、多重債務者を掘り起こし、解決につなげようとする自治体の取組が増えております。愛知県一宮市でも、昨年11月から常設の多重債務相談室を設置しまして、平日午前中に市職員が受け付け、弁護士につなぐという取組を始められたそうであります。

私は、本市のように、生活安全課がありながら、相談は消費者センターにつなぐだけでは、何の解決にもならないと考えます。多重債務相談については、生活安全課に1人を配置して専門的な研修を受けただき、納税担当課には滞納者から多重債務を抱えている人を掘り起こしていただく。俱知安町で1人の弁護士が3年で6億円の過払い金を取り戻した例から、本市では数倍の過払い金が埋もれていると考えるのは、私一人だけではないと思います。本人も返済や取立てから解放され、滞納の解決にもつながる。冷え込んでいる市内消費にも少しはつながるのではないかとさえ考えるところであります。

今後の取組についての御所見をお示しください。

最後に、地区計画といわゆる旧市街地の高度規制について、質問いたします。

市内富岡の日銀所有地の売却問題は、一昨年来、地域住民の間で関心が高まり、日銀との間で話し合われてきました。日銀の旧支店長宅や社宅、テニスコートなどは、当初、地域住民の意思を無視した売却はしないとのことで少し安心をしておりましたが、いよいよ来年3月までに地区計画を申請しなければ、日銀は用地測量や一般競争入札手続を開始するとのことであります。この地区は、第1種中高層住居専用地域となっており、高層マンションが建てられる可能性も高く、地域住民の多くは景観や日照への影響など心配をされております。現在、建物の高さを制限できる地区計画の策定に向けて話合いが行われているとのことでありますが、地区計画の策定には日銀所有地も含め、その用地の3倍の地積内に住まわれる借地、借家人を含む住民や所有者の3分の2の同意が必要と伺っております。この地区計画についての市のお考えについて、まずお伺いをいたしておきます。

本市でも近年、15階45メートルを超える高層マンションが林立し、運河に隣接する地区では、多くの住民が景観を阻害するものとして早急な規制を求められ、平成18年12月に本市景観条例の特別景観形成地区の範囲拡大により高さの制限が課せられたのは、記憶に新しいところであります。高層マンションの問題につきましては、これまで何度か問題提起をさせていただきました。私は、住宅地については、高層マンションの建設は慎重であるべきと申し上げております。それは、遠い将来でありますけれども、50年後には確実に建替えの時期が来るからであります。かつて、昭和30年代に建てられた中低層の集合住宅でさえ、今日建替えの必要性に迫られ、区分所有権による権利者の合意が得られず、住民がくしの歯が抜けるように次々と退去し、廃きょ化する例があるからであります。建替えに成功した事例を見ますと、いまだ容積率に余裕があり、上に新たに戸数を積み増して販売し、住民権利者の建替えにかかわる負担を軽減できた場合に限られております。本市住宅地に建てられている高層マンションは、おおむね容積率いっぱい建てられており、これ以上を積み増しての建替えは不可能に近く、また解体には2億円とか3億円の費用を要すると言われていたことから、建替えはままならず、50年後とはいえ、廃きょ化が心配されることは言うまでもありません。近年の東京都国立市の景観訴訟以降、昨年9月には京都市が全域を対象に高さ制限に踏みきられ、道内でも札幌市が全市的な高度規制に踏みきられたことは、記憶に新しいところであります。

私はこの際、本市でも手宮から若竹町までのいわゆる旧市街地全域で高度規制の検討に入られるよう求めますが、御所見をお聞かせください。

以上、私の質問を終えさせていただきます。なお、再質問は留保いたします。（拍手）

議長（見楚谷登志） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（見楚谷登志） 市長。

（山田勝磨市長登壇）

市長（山田勝磨） 山口議員の御質問にお答えいたします。

まず、観光の現状などについての御質問でありますけれども、今年度5年ぶりに実施しております観光動態調査は、小樽市を訪れる観光客の行動特性などを把握し、今後の観光施策推進のための基礎資料とすることを目的としております。調査内容につきましては、旅行の目的や訪れた観光施設、さらには宿泊日数や滞在時間のほか、本市での消費金額など、前回調査と比較するための必要な項目をほぼ網羅しており、この間の観光客の動態変化を把握できる内容となっております。

なお、調査に当たりましては、従前同様、地元ホテルにアンケートの配布・回収の協力をお願いしているとともに、初の試みとして、小樽おもてなしボランティアの会の皆さんに聞き取り調査をお願いしているところであります。

次に、観光の三つの課題ということの御質問でありますけれども、まず地場産品の開発であります。小樽市は高い知名度と新鮮な水産物など恵まれた地域資源を有しており、これらを生かした地場産品の開発や販路の拡大を進めることは、産業振興やまちのイメージアップにつながるもので、有効な産業施策の一つと考えております。特に、地域資源を積極的に活用することは、地域ブランドとしての付加価値を高めるとともに、資源などの域内循環を促し、地場調達率の向上にも寄与するなど、経済的な効果が期待できるものであります。また、個々の企業の取組に加えて、官民が相互に有する情報やネットワークを活用しながら、商品開発や販売戦略を練っていくことは、小樽の持つブランド力を生かす上で重要と考えております。市といたしましては、今後とも観光協会や物産協会など関係団体と十分連携を図りながら、地域資源を活用した地場産品の開発と小樽のブランド力を生かした販路拡大に努めてまいりたいと考えております。

次に、ガラス市についての御質問でありますけれども、ガラス市の開催につきましては、昨年、市内のガラス業界の組織化などが話し合われた懇談会で、東京のガラス製品を販売・展示している「すみだガラス市」に倣った事業を小樽で実施できないかとの提案があったものであります。市といたしましては、市内には多くのガラス工房や工場があり、ガラス市の開催は、ガラスのまち小樽のPRや地産地消の推進につながるものと考えております。事業内容につきましては、今後、市も含めた関係者間で話し合われるものと思われ、実施時期につきましてもその中で決定されていくものと考えております。

次に、時間消費型・滞在型観光についてでありますけれども、まず今後の移住・交流推進事業についてであります。現在、市内の事業者の方々に参加をいただく中で、移住や長期滞在などの受入れ態勢に関する調査研究や実験事業を行うための組織として、おたる移住・交流推進事業研究会を立ち上げる準備を進めており、7月中には設立総会を開催する予定となっております。研究会では、2地域居住やお試し滞在などの実証実験をメインの事業としており、これらの中長期滞在は、観光産業や住宅産業を初めとする幅広い分野にさまざまなニーズが生まれる可能性があり、地場産業の活性化や新たな移住ビジネスの創出が期待できるものと考えております。

また、そのためには、小樽を訪れる方々のニーズに的確に対応するとともに、中長期滞在に適応した多彩なメニューを用意する必要がありますが、研究会としては、こうしたニーズに対応し、受入れ態勢のすそ野拡大を図るため、今後、市内の企業に広く長期滞在メニューの提案を呼びかけ、データベースを構築する中で、独自のホームページにより、これらの情報発信を行ってまいりたいと考えております。

そのほかにも、このデータベースの組合せによるお試しツアーのモデル的な取組や移住PRパンフレットの作成、ビジネス講演会の実施などを考えており、これらの事業を推進する中で事業化の可能性を探ってまいりたいと考えております。

次に、空き家の状況調査でありますけれども、居住人口の減少や核家族化、また本市特有の地形的な状況から空き家が発生しております。これまでも、空き家対策庁内連絡会議を設け、庁内各部で持っている空き家情報を収集するなど、種々検討してきております。空き家の活用は、定住人口の確保や地域コミュニティの維持、また既存ストックの有効活用にもつながることから、今後とも庁内各部署と情報を共有し、連携を図りながら空き家情報を把握し、その活用を検討してまいりたいと考えております。

次に、旧国鉄手宮線とその沿線の活用に向けての小樽観光協会との連携ということですが、議員も御承知のとおり、今後、市が策定する旧手宮線の活用計画素案の参考とするため、懇話会を設置して今まで2回ほど開催をし、今後の活用策について各委員からいろいろな御提案をいただいております。

小樽観光協会との連携ということでもありますけれども、観光協会から御推薦をいただいた委員もおりまして、御意見をいただいておりますが、小樽観光協会として、特に御意見があるということであれば、伺った上で懇話会にお示しをしてみたいと考えております。

次に、税などの滞納と多重債務の相談についての御質問でありますけれども、まず国におきましては、昨年4月、多重債務問題改善プログラムを策定し、関係省庁が十分連携の上、国、自治体及び関係団体が一体となって多重債務者対策を実行していくこととしております。小樽市におきましては、北海道消費者協会などが実施する改善プログラムに基づく研修を受けた相談員を消費者センターに配置をし相談に応じているほか、相談内容によっては弁護士会や司法書士会などが開設する法律相談への紹介・誘導を行うといった相談体制をとっております。また、北海道財務局においては、今年度から多重債務相談の常設窓口を設置するとともに、財務局小樽出張所においても、年3回延べ6日間の特別相談窓口を開設する予定でありますので、多重債務相談の窓口がより一層充実するものと考えております。

なお、市税等の滞納整理との関係でありますけれども、これまでも滞納交渉の中で多重債務者と判明することがあり、この場合には、消費者センター等への相談を勧めているところであります。市といたしましては、今後とも相談体制の充実、関係機関や庁内部局の連携強化を図るとともに、相談者が抱える事情を踏まえながら、よりよい解決方法が見つかるよう対応してまいりたいと考えております。

次に、富岡の日銀所有地周辺の地区計画でありますけれども、地区計画は土地・建物などの私権の制限強化となることも含め、建物の建て方など、地域の特性に応じたきめ細かなまちづくりのルールを定めるものであり、地区の方々が身近な生活空間について主体的に話し合い、合意形成が得られていくことが大切なことと考えております。この日銀所有地周辺地区においても、地区計画に関する検討が始まっておりまして、市といたしましては、これまでも地区の方々に地区計画などに関する資料の提供や説明を行ってきているところであります。今後ともこうした協力を行うなど、適切に対応してまいりたいと考えております。

次に、旧市街地全域の高度規制についてでありますけれども、小樽市においては、地域懇談会、市民アンケートなどによる市民意見を反映しながら、平成15年度に都市計画マスタープランを策定し、9地域に分けた地域ごとのまちづくりの目標や基本的な方針などを示しております。この中で、土地利用に関しては、地域ごとに、例えば住居系土地利用について、低層住宅ゾーン、中高層住宅ゾーン、一般住宅ゾーンと区分するなど、本市の地形的特性や土地利用の経緯、実態などを考慮しながら、調和のとれた土地利用を進めることとしております。こうした中で、旧市街地の全域にわたる高度地区といった高度規制については、広範囲に私権の制限強化がなされるものであることから、全市的な土地利用の動向や二-

ズなどを見極めていく必要があります、慎重な対応が必要と考えております。

(「議長、18番」と呼ぶ者あり)

議長(見楚谷登志) 18番、山口保議員。

18番(山口 保議員) 多重債務の問題については、大変不満ですけれども、この場での再質問は遠慮させていただいて、予算特別委員会で詳しくやりたいと思いますので、よろしくお願いたします。

議長(見楚谷登志) 山口議員の会派代表質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時32分

再開 午後 4時00分

議長(見楚谷登志) 休憩前に引き続き、会議を再開し、会派代表質問を続行いたします。

(「議長、4番」と呼ぶ者あり)

議長(見楚谷登志) 4番、吹田友三郎議員。

(4番 吹田友三郎議員登壇)(拍手)

4番(吹田友三郎議員) 平成20年第2回定例会に当たりまして、平成会を代表して質問をさせていただきます。

ここ最近におきまして、ミャンマーにおいては大型のサイクロンが襲い、大変な被災者の数となっておりますが、ミャンマー政府の災害対応は、メディアの報道などを見る限り、庶民の窮状に積極的な取組をしているようには見えません。また、中国四川省で起こりました阪神大震災の何倍ものエネルギーの放出となりました大震災におきましても、想像をはるかに超えた人数の被災者を数えました。地震の発生からさまざまな被災状況が報道されておりますが、中国政府の救援活動もせい弱さが目につくところで、被災された方々がもとの生活に戻れることになるのには、大変な歳月が必要と思われま。

そして、国内におきましても、先週末、東北地方におきまして、岩手・宮城内陸地震と命名された直下型の大地震が起き、多くの死者、負傷者、行方不明者が出ており、予知の難しさを強く感じたところです。このたび、被災された国内外の皆様にご心からお見舞いを申し上げる次第でございます。

国民は、社会保険庁職員による年金記録の問題により、本人が一生懸命払ってきた保険料の記録の管理があまりにもずさん過ぎて、払った記録が本人と確認できないものが多数発生し、老後の大切な生活資金がもらえない状況が続いているものと認識しております。先日、最高裁が大変重要な判決を出しました。法外な金利で貸し付けた悪徳金融業者に対し、公序良俗に反する行為として断罪し、支払った利息はもとより支払った元金も借主に支払義務はないとしたものであり、今回の社会保険庁の問題も、社会保険庁の役職者が高額給与をもらいながら、全く業務のサボタージュを行っていたもので、その責任はそのときに業務にかかわった者がしっかりと責任をとることが必要であり、現在の法律で対応が難しいことを考え、公序良俗に甚大な結果をもたらしたことを認め、原因者、対象者は自身の年金を投入してでもこの問題の解決に当たることが求められます。また、保険加入者で年金記録に疑義のある方々は、保険事務所等へ出向くことが求められておりますが、全くかしのない者に自身の負担でこのようなことをさせることは、全く正義に反するものであると思っており、このような方には交通費や日当を支給し、原因者の負担で対応することが当たり前と考えます。

私は、この問題を出したのは、今、本市も財政が行き詰まっており、このようになったのには原因者があります。この方々は、必ずその責任をとることとなることを示したかったからです。また、私自身も市民の負託を受け、議会人として行政の執行にかかわる案件を審議し、承認することで連帯の責任がかかることを肝に銘じているところです。

代表質問も最後でございますので、前の質問者と重複するところもありますが、観点が異なりますので、通告どおりの質問をさせていただきます。

現在、着実に進行しております少子高齢化社会の問題につきまして、本市におきましても大変喫緊を要するところであります。このような問題については、解決不可能になるまで目先の政策を打つ傾向が見られていると考えております。本市では、市内にお住まいの方々の出生届数が、過去5年間を見ますと、平成15年は936人、平成16年は815人、平成17年は756人、平成18年は810人、そして平成19年は780人と、一時の減少傾向からすると下げどまりとなっているようにも見えますが、この5年間の平均は820人くらいであり、この人数程度の出生数が続くと本市の人口は7万人程度となるものであり、現在の人口を維持するだけでも年間に1,500人を超える出生数が必要であります。

現在、行われております国の少子化対策は、形式的なもので、実際の子供を産み育てる実利のないものと思えます。今、地域経済の活性化の一手段として、道路特定財源を中心とした諸税を使つての道路関係工事による雇用対策を進めておりますが、私は人間の命をつないでいただくことが、人間社会の中で一番大切なことであると考えており、そのために税金を投入することが必要と思えます。ライフスタイルの変化により、結婚されない方や子供を産まない方がおられますので、夫婦で二人の子供は、自身の責任で育てていただくことが必要と思えますが、社会のために3人4人と育てていただく方に、児童手当や育児手当の名称を用いて支給すること、基本的にこの政策の財源は間接税によることとして、すべての国民の負担で行うこと、また3人以上の子供を育てた方々には、この負担を免除するか、年金額に間接税分を加算することが必要と思えます。この手当の金額も、1人月額10万円を20年間、全国一律とし、自然環境に恵まれた地方都市でも子育てができることにより、例えば、子供を4人育てると月20万円の手当を支給されることとなりますから、地方では少し大きめの住宅の購入も可能であり、一般国民に税金を渡し、その資金を社会の中で使ってもらうことは、大きな経済の活性化となることと思っております。この政策により、年間50万人の出生数の増加を見ており、新たな住宅建設などに資金を支出いただくことは、はかり知れない経済効果を生むものと考えます。また、父子家庭、母子家庭のようなひとり親家庭では、2人からこの手当を支給することとなり、離婚による養育費の問題等も基本的な解決ができるものと考えております。国民から集めた税金をだれに渡し、その資金の活用をし、当初の目的を達成させ、このことに伴った経済活動にはね返すかであり、この負担割合を国8割、都道府県1割、市町村1割とし、基本的に国の重要施策と位置づけして行うことが必要であると考えます。

このことは、国が中心となつて行うことではありますが、そのことを地方から積極的に提案し、その実現に向かう必要があります。地方自治を担う責任者として、このような形での政策について、どのように考えられますか、お伺いいたします。

次に、鳥インフルエンザの問題について、お尋ねいたします。

中国大陸、東南アジアを中心に、鳥インフルエンザH5N1による人への感染により死亡された人の報告がなされておりますが、これも正確な情報ではないと思われ、この問題は世界的なものであり、情報の共有が大変に重要と思われます。本市におきましては、小樽市保健所の外岡所長がこの問題について高い見識を持っておられ、さまざまな取組をされております。私も保健所の講演会に出席し、鳥インフルエンザは基本的に免疫力の異常により肺の中が溶けていくとのこと、免疫力の強い成人の男女のほうがより症状が強くなるということであり、実際の感染が始まったときに、その中心になつて行動しなければならない成人が一番弱い立場になるということであれば、大変な問題となるものと考えます。市民はこのことに対する備えについてさまざまなことが考えられますが、現在、市民一人一人が家庭生活の中で備えることのポイントを十分に把握していないものと思われます。また、本市におきましても、学

校、老人施設、乳幼児施設、そのほかのさまざまな公共施設があり、集団感染の危険性が非常に高いと考えられ、その対策も大変に重要となります。そして、本市のような観光地は、海外の方を含め国内各地から来構しており、観光客の立ち寄り観光施設や宿泊施設におけるその施設の従業者、観光客に対する対応もパンデミックを発生させないため初期対応が必要と思われ、この点についても危ぐされることです。本市において最悪の事態になったとき、いわゆるパンデミックの状態になったときには、各家庭におられる独居老人、高齢世帯では介助する者がいないといったことが考えられ、行政が的確な救急・救援活動をとることが必要と思われ、また、このような混乱したときには、犯罪等の発生も十分に考えられ、別の意味での市民の生命と財産を守るための対策が必要であります。

このように、何点が危ぐされることを申し述べましたが、市民の生命と財産を守る行政の長として、この問題に対する総合的な取組についての市長のお考えをお尋ねいたします。

憂慮されております新型インフルエンザは、未ぞ有の被害をもたらすものと考えられ、市民も問題の意識をしっかりとっていただきたいと考えております。

次に、新市立病院の問題であります。市民の中で健康を害している人、健康に不安を感じている中高齢者の皆様からは、新市立病院の建設の実施に向かって早く進んでもらいたいとの声をよく聞きます。ある人などは、新市立病院建設が消えるのであれば、もう小樽にいられないなどと言っている方もおられます。市民の多くは、新病院建設に期待しているものと思います。しかし、不良債務の解消が起債の発行の大きなハードルとなっており、また採算ベースを持った病院経営が問われることとなりますが、新たな取組となりました病院建設問題の現状をお尋ねいたします。

また、新病院建設用地については、当初の第1案に戻るべきと考えます。市民の中でも心配されている方には、土地取得問題を考え、花園のグリーンロードを使い、低層の建物をつくってはとの提案をされている方もおられると聞いております。この問題も大変重要なことと考えておりますが、市長はどのようにお考えおられますか、お尋ねいたします。

次に、このたびの四川省での大地震では、多くの校舎が倒壊し、悲惨な状況を映像を通して知ることとなりました。国は、最近、国内で発生しております地震を考慮し、都道府県、市町村に対し、校舎の耐震診断及び補強、建替え等に積極的に対応すべく、予算措置などに取り組んでおりますが、地方自治体は財政的な余裕がないため、その取組におくれを生じていると言われております。本市におきましては、この問題につきましてどのような現状にありますか、また国が示している内容でどれほどの対応ができるものと考えておりますか、お尋ねいたします。

現在、学校適正配置の問題が検討されております。耐震に対するさまざまな工法がありますが、先日、NHKの報道で、外壁補強による耐震工法など低廉で施工できるものが紹介されておりました。私は、市内の小中学校の統廃合は避けられないものと考えております。しかし、廃止を視野に入れた耐震対策で改修順番などを決めるようなことがあってはならないものと考えており、必要と思われる耐震対策には時間的余裕を感じません。適正配置によりあいた施設は、他の目的への転用を考慮して、適切な補強をする必要があると考えますが、このような観点から、本市の今後の取組について、お考えをお伺いいたします。

最後の質問となりますが、日本の児童・生徒の教育問題は、これからの世界の中の日本という位置づけを考えたとき、自身の将来を見据えた教育を受けることが重要となります。グローバル化した国際社会の中で、それらに対応できる資質を備える必要があり、この習得には大変な努力と時間が必要と思われ、しかし、現在の社会環境は、すべての児童・生徒がひとしくその機会を得ているとは思われず、その外的要因を確実に排除することが必要と思われ、大人社会が子供の一日の生活をしっかり守る

こと、地域社会での安全の希薄さが携帯電話の所持につながり、この携帯電話の所持がさまざまな児童の生育に悪影響を及ぼしていることが考えられ、携帯電話の必要のない子供が主人公の社会の構築が急務と思います。

子供社会はそれほど大きな行動範囲を必要としないものと考えており、また大人社会とのつながりもその範囲を慎重に考えていかなければならないものと考えます。他都市では、条例等により児童・生徒の夜間の単独外出の時間を制限しているところもあり、本市においても、この問題についてき然とした施策が求められると思われます。国は、携帯電話の有害サイトへのアクセスにかかわる者への罰則等も含めた規制やフィルタリング機能の義務づけなど喫緊に検討しており、この問題に対する国民的合意ができるものと考えており、本市におきましても、保護者を含め教育委員会が指導的に進め、積極的な取組が必要と思われますが、どのようにお考えをされておりますか、お伺いいたします。

児童・生徒の教育的環境の中では、毎日の学校において、どれほどの教育の機会を確実に受けられているかは、そこにかかわる教育者の資質にかかわってくるものと考えております。教育者の個々の能力も大切であります。その学校その学校の総合的な教育力が問われているものと認識しております。近年行われております学力・学習状況調査等を踏まえて、本市の児童・生徒の足らざるころの把握とその対策のための教育力の充実・向上が重要なところです。本市におきましても、各学校の教育力に差があるとの指摘もあり、教育委員会は、本市で教育を受ける児童・生徒にひとしく学力の向上の教育の機会を提供することにどのような対策をとられておりますか、お伺いいたします。

市民は、所得税、住民税、固定資産税、消費税、健康保険料、国民年金保険料、介護保険料など、さまざまな公的なものへの負担をしており、本市もこのさまざまな市民の負担している財源を使つての政策を進めていくこととなりますので、市民が安心して暮らせるまち、小さな子供たちの笑顔、そして高齢者の楽しい笑い声が聞こえるまちづくりに大いなる前進となる御答弁を期待いたします。

なお、理事者の答弁に対する再質問はしないことを申し添え、私の質問を終わらせていただきます。
(拍手)

議長(見楚谷登志) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(見楚谷登志) 市長。

(山田勝磨市長登壇)

市長(山田勝磨) 吹田議員の御質問にお答えいたします。

初めに、少子化対策として児童手当、育児手当の取組について御提言がありましたけれども、吹田議員の御意見として伺っておきたいと思いますが、市といたしましては、市としてできる少子化対策の一つとして一時的保育や延長保育の実施箇所の拡大、休日保育の実施、また地域の子育て支援として、奥沢保育所と赤岩保育所に「げんき」、「風の子」を設置して取り組んでいるところであります。また、国におきましては、子育て世帯に対し、さまざまな支援を行っておりますが、経済的支援の一つとして児童手当について、支給対象児童の拡大や支給額の引上げを行っているところであります。いずれにいたしましても、実効性のある少子化対策を推進するためには、児童手当などの経済的な支援に加え、働きやすい環境づくりあるいは産み育てやすい環境づくりを含めて、国が中心となって総合的に子育て支援を進めていく必要があるものと思っております。

次に、本市における新型インフルエンザ問題に対する総合的な取組であります。新型インフルエンザ対策は、危機管理対策に属するものであり、そうした視点から行動計画を全国に先駆けて平成17年11月に策定しております。現在は、行動計画を基本として、新型インフルエンザが発生したときのより現

実的な対策を検討しています。新型インフルエンザのパンデミック発生時には、国内において約3,000万人が罹患し、72万から100万人が死亡すると予測され、小樽市内においても患者が約3万5,000人、死亡者は約700人と多くの犠牲者の発生が予測されております。また、企業活動においては、特に観光関連産業が数か月間にわたり収入が途絶えることで、市内総生産の約1割程度が減少するなど、経済的打撃が懸念されております。総合的な対策を展開するためには、患者受入れなどに関する医療機関との連携、教育機関など各施設での集団感染防止や社会・経済活動を維持するための企業における危機管理体制の強化など、多くの課題がありまして、今後、国や道とも検討してまいりたいと思っております。

次に、新病院の建設についての御質問でありますけれども、まず統合新築に向けた現状認識であります。そもそも病院の統合新築は、老朽化した二つの病院を運営していく中で、その非効率性などにより増高する病院会計の赤字を食い止める必要があるという財政問題の観点から取り組んでまいりました。また、市民の健康と安心・安全な医療を守るためにも、病院の統合新築は必要であり、多くの市民の願いでもありますことから、これまでその実現に向けて取り組んできたところであります。

この間、医師不足等による医療環境の変化や交付税の削減に伴う財政状況の悪化、さらには夕張問題に端を発した病院事業の不良債務の発生など、病院を取り巻く環境が大きく変化し、市立病院の経営環境が一段と厳しさを増してきたと認識しているところであります。

今年度におきましては、昨年12月に国から示されました公立病院改革ガイドラインに基づく市立病院改革プランの策定が求められておりますので、まずこの策定を行い、この中で、地域における市立病院の役割が明確になりますことから、これを踏まえ、財源の見込みなどを検討した上で、一日も早く事業を再開し、新病院の計画を進めてまいりたいと考えております。

次に、病院の建設地でありますけれども、市民の皆さんからは市長への手紙などを通じて幾つかの建設地の御提案をいただいておりますが、敷地面積や関係法令などから検討しますと、それぞれ建設が困難であり、その結果について提案者にお答えしているところであります。

新病院を当初候補地の一つとしておりました量徳小学校敷地に建設すべきとのことでありますけれども、これまでの経過を踏まえますと現状では難しいものと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(見楚谷登志) 教育長。

教育長(菊 讓) 吹田議員の御質問にお答えいたします。

初めに、教育施設の耐震化についてであります。市内の小中学校41校には、校舎や屋内体育館が159棟あります。そのうち、昭和56年以前に建設された校舎や屋内体育館が98棟で、それらを保有する小中学校が29校あり、耐震化率は38.4パーセントとなっております。

また、耐震化に向けた国の支援制度の活用についてですが、国庫補助率が引き上げられ、起債の充当率や交付税措置が拡充されることはお聞きしておりますが、対象となる学校の選定基準など制度の詳細を見極めた上で、対応してまいりたいと考えております。

次に、学校適正配置と耐震化についてであります。7月から学校規模・配置の適正化計画策定に当たっての基本的な考え方について地域懇談会の開催を予定しております。その中で、学校の適正配置とあわせて施設の老朽化の現状や耐震化の必要性も示し、保護者や地域の皆さんの御意見も聞きながら、学校配置の適正化と施設の改築・耐震化を同時に進めていかなければならないものと考えております。

次に、児童・生徒の夜間の単独外出の時間制限や携帯電話利用にかかわる対策についてであります。児童・生徒の校外での生活については、全国的に校則や児童・生徒会などで帰宅時刻の目安を示しており、小樽市においても生活指導員会などの約束事に基づいて、それぞれの家庭でも指導いただいている

ところであります。しかしながら、習い事、塾通いやそれぞれの家庭の事情などもありますことから、条例などにはよらずに児童・生徒や保護者の意識の向上や学校における日常的な指導が大切であると考えております。

次に、携帯電話の利用にかかわる対策として、これまで市教委では、校長会等で情報モラル教育の充実をお願いするとともに、児童生徒や保護者向け啓発資料の配布や研修講座の実施などに取り組んでまいりました。また、学校においては、情報モラル教室の開催や保護者への注意喚起などにも取り組んでいただいております。さらに、市P連においても独自に研修会を開催するなどして、会員相互が子供への携帯電話の利用のさせ方について学習を深めております。しかし、最近急速に児童・生徒の間に普及している携帯電話のメールやインターネットを悪用したネット上のいじめが社会的に大きな問題となっていることから、市教委といたしましても、本年3月に携帯電話の利用のあり方を検討するため、校長、教頭、有識者から成る情報モラル対策委員会を立ち上げ、各学校での指導の強化に努めております。今後、児童・生徒のこれらの利用について、さらなる実態把握に努めるとともに、問題発生時の相談窓口の設置や保護者との連携強化に向け、積極的に取り組んでまいります。

最後に、ひとしく教育を受ける機会の提供についてであります。義務教育では子供が成長、発達していく上で、必要不可欠な学力、体力、道徳性を養う責任を担っております。このことから、学校は保護者や地域の期待にこたえながら、子供の社会的自立を支え、一人一人の能力を最大限伸ばす場とならなければならないものと考えております。私は、小樽の子供たちがよく学び、よく遊び、心身ともに健やかに育つことを目指し、学校教育の場に保護者や地域も加わって、高い資質、能力を備えた教員が自信を持って指導に当たり、生き生きと活力ある活動が展開される姿を実現していきたいと考えております。

そこで、本市では平成18年に学校教育推進計画あおばとプランを策定し、小樽市立小中学校の目指すべき方向性を明確にし、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」の育成を重点に掲げ、それに即してどの学校においても、ひとしく子供に必要な力を学ばせ、教育の質が保障されるよう学校改善に取り組んでまいりました。とりわけ教員の資質向上については、各学校での研修はもとより道立教育研究所や後志教育研究センター等で行われる研修に加え、市教委において日常の授業改善に役立つスキルアップ講座や今日の緊要な問題に対応する課題別研修講座などを開催し、さらなる自己研修の充実に努めてまいりました。平成19年度には、市教委で38講座を開催し、延べ957名の参加をいただくなど、以前にも増して教員の研修、意欲の高まりを実感しております。一方、教員の人事異動に当たっては、教育局と協議の上、たくさんの学校を経験するよう配慮もしております。

今後も義務教育の質の保証やその向上に責任を果たしていく立場から、あおばとプランの実現を通して本市の教育の充実に全力で取り組んでまいります。

議長（見楚谷登志） 以上をもって会派代表質問を終結いたします。

なお、明日の本会議は、午後5時から開会することとし、本日は、これをもって散会いたします。

散会 午後 4時35分

会議録署名議員

小樽市議会 議長 見楚谷 登志

議員 菊地 葉子

議員 成田 晃司

平成20年
第2回定例会会議録 第4日目
小樽市議会

平成20年6月18日

出席議員（28名）

1番	秋	元	智	憲	2番	千	葉	美	幸	
3番	鈴	木	喜	明	4番	吹	田	友	三郎	
5番	大	橋	一	弘	6番	成	田	祐	樹	
7番	菊	地	葉	子	8番	中	島	麗	子	
9番	高	橋	克	幸	10番	斉	藤	陽	一良	
11番	佐	野	治	男	12番	山	田	雅	敏	
13番	佐	藤	禎	洋	14番	濱	本		進	
15番	井	川	浩	子	16番	林	下	孤	芳	
17番	斎	藤	博	行	18番	山	口		保	
19番	佐	々	木	勝	利	20番	新	谷	と	し
21番	古	沢	勝	則	22番	北	野	義	紀	
23番	横	田	久	俊	24番	成	田	晃	司	
25番	前	田	清	貴	26番	大	竹	秀	文	
27番	見	楚	谷	登	志	28番	久	末	恵	子

欠席議員（0名）

出席説明員

市	長	山	田	勝	麿	副	市	長	山	田	厚
教	育	長	菊		讓	水	道	局	長	小	軽
総	務	部	長	山	崎	範	夫	財	政	部	長
産	業	港	湾	部	長	磯	谷	揚	一	医	療
福	祉	部	長	長	川	修	三	保	健	所	長
生	活	環	境	部	長	小	原	正	徳	建	設
小	樽	病	院	長	吉	川	勝	久	消	防	長
教	育	部	長	大	野	博	幸	監	査	委	員
会	計	管	理	者	中	塚	茂	監	事	務	局
総	務	部	総	務	課	長	田	中	泰	彦	企
											画
											政
											策
											室
											長
											財
											政
											課
											長
											木
											下
											正
											樹

議事参与事務局職員

事務局長	松川明充
庶務係長	北出晃也
調査係長	関朋至
書記	大崎公義
書記	島谷和大

事務局次長	佐藤正樹
議事係長	中村弘二
書記	相澤幸
書記	小林由美子
書記	高野香織

開議 午後 5時00分

議長（見楚谷登志） これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、高橋克幸議員、佐藤禎洋議員を御指名いたします。

日程第1「議案第1号ないし第12号」を一括議題といたします。

これより、一般質問を行います。

通告がありますので、順次、発言を許します。

（「議長、20番」と呼ぶ者あり）

議長（見楚谷登志） 20番、新谷とし議員。

（20番 新谷とし議員登壇）（拍手）

20番（新谷とし議員） 初めに、今、国際的にも国内的にも焦りの課題となっている温暖化対策についてお聞きします。

地球温暖化は、IPCC、国連の「気候変動に関する政府間パネル」の第4次報告で、人為起源による温室効果ガスの増加による可能性が極めて高いことが明確になりました。近年、化石燃料の燃焼や森林の破壊によって温室効果ガスが急激に増加し、特に20世紀後半、温暖化のスピードが急激に速まっています。北極の海氷は、夏季は7.4パーセントも減少し、海面水位の上昇が大きくなっており、山岳氷河や雪氷地域の後退も進んでいます。IPCCは、海洋では酸性化が進行し、サンゴやそれに依存する生物に悪影響が出ること、さらに気温が1.5度から2.5度上昇すると約20から30パーセントの種が、3.5度以上の上昇なら約40から70パーセントの種が絶滅の危機を迎えること、農業生産の低下、数億人が水不足に直面し、健康面では栄養失調や感染症の増加など深刻な事態を報告しています。

既に世界的には、熱波や集中豪雨、干ばつ、巨大ハリケーンの発生などで食料生産への被害が拡大し、日本でも集中豪雨、熱帯夜の頻発などの異常気象で農作物、魚種、漁獲高の変動などの異変に直面しています。2006年にイギリス政府の委嘱で行われたスターン報告は、温暖化を放置すれば、損失は世界のGDPの20パーセントかそれ以上になるおそれがあるが、それを防ぐための費用はGDPの1パーセント程度で済むと提言し、早期に効果的な対応策をとらなければ、世界大戦や20世紀前半の世界恐慌に匹敵する大混乱を引き起こす危険があると警告しています。

温暖化対策は待ったなしの課題であり、子供たちにかげがえのない地球を渡すためにも、今、真剣にこの問題に取り組みなければならないと思います。今年は、京都議定書で先進国が約束した温暖化ガス削減目標の達成期限2008年から2012年の第1約束期間の初年度であり、昨年のバリ会議での合意に基づき、2013年以降の大幅削減に向け、議論も始まっています。EU諸国では、既に8パーセント削減目標に近づき、現在イギリスが12.5パーセントの目標に対し15.7パーセントの超過達成、ドイツも21パーセントの目標に対し18.7パーセントに到達しているのに比べ、日本は約束した6パーセント削減を達成するどころか、2006年度は6.4パーセントも増加させています。日本はバリ会議では、今後の削減目標を言明できず、会議開催中、何度も国際NGOから不名誉な化石賞を受けました。また、9日に発表した福田ビジョンに対し2020年までの中期目標に消極的だと、ドイツ・ボンで開催中の国連気候変動枠組条約の作業部会に集まった世界のNGOから批判が相次ぎ、またも化石賞を受賞するはめになりました。

日本の温室効果ガス排出量は、8割が企業、公共部門関連ですが、わずか150事業所で日本全体の排出量の半分以上を占めていることがNGO気候ネットワークの調査で明らかです。これらの企業には、排出量を開示しないところもあり批判が高まっていますが、上位20事業所は電力と鉄鋼関係の大企業が占めています。にもかかわらず、最も排出の多い産業部門には削減義務を課さない日本経団連の自主行動計画を柱にしているところに、削減が進まない原因があります。

日本は、北海道洞爺湖サミットの議長国として、また京都議定書での議長国としても、積極的な役割を果たすことが求められていますが、実効性のある施策としてEUが既に実施し効果が上がった国内排出量取引の導入、環境税、自然エネルギー導入及び固定価格買取制度などが必要ではないでしょうか。市長の見解を求めます。

あわせて、京都議定書の約束を実行するよう国に意見を上げるよう求めます。

北海道洞爺湖サミットに対して市民の関心も高まっていますが、本市においては、温暖化問題は避けて通れない課題であります。小樽市は、サミット参加のプレス記者などに市内観光をしてもらう計画を立てていますが、せっかくの機会ですから、市民との協働で温暖化対策を積極的に推進することを宣言してはいかがでしょうか。

北海道は、2001年に省エネルギー・新エネルギー促進条例を制定、2007年に新エネルギー導入目標を16.9万キロワット上乗せしました。不十分ではありますが、新エネルギー利用特別措置法で、電力会社の買取枠が拡大され、北海道電力はキロワット・アワー当たり11.0円で買い取ることであります。今後、買取量や価格の引上げは不可欠ですが、自治体独自で、あるいは今全国で広がっている市民協同発電所による風力発電や太陽光発電などの研究・検討を始めるべきと思います。

一例を挙げると、長野県飯田市では、環境省が推進した「まほろば事業」で飯田市環境協議会を立ち上げ、「環境と経済の好循環のまちモデル事業」を行っています。2010年までCO₂排出量を1990年度比10パーセント削減を目標に、太陽光発電、バイオマスストーブへの転換、太陽熱普及、クリーン自動車普及などで実現する計画です。現在、保育所、公民館など38か所の公的施設に太陽光発電を設置しているということです。小樽市においても、当面可能な公的施設への太陽光発電を設置してはいかがでしょうか。

現在、民間住宅に対し、太陽光発電システム普及助成を行っている自治体もあります。札幌市では無利子融資期間10年以内で限度額200万円を札幌市環境保全資金融資あっせん制度として、北見市は上限12万円、網走市は上限18万円、音更町は上限20万円の補助を行っています。小樽市でもこのような施策はできないでしょうか。

次に、ペレットストーブの導入と促進についてです。

ペレットストーブは、森林の健全化・保全のための間伐とCO₂を排出しない原材料確保による一挙両得のものです。石油の異常高騰により市民も悲鳴を上げている折、北海道の補助金などを活用して、購入助成を図ってはいかがでしょうか。

次に、バイオエタノール廃食用油利用促進についてです。

鷹栖町などでは、ごみ収集ルートで回収した廃食用油をストレートベジタブルオイル燃料として使い、燃料費の節減を実現しています。バイオディーゼル燃料と違い、副産物のグリセリンが出ないほか、初期投資は数年で回収できるということです。本市においても、この施策を積極的に取り入れるよう求めます。いかがですか。

さて、小樽市は、第1次の「小樽市温暖化対策推進実行計画」では、温室効果ガス総排出量目標値を大きく上回り、2006年から2010年度の第2次実行計画でも既に目標値を上回っています。努力は評価しますが、対象としている機関には、指定管理者、民間委託などが含まれておりません。これらの機関を入れると数値はどうなりますか。

次に、温室効果ガス排出抑制のための可燃ごみの減量についてです。

平成19年度の北しりべし廃棄物処理広域連合のごみ焼却施設受入れ量の85パーセントは、小樽市のごみということですが、本市のごみ減量に向けたさらなる努力が必要です。

小樽市の家庭ごみは、平成19年度は、16年度比62パーセントです。しかし、事業系一般廃棄物は16年度比97パーセントとあまり変わりはありません。事業所においても努力をしていただかなければなりません、対策をお聞きします。

また、広域連合のごみ焼却施設の温室効果ガス排出量はどれくらいになりますか。

次に、市民への啓発についてです。

温暖化問題の重要性をもっと市民に伝えていくことが急がれます。小樽市は、平成18年度に「環境にやさしいエコ・アクション・プログラム」を策定し、市民啓発を図ったと言いますが、実施状況をお示しく下さい。

ごみ有料化の説明会では、5か月で222会場、参加市民は1万121人でした。これにも増す意気込みが大切と思いますが、今後の取組を伺います。

次に、原子力発電のプルサーマル計画に対してお聞きします。

北海道電力は、2010年中に泊原発での使用済み核燃料の再利用を予定しています。5月の住民説明会では、参加者から安全性・経済性を問う質問が続出し、プルサーマル導入に反対の意見が相次いだことが報道されています。政府は二酸化炭素の排出が少ないことだけをもって、原発をクリーンなエネルギー源だと推進していますが、チェルノブイリ原発事故、中越沖地震での東京電力柏崎刈羽原発事故の被災、北陸電力志賀原発、東京電力福島第一原発の臨界事故隠し、5人が死亡した関西電力美浜原発事故などを見ても、原発の危険性は明らかです。使用済み核燃料についても安全性は未確立です。京都議定書の運用ルールでは、原子力の利用を控えるとされました。

プルサーマルの燃料、MOX燃料の原料となるプルトニウムは、ウランに比べてけた違いに放射能が強く、ごく微量でもがんなどの原因となる極めて毒性の強い物質です。しかも、含有量は、ベルギーやフランスに比べ日本は2倍近くもあります。これを試験炉で十分な試験もせず、いきなり巨大出力の商業炉で実施しようとしているのも大変不安です。

小樽市は、泊発電所周辺地域原子力防災計画の対象から外れていますが、小樽病院は北海道の災害拠点病院に指定され原発事故発生救助訓練に参加しています。市長は、後志管内唯一の市として、安全性未確立のプルサーマル計画に対して反対の態度を表明すべきではないでしょうか、見解を求めます。

次に、耐震化対策について伺います。

中国四川省の地震では、学校倒壊で大変多くの子供たちが犠牲になりました。このたびの岩手・宮城内陸地震では、小・中・高・大学などで165か所、幼稚園、給食センターでも被害があったことが報道されています。心からお見舞いを申し上げます。

学校校舎や体育館の耐震化は、大きな費用がかかるため自治体独自で実施するのは厳しく、文部科学省の調査によると、耐震性がないのに工事がされていない施設は34.8パーセント、耐震診断さえ未実施が6.6パーセントです。私が学校耐震化を求めたのは2002年9月、その後ようやく教育委員会が2004年と2005年に耐震化優先度調査を行いました。本格的に耐震診断を行うとしたら、1校につき300万円から400万円もかかるということですが、2005年の文部科学省の調査でも73パーセントの自治体が予算措置が困難と言っているのに、公立学校の施設整備費予算を大幅に削減し、耐震化をおろそかにした国の責任は重大です。

日本共産党は、国の責任で耐震診断を行うこと、耐震化工事への国の補助率を上げることを要求してきましたが、今国会で議員立法による地震防災対策特別措置法の改正案が成立しました。耐震化工事の自治体負担は軽減されますが、期間は3年程度です。耐震診断の予算はつけられておりません。小樽市で対象小中学校の診断をすると幾らの事業費がかかりますか。

耐震診断を急ぐと同時に、これも国の責任において実施すべきものです。国に対し早急に予算措置をするよう求めるべきと思いますが、いかがですか。

教育委員会は、学校適正配置との整合性を図りながら、耐震化整備計画を策定すると述べていますが、耐震化工事に対する国の補助かさ上げが3年間という期限では、せっかくの国の制度を使えないことになりませんか。適正配置の地域説明会はこれからですが、このことを理由に統廃合を押しつけることのないよう、そして学校統廃合に関係なく耐震化工事を進めるべきです。お答えください。

小中学校は、小樽市地域防災計画の避難所に指定されており、小学校は第一次的に指定するものとなっています。統廃合がされると、避難所が不足してしまいます。防災の立場からも、児童・生徒、地域住民の安全を守るためにも、耐震化工事を急ぐよう求めます。市長の見解を伺います。

次に、保育所の耐震化工事についてです。

市立保育所で、耐震化診断の対象となるのは、昭和51年建設の手宮保育所のみということですが、幼い子供たちの命を守るため耐震診断を行い、必要があれば、耐震化工事を行うべきです。いかがですか。

次に、住宅・マンション耐震改修制度についてです。

今年4月から、住宅の耐震改修に対する国の助成制度が改善され、比較的所得の少ない世帯に対する補助率の引上げや住宅の地域要件、建物要件が撤廃されました。分譲マンションでも対象となる世帯が全体に占める割合に応じて、共有部分を含めた建物全体の耐震改修工事費に対する補助率が引き上げられます。対象世帯については、一般には国と地方公共団体で15.2パーセントのところ、23パーセントに引き上げられます。しかし、この制度は国の間接補助の制度ですから、市が助成制度をつくらなければ市民は活用できません。地震から市民を守るためにも、また、今、不況にあえいでいる建設業界、小規模事業所の仕事確保にも有効な施策となります。ぜひこの制度を立ち上げるよう求めます。いかがですか。

次に、子供の問題に関して伺います。

ネットや携帯電話によるひぼう中傷、自殺など心が痛むことが相次いでいます。文部科学省の調査で、学校裏サイトは、全国で3万8,000件に達しているということですが、本市の小中学校の状況はどうなっていますか。本市の携帯電話所持数、ここ数年、インターネットやメールによるひぼう中傷などのいじめの実態もお知らせください。

平成16年、佐世保市の小学校で起きたインターネットが関係した衝撃的事件に関して、我が党の菊地議員がネットとのかかわり合いを含めた子供の人間関係のあり方の対策について質問しています。その後、どのような取組をしてきたのか、御説明ください。

さらに、インターネット、携帯電話による問題や事件を防止し、一人一人の子供の心豊かな成長が保障される積極的施策が必要だと思います。今後の取組を伺います。

次に、たんぼぼ文庫についてお聞きします。

たんぼぼ文庫は、地域の子供たちを対象に代々ボランティアにより運営され、35年間も活動しています。平成2年からは、あおばと館で活動、2007年10月現在、延べ会員数は654人、受入れ冊数は7,000冊を超え、年間200から300冊を購入しているということです。工作会、エプロンシアター、絵本の読み聞かせ、オリジナル人形劇の上演などの定期的な活動のほか、町内会の新年子供会などでも同様の活動を展開しています。日ごろ市民との協働を標ぼうしている市長は、このように子供たちの健やかな成長のために地域に根ざし、活動してきたことをどう評価していますか。

あおばと館の取壊しによりたんぼぼ文庫は移転を余儀なくされ、市に移転先について相談に来ましたが、市は初め支援の姿勢を見せたもののやめて、結局移転先は他の人たちによって見つかりました。引

っ越しは職員が手伝ったということですが、長年、子供たちの幸せのために頑張ってきたボランティア団体に対し、なぜ支援をやめたのですか。

佐賀県佐賀市では、空き店舗対策として、商店街にNPO法人が運営する子供の本屋を誘致し、店舗開設に当たっては、職員が店内改装や家賃値下げの交渉に当たり、その熱意が評判を呼び、森林組合が店内に使用する地元の木材を安価で供給するなど、コミュニティが拡大したということです。子供たちの本屋としてだけでなく、若い親子との出会い、お年寄りと子供たちの触れ合いの場、子供たちの成長の場として期待されています。佐賀市の施策は、空き店舗対策のみならず、子育て支援、子供の居場所づくりとしても有効だと思います。小樽の次世代を担う子供たちのために、改めて市としてたんぼば文庫に支援を求めるものです。お答えください。

次に、日本銀行旧小樽支店行舎跡地問題についてお聞きします。

今年4月に日銀と富岡の住民有志、小樽市が来年3月末までに地区計画を申請しなければ、「日本銀行は用地測量や一般競争入札手続を開始する」などの合意文書を交わしたということですが、住民は地区計画ができなければ、第1種中高層住居専用地域のまま、高層マンションなどが建設されることを大変危くしています。地域では、提案制度による地区計画を検討していますが、まず提案制度における提案者の資格、提案制度の流れと提案結果の公表までに要する時間について説明してください。

住民は、まちづくり協議会を発足させ、作業を進めたいとしています。提案制度は簡単にできるものではありません。この地区は、過去に高層マンション建設の問題も起きていますから、提案制度ではなく、市が率先して地区計画を決めるべきと考えます。いかがですか。

来年3月の期限までに地区計画はできるのでしょうか。期限内にできない可能性のある場合は、市が日本銀行に期限延長を交渉すべきです。さらに、提案ができるように積極的に地域住民を支援すべきです。いかがですか。

一番よい方法は、過去に第一銀行が小樽市から撤退するに当たり、小樽市に土地と建物を寄附したように、日本銀行に行舎跡地を寄附してもらい、市民のため有効活用することです。合意文書を交わす前に寄附について日銀と交渉すべきだったと思いますが、これからでも寄附を求めてはいかがでしょうか、お答えください。

再質問を留保して、質問を終わります。（拍手）

議長（見楚谷登志） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（見楚谷登志） 市長。

（山田勝麿市長登壇）

市長（山田勝麿） 新谷議員の御質問にお答えいたします。

初めに、温暖化対策についての御質問でありますけれども、まず温室効果ガスの国内排出量取引の導入や環境税、自然エネルギーの導入及び固定価格買取制度などについてでありますけれども、これらの施策は、温室効果ガス排出量を削減する上で有効な手段であると思いますが、導入に当たりましては、国内事情を勘案した施策内容の検討が必要ではないかと思っております。

また、京都議定書の目標達成に向けた国への意見書の提出ということですが、北海道洞爺湖サミットの開催を機に、環境問題に対する関心が高まっており、また国では最近温室効果ガス削減の中期目標を来年のしかるべき時期に発表するとしていることから、今後の動向を見守ってまいりたいと思っております。

次に、温暖化対策推進の宣言ということですが、市では民間団体と共催により北海道洞爺湖サ

ミットを記念して6月下旬に講演会と植樹祭を開催する予定であります。このような市民との協働による具体的な行動を通して、環境問題に対する意識を高めることにより、地域として地球温暖化対策に貢献してまいりたいと考えておりますが、宣言を行うということについては、今のところ予定はしておりません。

次に、市の施設への太陽光発電設置についてであります。太陽光発電は温室効果ガスを排出しない環境に優しいクリーンなエネルギーであることは承知しておりますが、今の財政状況から考えて難しいものと考えておりますけれども、研究してまいりたいと思います。

次に、民間住宅の太陽光発電システム設置に対する助成であります。太陽光発電システムを普及させるためには、助成制度は一定の効果があると思っておりますが、本市におきましては、今の財政状況から新たな助成制度の導入、あるいはまたペレットストーブ購入助成については難しいものではないかと思っております。

次に、廃食用油の利用についてでありますけれども、廃食用油をろ過するだけで利用できるストレートベジタブルオイル燃料は、車両の改造、エンジンの負担、冬期使用の制限、最近の燃料噴射装置への対応など技術的な問題があることから、市が保有する車両への利用は難しいものと考えております。しかしながら、廃食用油の利用促進は資源の有効利用や地球温暖化対策のためにも重要な課題ととらえておりまして、市としても再生利用する方策について考えてまいりたいと思います。

次に、小樽市温暖化対策推進実行計画の対象施設についてでありますけれども、指定管理者を導入した施設のうち総合体育館、市民会館、市民センターなど主要な施設については、第1次計画から引き続きすべて実施計画の対象施設として集計しておりますけれども、ごみ収集委託などの業務を民間に委託した分につきましては、実施計画の対象外としているため、数値は把握しておりません。

次に、事業系一般廃棄物の減量対策でありますけれども、事業系一般廃棄物は、経済活動の動向によって排出量が変動することから、その減量対策については難しいものと考えております。市といたしましては、これまでも啓発リーフレットの配布や排出事業者への訪問などにより、ごみ減量化と資源化の促進に努めておりますが、温室効果ガスを削減するためにも今後とも排出抑制に向けた意識啓発に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、広域連合のごみ処理施設の温室効果ガス排出量についてでありますけれども、リサイクルプラザを含めた北しりべし広域クリーンセンター全体で申し上げますと、温室効果ガス排出量算定方法ガイドラインに基づく算定では、平成19年度において概算で1万9,200トンとなっております。

次に、「環境にやさしいエコ・アクション・プログラム」についてであります。これまで環境にやさしい小樽市民ルール推進員会議の皆さんとともにエコ・アクション・プログラムの普及活動により市民の環境問題に対する意識啓発を図ってきたところであります。これまでの実施状況でありますけれども、平成18年度以降現在まで、市内各地で地域説明会を開催したほか、出前講座や小中学校の総合学習などの機会を利用しまして、3,000部を超えるプログラムの配布を行っております。今後も市民ルール推進員会議と連携しながらエコ・アクション・プログラムの周知に努め市民一人一人の二酸化炭素削減に向けた行動促進を図ってまいりたいと考えております。

次に、泊原発のプルサーマル計画に反対すべきとの御意見でありますけれども、4月18日に北海道電力から北海道及び地元4町村に対して、安全協定に基づく事前協議の申入れがあり、現在、有識者検討会議でプルサーマル計画の安全性について科学的かつ専門的な見地から検討を行っている段階と聞いております。原子力行政は、国の専管事項となっておりますが、市民の安全に関する重要な事項でありますので、有識者検討会議での検討状況を慎重に見極めて対応してまいりたいと考えております。

次に、耐震化対策の関係で、防災の立場から小中学校の耐震化の工事を急ぐようにとのことでありますけれども、災害時における住民の安全の確保という観点から、避難所である小中学校の耐震化は必要と思っております。現在、教育委員会が学校規模・配置の適正化計画の策定を進めており、その中で学校の適正配置とあわせて学校の耐震化を進めていくということではありますが、教育委員会とよく相談してまいりたいと思います。

次に、手宮保育所の耐震化でありますけれども、本市には小中学校や本庁舎、保育所など多くの施設がありまして、これまでに小中学校は耐震診断のための優先度調査を実施済みであります。今後、手宮保育所を含め、所有する施設全体の中で優先度を勘案しながら取り組んでまいりたいと考えております。

次に、住宅マンションの耐震改修に対する市の助成制度でありますけれども、市においては、災害時の避難所となる小中学校や災害対策本部の拠点となる本庁舎など耐震化を急がなければならない施設が数多くありますが、財政が非常に厳しいことから、耐震化が進んでいない状況にあります。このようなことから、住宅マンションなどの所有者に対する支援制度については、現段階では困難であると考えております。

次に、たんぼぼ文庫についての御質問であります。たんぼぼ文庫は、お話がありましたように、昭和48年に奥沢地区に開設され、その後、平成2年に小樽市社会福祉協議会があおばと館をオープンした際に活動の場を移しておりましたが、先月、あおばと館の閉鎖を機に入船十字街の近くに移転され、現在も10名の会員で週2回ほど図書の貸出しなど、あるいはまた絵本の読み聞かせなど、さまざまな活動を行っている聞いております。たんぼぼ文庫の皆さん、会員の皆さんには地域での子育て支援にかかわるボランティア活動を35年という長い年月にわたり努力されてきたものと思っております。敬意を表しております。

次に、たんぼぼ文庫の移転に伴う支援でありますけれども、現在の場所に移転する際に市に相談がありました。市といたしましては、ボランティア団体への財政的な支援は、小樽市社会福祉協議会を通じ、小樽市ボランティア・市民活動支援センターに登録している団体に対して行っており、市が個別のボランティア団体にそれ以上の支援をすることは難しいと判断したものであります。なお、たんぼぼ文庫は、今年度も社会福祉協議会が行っておりますボランティア・市民活動助成事業により助成を受けていると聞いております。

次に、日本銀行旧小樽支店行舎跡地問題でありますけれども、初めに都市計画法に基づく提案制度についてであります。まず提案者の資格につきましては、土地所有者、まちづくりNPO法人などとなっております。

次に、提案制度の流れといたしましては、事前相談の後、提案者から地区計画に関する提案をいただき、要件を満足しているかを確認の上、提案内容について都市計画決定の必要性を判断することとなります。必要性があると判断した場合には、提案内容を踏まえ、市が都市計画案を作成し、公衆の縦覧に供した後、都市計画審議会に諮ることになります。また、決定の必要がないと判断した場合につきましても、その理由や提案内容を審議会に説明し、意見をいただきます。いずれの場合も結果を提案者へ知らせるとともに公表をいたします。また、提案結果の公表までの時間については、提案内容により異なるものと考えております。

次に、市が率先して地区計画を決めるべきということでもありますけれども、地区計画は土地、建物の私権の制限強化となることも含め、建物の建て方など地域の特性に応じたきめ細かなまちづくりのルールを定めるものであり、地区の方々が身近な生活空間について主体的に話し合いを行い合意形成が図られ

ていくことが大切なことと考えておりまして、この日本銀行旧小樽支店行舎跡地周辺地区においても、地区計画に関する検討が始まっております。したがって、市といたしましては、行政が地区計画の策定に関し、主導的に進めていくのではなくて、地域の主体的な取組を促していくことが望ましいものと考えております。

次に、この地区の地区計画に関する取組や市の支援であります。この地区におきましては、先日、住民の方々が説明会を開催し、行舎跡地の状況や今後の取組について話し合いを行いました。その中で、今後、長期にまちづくり協議会を立ち上げ、地区計画の内容の検討や合意形成に向けた作業を開始することについて提案がなされたと聞いております。市といたしましては、これまでも地区住民と日本銀行との話し合いに参加するとともに、地区計画や提案制度についての資料の提供や説明を行ってきているところであります。今後とも地区の方々の取組状況を見極めながら、適切に対応してまいりたいと考えております。

最後に、日本銀行への寄附の要請でありますけれども、日本銀行は、特別法により設置された国の認可法人であり、売買契約の締結に当たっては、公平性、透明性の確保が前提となりますので、国や地方公共団体に準じた手続により所有財産を処分するものと聞いております。市といたしましては、これまでの跡地の利活用の協議の中で、無償譲渡や随意契約による買取りについて検討してまいりましたが、結果として無償譲渡については日本銀行側の理解が得られず、また買取りについては市側として財政上の理由などから困難であると断念をいたしましたところであります。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(見楚谷登志) 教育長。

教育長(菊 讓) 新谷議員の御質問にお答えいたします。

小中学校の耐震化について何点が御質問がありました。

初めに、耐震診断を実施する場合の事業費についてであります。本市は昭和56年以前に建設された校舎や屋内体育館を持つ小中学校が29校あり、その棟の数も98棟あります。耐震診断の事業費は、校舎の構造、フロアの数、延べ面積などにより異なり、優先度調査を終えた98棟すべての診断費用について示すことは現段階ではできませんが、道内他都市の例で申し上げますと、8クラス延べ面積2,600平方メートル規模の小学校で約200万円と聞いており、本市においても相当の事業費を要するものと考えております。

次に、国への耐震診断費用の要望についてであります。北海道都市教育長会や北海道都市教育委員会連絡協議会を通して、平成21年度文化施策要望の重点として、耐震化にかかわる支援措置の拡充を要望しております。また、全国市長会でも耐震診断及び耐震補強事業等についての財政措置の拡充を国に対して要望しているところであります。

次に、学校統廃合に関係なく耐震化工事を進めるべきとの御指摘についてですが、現在、本市は全庁的に効率的な行財政運営に取り組んでいるところであり、学校適正配置と耐震化工事を全く切り離して進めることにはならないと考えております。7月から学校規模・配置の適正化計画策定に当たっての基本的な考え方について、地域懇談会の開催を予定しておりますが、その中におきまして、学校の適正配置とあわせて校舎の老朽化の現状や耐震化の必要性も示し、保護者や地域の皆さんの御意見も聞きながら、これまで述べてきましたように、学校配置の適正化と施設の改築・耐震化を同時に進めていかなければならないものと考えております。

次に、本市における学校裏サイトの状況や携帯電話の所持数、そしてメールなどによるいじめの実態についてであります。学校裏サイトについては、卒業生や在校生らが匿名で立ち上げたサイ

トでありまして、学校行事や部活動、テストなどに関する情報交換を主な目的にして利用していると伺っております。しかし、特定の個人名を挙げて、人格や容姿などをひぼう中傷する書き込みなどをするいじめの温床として、子供の世界にとどまらず社会問題化しております。学校裏サイトの多くは、学校名で検索しても見つけることができなかつたり、パスワードによる利用制限がかかっていることから、それを特定することが難しく、本市の実態について把握することは困難な状況にあります。

本市の小中学生の携帯電話の所持数については、全体の状況をとらえておりませんが、平成19年度全国学力・学習状況調査における児童・生徒質問紙の調査結果によりますと、小学校6年生で約35パーセント、中学校3年生で約72パーセントが所持していることが予想されます。

また、メールでのひぼう中傷などによるいじめについては、平成18年度から文部科学省のいじめの調査において、パソコンや携帯電話等でひぼう中傷や嫌なことをされるという様態の項目が加えられましたことから、本市では18年度に小学校がゼロ件、中学校が5件、19年度に小学校が9件、中学校が7件あったと学校から報告を受けております。

次に、インターネットや携帯電話による問題への取組についてであります。議員の御指摘のとおり、最近急速に子供たちの間に普及している携帯電話のメールやインターネットを悪用したネット上のいじめが大きな問題となっております。市教委では、これまでこうした問題に対応すべく校長会議等で情報モラルの充実について説明し、各学校での指導をお願いするとともに、児童・生徒や保護者向けのネット社会のルールやマナーに関する啓発資料の配布、そして保護者、教員を対象とした研修講座の実施などに取り組んでおります。

また、学校においては、授業を通しての指導はもとより外部講師を招いての情報モラル教室の開催、保護者への注意喚起などにも取り組んでおります。一方、小樽市PTA連合会においても、こうした現状に対応すべく、家庭におけるルールづくりやフィルタリングの設定などについて研修会を開催するなどして、会員相互が学習しております。今後も携帯電話を所持する児童・生徒の増加に伴い問題の深刻化も予想されますことから、市教委では本年3月に携帯電話の利用のあり方を検討するため、校長、教頭、有識者からなる情報モラル対策委員会を立ち上げました。こうした取組に加え、問題発生時の相談の窓口の設置や保護者との連携強化に向け、積極的に取り組んでまいります。

(「議長、20番」と呼ぶ者あり)

議長(見楚谷登志) 20番、新谷とし議員。

20番(新谷とし議員) 再質問をします。

質問した順番に行いたいと思います。

温暖化問題なのですが、京都議定書に対するとらえ方ですが、もっと積極的に国に意見を上げていただきたいと思います。福田首相は9日の記者会見で、一、二年のうちに排出量をピークアウトさせて、京都議定書の目標を確実に達成すると述べておりますが、排出量取引や環境税などに言及しておらず、その裏づけも示しておりません。それから、2020年までの中期目標を来年発表するというのですけれども、国内でも遅すぎるとい批判がありますし、そして問題なのは、温暖化対策を緩やかなルールになるよう提案しているのも批判をされているところです。京都議定書の約束から排出量を減らすどころか、6.4パーセントも増加しているのですから、一、二年で減少に転じるというのは、大変難しいことです。温暖化対策を研究している学者、NGOからも、EUで効果を上げている施策を積極的に進めるべきだと言っておりますけれども、こういうことで、地方から意見を上げていくということがとても大事だと思います。小樽市は、CO₂を大きく減らしており、京都議定書に大きく貢献しているわけですから、市長は胸を張ってこのことを要求できるのではないですか。

次に、小樽市の温暖化施策についてです。

いろいろな施策については、財政が厳しいから非常に難しいということですが、この温暖化の問題を重く受け止めるなら、防止のための施策はどうしても必要です。本市の第1次温暖化対策の温室効果ガス排出量は、他市に比べても大きく削減していることは評価します。しかし、第2次の実行計画を見ますと、CO₂排出の大きなウエートを占めているロードヒーティングは、冬道の安全確保を図る上からも支障を来す可能性があり、これ以上の削減は難しい。そして、暖房などの施設管理もこれ以上の定量的な削減は難しいと述べています。これまでは、トップダウンの省エネで実績を上げてきたと思いますが、これも限界だとしますと、自然再生エネルギーの導入がどうしても必要になってきます。例えば、NEDO（技術開発機構）でその地域新エネルギー等の導入促進事業もあります。あるいは、大阪など今全国で185か所の市民発電所があるそうですが、こういうことを前向きに検討を始めるべきだと思います。

それから、民間住宅に対しての助成なのですが、日本共産党の国会質問で、一度打ち切った補助金を復活させる方向を明らかにしています。そういうのを見て、再度検討してほしいと思います。

それから、ペレットストーブも難しいということでしたけれども、北海道が今年度、市町村が実施する普及啓発イベントや一般家庭の協力によるモニター事業を支援すると言っておりますから、これについては、積極的に取り組んでいただきたいと思います。

それから、廃食用油燃料の利用ですが、これは非常に効果があるもので、鷹栖町に聞きましたら、設備はそんなにお金がかかりません。20万円程度だと言っていました。しかし、今、ガソリンが高騰しておりますから、そういう点でも、非常に節約できたと言っております。市長はよく費用対効果ということをおっしゃいますけれども、これはその費用対効果にこたえられるものではないですか。ぜひ他の自治体を参考にしたいと聞きたいと思っております。

それから、可燃ごみの削減についてなのですが、経済活動をしているので、事業所に求めるのは難しいと言いますが、実際に自分のところで温室効果ガス削減のためにやっている事業所もありますし、まず意識を持ってもらうということが大切なのですが、これまで事業所への指導啓発はどのくらい行ってきたのでしょうか。

次に、学校耐震化工事です。

統廃合と同時に進めるとおっしゃいますが、国の補助率が3年という期限があります。そうすると、逆に聞きますけれども、統廃合は3年後にすべて終了させるということですか。地域説明会はこれからですし、基本計画、その後の実施計画がすんなり保護者や地域の皆さんが納得するかどうか分かりません。念を押しますが、統廃合に反対の学校は耐震化工事はしない、ということではないですよね。

それから、小樽市の防災計画にのっている避難所は、小中学校が圧倒的に多いわけですが。避難できる人数は、計算しますと6万999人。そのうち小学校は3万9,449人、中学校は1万4,618人です。小中学校で全体の89パーセントを受け入れなければなりません。二次被害にならないためにも、耐震化工事は急がれるのではないのでしょうか。

それから、住宅マンション耐震改修制度についてですが、小樽市がつくった小樽市住宅マスタープランには、昭和45年以前に建てられた住宅は26.3パーセントで、老朽化が進み、防災上・耐震上も問題であること、住宅の耐震性能の改善に積極的に取り組む必要がある、このように書いています。先日、議会と商工会議所の懇談でも耐震化を進めてほしいという要望が出ておりました。経済効果もあると思いますので、すべてあれもこれもだめと言わないで、ぜひ検討する、それに値することではないで

しょうか。

次に、学校裏サイトですけれども、文科省の調査は、全国学校サイトランクやネット掲示板2ちゃんねるで学校裏サイトの調べ方などを検索して丁寧に調べたものだという事です。抽出した2,000件のうち、ひぼう中傷は50パーセント、「死ね」「殺す」など暴力表現は27パーセント、わいせつ表現は37パーセントあったということです。小樽市内の学校でこんなことがないことを願いますけれども、小樽市だけ例外ということは考えられません。こういうような調査の方法もあるようですから、ぜひこの点で研究して早めの対応をしていただきたいと思います。

それから、相談窓口を設けるということですが、これはいいことだと思いますが、どなたが担当するのでしょうか。

それから、情報モラル教室、これはどれぐらい開催したのですか。

それから最後に、日銀の行舎跡地問題です。小樽市は地区計画の策定は住民がやることだと言っておりますけれども、近隣に市が住民に訴えられている問題があるから、積極的になれないということはありませんか。地区計画は、エリア内の住民の3分の2の賛成が必要です。行舎のすぐ近くには、高さ38メートルのマンションもあります。3分の2の賛成は大変難しいのではないのでしょうか。よい住環境を守ろうとする住民の希望、苦勞は水の泡にならないのでしょうか。難しいことを住民に押しつけないで、小樽市が寄附をしてもらって活用するのが一番いいと思います。例えば、今、市営住宅の申込みが大変多いわけですけれども、小樽市住宅マスタープランでは、借上げ市営住宅制度の導入も検討しております。こういうこともありますので、再度寄附を打診すべきだと思います。日銀が小樽から撤退するときには、市長を先頭に市も議会も署名活動をして大変頑張りました。そういう勢いでぜひお願いしていただきたいと思います。

議長（見楚谷登志） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（見楚谷登志） 市長。

市長（山田勝麿） 温暖化対策に関連しまして京都議定書の問題について、地方から意見を上げてはどうかというお話でございますけれども、先ほど答弁しましたとおり、中期目標を来年のしかるべき時期に発表すると言っていますので、こういった動向を見ながら対応してまいりたいと思います。

それから、温暖化施策でいろいろお話がございましたけれども、お話を全部否定しているわけがありません。お金があれば、やりたい仕事もたくさんありますので、今の財政状況からいって、そういった新たなものをやるということは全部赤字になるわけですから、そうしたことも考えていただいて、財政の健全化ができた段階で、できることはやっていきたいというふうに基本的には思っております。

それから、自然エネルギーの問題につきましても、これは風力発電をぜひ誘致したいということであるやっています。なかなか市独自ではできませんので、民間の事業者のそういったものの割当てを期待してずっと来たわけですけれども、なかなか我々が期待しているような事業者に割当てが来ないということで進まないわけですが、これからも機会がありましたら、ぜひ風力発電等について、大浜地区は大変風も強く効果はあるというふうに言われているのですけれども、なかなか割当てが来ないということで、残念ながらできていないということでございますので、御理解願いたいと思います。

それから、民間の住宅マンション等の助成につきましても、これも同じことございまして、まずは市の施設で耐震化されていないものがたくさんあるのですから、これからまず手をつけなければならないというのが、一番のこれからの課題でありまして、そういったこともひとつ御理解を願いたいと思います。

それから、日銀の問題ですけれども、これは先ほども答弁しましたとおり、私どもも何とか寄附でもらえないかという話もしましたし、それから日銀も市であれば随意契約で売りますよという話もありました。我々もあそこにある社員住宅を何とか市営住宅として活用できないかということも検討しましたが、なかなか金額的に我々としては買えるような額ではないものですから、これは断念せざるを得ないということをごさいますて、日銀とは何回も話をしております。

以上、私から以外のものは、担当部長から答弁申し上げます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(見楚谷登志) 生活環境部長。

生活環境部長(小原正徳) 事業系一般廃棄物の減量についての啓発等でございますが、新谷議員から御質問のありました収集運搬業者への啓発では、減量の効果というのは当然見込めないのですけれども、事業系一般廃棄物を排出する事業者に対しましては、毎年啓発のリーフレットというものを作成してございまして、これを配布することによって、減量化・資源化を促しているところでございます。また、個別に主な排出事業者、例えば食品会社とかそういったところにも出向きまして、直接このリーフレットも配布することと減量化・資源化についても事情を説明して、御理解をいただいていることを進めております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(見楚谷登志) 教育長。

教育長(菊 讓) 新谷議員の再質問にお答えいたします。

まず最初に、裏サイトについてでございますが、文部科学省ではほとんどの都道府県レベルでいろいろと調べているようでございまして、それを集約して議員がおっしゃったような数字が出てきたわけでございますが、小樽市におきましては、先ほど述べましたように、3月に実は私どものほうで情報モラル検討委員会を立ち上げましたので、その委員の方に小樽市の状況ですとかいろいろ出してもらっているわけでございます。事例として何件かはわかるのですが、全市的に集約するということは、なかなかいろいろな面で難しいところがございます、小樽市としての数字は押さえていません。今、話しましたように、この検討委員会というのは、立ち上げるまでにやはり準備会を開いて、そして本番はまだ1回でございますが、この情報交流を基に小学校長会議、中学校長会議におろし、それをそれぞれの学校で、さらには教員に関係する講座を受けてもらって、その結果も踏まえて、またこの検討委員会をするという、そういうサイクルを描きながら小樽市の情報を確かなものにしていきたいというふうにごさいますて、今の段階では、そういう状況で情報収集に当たっているところでございます。

また、問題が発生したときの相談窓口ということでございますが、これまで小樽市教委は、いじめの対応におきましても生徒指導の問題におきましても、あらゆる相談事項につきましては、小樽市教育研究所と教育委員会の指導室を窓口にしてございまして、それぞれ私どもとしては、最善の人員配置をさせていただきますので、そこでの相談を受けて、小樽市でこのようなことが極力起こらないように相談に当たってまいりたいというふうにごさいますて、今考えているところでございます。

次、もう一つの適正配置につきましては、部長のほうから答弁させていただきます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(見楚谷登志) 教育部長。

教育部長(大野博幸) 教育長のほうから答弁させていただいておりますけれども、学校の適正配置も、それから老朽化の対応、それから耐震化の推進、どれも重要な課題だというふうに思っておりますし、また一方では、関連をしている課題だというふうに考えております。その意味から、どれを先にや

るとか、これを後に回すとか、そういうふうには考えておりません。先ほど申しましたけれども、7月から、適正配置の問題あるいは校舎の現状、耐震化、そういった課題を含めまして、地域での懇談会を予定しておりますので、その中で十分小樽市の現状を話しながら、この三つの課題、関連を持ちながら同時に進めていかなければならないというふうに考えております。

議員が言われましたとおり、私どもも国の今回の措置、かさ上げの措置、3年間というふうに聞いております。端的に言いまして、この適正配置も耐震化も老朽化対応も小樽市の現状からすれば、3年間ですべてをやるなんていうことは、現実的には不可能だろうと思っています。国にこのかさ上げの期間延長というのを、まだ始まったばかりですぐ延長というのもおかしいですけども、そういったことも一方ではしながら、一定程度は中長期的な見通しを立てて、この課題を進めていかなければならないと、そのように考えております。

(「議長、20番」と呼ぶ者あり)

議長(見楚谷登志) 20番、新谷とし議員。

20番(新谷とし議員) 再々質問します。

ちょっとお答えがなかったところがあると思うのですけれども、情報モラル教室の開催はどのぐらいしてきたかということ、これはもう一回お答えください。

それと、先ほどの耐震化なのですが、市長にお聞きしますけれども、小樽市も大変たくさんの施設もあるということでしたけれども、保育所については先に聞きました。それで、優先度を考えてということでしたけれども、やはり保育所、幼い子供たちがいる、こういうところこそ、優先的に行わなければならないのではないのでしょうか。この点についてお聞きします。

それから、学校の耐震化も3年では難しい、それはそうだと思うのです。これからなのですけれども、やはり統廃合の計画と同時にやると言っても、これもまた無理があると思うのです。だから、やはり優先度調査をしているわけですから、もっと積極的に進めてほしいと思います。

2点お願いします。

議長(見楚谷登志) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(見楚谷登志) 市長。

市長(山田勝麿) 保育所を優先的にというお話でございましたけれども、私も手宮保育所に何回か行っていますけれども、どこが一番危険なのか、保育所以外でも、危険度が高いところからやはり手をつけるべきだと思いますので、そういったものをよく十分調べた上で考えていきたいというふうに思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(見楚谷登志) 教育長。

教育長(菊 讓) 再々質問にお答えいたします。

最初に御質問されました情報モラル教室についてでございますが、平成20年度につきましては、つい先日30数名が集まった中でそれだけ専門にさせていただきました。なお、19年度につきましては、コンピュータ関係の講座、四つないし五つやっておりますので、その中すべてで広範に、それに関連するものについては、説明させていただいているところでございます。

二つ目の優先度調査のお話も出ておりましたが、実は優先度調査は、準備をするだけのものございまして、先ほど部長からも答弁しましたように、それだけの数字ではなくて、更に詳しく調べていかなければならないということもございまして、もろもろの状況も含めまして、保護者にも十分理解して

いただき、できる範囲のものは私どもも取り組んでまいりたいと思っておりますが、ただ費用面等課題がたくさんございますので、あらゆる面を勘案しまして考えていきたいと思っております。

なお、先ほど部長から答弁したように、先日、国のほうからいろいろなお話がありましたが、3年の期間では小樽では、今、適正配置を抱えてございますので、それでは無理なので、全国的にもっと延ばしてほしいというところがあるのではないかなというような話から、お願いも十分してございますので、そういう私たちの動きも御理解いただければと思っております。

議長（見楚谷登志） 新谷議員の一般質問を終結いたします。

（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

議長（見楚谷登志） 15番、井川浩子議員。

（15番 井川浩子議員登壇）（拍手）

15番（井川浩子議員） 一般質問をさせていただきます。

初めに、企業誘致に関連して何点か質問いたします。

国内の経済状況を見ますと、本州方面においては、これまで首都圏や名古屋方面での景気が好調に推移しており、特に名古屋地域においては、トヨタ自動車に代表されるように、ものづくりの伝統技術に裏打ちされた企業の集積が進むなど、好調な経済活動が展開されてきました。しかし、昨年来の原油価格の高騰により、現状の景気回復は、停滞気味に推移していると言われております。一方、本市においては、4月の有効求人倍率は、全国平均の0.86に対し0.42と大きく下回り、さらに製造業においては、原油価格の上昇や原材料の高騰などから採算が悪化するなど、景気回復の兆しがなかなか見えない状況であります。今後、少子高齢化が進む中で、一段と厳しい経済状況が待ち構えている可能性があり、こうした中で、経済環境の好転をただ待ち続けるのではなく、経済活性化に向けた施策に積極的に取り組むなど、この難局を自力で乗り切っていくことが重要なことであると考えます。

本市の経済活性化の方策の一つとして、雇用を拡大することや企業の設備投資を促進することなど、資本が地域内で循環することが求められており、こうした中で即効性のある企業誘致を進めることは、本市経済の活性化に大きな効果をもたらす、景気回復の起爆剤となるものと考えております。

本市には、古くから水産加工品などの食料品製造業や機械製造、金属加工、ガラス製造などの技術集積が進んでいるという特性があります。また、銭函工業団地や石狩湾新港地域の二つの大きな工業団地を有しており、同地区への立地、操業する企業も年々増加傾向にあります。近年、企業誘致の地域間競争が激化する中で、本市の持つ特性など地域の強みを生かし、効果的なトップセールスを含めた誘致活動が必要であると考えておりますが、これまで行われてきた企業誘致対策と今後の新たな取組についてお聞かせください。また、誘致した企業を生かした地域全体の持続的な産業の発展へと結びつけるような方策が必要であると考えられますが、誘致した企業へのアフターケアについて、これまでの施策と今後の取組についてお示しください。

次に、北海道洞爺湖サミットによる小樽への波及効果について質問いたします。

御承知のとおり、北海道洞爺湖サミットは、地球温暖化対策など環境問題を主要テーマとして開催されますが、それに先立ち、去る4月21日には、高橋はるみ北海道知事が環境保全などに関する道民意識の向上と官民一体となったさまざまな取組の推進に向けた北海道発の環境メッセージとして、北海道観光宣言を発信するとともに、道民に向け「環境にやさしい8つの行動」の実践について呼びかけたところであります。

このようにサミットで各国首脳が集中的に議論する議題は環境問題であり、これはこれで極めて重要なことではあります。一方で、多くの道民が期待しているのは、サミットという大規模な国際会議の開

催そのものによる地域への波及効果であります。もちろんサミットの主要テーマと関連する環境関連産業の振興などにも期待がかかるわけですが、さまざまな期待の中で最も期待が集中し、その結果が目に見えて現れやすいのが観光分野での波及効果であると考えられます。各国首脳と多数の同行者もさることながら、サミットの取材のために来道する外国人プレス数は1,000人とも言われ、仮にこれら世界中のメディアに洞爺湖を中心とする北海道の観光資源が取り上げられたとすれば、北海道の知名度が国際的に上昇するなど、その宣伝効果ははかり知れないものになる可能性があります。そのため、北海道は昨年、道内の経済団体などに呼びかけ、官民協働による「サミット道民会議」を設置し、既に東京に駐在する外国人報道関係者向けへのツアーの実施や道内観光に関して専門知識を有する通訳ガイド資格制度の創設など、いわゆる情報発信を中心にしてさまざまな取組を行っております。

そこで、私はこうした動きの中での後志や小樽での具体的な取組についてお尋ねしたいと思います。

まず、後志においては、後志管内の市町村や経済団体などを構成員とする「後志支庁サミット推進会議」が設置され、今年に入って後志独自の取組が計画されているとお聞きしていますが、その事業概要と小樽にもたらされると考えられるメリットについてお示してください。

次に、小樽でサミットを契機に実施される環境保全に関する取組の一つとして、サミット記念植樹祭が行われるとお聞きしていますが、その趣旨及び事業の概要、進ちょく状況についてお聞かせください。また、今や小樽経済の中で重要な位置を占める観光分野における具体的な取組について、その内容と進ちょく状況をお聞かせください。

最後に、これらの取組により期待される本市への波及効果はどのようなものであるとお考えか、お示してください。

サミットを通じて小樽にもたらされるさまざまな波及効果を今年以降も持続、発展させてほしいという観点からの質問でありますので、よろしく御答弁をお願いいたします。

次に、後期高齢者医療制度、通称長寿医療制度についてお尋ねします。

我が国は、国民皆保険の下、だれもが安心して医療を受けることができる医療制度を実現し、世界最長の平均寿命や高い保健医療水準を達成してきました。しかしながら、近年、急速な少子化、経済の低成長、国民生活や意識の変化など大きな環境変化に直面しており、また老人医療費を中心に国民医療費が増大する状況にあります。平成17年度の国民医療費は、総額およそ34兆円で、前年度より約1兆円増え、そのうち70歳以上の高齢者の医療費はその3分の1の約11兆円であり、高齢者の医療費が国民医療費全体に占める割合は、年々上昇する傾向にあります。このような状況の中で、国民皆保険を維持し、医療保険制度を将来にわたり持続可能なものとしていくため、高齢者世代と現役世代の負担を明確化し、公平でわかりやすい独立した医療制度として長寿医療制度が創設されたものと承知しております。

さて、4月1日から長寿医療制度がスタートして以来、連日、テレビ、新聞などのマスコミで報道され、さまざまな意見が交わされてきております。全国的には、制度の説明不足、75歳以上の方を切り離れたことへの疑問、年金からの自動引き落としや地域間の公平性の確保など、さまざまな問題点が取り上げられておりますが、現在、指摘されている問題点とこれに対する国の対策は、どのようになっているのか、お示してください。

次に、小樽市も制度が開始されて以来、大変問い合わせが多かったと聞いておりますが、どのような問い合わせ状況であったのか、件数、内容についてお聞かせください。あわせて、これら市民の声などを考慮し、市として今後どのように取り組んでいこうとしているのかもお示してください。

私は、何よりも高齢者が将来に不安なく安心して医療を受けられる制度を守り続けていくことが、一番大切なことと考えております。現在、さまざまな課題、問題点などが取りざたされ、この制度を廃止

せよとの意見も出されておりますが、以前の老人保健制度の仕組みでは、高齢者の医療費がそのまま増え続けていけば、いずれ負担に耐えきれなくなっていくと危ぐしていた一人であります。このような状況の中で、この新たな制度に対する市長のお考えをお示ください。

次に、教育についてお伺いします。

教育基本法第1条には、教育の目的を「人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成」と規定しています。すなわち教育の目的は、一人一人の人格の完成であり、国家社会の形成者の育成であります。このことは、いかに時代が変化しても変わりはなく、普遍的なものであります。小樽市の学校教育の推進においても、この目的の実現に向け、これからの教育の進むべき方向をしっかりと見据え、小樽の子供たちのためにしっかりと取り組んでいきたいと考えています。本市においては、平成18年度に小樽市立学校教育推進計画いわゆるあおばとプランを策定し、3年計画で学校教育の改善、充実に取り組まれており、本年度がこの計画の最終年度となっております。

そこで、教育長にお伺いいたします。あおばとプランのこれまでの達成状況及び成果と課題について、感想も含めてお聞かせください。また、あおばとプランは、本年度で終了するため、新しい計画を策定しなければならないと思いますが、計画の策定に当たっては、できるだけ多くの市民の方々の意見を聞き、より一層学校、家庭、地域が一体となって取り組むことができるよりよい計画を策定していただきたいと考えております。新しい計画を策定するに当たっては、どのような工程で策定されるのでしょうか、お聞かせください。

次に、あおばとプランの重点にも示されている確かな学力の育成について伺います。

昨年度の全国学力・学習状況調査に引き続いて、本年度も全国学力・学習状況調査が実施されました。本年度の調査結果については、まだ発表されておりませんが、昨年度の調査結果では、北海道全国47都道府県の中で、小学校は46位、中学校は44位と、いずれも下位に位置しております。小樽の調査結果もほぼ北海道の状況と同様であるとお聞きしています。これは、小樽の子供たちに十分な学力が定着していない実態が明らかになったということではないでしょうか。子供たちが将来世界中に羽ばたき、自分の力を発揮し、主体的に生きることができるようにするためには、義務教育段階で基礎的、基本的な内容を確実に身につけさせておく必要があります。道教委は、昨年度の全国学力・学習状況調査の結果を分析し、明らかになった成果や課題に基づいて、本年1月に北海道学校改善支援プランを作成しております。このプランは、児童・生徒や学校の現状を踏まえて、「主体的に学び、学ぶ意欲や価値を理解する」「基礎・基本を確実に習得する」「日常生活を充実する」の三つの柱を示し、各学校の学力向上に向け、具体的改善が図られるよう活用を促しています。

そこで、教育長にお伺いいたします。この改善プランに対して、市教委として、どのように受け止め、どのようにかわり、学力向上に向けて、どのような取組をしているのか、お聞かせください。

次に、新しい学習指導要領についてお伺いいたします。

本年3月、新しい学習指導要領が告示されました。教科書を使わなくてもよい総合的な学習の時間や道徳、特別活動などは、来年度から新しい教育内容でスタートし、小学校は平成23年度、中学校は平成24年度から全面実施されると伺っています。これまでの学習指導要領でも、子供たちの生きる力、すなわち知・徳・体のバランスのとれた力をはぐくむことを目指してきましたが、これからも生きる力をはぐくむという理念は変わらないものと承知しております。

そこで、教育長にお伺いしますが、今回の学習指導要領の改定により、何が変わるのか、改定のポイントについてお教えてください。

また、来年度から新しい教育内容を実施するためには、本年度中に新学習指導要領の内容について、教員がしっかり研修し、各学校の指導計画を作成するとともに、保護者などに新しい教育内容について周知したり、学校、家庭、地域が一体となって取り組むことが、これからの小樽の学校教育の充実のために必要と考えます。市教委は、このことについて、どのような方策を考え、取り組んでいるのか、お示してください。

最後に、道徳教育について伺います。

教育とは、人格の完成を目指すものであり、みずからを律しつつ、他者とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性をはぐくむことは、学校教育の基本であると思います。このため、豊かな心の育成は、重要な課題となっております。本年1月に発表された中央教育審議会答申の中で、道徳教育について、学校、家庭及び地域の役割分担と連携が重要であり、特に家庭の果たすべき役割は大きい。しかしながら、今日、社会規範自体が大きく揺らぐといった社会の大きな変化や家庭や地域の教育力の低下、親や教師以外の地域の大人や異年齢の子供たちとの交流の場や自然体験などの体験活動の減少などを背景として、生命尊重の心や自尊感情が乏しいこと、基本的な生活習慣の確立が不十分、規範意識の低下、人間関係を築く力や集団活動を通じた社会性の育成が不十分などといった指摘がなされています。また、小中学校の道徳の時間についても、指導が形式化している、学年の段階が上がるにつれて子供たちの受止めがよくないとの指摘がされており、何よりも実効性が上がるような改善を行うことが重要であると記されております。本市における道徳教育の現状については、これまでも我が党から質問を繰り返し、改善を求めてきたところでありますが、本市では道徳教育の充実に向け、どのように取り組もうとしているのか、実態も含め、教育長の御見解をお聞かせください。

再質問はいたしませんので、明快な御答弁をお願いし、私の質問は終わります。（拍手）

議長（見楚谷登志） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（見楚谷登志） 市長。

（山田勝磨市長登壇）

市長（山田勝磨） 井川議員の御質問にお答えいたします。

初めに、企業誘致についてでありますけれども、これまでの企業誘致施策につきましては、企業を訪問した際、あるいはまた企業立地セミナーの際に、小樽市の知名度の高さや機械・金属工業、食品加工などの製造業に代表されます企業の集積のほか、人材確保の優位性、交通アクセスのよさ、道央圏の市場規模の大きさをPRするなど、小樽市の強みを生かした誘致活動を展開してまいりました。また、平成18年4月に制定しました小樽市企業立地促進条例により、立地を検討している企業に対して、創業後2か年間の固定資産税・都市計画税の課税免除の優遇措置を示し、立地を勧誘してまいりました。私自身も新たに立地を検討している企業や立地の可能性がある企業についての情報をキャッチした場合には、タイミングを見計らって、みずからセールス活動を行うこととしておりますし、一昨年、名古屋地区で開催された「北海道自動車関連ビジネスセミナー」において、北海道知事とともにプレゼンテーションを行い、小樽市をPRしてきたところであります。その結果、銭函工業団地においては、平成18年度に6社、19年度には4社が新規操業し、石狩湾新港工業流通団地の小樽市域では、18年度に3社、19年度には5社が新たに操業をしております、新規立地は堅調に推移をしております。

今後の誘致活動についてでありますけれども、平成19年6月に施行されたいわゆる企業立地促進法に基づき、国に提出をしております小樽市を含む道央中核地域の「産業集積の形成又は活性化に関する基本計画」及び「札幌臨海小樽・石狩地域産業活性化基本計画」が、それぞれ本年3月25日と6月16日

に同意を得たところであります。この二つの計画に基づき、法の基準に合致した新たな企業が立地した場合、法人税の設備投資減税や地方税減免額への普通交付税による補てんなど、企業や自治体に対して支援策が適用されます。市といたしましては、従来にも増したPR活動を展開することはもとより、これらの優遇措置などの周知に努めるとともに、企業立地セミナーなどの各種事業を北海道、石狩市などと連携して開催をし、小樽市の優位性を広く発信をして、積極的な企業誘致活動に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、誘致した企業へのアフターケアについてであります。操業を開始した企業へは、担当職員が随時訪問を行い、立地地域の操業環境についての課題や要望などの把握に努め、関係機関と連携を図りながら適切な対応をしてまいりました。私も機会を見て、工場等の視察を行い、立地企業の状況を把握する中で、操業環境の一層の向上や信頼関係の構築に努め、地域への定着化や地元企業との技術提携の誘導などを図っているところであります。

今後につきましては、企業訪問による状況把握をより綿密に行うとともに、今年度、小樽市が新たに実施する「ものづくり市場開拓支援事業」で、市内企業の技術や製品を紹介するPR冊子を作成し、「北海道技術・ビジネス交流会」への出展や新規立地企業へ地場産業を紹介するなどの取組を通して、市内外の企業との新たなビジネス交流と市場開拓に結びつくよう、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、北海道洞爺湖サミットについての御質問がありましたけれども、初めに後志支庁サミット推進会議が取り組んでおります事業であります。後志の自然や食の魅力を世界に発信するとともに、海外報道関係者をはじめ管内を訪れる方々をおもてなしの心を持ってお迎えするため、今年3月に「しりべしサミット・ウェルカムプロジェクト実行委員会」が設立されました。主な事業としましては、後志の食材の魅力をPRするための市場「北のまるしえ」や外国人プレスを対象とする「しりべしプレスツアー」などを実施することとなっております。この中で、「北のまるしえ」には、ワインや日本酒、海産物など小樽の特産品を出展することとなっております。また、「しりべしプレスツアー」においては、小樽が独自に企画している無料直行バスツアーについての案内パンフレットを海外の報道関係者に配布するなど、小樽の魅力を世界に発信する貴重な機会が得られるものと考えております。

次に、記念植樹祭でありますけれども、このイベントは、北海道洞爺湖サミットを記念し、小樽発の地球環境保護運動を世界にアピールすることを目的に、昨年からは市内で植樹に取り組んでおります団体「北海道千年の森プロジェクト」と共催するものであります。来る6月29日に朝里ダム湖畔園地において、市内外からの約1,000人のボランティアに参加をいただき、5,000本の苗木を植えることを企画しております。現在、ボランティアの募集や植樹場所の土壌整備など準備作業を行っておりますが、おおむね順調に進行しており、計画どおり実施できる見込みであると聞いております。

次に、観光分野における取組でありますけれども、市といたしましては、民間事業者や観光関連団体と連携し、サミット終了翌日の7月10日に外国人プレスに向けて通訳付きの無料直行バスを運行することとしており、このツアーを通じて市内の代表的な観光施設等を見学をし、小樽の魅力を世界に向けPRをしていただくことを企画しております。現在、乗車場所の選定に向けて留寿都村の国際メディアセンターやセココの宿舎周辺の警備体制について情報を収集するとともに、効率的な募集方法や案内ルートなどについて、最終的な検討に入っているところであります。

次に、本市への波及効果でありますけれども、サミットによる具体的な波及効果を数値等で明確に表すことは困難であります。一つには記念植樹祭に参加される方には、市外から訪れる方も多く、その中には、市内に宿泊される方も相当数いると聞いております。また、植樹と小樽運河周辺の観光がセッ

トになった団体ツアーもあると聞いておまして、こうした方々の消費による直接的な経済波及効果が考えられます。また、来樽した外国人プレスを通じて、観光都市小樽が世界のメディアに紹介された場合には、これまで東アジア圏が中心であった外国人観光客に加え、欧米各国からの観光客が増加するなど、今後の観光振興につながる可能性が高まるものと期待いたしております。

いずれにいたしましても、今年は、サミット期間中をはじめ、その前後において一時的に観光客の行動が制限されることから、観光客の入り込みに影響が出るのが予想されますが、これらの取組が実効性のあるものとなるよう、今後とも後志支庁サミット推進会議など関係団体との連携を密にして、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、後期高齢者医療制度についての御質問でありますけれども、まず現在指摘されております主な問題点と国の対策についてでありますけれども、一つ目としましては、所得の低い方の保険料負担増に対して、均等割額の7割軽減世帯のうち、後期高齢者医療制度の被保険者全員が年金収入80万円以下の世帯について、9割軽減するというものであり、また年金収入が210万円程度までの方の所得割額を50パーセント程度軽減するというものであります。なお、これらの措置は平成21年度から実施するものであり、今年度においては、経過的な軽減措置を講じることとなっております。

二つ目としまして、年金からの保険料徴収に対して、本人が国民健康保険料を確実に納付していた場合は、年金からの徴収ではなく、口座振替により納付することができること、また年金収入が180万円未満で、世帯主や配偶者がいる方は、世帯主である子供や配偶者の口座からの振替がともに申出によりできることとされております。

三つ目としましては、診療報酬に対して、終末期相談支援料について、当面凍結することを含め、中央社会保険医療協議会において議論・検証し、後期高齢者診療料についても検証作業に着手することとしております。なお、制度の周知につきましては、国、都道府県、広域連合、市区町村を通じて、一層の広報活動を行うなど、種々の対策が示されており、その他の指摘事項についても今後とも引き続き検討することとされております。

次に、小樽市への問い合わせ状況などでありますけれども、制度がスタートしました4月1日から30日までに延べ2,737件、1日平均170件、5月に入り1日平均50件ほどとなり、現在は落ち着いております。

主な問い合わせの内容といたしましては、制度の内容に関するものが278件、保険料に関するもの2,057件、その他、制度の周知、広報の不足に対する苦情などが402件となっております。市といたしましては、これらの市民の声を受けまして、問い合わせの多かった事項を広報おたる6月号で、Q & A形式で掲載をし、また、これまでも実施してきた出前講座による積極的なPRや窓口での親切・丁寧な対応を行っていか、今後新たな問題点等があれば、全国市長会や北海道後期高齢者医療広域連合を通じて国に要望してまいりたいと考えております。

次に、後期高齢者医療制度についての考え方でありますけれども、後期高齢者医療制度は、これまでの老人保健制度の問題点を解決するため、長年にわたり多くの関係者が議論を積み重ねた上で、高齢者の方々が将来にわたって安心して医療を受けられる制度として創設されたものであります。しかし、残念なことに、4月1日に制度がスタートしてから、制度の説明不足に端を發し、さまざまな問題点や課題が指摘されてきております。これらの制度に対する不信、不満、問題点等については、まず国において、しっかりと対応し、高齢者の方々の声に耳を傾けながら、信頼を回復し、制度の円滑な運営と定着を図るべきであると考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長（見楚谷登志） 教育長。

教育長（菊 讓） 井川議員の御質問にお答えいたします。

初めに、あおばとプランの達成状況及び成果と課題についてであります。あおばとプランでは、主な取組として、3年間に六つの目標を65項目に分け実践することにしており、それぞれの項目がどれほど実施できたのかどうか、各学校の状況を学期ごとに評価しながら、その改善に向けて努力をさせていただいております。平成19年度末までの進ちょく状況は、全体で88.7パーセントの実施率となっており、現在、3年目でもありますことから、100パーセントの達成を目指し取り組んでいます。

学校教育推進計画いわゆるあおばとプランを進めてからの成果として、小樽市立小中学校の目指すべき方向性が明確になり、校長をはじめ教員の学校改善に向けた意識の高まりが何よりの収穫ではないかと思っております。また、具体的に取組内容を示したことにより、従前の推進計画に比べ、各学校における「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」の育成に向けた取組はもとより、地域への授業公開、外部人材の活用、職場体験学習の実施、ホームページの開設など、地域に開かれた学校づくりを着実に進めているものと実感しております。この2年間の課題として、学校によっては、一部の活動にとどまっている項目や内容面で一層の工夫が必要とされるものなどがあり、一方、保護者や地域の方々にあおばとプランが十分周知されていないのではないかと指摘もありますことから、今後もそれぞれの課題の解決に向けて努力してまいります。

私は、義務教育の質の保証やその向上に責任を果たしていく上からも、市として独自の教育方針や基準を設定するなどしながら、実情に応じた教育を進めていくことが必要であると考えており、あおばとプランはその意味からも、市内の学校教育の改善に大きな役割を果たしていると思っております。今後もふるさとに夢と誇りを持つ小樽の子供の育成を目指し、学校、家庭、地域、社会がみずからの役割を果たしながら、一体となって本市の教育の改善・充実に取り組んでまいります。

次に、新しい計画の策定についてであります。現行のあおばとプランについては、保護者や地域の方々などからなる委員会の答申に基づいて策定しましたが、平成21年度からの新しい計画では、より広く学校関係者や保護者の方々をはじめ、市民の皆様からの御意見をいただき、計画をつくっていきたいと考えております。市教委では既に新しい計画の策定に向けて、校長、教頭、教諭、教育委員会職員から成る「小樽市立学校教育推進計画作成委員会」を組織し、第1回目の会議を開催したところであります。今後の日程として、7月末までに市内の教育の日推進構成団体などから、本市の学校教育のあり方について意見をいただきながら、計画案の作成に着手することになります。その後、10月から11月には、計画案についてのパブリックコメントを実施し、12月までには新しい計画を示す予定であります。

次に、北海道学校改善支援プランについてであります。この改善プランは、平成19年度全国学力・学習状況調査結果における北海道の状況を分析し、明らかになった成果や課題に基づいて、北海道検証改善委員会が作成したものであります。それぞれの市町村教育委員会や学校が抱える課題に応じて、学校改善を図る際に活用するための資料であると受け止めております。本市においては、これとは別に学力向上検討委員会を設置し、調査結果を分析するとともに、小樽版の指導改善の方策を提示しておりますので、改善プランに示されております具体的な事例なども参考にしながら、独自に取り組んでいるところでございます。また、この学力向上検討委員会から提示された指導改善の五つのポイントに基づき、学習指導改善のための研修会の開催、基本的な生活習慣や学習習慣の育成に向けた家庭向け啓発資料や教員向け研究資料も発行しております。各学校では、これらを活用して学校独自の課題に対して、例えば計算や漢字ドリル学習や読書活動の充実、さらには家庭学習の定着などに取り組み、学力の向上に努めていただいているところでございます。

次に、新しい学習指導要領の改訂のポイントについてであります。新しい学習指導要領では、子供たちに「生きる力をはぐくむ」という現行の理念を引き継ぎ、より具体的な手だてを提示するといった考えの下に改訂が行われたものであります。そのため、改正された教育基本法などに示された教育の基本的な考え方を踏まえつつ、子供たちの課題に対応すべく基礎的、基本的な知識の習得はもとより思考力、判断力、表現力等の育成や学習意欲の向上、学習習慣の確立、さらには豊かな心や健やかな体の育成に向けた指導の充実を重要なポイントとしております。

なお、具体的な改善内容として、学習指導をより充実するために、国語、社会、算数・数学、理科などの授業時数の増加や小学校5・6年生に外国語活動の創設、さらにはすべての教科等での言語活動の重視や理数教育の充実などを示しております。

次に、新しい学習指導要領にかかわる教員の研修や保護者への周知などについてであります。国において、保護者向けパンフレットを作成したことから、これらを市内の各小中学校を通して、全保護者に配布しております。また、関係者に説明会を開催したり、学習指導要領の冊子をすべての教員に配布する予定であると同っております。本市においては、各学校で教育活動が円滑かつ確実に進められるよう、昨年12月に校長、教頭による新教育課程検討委員会を立ち上げ、既に本年2月には、学習指導要領改訂のポイントを冊子にまとめ、これを校内研修等で活用するよう全教員に配布したところであります。

また、来年度からの移行措置告示案が公表されましたことから、この5月の校長会議において、これらを提示し、各学校での計画的な取組を指示しております。今後も校長会や教頭会と連携しながら、新しい学習指導要領の円滑な実施に向け、展望を持って着実に移行措置がなされるよう指導してまいります。

最後に、道徳教育の充実についてであります。本市では、あおばとプランにおいて豊かな心の育成を重点目標の一つとして掲げ、その充実に努めております。とりわけ昨年度は、国における道徳教育指導者養成研修会に参加した教頭を中心に、道徳教育研修会を開催したり、教育状況視察研修においては、8名の教員を全道道徳教育研究大会に派遣し、その成果を全小中学校に伝える取組を行ってまいりました。また、道徳教育を進める上で、課題となります基礎的内容をQ & Aの形式でまとめた冊子を作成し、指導力の向上に資するよう、すべての教員に配布しております。一方、各学校においては、校長や教頭が率先して、道徳の授業を実施するなどしながら、担任の道徳教育に対する意識の向上に努めるとともに、宿泊活動や職場体験活動、ボランティア活動などの体験活動を通して、子供たちの心を耕す取組を積極的に進めているところでございます。また、昨年8月には、市内で初めて道徳教育研究会が立ち上げられ、会員による幾つかの公開授業や講習会も行われています。しかしながら、あおばとプランの中で、道徳性の育成が一番落ち込んでいることから、校長を中心に一丸となって取り組むことはもとより、これと並行して家庭や地域社会においても、生活習慣や礼儀、マナーを身につけるための取組なども積極的に行われるようアピールしていくことが重要であると考えております。今後も学校、家庭、地域社会との連携を深め、子供たちの心に響く道徳教育が一層充実するよう取り組んでまいります。

議長（見楚谷登志） 井川議員の一般質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 6時43分

再開 午後 7時00分

議長（見楚谷登志） 休憩前に引き続き、会議を再開し、一般質問を続行いたします。

（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

議長（見楚谷登志） 6番、成田祐樹議員。

(6 番 成田祐樹議員登壇) (拍手)

6 番 (成田祐樹議員) 初のナイター議会ということで、多くの傍聴者の方、生でネット中継をごらんになっている方もおり、多少緊張しております。また、ふだんはなかなかお互いに見ることのできない他の議会からの議員の視察もあると伺いました。本会議終了後は、ぜひ小樽のまちで食事をしてお金を使っていただければと思います。

それでは、通告に従い一般質問いたします。

最初に、市立病院改革プランについてお尋ねします。

改革プランの策定は、年度内とは決められていましたが、小樽市の計画を見ると、12月までかかるとのことです。少なくとも9月の第3回定例会前までにある程度中身を出していただかないと、あまりに審議が遅くなってしまうのではないのでしょうか。市の施策の中でも最も優先すべき事案であるのに、この時期までかかってしまうのはなぜなのか、御見解をお聞かせください。

病院に関する計画がはっきりと確定していない状態では、当然、今後の病院の方向性などはわからないわけです。方向性が見えない病院で勤務したいという医師が一体何人いるのでしょうか。このような状態が続いたままでは、医師離れが進んでしまう可能性があります。早急に改革プランの策定を願うとともに、現段階で市立病院からの退職を申し出た医師が増えていないのか、お聞かせください。

改革プランの策定に当たり、改革プラン策定会議と再編・ネットワーク化協議会、作業部会、この三つが存在します。この三つの中で、改革プランの策定にかかわる最高決定機関は、改革プラン策定会議で間違いのないかどうか、お聞かせください。

この改革プラン策定会議は、12名のメンバーで構成されていますが、その内訳は、市長、副市長、総務部長、財政部長、医療保険部長、保健所長、消防長、小樽病院と第二病院の両院長、市立小樽病院事務局長、企画政策室長となっています。しかし、このメンバーの中で、医療従事者といえるのは、院長2名のほかに医師である外岡保健所長の計3名だけです。もし、この改革プラン策定会議が最高決定機関であるのなら、なぜ医療現場を知らない人間が大多数を占めているのか、全く理解できません。医療の現場に立たない人間ばかりで、果たして医療経営ができるのでしょうか。しかも、この市役所ばかりのメンバーであれば、そもそも以前から同様のことができたはずではないのでしょうか。もっと早くから行えばよかったのではないのでしょうか。改革という言葉は使っているけれども、メンバーは変わらない、外部からの参加者もない、これの一体どこが改革なのかと、深く問いたいです。この改革プラン策定会議に医療従事者を過半数入れなかったのはなぜなのか、理由をお聞かせください。

このままのメンバー構成で改革プランを策定することは、到底認めることができません。少なくとも総看護師長など、11名以上の医療従事者を入れ、各委員に採決の権限を与えるべきであろうと思うのですが、いかがでしょうか、御見解をお聞かせください。

この改革プラン策定会議に外部から病院経営にたけた人を入れるべきではないのでしょうか。例えば、他の自治体では、公立病院改革懇談会座長であり、公認会計士でもある長氏を軸にしているところもあります。以前も長氏は、小樽の病院改革に力をかすとの発言をされていました。小樽市は、外部からの強力なリーダーとなるような人材を改革プラン策定会議に参加してもらおう考えはないのか、お聞かせください。

現在のところ、新病院は全部適用を軸に話が進められていますが、手法はほかにも独立行政法人化の非公務員型や民間譲渡など、さまざまなやり方があるわけです。では、小樽市はきちんとこれらの手法をとった病院を見比べたのでしょうか。実際に、独立行政法人化の非公務員型の病院を視察しに行かれたか。もし視察もせずに全部適用に決めるのであれば、あまりに安直だと思うのですが、御見解を

お聞かせください。

昨日までの議会で多くの議員の方が質問をされていましたが、病床利用率や収支状況に全くの改善が見られません。経営のトップが市のままでは、税金投入が続くだけだと思います。民間にお任せするか、独立行政法人化の非公務員型にするしかないと考えますが、これに関しての市長の御見解をお聞かせください。

また、改革後の経営の責任を明確にしなければなりません。全部適用であるのなら、最終的な責任は市長ということになります。きちんとそういう認識をされているのか、御見解をお聞かせください。

2点目に、商店街振興策についてお伺いします。

本年4月に、長崎県佐世保市に視察に行っていました。日本で一番元気なアーケード商店街と言われる三ヶ町、四ヶ町商店街を視察するためにです。この佐世保というまちは非常に小樽に似ています。港があり、漁業が盛んで、さらに坂が多く、中心部に三ヶ町、四ヶ町という二つのアーケード商店街があります。これは、小樽の都通り、サンモール一番街と照らし合わせてもぴったりではないでしょうか。この三ヶ町と四ヶ町の二つのアーケード商店街を合わせた空きテナントが、10パーセント未満と非常に低く、実際日曜日の昼に訪れたのですが、中学生や高校生、20代の若い人の利用の多さに非常に驚きました。どこの商店街でも見られる本屋や靴屋、八百屋や肉屋などに混じって、若者向けの服屋、学習塾、そこにミスタードーナツやローソン、スターバックスコーヒージャパンなど全国展開をしている店舗が出店し、うまく共存していました。ぜひ、この活気のある商店街を参考にしたいと思い、佐世保市に伺ったところ、空き店舗対策事業として、この三ヶ町、四ヶ町商店街で、まずシャッターを開けて活気を見せるという観点から、ある店舗を22に分割し、一つ当たりが1.5坪と小さい面積ながらも、月1万5,000円という金額で店舗スペースを貸し出したところ、そのすべてが埋まり、その後、3分の1に当たる7店舗が独立開業したというふうに伺いました。私たち若い人の間で、雑貨屋を開いてみたい、飲み屋を開いてみたい、美容室を開きたいなどの希望を持つ人は非常に多いと聞きます。しかし、準備までに多大な時間と費用がかかり、それが新しく出店するためのネックになっています。このように小さなスペースを貸し出すことにより、試験的に店舗運営ができ、新しい産業の育成につながると思いますが、小樽市も、現在、既存の補助制度の拡大などを含め、このような空き店舗対策事業に対して、ぜひ取り組んでいただきたいのですが、御見解をお聞かせください。

大変厳しい財政状況で、職員の給与を大幅に下げたばかりということは重々承知しております。しかし、ここで、すべてを借金返済に回すのでは、何も新しいものは生まれてきません。一つくらい市有地を売却してでも、この部分にだけは予算が欲しいというのが私の願いでもあります。新しい産業の創出のほかにも、若者の雇用促進、定住という面でもメリットがあります。ぜひ、この事業についてもう一度御見解をお聞かせください。

最後に、観光についてお伺いします。

小樽に宿泊する観光客が少ないと言われている今、滞在型観光を考えなければいけません。では、なぜ宿泊客は札幌に行ってしまうのでしょうか。夜の歓楽街であるすすきのがあるなしだけで宿泊が決まるとは思えません。

では、ここで参考にするために、同じ港町の函館市を例に挙げて考えてみました。小樽市と比較したときに、朝、夜に軸があるかないかというのが、函館市と小樽市の大きな違いです。函館市の朝には朝市があり、あそこで朝、海鮮丼を食べたりするという楽しみがあります。夜は当然有名な夜景というものがあります。これは、泊まらなければ体験できない目玉の一つであると考えます。小樽市にも、泊まっていたくために、朝、夜といった部分に同様の目玉を設けて、まち全体に提案していかなければな

らないのではないのでしょうか。例えば、朝食では市で定義を決め、小樽産のシャコのみそ汁や小樽産もずくなどをメニューに必ず入れる小樽朝定食など地産地消を含めて考える名物料理を考案するなどし、小樽でしか経験できないことを提案していただきたいのですが、いかがでしょうか。

オロロンライン周辺の町村では、同様の取組で、「日本海えびタコ餃子」などを売り出し、観光客に浸透しつつあります。これに関しての御見解をお聞かせください。

観光動態調査を行うという答弁が前回の定例会でもありましたが、これは市独自で行うのか、それとも民間委託をする予定であるのか、お聞かせください。

この観光動態調査を小樽商科大学と3月に結んだ包括連携協定を活用して取り組めないでしょうか。商大では、携帯電話を利用し、携帯で観光スポットやあいている施設、あいている時間を調べた人数が把握できる観光動態調査を行っている研究室や観光マーケティングを行っている研究室もあります。また、私の所属する研究室も都市計画研究室として、人の流れなどを調査しております。学生にとっても、観光に関する勉強というのは非常に人気のある分野です。市も経費をかけずに、新しい有用な情報を得るために、また包括連携協定を結んだメリットを生かすために、まずは第1弾として、この部分を小樽商科大学と一緒に取り組むのはどうでしょうか。プロジェクトを組むことはできないでしょうか。同大学大学院に在学し、商大の状況を詳しく知る人間として提案していきたいと思います。御見解をお聞かせください。

以上、再質問を留保し、質問を終了します。（拍手）

議長（見楚谷登志） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（見楚谷登志） 市長。

（山田勝麿市長登壇）

市長（山田勝麿） 成田祐樹議員の御質問にお答えいたします。

初めに、市立病院と公立病院改革プランについての御質問でありますけれども、まず改革プランの策定期間ではありますが、総務省の公立病院改革ガイドラインでは、平成20年度内での策定を求めています。小樽市においては、ガイドラインで創設されました病院事業特例債を導入したいと考えておりますが、そのためには、改革プランの骨子を9月中に総務省へ提出しなければならないため、それまでに改革プランの素案をまとめることとしております。その策定作業は、短期間で行う必要がありますが、全庁的な体制を組んで集中的に取り組んでまいりますが、策定の過程では、地域における市立病院の役割についての市内の病院関係者などとの協議や不良債務解消計画についての北海道との協議などに一定の期間を要するものであります。その上で、パブリックコメントなどの手続をとり、改革プランの策定は年内に終えたいと考えております。

次に、市立病院の医師の動向であります。現在、小樽病院では臨床研修医1名を含みまして30名、第二病院では17名の医師がおりますが、このうち小樽病院の内科の医師1名が大学医局人事の関係で、9月末をもって他の公立病院へ異動するため退職することが予定されております。

次に、改革プラン策定会議についてでありますけれども、この会議は、改革プラン全体を審議し、決定をする市の内部組織として位置づけております。改革プラン策定に当たりましては、経営の効率化と経営形態の見直しについては、現病院の経営上の問題として、まず病院と市の関係部で整理をしていきますが、その際、両病院の医療従事者の意見を十分反映していくこととしていきますし、その上で外部有識者としての医療関係者の御意見も聞きながら策定していきたいと考えております。一方、再編・ネットワーク化につきましても地域における市立病院の役割や病院、診療所との連携がどのように図られる

のかを、市内の医療関係者の皆さんとも協議する再編・ネットワーク化協議会を設置し、検討していただくことにしています。改革プランの策定に当たりましては、医療関係者の意見につきましても、その策定過程の中で十分反映できるものと考えております。

次に、外部からの強力なリーダーの人材を参加させてはという御提言でありますけれども、この改革プランは、市立病院の改革を目指すものであります。その過程で地域医療がどうあるべきかも考える必要があります。そのため、地域の実情を踏まえた議論がなされる仕組みが大切であると考え、まずは当事者である市立病院、小樽市、小樽市内の医療関係者で議論をし、その上で必要に応じて外部有識者の御意見を伺うという策定体制としたものであります。

次に、地方独立行政法人化した病院などの視察でありますけれども、多額の不良債務を抱えている病院事業の現状では、地方公営企業法の全部適用が最善の選択肢と判断し、現在その導入を目指し準備を進めているところであります。他の経営形態の病院についての情報収集などは現在行っているところであります。

次に、経営形態見直し後の経営責任でありますけれども、完全に民間譲渡した場合は、当然、その最終的な責任は移譲を受けた民間が担うこととなりますが、全部適用のみならず、指定管理者制度の導入の場合も、病院の設置者として、地方独立行政法人化の場合は、その法人の設立団体の長として、最終的な責任は市長が負わなければならないものと認識しております。

全部適用以外の経営形態への移行については、病院事業として抱える多額の不良債務の解消や職員の処遇の問題など課題も多く、現段階での導入は困難と考えておりますし、導入事例の少ない中で、その成果を見極めることも必要と考えております。そのため、まず全部適用を導入し、経営改善に取り組んだ上で、次の段階として地方独立行政法人化などについても必要に応じ検討してまいりたいと考えております。

次に、商店街振興策でありますけれども、御質問も中に出てきた佐世保市商店街の事例は、平成14年度に商工会議所が事業主体となり、国、県、市、地元商店街の支援を受けて取り組んだ事業と聞いております。空き店舗を活用した試験的な店舗運営は、まず家主であります店舗所有者の理解を得ることが必要であること、店舗運営には知識や経験を要するため、商店街などの民間事業者が主体となることが的確であることから、市が主体的に取り組むのは難しいものと考えております。小樽市は、これまでも商店街の空き店舗対策として、事業者を誘致する場合に支援を行っておりますが、お話のような事業を商店が独自に企画し実施する場合には、商店街のにぎわいが創出され、ひいては中心商店街の活性化に寄与するものであることから、昨年度創設しましたにぎわう商店街づくり支援事業を活用して、支援をしてまいりたいと考えております。

次に、観光についての御質問でありますけれども、まず函館市との比較のお話がありましたが、函館市の宿泊率が高いのは、道南地域における地理的な優位性によるところが大きいものであり、本市とは基本的に条件が異なるものと考えております。小樽市におきましては、天狗山などから見た夜景のPRや歴史的建造物等のライトアップをはじめ、近年では北海道を代表する一大イベントである小樽雪あかりの路など、これまでも夜のにぎわいづくりにまちを挙げて積極的に取り組んできております。なお、今後、さらなる魅力的な事業展開を図るべく、現在、小樽観光プロジェクト推進会議において、宿泊滞在型観光への移行に向けたメニューづくりの検討をしておりますので、そういった結果を踏まえながら、実効性のあるものから順次取組を進めてまいりたいと考えております。

次に、観光動態調査についてですけれども、このアンケート調査は、観光客の行動特性などを把握するため、小樽市として5年ぶりに行うものであります。今回は、初の試みとして、小樽おもてなしボラ

ンティアの会の皆さんにお願いするほか、従前同様に地元ホテル業者の協力も得ながら、市が独自に実施しております。このアンケート結果を基に、今後、観光客の市内における回遊動線などの解析を行うこととしておりますので、その際には、小樽商科大学の協力も得て進めていきたいと考えております。なお、小樽商科大学との包括連携協定に基づく事業につきましては、小樽フィルムコミッションホームページのコンテンツの充実や異業種連携による地場産業の振興に向けた取組のほか、クルーズ客船寄港による経済効果等の調査が予定されているところであります。

(「議長、6番」と呼ぶ者あり)

議長(見楚谷登志) 6番、成田祐樹議員。

6番(成田祐樹議員) 再質問をいたします。

最初に、医療従事者の意見を十分に反映するというふうに御答弁をしていましたが、十分に反映するのであれば、この決定機関である改革プラン策定会議の中に含まれてもいいのではないのでしょうか。なぜ、これを別にして、そこで聞いたものを委員長がピックアップして理事者ばかりのところやらなければいけないのか。十分反映させたいのであれば、その生の意見を実際に聞けばいいわけであり、下のところでピックアップするというやり方は、二度手間になるのではないですか。こういったやり方が改革プランの策定を非常に遅らせている原因の一つだと思うのですが、どうでしょうか。

もう一点、御答弁がなかったので、実際にこういった地方独立行政法人化の非公務員型の病院を視察したかどうかという部分に関して、きちんと明確な御答弁をいただけなかったのですが、全部適用が最善であるというふうにおっしゃいましたが、実際にこの病院に行ってみれば最善であると言われる根拠というのは一体どんなものなのか、しっかり御答弁をいただければと思います。

また、この部分で、一度全部適用にした後、地方独立行政法人化のことを考えるというふうに御答弁しましたが、これもまた二度手間です。こういったふうに、何回もちょっとずつ変えていくやり方が、非常に私は改革とは言えないような実態ではないかと思えます。それに関しても御見解をお聞かせください。

あと、商店街のことにに関してなのですが、実際、今の商店街に対する補助政策に関しては存じ上げておりましたが、その拡大を含めたことと、あとは市の所有地を私は売却してでもやらなければいけないということに関しては、全く御答弁がなかったので、そこに関してももう一度御見解をお聞かせ願いたいと思います。

議長(見楚谷登志) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(見楚谷登志) 市長。

市長(山田勝麿) 改革プラン策定に医療従事者を入れるべきというお話ですけれども、たくさん入れればいいという話でもなく、代表する院長に入っただいて、当然その前段では、院内で十分議論していただき、意見を積み上げていくというふうに考えておりますので、それがおくれさせる理由ではないというふうに思っております。十分な時間がありませんので、期間的には、9月までに一応素案を策定しますから、非常に急いでやらなければならない作業ではありますけれども、そういったものを十分踏まえながら、それぞれの院内で十分議論をしていただきたいというふうに思っています。

それから、地方独立行政法人化した病院の視察をしていない根拠は何かという御質問でしたけれども、これだけ不良債務を抱えている病院というのは、そうはないのです。各病院で大なり小なりはあります。小樽の場合は、多額の不良債務です。これを民間に移譲したり、民間で受けてくれるところはないです、借金をつけて。ですから、そういう面でいけば、小樽市が責任を持ってその不良債務を解消していくと

いう立場をとらざるを得ない。したがって、指定管理者制度もやはり難しいし、まずは全部適用をやって、その上で不都合があるのであれば、もっと民間的発想で経営をするというのであれば、前回の定例会でも答弁しましたけれども、地方独立行政法人化も視野に入れて進めていきたいというふうに思っております。

商店街の関係は、担当部長から答弁させます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(見楚谷登志) 産業港湾部長。

産業港湾部長(磯谷揚一) 成田祐樹議員の再質問にお答えいたします。

既存制度の拡充と、それから市有地を売ってでもというお話でございました。空き店舗対策については、我々はもう十数年前からいわゆる商業環境が著しく変化をしてきたという中で、随分商店街の皆さんとも話し合いをさせていただいてやってきた経過がございます。ただ、今、市長が答弁しましたように、いかんせん所有者の意向というものがあったり、それからやはり何でもいいというわけではないものですから、その辺はなかなか難しいところもありましたけれども、一定程度はやってきて、中心商店街の今の空き店舗率というのは10パーセント前後でございますけれども、何とか食いとめてきたという経過がございます。近々もまた都通りの空き店舗に1店、商店街のいろいろなグループの結果で入ってくるとか、そういうようなこともございまして、我々としては、それなりに成果としては上げてきているのではないかと思います。

それで、今、にぎわいづくりの新たな制度の中で、これは70万円が限度でございますけれども、これを空き店舗の場合も若い方がもしもやるということであれば、商店街のほう事業主体になって、それに組み込んで、そしてにぎわいを持たせていくというようなことであれば、我々はそれを十分活用させていただきますので、まず本当にどれだけやる方がいらっしゃるかということをきちんとやはり我々も把握しますけれども、その辺の声が上がってきてほしいというふうに思うわけです。

それと、市有財産を売ってもということで、実際、平成19年度決算、私の範ちゅうから若干外れますけれども、私が所管していた旧港湾部の土地も六千数百万円で売った、それからまた、それ以外の予算で見えていなかった部分も1億円以上で売ったわけです。しかしながら、全体の決算額としては、今のところやはりそういう19年度の決算見込みから見れば、2億円近いものが赤字として増えざるを得ないという、これだけ厳しい状況で、我々の努力の結果でもそういうことになりつつあるわけなので、全体的な財源の調整というのは、財政部のほうでやってございますけれども、そういう努力も重ねながらやっているという現状は御理解いただきたいと思っておりますし、またそういった中でも、いろいろな声があれば、それを十分くみ取っていくというのも我々の意思の中にはあるということを御理解いただきたいというふうに思います。

(「議長、6番」と呼ぶ者あり)

議長(見楚谷登志) 6番、成田祐樹議員。

6番(成田祐樹議員) 再々質問いたします。

市長が、赤字を返すために全部適用でというふうにおっしゃいましたが、当然これは黒字にする、この部分で赤字を解消するということを言っているのです、そういうような考えになるわけです。では、実際に全部適用でやって、改革プラン策定会議のメンバーが実際に黒字にするだけの本当のプロの経営者となれるべき人材がいるのかというのが、私は非常に疑問に思います。普通の市政であれば、また別ですけれども、この病院を経営をするという部分に関しては、非常に難しい部分があると思います。そのメンバーの中の結構多くの方が今理事者側の席に座っていますが、その中で自信を持って、自分はこの

の病院を建て直す自信があるというふうに手を挙げて言える方というのは何名いらっしゃいますか。そのぐらいせば詰まった状況で、やり直しのきかない状況であると思います。その辺、お答えください。

議長（見楚谷登志） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（見楚谷登志） 市長。

市長（山田勝麿） 総務省の調査した資料がありまして、約300余りの病院の中で、平成19年3月現在、全部適用をやっているのが251か所です。それから、地方独立行政法人化をしているのは、4月現在で11か所なので、それから、指定管理者制度が44か所、民間移譲したのが19か所ということで、やはり圧倒的に全部適用を導入しているのが一番多いのです。したがって、確かに今言われたように、管理者を選任するのは大変だと思います。そういう適任者が本当に見つかるかどうか、本当に難しいことだと思いますけれども、これはやはりやっていかなければならないことだと思いますので、ぜひそういう方向で我々も努力していきたい。ここにいるかと言われると、そう簡単にいるのか、人材はそう簡単にはいませんけれども、何とかそういう人材を発掘していきたいというふうに思っております。

議長（見楚谷登志） 成田祐樹議員の一般質問を終結いたします。

（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

議長（見楚谷登志） 16番、林下孤芳議員。

（16番 林下孤芳議員登壇）（拍手）

16番（林下孤芳議員） 初めに、このたびの岩手・宮城内陸地震で犠牲になられた方々のごめい福と被災された方々に対するお見舞い、そして一日も早い復興を心から祈念申し上げます、一般質問に入りたいと思います。

まず、後期高齢者医療制度問題についてお伺いいたします。

後期高齢者医療制度がスタートして以来、市役所の窓口には、市民の苦情や問い合わせが殺到し、大変な混乱が生じてきました。私どものところにも、市民の皆さんから大変厳しい御指摘や早く何とかしてほしいというせっぱ詰まった声が多く寄せられています。年金から、初めて保険料の引き落としがあった4月15日以降は、問い合わせなどの電話が鳴りやまず、担当部署だけでは対応しきれないほどであったと聞いているところであります。

そこで、4月以降、市民からの抗議や問い合わせはどの程度の件数となったのか、またこうした市民の声を市長としてどのように分析され、受け止めておられるのか、お伺いいたします。

私は、今回の後期高齢者医療制度を巡って全国的に大きな混乱と不信を生じさせた最大の責任は、後期高齢者医療制度を国会で強行採決してから2年以上の期間があったにもかかわらず、国民に対し十分な説明をしてこなかった厚生労働省をはじめとする政府にあると考えております。福田総理大臣は、4月22日のテレビのインタビューで、後期高齢者医療制度について納得のいかない人は、市町村の窓口で納得いくまで聞いていただきたいと発言をし、まるで今回の混乱の責任が市町村にあるかのような発言をしております。私は、こうした地方への責任転嫁は、決して許されるものではないと考えております。市長は、後期高齢者医療制度に関する政府の説明責任について、どのようにお考えか、お伺いいたします。

一方、制度の運用については、市として責任のある対応が求められるところではありますが、残念なことに、前回の介護保険料の徴収ミスに続き、今回の後期高齢者医療制度についても同じようなミスが生じ、マスコミにも大きく取り上げられたところであります。この制度は、昨年秋に北海道後期高齢者医

療広域連合議会に対し制度の骨格が示されてから限られた時間で準備が行われたものであり、担当部署も連日深夜作業でぎりぎりのスタートを切ったものと理解をしております。こうした突貫作業を強いられた責任は、本来は国にあるとはいえ、市民の安全・安心や市役所の仕事に対する市民の信頼に直結する問題だけにミスは許されるものではありません。

そこで、お伺いしますが、市長はこのたびのこの原因をどう分析され、再発防止について、どのような対策を講じるのか、明らかにしていただきたいと思っています。

全国的に、市町村の窓口が大混乱をしているさなかに、厚生労働省は保険料の全国調査を4日間で行うよう指示し、1か月半も過ぎた6月4日になって、やっとその集計結果を発表したところであります。この調査によりますと、約70パーセントの方の保険料が下がったという内容でしたが、極めてし意的な内容であるとの報道もされているところであります。そこでお伺いいたしますが、小樽市においては、この調査はどのような形で行われ、その調査結果はどのようなものであったのか、明らかにしていただきたいと思っております。

後期高齢者医療制度の保険料は、厚生労働省の試算ですら、7年後には4割増と試算しております。民主党の試算では、平成25年度で保険料は2.2倍、年金受給額の34.4パーセントに達すると推定しております。一方で、政府は国の社会保障費を毎年2,200億円削減する方針を堅持しております。このまま負担と給付の議論に正面から取り組むことなく、小手先の対応を続け、しわ寄せを高齢者や地方に転嫁していけば、高齢者も保険料の負担に耐えられなくなりますし、市も財政負担に耐えられず、後期高齢者医療制度は破たんすることが明白だと思っております。福田総理大臣は、圧倒的に多くの国民がこの制度を維持すべきと答えているとコメントしておりますが、全国的に見ても高齢化が進み、まして財政の厳しい小樽の市民も同様に考えているのか、極めて疑問であります。

以上の観点から、市長は国に対し後期高齢者医療制度の廃止を訴えるべきと考えますが、どのようにお考えでしょうか。

後期高齢者医療制度問題でも、国は国の財政再建を優先するだけで、地方には全く配慮がなされず、ただ膨大な作業と責任を地方に押しつけ、その財源の面倒は十分に見ない上に、先の見通しも立てられないという構図が明らかになったわけでありまして。一方、4月のガソリン税などの暫定税率失効問題のときには、政府は地方に迷惑をかけないようにと、わずか1か月で暫定税率を復活させました。今年度に起こったこの二つの問題だけを見ても、国は都合のいいときだけ地方の財源問題を持ち出すのみで、真剣に地方の税財政問題に向き合っているとは思えません。

そこで、次に地方分権改革と財源問題についてお伺いいたします。

今日の小樽市財政の危機的状況は、平成16年度の地方交付税の大幅削減で決定的になったと考えています。この地方交付税の大幅削減は、小泉内閣の三位一体の改革、すなわち国庫補助金を削減するかわりに、地方税を充実させ、地方交付税を削減するという改革の一環で進められたものと理解しております。三位一体改革は、国が使い道に口を出す国庫補助金や負担金を廃止する一方で、地方がみずからの判断で使えるお金を増やすという理念から進められたはずであります。小樽市をはじめ、地方の財政の現状は果たしてそうであったのか、大変に疑問の残るところであります。そこで、三位一体改革が本格的に始まる前の平成15年度と比較し、小樽市の地方交付税はどの程度減少したのか、また国庫補助負担金はどの程度削減されたのか、さらに市民税はどの程度増収となったのか、お伺いします。

また、この改革によって、小樽市がみずからの判断と裁量で事業を行えるようになった結果、市民サービスが向上したと言えるような事例があるのか、お伺いいたします。

今まさに次の地方分権改革が幕を開けようとしているときに、国の方針に無批判につき従っていくこ

とは、市民生活に責任を持つ市長として避けなければならないと思います。私は、今回の暫定税率問題や第1次分権勧告に対する全国の首長の反応に、非常に危機感を感じております。いわゆる改革派と言われる知事や市長ですら、さきの三位一体改革で飲まれた煮え湯を忘れたかのように、政府与党の説明を繰り返し、道路整備の重要性や中身の伴わない地方分権改革の重要性を説いているからであります。立派なスローガンも大切であります、財源の保障の伴わない改革についていけば、もっと熱い煮え湯を飲まされることになるのではないのでしょうか。市長は、さきの三位一体改革がもたらした小樽市への影響をどのようにとらえ、今後の分権改革論にどのようなスタンスで臨もうとしているのか、お伺いいたします。

次に、財政危機が長期化するに従い、市では各種見直しを進めており、市役所内部では、給与の独自削減や退職者の不補充などの取組を進めております。こうした取組は、緊急避難的なものとして、やむを得ない面があるとしても、このような状態を長く続けることは、組織の高齢化を招き、活力を失う一方、数少ない担当者に膨大な作業が集中し、ミスも生じやすくなります。職員のモチベーションの低下が心配されるところではありますが、市長の見解をお伺いいたします。

次に、小樽市の介護保険制度の現状と対策についてお伺いいたします。

私は、昨年第4回定例会の代表質問で、介護保険制度について、コムスの不正受給事件で発生した混乱の経過を踏まえ、介護サービスに対する行政のかかわり方について質問をいたしました。その後も介護保険制度は、さまざまな問題が指摘され、果たしてこの制度はこのまま維持していけるのかといった意見が最近特に多く見受けられるようになってきました。制度の持続の可能性が危ぶまれる問題の一つとして、介護士の不足問題があります。最近の報道によれば、介護の現場で働く労働者は、低賃金によって毎年2割以上の人たちが退職し、養成機関の大学や専門学校も軒並み定員割れが続いていると言われております。しかも、利用者の重度化率が高まり、仕事が増え続ける傾向にもかかわらず、年収が140万円程度で働いている人が多く、最低賃金すら保障されずに働く労働者も少なくないと報じられています。人手不足はますます深刻になっているため、介護保険制度はあっても、サービスは受けられない事態が起きる可能性が指摘されています。

私もそうした実態を少しでも把握したいと思い、先日、小樽市保健所が開催した勉強会にも参加してきました。残念ながら、労働の実態や賃金の実態について、直接お話を聞くことはできませんでした。しかしながら、会場には勉強中の方や若い人たちが多く参加されており、大変心強く感じる一方で、この若い人たちが介護の仕事にやりがいと誇りを持って働いてもらうためには、行政が仕事の価値にふさわしい待遇を保障すべきであると強く思ったところであります。東京都の千代田区では、こうした現状を受け、介護労働者の賃金を補助する仕組みを導入したと聞いておりますが、こうした取組ができるのも一部の裕福な自治体に限られております。一方、政府は、介護労働者の不足を補うために、外国からの介護士の受入れを決定し、まもなくその第一陣が従事することになっておりますが、何よりも待遇の改善が必要なことは言うまでもありません。

そこで、介護労働者の労働条件に関し、現在、小樽市の介護現場で働いている労働者の賃金実態や労働時間について、小樽市はどのように把握をされているのか、また時間外手当の支給など権利保障問題で問題になっている事例はないのか、お答えください。また、事業所ごとにサービスを提供するために必要な人員の基準が満たされているのか、お答えください。

私は、公的な介護保険制度の下で働く労働者の賃金制度については、公的な保障を国に要望していくことが必要だと考えますが、市長の見解はいかがでしょうか。

次に、泊原子力発電所のプルサーマル発電計画について質問いたします。

北海道電力は、2010年から泊原発でプルサーマル発電の計画を表明し、5月30日から地元4町村と札幌で「プルサーマル地元説明会」が開催され、地元からさまざまな意見が出されているとお聞きしております。プルトリウム利用計画は、1995年12月の高速増殖炉もんじゅのナトリウム漏れ事故により大きな停滞を余儀なくされ、計画上では、関西電力や東京電力が先行し、既に10基以上稼働しているはずでしたが、現時点で稼働に向けた手続が実質的に進んでいるのは北海道の泊原発であり、このまま推移すると、泊原発が日本で初めての実用化されるプルサーマル発電所になる可能性があります。政府がプルサーマル計画を国際公約として推進するのは、原発の運転により増え続けるプルトリウムの平和利用策を確立しなければ、IAEAに対し軍事転用の可能性を否定できないためであると思われます。そうしたいわば国策上の理由からプルサーマル計画を推進するのであれば、地元に対する説明は、経済産業省や原子力安全・保安院をはじめとする政府が責任を持って行うべきと考えますが、「プルサーマル地元説明会」の対応を見る限り、残念ながらそのようなことにはなっておりません。

プルサーマル計画については、推進派の学者や慎重派の学者も含めて、制御棒の効きが難しいこと、原子炉容器に負担がかかること、MOX燃料は割高になり電力コストは上昇すること、プルサーマルによるウランの節約効果は極めて少ないこと、万が一、事故が発生した場合の放射能汚染域は、通常原発の2倍の距離と4倍の面積に広がると試算されていることなどでは、それぞれが一致しているようであります。こうした学説が正しければ、半径60キロ圏内も防災対策が必要な地域となり、小樽市も防災対策が必要な地域に含まれる可能性もあるわけですが、こうした地元対策に必要な財源である国の電源立地地域対策交付金は、地元4町村にしか交付されない仕組みになっております。プルサーマルの受入れに際し、地元4町村が60億円もの財源が保障されるのに対し、風評被害も含めて、市民生活の安全が脅かされる可能性のある小樽市には何の財源も説明もないというのであれば、納得できません。プルサーマルは、システムの安全性は確立したとしても、最近の災害では、新潟県の中越地震やこのたびの岩手・宮城内陸地震の例を見るまでもなく想定をはるかに超えた規模で発生しています。青森県の大間原発の影響を受ける懸念がある道南地方でも同様の議論があるところでありますが、国の対応はあくまで紋切り型であります。泊原子力発電所のプルサーマル計画は、単に北海道の電力の安定供給の問題ではなく、日本の原子力政策の将来を占う国策でもあると思います。市長は、地元4町村以外の後志管内の首長とも連携して、国に対して説明を求める必要があると思いますが、いかがでしょうか。

以上、再質問を留保し、終わります。（拍手）

議長（見楚谷登志） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（見楚谷登志） 市長。

（山田勝麿市長登壇）

市長（山田勝麿） 林下議員の御質問にお答えいたします。

最初に、後期高齢者医療制度についての御質問でありますけれども、初めに、市民からの問い合わせ状況等についてでありますけれども、制度がスタートしました4月1日から30日までに、延べ2,737件、1日平均170件、5月に入り1日平均50件ほどとなりまして、現在は落ち着いております。

主な問い合わせの内容といたしましては、制度の内容に関するもの278件、保険料に関するもの2,057件、その他、制度の周知、広報の不足に対する苦情などが402件となっております。これらのことから考えますと、テレビや新聞、ポスター、リーフレット、また市としましては、広報おたるや出前講座などさまざまな手段を用いてPRに努めてまいりましたが、これまではどちらかというと印刷物が大半でありまして、映像などの効果的なPRが不足したため、高齢者の方々に保険料や制度の内容が十分浸透し

きれなかったものと考えております。

次に、この制度に関する政府の説明責任であります。基本的には、制度の仕組みは国において周知されるものと考えております。このような事態になっていることは、国の説明責任が高齢者の方々にとってわかりやすい説明とはなっていないのではないかと考えております。特に、被保険者の一番の関心事であった保険料の把握については、各後期高齢者医療広域連合や市町村の違いから限界はあったものの、当初の国の説明と最近の調査では逆の結果が出るなど、説明責任が十分に果たされているとは考えにくく、残念な結果であると考えております。

次に、保険料の算定ミスの原因についてでありますけれども、今回のミスにつきましては、市民税の所得情報には、一時所得と総合長期譲渡所得の金額とその2分の1の金額の2種類のデータがありまして、誤って2分の1のデータを広域連合に提供したため、広域連合ではそれをさらに2分の1としたことから発生したものであります。このような事故の発生を防止するためには、データを取り扱う情報システム課において、利用項目や入力の結果などを複数でチェックすることや原課においてもいろいろなパターンを抜き出し、処理結果が正しいかどうかをチェックするなど、双方で連携補完する体制を講じることが必要でありまして、改めて関係職員に周知したところであります。

次に、保険料の全国調査についてでありますけれども、国が全市町村を対象に、75歳以上の世帯について、単身世帯、夫婦世帯、子供夫婦との同居世帯など四つの形態と、収入については、単身世帯で年金収入が79万円、夫婦世帯で夫の年金収入が79万円など、それぞれ三つの区分、全体として12のパターンで後期高齢者医療制度の保険料と平成19年度の国民健康保険料を比較したものであります。小樽市の結果では、単身世帯では、収入の3区分で後期高齢者医療制度の保険料が1,600円、1万8,100円、7万1,200円とそれぞれ低くなりました。夫婦世帯では、収入区分で、夫の年金収入79万円の場合は後期高齢者医療制度の保険料が高くなっておりまして、夫の年金収入が201万円及び400万円の二つの区分の場合は低くなっておりまして、また子供夫婦との同居世帯では、収入の3区分で後期高齢者医療制度の保険料が1万8,700円、5,000円、3万800円とそれぞれ高くなっておりまして、

次に、後期高齢者医療制度についての考えということでありまして、この制度は、これまでの老人保健制度の問題点を解決するため、長年にわたりまして多くの関係者が議論を積み重ねた上で、高齢者の方々が将来にわたって安心して医療を受けられる制度として創設されたものであります。しかし、残念なことに、4月1日に制度がスタートしてから制度の説明不足に端を発し、さまざまな問題点や課題が指摘されてきております。これらの制度に対する不信、不満、問題点等につきましては、まず国においてしっかりと対応し、高齢者の方々の声に耳を傾けながら、信頼を回復し、制度の円滑な運営と定着を図るべきと考えております。

次に、地方分権改革と税財源問題に関して、まず三位一体改革による地方交付税等の減少でありますけれども、改革が始まる前の平成15年度と平成18年度を比較いたしますと、地方交付税改革では、臨時財政対策債を含めまして約22億3,400万円の減、国庫補助負担金改革では約11億7,600万円の減、税源移譲分としては、約10億100万円の増となっております。

また、この三位一体改革による市民サービスの向上ということにつきましては、所得税から個人住民税へ3兆円規模の税源移譲が行われたとはいえ、児童扶養手当に関する国庫負担金の一般財源化のように、地方の裁量の拡大につながらないものも多く、特に地方交付税が大きく削減された影響が大きく、むしろこの改革によって事務事業や受益者負担等の大幅な見直しに踏み込まざるを得なかったと考えております。

次に、三位一体改革の影響と今後の分権改革議論に対する市のスタンスであります。国庫補助負担

金の廃止、縮減、国からの地方への税源移譲、地方交付税の一体的な見直しといった三位一体改革の中で、とりわけ地方交付税については、ただいま申し上げましたとおり、その総額が大幅に削減され、小樽市が直面する危機的な財政状況の大きな要因となっております。このような状況を受けまして、過日開催されました全国市長会総会におきまして、地方の自立につながる行政面での分権改革と住民自治を可能とする地方税財政制度の構築を断行すべきとの強い決議がなされたところであり、市といたしましても、市長会と歩調を合わせながら、第2期地方分権改革の推進をはじめ、特に地方交付税の増額など、地方税財源の充実・強化などについて強く訴えてまいりたいと考えております。

次に、給与の独自削減や退職者不補充などの取組が長期化することによる弊害がありますが、財政再建は小樽市にとって最大の課題でありまして、これまでも全庁を挙げて取組を進めてまいりました。平成20年度の予算編成に当たりましては、何ともしも収支均衡予算を編成する必要があることから、職員の皆さんの理解と協力をいただきながら、期末勤勉手当の独自削減等を実施いたしました。こうした状況が長期化することにより、職員のモチベーションの低下なども懸念されますので、できる限り早い時期に財政再建が達成できるよう最大限の努力をしてみたいと考えております。なお、昨年8月に策定しました小樽市人材育成基本方針の中に定めました職場研修推進マニュアルに沿って、本年度から職員のスキルアップやモチベーションの向上などが図られるよう、全庁的に各部ごとの多様な職場研修を実施しているところであります。

次に、介護保険制度についての御質問でありますけれども、初めに当市の介護労働者の賃金実態や労働時間についてであります。介護事業所を対象とした調査を行っておりませんが、平成19年度の小樽市労働実態調査で見ますと、基本給では、医療福祉分野で20万6,626円であり、調査全体の平均賃金21万6,724円に対し95.3パーセントと産業別11区分中9番目と低い状況にあります。また、1日の平均労働時間は、調査全体の平均7時間43分に対し、7時間36分とほぼ平均並みであり、時間外は週6時間程度で11区分中最低となっております。なお、時間外手当の支給など、権利補償等の問題については、これまで特に相談を受けたことはありません。

次に、人員基準の充足でありますけれども、市が指定権限のある地域密着型サービス事業所であるグループホームを例にとりますと、ユニットごとの人員基準は、日中では利用者3人に対し、常勤の介護従事者1人以上、夜間・深夜では夜勤職員1人以上をそれぞれ配置することとなっております。地域密着型サービス事業所の人員基準については、市が実地指導で検査をしており、基準は満たされております。なお、北海道が指定権限のある訪問介護や通所介護などの事業所においても、後志支庁が本市と同様に指導しており、人員基準は満たされているものと考えております。

次に、賃金制度への国の公的な保障の要望でありますけれども、利用者に安定したサービスが提供されるためには、優秀な介護労働者が事業所に定着する環境が整えられることが重要であると考えております。さきの第1回定例会において、議会としても「緊急に介護労働者の待遇改善を求める意見書」を可決していただいておりますが、待遇改善については、介護報酬の改定等を含めた国レベルでの対応が必要になるものと考えております。また、これまでも全国市長会としても、国に対し、介護サービスの基盤整備に対する十分な財政措置について要望しておりますが、今回はさらにサービスの質の向上及び適切な人材確保をするための適切な報酬を設定することを重点項目として、要望しているところであります。

最後に、泊原発のブルサーマル計画でありますけれども、4月18日に北海道電力から北海道及び地元4町村に対し、安全協定に基づく事前協議の申入れがあり、現在、有識者検討会議でブルサーマル計画の安全性について科学的かつ専門的な見地から検討を行っている段階と聞いております。したがいまし

て、国に対する要望などにつきましては、有識者検討会議の検討状況を慎重に見極めて対応してまいりたいと考えております。

(「議長、16番」と呼ぶ者あり)

議長(見楚谷登志) 16番、林下孤芳議員。

16番(林下孤芳議員) 再質問をいたします。

ただいま、市長のほうから、後期高齢者医療制度については将来にわたって安心できる制度だということ御答弁がありましたけれども、年金制度もそうであったように、100年間安心の制度だと言いながら、3年もたたないうちにぼろぼろになっている。現在、後期高齢者医療制度についても制度がスタートをする前から、既に手直しが始まって、現在もさらに2か月もたった時点で手直しをしていると、こういう状況であります。したがって、やはり国民の間に、市民の間に、いろいろな不安がさらに高まっているのではないかというような考え方があるわけでありまして、ぜひその制度自体の今後の展望も含めて、市長は北海道後期高齢者医療広域連合議会の議員でもあるという立場を踏まえて、ぜひ御答弁をお願いしたいと思います。

また、プルサーマルの関係につきましても、実は小樽市に対する具体的な説明はいまだ行われていないということでありまして、国そのものも関係するのは4町村あるいは北海道ということで、全く我々は蚊帳の外におかれているという状況にあると思います。そこで、通常型の原発とプルサーマルの違いについて、市長の認識を改めて伺いたいと思いますし、学説の評価についてもどのような認識をされているのか、再々質問はいたしませんから、ぜひ厚生労働省のような答弁ではなくて、今日はナイター議会ということで、たくさんの市民の皆さんも傍聴に来られておりますので、ぜひ市長の思いの丈を語っていただきたいということで、お願いいたします。

議長(見楚谷登志) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(見楚谷登志) 市長。

市長(山田勝麿) 後期高齢者医療制度の問題ですけれども、いろいろな議論があるわけございまして、一つはやはり医療費です。現在の国民医療費は33兆円と言われております。これが毎年1兆円ずつ増えていっているという状況の中で、65歳以上の医療費がその全体の半分を占めているのです。その中で、33兆円の半分に当たる16兆5,000億円をだれが負担していくのかということが問題だと思っております。したがって、そういう問題をどう解決していくかということからスタートをしまして、かれこれ相当長い年数をかけて、国のほうで議論をしまして、その結果、出てきたのが今回の制度でありまして、全国市長会としては、私もそうだと思いますけれども、今の制度の枠組みを何とか維持しながら改善できるものは改善してほしいというのが全体の意見でありまして、私もそういう方向でやるべきだと。すべて大賛成とは言いませんけれども、改善すべきものは改善するということで進めてほしいというふうに思います。仮に、これをもし廃止をして、そしてまたもとに戻すということになると、ばく大な経費もかかりますし、また新たな混乱も生じらるだろうというふうにも思いますので、この辺はやはり慎重に対応していただきたいというふうに思っております。

それから、原子力発電所の問題で大変申しわけないのですけれども、プルサーマルと通常の原発にどのような違いがあると言われても、私もそれほど勉強をしていませんので詳しくはわかりません。したがって、現在、先ほど申し上げました有識者の検討会議の中で検討されているわけですから、私がああだこうだと言っても始まらないと思いますし、特に北海道電力との懇談の中では、やはりクリーンな電力を確保するためには、原発は必要だということに言われておりますし、今、環境問題が非常に重要

になってきていますから、そういう面ではまた安全性が確保されたのであれば、原発も必要ではないのかという感じもしますし、非常に難しい。そしてまた、今の原料高と言いますか、CO₂を発生させる油、それから石炭、こういった発電の原料もまたこれでいいのかという、そういった問題もありまして非常に難しい問題だと思います。これから将来にわたって、電力をどう確保していくかということは、世界的な課題でないのかというふうに思っていますし、それをどう解決していくのか、十分各国で議論していただきたいというふうに思っております。

議長（見楚谷登志） 林下議員の一般質問を終結いたします。

（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

議長（見楚谷登志） 10番、斉藤陽一良議員。

（10番 斉藤陽一良議員登壇）（拍手）

10番（斉藤陽一良議員） 最後となりましたが、一般質問をさせていただきます。

まず、本市における介護従事者の雇用実態の問題点について伺います。

介護労働は、人間としての尊厳にかかわる崇高なものであるにもかかわらず、低賃金、長時間過重労働など、その過酷な労働環境から離職率も高く、その待遇の改善が全国的に喫緊の課題となっています。本市議会においても本年第1回定例会で、我が党提案の「緊急に介護労働者の待遇改善を求める意見書」が全会一致で可決されたところでございます。

まず、本市において、訪問介護、訪問入浴介護などの訪問系サービス、また短期入所生活介護、認知症対応型共同生活介護などの入所型施設系サービス、さらに通所介護、認知症対応型通所介護などの通所型施設系サービスにおいて、それぞれこれらを実施する事業所数及び近年における事業所数の推移を、各サービス分野別にお示しください。

財団法人介護労働安定センターが、全国1万1,627事業所の介護労働者12万1,373人について調査した平成18年度介護労働実態調査によれば、指定介護サービスを実施する一事業所当たりの平均従業員数は30.5人、就業形態別に見た場合、正社員が49.5パーセント、非正社員が50.2パーセント、不明が0.4パーセントとほぼきつ抗しておりますが、本市の場合、平均従業員数及び正社員、非正社員の比率はどのようになっているか、平成19年度小樽市労働実態調査結果等でお示しください。

また、介護保険法の指定介護事業所における従業員数を職種別に見た場合、訪問介護以外の事業所で働き、直接介護を行う看護職以外の介護職員が38.9パーセントで最も多く、次いで、訪問介護事業所で働き、高齢者等の家庭を訪問して家事などの生活援助、入浴などの身体介護を行う訪問介護員が27.3パーセントで、この2職種の合計で66.2パーセントを占めています。

以下、この全国調査と比較して、本市の実態について伺います。

年間の採用率と離職率について、全体では採用率は29.0パーセント、離職率は20.3パーセントですが、職種別で、離職率を見ると訪問介護員は15.0パーセントと比較的低く、介護職員は24.0パーセントと大きな差が見られ、また就業形態別では、正社員の離職率は21.4パーセント、非正社員では19.5パーセントとなっております。また、離職率30パーセント以上の事業所が25.4パーセント、離職率20パーセント以上の事業所は実に41.4パーセントに上っております。介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律第6条に基づく介護雇用管理改善等計画の改正案では、介護労働者の離職率について、20パーセントを下回ることを目標とし、全産業の平均的な離職率とのかい離をできるだけ縮小するとしております。本市における介護労働者の採用と離職の傾向について、小樽市労働実態調査等からお示しください。

次に、早期離職の防止、定着促進のための方策として、事業所側は、「職場内の交流を深め、コミュニケーションの円滑化を図ることや労働時間の希望を聞く」としており、実質的な改善につながる可能

性が高い「賃金、労働時間等の労働条件を改善をする」は、比較的少数意見にとどまっております。また、さきに述べた介護雇用管理改善等計画に雇用管理改善のためには、その選任・明示が重要とされている雇用管理責任者について、「選任している」が40パーセントにとどまり、「選任していない」も38.5パーセントとほぼきつ抗しており、「知らない」とするものも16パーセントと、事業者の意識の不十分さが表れています。本市の事業所における雇用管理責任者選任の実態は把握されておりますか、把握されていればお示しください。

次に、介護労働者の就業実態と意識については、就業形態では、訪問介護員で非正社員が53.7パーセントと多く、介護職員、介護支援専門員では、正社員の割合が高くなっております。賃金の支払形態は、非正社員の66.9パーセントが時間給となっています。すべての職種の時間給の平均は1,071円、訪問介護員は平均1,140円、介護職員は869円、介護支援専門員は1,306円となっておりますが、本市の実態はこれと比較してどうか、小樽市労働実態調査等でお示しください。

この項の最後に、介護労働者の意識について、「仕事の継続意思」で、「続けられる限り続けたい」とする人が、正社員、非正社員ともに52パーセント程度あり、「働く上での悩み、不安」については、「仕事内容の割に賃金が低い」が40.3パーセントと最も多く、「休憩がとりにくい」「健康面の不安がある」がともに30パーセントで続き、特に入所型施設系サービスにおいては、「仕事内容の割に賃金が低い」が50.6パーセントと突出して高く、「夜間や深夜時間帯に何か起こるのではないかと不安がある」も44.8パーセントと他のサービス分野に比べて多いことが目立っています。したがって、今後、入所型施設系サービスにおける介護職員などの賃金を含む待遇改善と、特に夜間に配置される人員の増員が切実な課題として浮き彫りになってきています。本市における入所型施設系サービスにおける介護職員の配置等の実情と災害時の避難訓練、防犯、防火上の設備や利用者の安全確保のための職員の対応マニュアルの整備状況などについてお示しください。

しかし、事業者側からは運営上の問題点として、「今の介護報酬では十分な賃金を払うことができない」「経営が苦しく、労働条件や福祉環境の改善をしたくてもできない」などの声が上がっており、利用者の負担増につながらない形での介護報酬の引上げを国に求めていく必要があると考えますが、いかがですか。

また、厚生労働省は、介護労働の実態について、さきに述べた財団法人介護労働安定センターに委託して、3年置きに大規模な全国調査を実施しております。現在は、国全体と都道府県別の集計だけを行っているとのことですが、本市の事業所も相当数調査対象になっていると考えられます。市町村別の集計と公表は、市町村における介護労働の実態把握のため、ひいては市町村における介護保険事業の円滑な運営に欠かせないものであり、この点についても国に要望すべきと考えます。市長の御所見をお示しください。

次に、本市における一般廃棄物及び産業廃棄物の分別・再資源化の促進についてお伺いいたします。平成17年4月からの家庭ごみ減量化・有料化の実施、また広報おたる平成20年6月号でわかりやすくまとめられていたように、ごみ焼却施設とリサイクルプラザから成る北しりべし広域クリーンセンターが昨年4月から本格稼働したことは、巨費を投じて平成12年7月に供用開始した廃棄物最終処分場の延命に大きく貢献するものであります。

まず、平成17年3月に策定された小樽市一般廃棄物処理基本計画に示された平成21年度の間目標値の現時点での到達度、特にごみの減量についてお示しください。

現在、廃棄物最終処分場第2期拡張整備事業は緒についたところでありますが、現最終処分場がいつまで供用可能なのか、拡張整備事業の進みぐあいを含めて見通しをお知らせください。

いずれにしても、ごみの減量化・再資源化が重要な課題であることは、論を待ちません。そのうち、本市において、現在、特に問題となるのは事業系の廃棄物であります。事業活動によって生じる廃棄物のうち、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び政令で特に定められたものは産業廃棄物、それ以外は事業系一般廃棄物と言われます。さらに、そのうち家庭ごみと合わせて処理される事業系一般廃棄物は、あわせ一廃、産業廃棄物については、あわせ産廃と俗称されています。いわゆるあわせ一廃について伺います。

まず、これは許可業者によって桃内の廃棄物最終処分場又は焼却施設に持ち込まれるものでありますが、廃棄物の処理及び清掃に関する法律によりますと、各市町村において家庭ごみの処理に支障のない限りにおいてできるとされているものであり、市町村はその処理を強いられるものではありません。第一義的には、排出する事業者が減量も含めて処理の責任があるものと考えますが、市長の御所見を求めます。

平成19年度版清掃事業概要によりますと、平成18年度においては、事業系一般廃棄物は最終処分場1万3,295トン、焼却施設5,930トン、合計1万9,225トンであります。また、このうち小規模排出事業者排出分562トン、その他が1万8,663トンとなっております。19年度においては、合計で1万9,536トンと対前年度比で311トン増加しております。

まず、処分場埋立分と焼却分及びこの1万9,536トンについて、小規模排出事業者排出分とその他の内訳をお示しください。

平成19年度においては、対前年度比で燃やすごみ866トン、4.4パーセント、燃やさないごみ132トン、4.3パーセント、粗大ごみ1,281トン、36.4パーセントと、各家庭における市民一人一人の減量努力によって、生活系ごみのすべての項目で減量が進んでおります。それに対して、この事業系一般廃棄物については、平成13年度の1万9,792トン以来2万トン台を推移し、平成18年度にやっと2万トンを切ったところであります。それが、今回また増加に転じたわけであります。一般廃棄物の他の項目は、すべて着実に減量が進んでいるにもかかわらず、許可業者が持ち込む事業系一般廃棄物だけが増加する背景には、許可業者による新規顧客獲得のための営業活動が加熱し、収集運搬手数料のダンピングのみならず、排出事業者側に手間のかかる分別を忌避する感情のあることを配慮して、許可業者側がこれを容認、助長し、排出事業者のごみ減量や資源化への努力を結果的に阻害しながら、収集運搬量を増やそうとしていることがあるのではないかと考えられますが、この点について市長の御見解をお示しください。

一般廃棄物処理基本計画の中間目標年次である平成21年度の事業系一般廃棄物の削減目標は、1万8,500トンであります。このように、事業系一般廃棄物の減量が進まない主な原因と改善のための方策、さらに21年度目標達成の見通しについてお示しください。

次に、いわゆるあわせ産廃について伺います。

平成19年度版清掃事業概要によりますと、平成18年度は6,911トンで、全量が廃棄物最終処分場に埋め立てられており、これは平成16年度からほとんど減っておらず、減量が進まない事業系一般廃棄物と同様の傾向が現れております。

まず、平成19年度の実績をお示しください。

18年度について、搬入業者6社のうちその内訳を見ますと、上位3社で5,858トン、約85パーセントを占めております。この傾向は、19年度についてはどうだったのか。もし例年同様の傾向であるとすれば、不特定多数に対する協力要請や啓発・指導と違って、比較的減量化の指導は容易なのではないかと考えますが、市長の御見解をお示しください。

いわゆるあわせ産廃において、具体的にどのような廃棄物を受け入れているのか、その内訳数量、ま

た最終処分場搬入時に、その内容はどのようにチェックされているのか、お知らせください。

当然、排出事業者への分別、減量、再資源化の啓発・指導は重要であります。収集運搬業者に対する最終処分場搬入時点のチェックを厳格化することによって、かなりの減量が図られる可能性があると考えられますが、御所見を求めます。

この項の最後に、産業廃棄物最終処分場の埋立実績についてお伺いいたします。

廃プラスチック類の埋立量は、平成16年度、17年度とそれぞれ841トン、852トンと抑制されておりましたが、平成18年度には、1,173トンと対前年度比で321トン増、37パーセント以上の増加となりました。廃プラスチック類は重さの割に容積が大きく、飛散防止や覆土、てん圧の困難など、処分場の管理運営の上からも好ましくなく、小樽市としても看過し得ないものと考えます。18年度に増加した原因と19年度の実績値、今後の見通しなどをお示しください。

最後に、平成19年度小樽市観光入り込み客数について伺います。

観光を基幹産業の一つに数えるようになって、10年近くを経過する本市の平成19年度観光入り込みは、対前年度比約29万人、3.8パーセント減の740万5,800人となりました。平成11年度、972万9,600人のピークを記録した後、平成13年度から14年度、14年度から15年度、15年度から16年度と3年間にわたって、毎年度連続40数万人ずつ入り込み客数を減らしてきたにもかかわらず、16、17、18年度は何とか入り込み客数の減少に歯止めをかけてきたかに見えたものの、ここに来て19年度は再び30万人近い大幅な減少となってしまいました。このところ冬のイベントが充実し、下半期は横ばいから微増と健闘しましたが、上半期の8パーセントを超える大幅ダウンを取り戻すまでには至らなかったものであります。対前年度比で減少した約29万人のうち、ほぼ9割は道内客、1割が道外客であります。また、同じく減少分のほぼ9割は日帰り客、1割が宿泊客であります。さらに、減少分の3分の1弱は海水浴客以外、3分の2強が海水浴客で、7、8月の天候不順が足を引っ張った形であります。

ここで、お伺いいたしますが、上半期減少分のうち、海水浴客以外の10万6,000人減は主にどのような原因によるものと考えられているか、お示しください。

また、宿泊客の減少を月別に見ますと、5月、7月、10月に目立った谷が来ております。このうち、5月は道内、道外客ともにダウン、7月は道内客が主にダウン、10月は逆に道外客が主にダウンしているように見受けられます。この三つの減少の原因について、それぞれどのように分析されているか、お示しください。

最後に、5月の対前年比全体で3万6,000人減少の内容を見ますと、道外客1万1,100人、道内客2万4,900人で、日帰り客3万1,000人、宿泊客は5,000人です。この月の小中学生の修学旅行、研修旅行の宿泊には顕著な減少は見られません。今後については、ゴールデンウィークの個人型旅行へのアプローチ、特にメディア訴求性の高いキャンペーンをこの時期に向けて集中的に展開するなど、思い切った対策が必要と考えます。ゴールデンウィークピークの1日当たりの売上高、1日当たり入館者数は、多くの施設で年間最高を記録すると言われております。今年のゴールデンウィーク観光もカレンダーの並びがよくなかったこともあり、低調であったとの声が聞かれますが、来年度に向けて、本市としても意識的な取組を期待いたしますが、お考えをお伺いいたします。

以上、再質問は留保して、質問を終わります。（拍手）

議長（見楚谷登志） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（見楚谷登志） 市長。

（山田勝磨市長登壇）

市長（山田勝麿） 斉藤陽一良議員の御質問にお答えいたします。

最初に、介護従事者の雇用実態についての御質問でありますけれども、まず介護サービス事業所数の現状と近年における推移であります。平成17年と20年の事業所数を6月1日時点で比較しますと、訪問系サービスにおいては、平成17年の108事業所に対し本年は120事業所、12事業所の増であります。入所型施設サービスにおいては、平成17年の51事業所に対し本年は74事業所で、23事業所の増。通所型施設系サービスにおきましては、平成17年の24事業所に対し本年は39事業所、15事業所の増となっております。なお、事業所数合計では、平成17年の183事業所に対し本年は233事業所、50事業所の増となっております。

次に、介護サービス事業所の平均従業員数及び正社員、非正社員の比率であります。労働実態調査での医療福祉のデータでは、回答のあった45事業所の平均従業員数は61.6人であり、従業員の内訳は、正社員71.1パーセント、非正社員28.9パーセントとなっております。

次に、採用と離職の傾向でありますけれども、医療福祉分野での採用においては、中途採用を実施する事業所が86パーセントと、産業別の中では最も高い状況にあります。また、離職につきましては、医療福祉分野での平均勤続年数が、正規職員では約20年であり、調査全体の平均から見て約6年短くなっており、パートタイム労働者においても5年未満での離職者が約75パーセントと、平均から見て約7パーセント高くなっており、短期間で離職する職員が多い傾向にあります。

次に、事業所における雇用管理責任者選任の実態であります。市に指導権限のある地域密着型サービス事業所であるグループホームについて調査したところ、36事業所中、「選任している」が8事業所、22パーセントに対し、「選任していない」が6事業所、17パーセント、「知らない」というのが22事業所、61パーセントとなっております。

次に、介護労働者の時間給でありますけれども、労働実態調査の医療福祉分野での平均時間給で申し上げますと、男性1,159円、女性997円、男女平均で1,048円となっており、産業別では11職種中、2番目に高い状況にあります。

次に、入所型施設系サービスにおける介護職員の夜間の配置等の実情であります。グループホームについて申し上げますと、配置基準では夜間・深夜の時間帯は、1ユニットに1人以上の配置となっており、実地指導の際に勤務表で確認しておりますが、基準は守られているものと考えております。

次に、避難訓練につきましては、必ず年1回以上実施するよう指導しており、近年は年2回、そのうち1回は夜間を想定して実施する事業所が増えております。また、防犯・防火上の設備につきましては、事業所開設時の検査において設置状況を確認しております。利用者の安全確保のための緊急時の職員対応マニュアルについては、介護保険指定申請時に提出を義務づけておまして、開設後の実地指導においてもその整備状況を確認しております。

次に、介護報酬の国への要望ということでありますけれども、さきの第1回定例会において、議会としましても「緊急に介護労働者の待遇改善を求める意見書」を可決していただいておりますが、待遇改善については、介護報酬の改定などを含めた国レベルでの対応を求めていくことが必要と考えております。また、全国市長会としても、国に対し適切な人材の確保、サービスの質の向上などを図るため、適切に報酬を設定することを重点項目として要望しているところであります。

また、国の介護労働の実態調査については、現在の調査様式では、事業所の所在地が都道府県単位での記入となっているため、市町村単位での集計はできない状況にあります。内容的には参考になる部分もありますが、調査方法の変更の可能性や情報の精度への影響など問題も考えられることから、北海道とも相談してみたいと思っております。

次に、廃棄物の分別・再資源化の促進についての御質問でありますけれども、初めに小樽市一般廃棄物処理基本計画の目標値に対する現時点での到達度であります。生活系ごみ排出量については、平成21年度に3万1,004トンとする中間目標値に対し19年度は2万4,041トンとなっており、目標値を上回る減量が図られております。資源物収集量については、同じく8,167トンとする目標値に対し7,817トンとなっておりまして、目標値到達まで約4パーセントの増量が必要となっております。また、事業系ごみにつきましては、同じく1万8,500トンとする目標値に対して、1万9,536トンとなっており、目標値達成まで約6パーセントの減量が必要となっております。

次に、桃内の廃棄物最終処分場ですが、現在使用中の埋立処分地の計画埋立量81万1,000立方メートルに対し、平成19年度末までの累計埋立量は、覆土用土砂を含めて約72万立方メートルと推計しており、埋立処分地の残余容量と今後の埋立量の推計から平成22年5月ごろまでは供用できるものと考えております。また、第2期拡張整備事業につきましては、3か年事業として平成19年度に事業に着手し、本年5月からは埋立処分地の造成工事を行っているところであり、平成21年度中の完成を予定しております。

次に、事業系一般廃棄物に対する排出事業者の処理責任についてであります。廃棄物の処理及び清掃に関する法律第3条第1項において、「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物をみずからの責任において適正に処理しなければならない」と規定されており、この自己責任による適正処理とは、みずからの手による処理にとどまらず、廃棄物処理業者又は市への処理の委託をも含むものと解しております。また、同法第6条の2において、市町村はその区域内における一般廃棄物を生活環境の保全上、支障が生じないうちに収集し、これを運搬し及び処分しなければならないと規定されていることから、排出事業者が廃棄物の減量に努めるとともに、法に則して適正に排出した事業系一般廃棄物については、市が処理しなければならないものと考えております。

次に、平成19年度の事業系一般廃棄物の内訳についてであります。1万9,536トンのうち、埋立処分量は1,463トン、焼却処分量は1万8,073トンとなっております。

次に、小規模排出事業者排出分とその他の内訳ですが、小規模排出事業者を対象とした指定ごみ袋による排出制度を平成18年度まで実施してはいましたが、19年度から6市町村による広域処理が開始されたことに伴って、統一された排出方法へ移行したことにより、この制度を廃止しましたので、内訳を示すことはできません。

次に、事業系一般廃棄物の収集量についてであります。直近5年間では漸減傾向にあるものの、平成19年度は18年度と比べて微増という結果となっております。事業系ごみの排出量は、経済活動の動向に左右されやすいことから、増減についての原因特定は難しいものがあり、これが許可業者による過剰な営業活動によるものとは受け止めておりません。市といたしましては、これまでも排出事業者や許可業者に対して、リーフレットの配布や事業所訪問などを通して、ごみ減量と資源化促進の啓発や指導に努めており、今後とも平成21年度中間目標値の1万8,500トンを達成できるよう、排出抑制に向けた意識啓発に努めてまいりたいと考えております。

次に、あわせ産廃についてでありますけれども、一般廃棄物と合わせて処理することができる産業廃棄物として、動植物性残さ、鉋さい、燃えがら、汚泥の4品目を桃内の廃棄物最終処分場で埋立処分をしており、平成19年度の実績は7,808トンとなっております。

次に、あわせ産廃に対する減量化の指導ですが、廃棄物最終処分場において処分できるあわせ産廃4品目については、その性状等から見て、現状では減量化・資源化は難しいものがあり、収集運搬業者や排出事業者に対して、削減努力を促しても減量効果は見込めないものと考えております。しかし、

4品目のうち、動植物性残さについては、民間の施設整備により今後資源化の可能性がありますので、その動向を見ながら減量化を進めてまいりたいと考えております。

次に、あわせ産廃として受け入れている廃棄物とその内訳数量であります。平成19年度の実績では、動植物性残さ3,832トン、鉱さい1613トン、燃えがら712トン、汚泥2,651トンとなっております。また、搬入時においては、その都度、車両ごとに産業廃棄物管理表により排出先や品目を確認するとともに、投入時には監視員が混入物の有無について点検をしております。

次に、あわせ産廃のチェックでありますけれども、搬入形態としては、ほとんど1台の車両に1品目となっており、また排出事業者も特定できることから、これまでも適正に搬入されております。したがって、これ以上の減量というのは難しいものと考えております。

次に、産業廃棄物最終処分場における廃プラスチック類の埋立量についてであります。当処分場で廃プラスチック類を受入れ開始した平成12年度には6,137トンの埋立量がありましたが、市内及び本市近郊に民間の資源化施設が整備されたため、平成15年4月から資源となる廃プラスチック類の搬入規制を行い、資源化の促進を図ったところでもあります。その結果、平成16年度には841トンまで搬入量が減少しましたが、その後、ビニールなど塩素系の廃プラスチック類が民間の資源化施設において受け入れをしなくなったことから、平成18年度から埋立量が増加し、平成19年度は1,339トンとなっております。産業廃棄物の発生量は経済活動とも大きく関連することから、廃プラスチック類の埋立量についても見通しを立てることは難しい面がありますが、これまでの埋立量の推移から見て、今後においては大きな変動は見られないものと考えております。

次に、平成19年度の観光客入り込み数についての御質問でありますけれども、初めに、本市観光入り込み客数の減少分についてであります。上半期の道内の観光客入り込み数は、旭山動物園が人気の旭川市やサミットが開催される洞爺湖とその周辺の登別市など話題性のある一部地域が増加しているものの、北海道全体は減少しており、小樽市としても同様の傾向にあったものと考えております。

本市としては、小樽観光の中核を成します道内客の足が、引き続き根強い人気の旭山動物園に向けたことが最大の要因であると考えますが、加えて、総合博物館以外に集客効果の高い施設のオープンがなかったことや、ゴールデンウィーク期間中の道道1号小樽定山溪線の道路崩落による全面通行止め、夏場の天候不順などの自然的な要因が重なった結果、上半期の入り込み客数減少につながったものと考えております。

次に、月別の入り込み客数減少の原因でありますけれども、道内客については、5月はゴールデンウィーク期間中の入り込み客数は好調だったものの、先ほど申し上げました同時期に発生した朝里川温泉スキー場での土砂災害、さらには小樽定山溪線の全面通行止めが長期化する中で、徐々に観光客の落ち込みが目立ちまして、月の全体としては入り込み客数の減少を来したものであります。また、7月の道内客につきましては、天候に恵まれなかったことから、海水浴客を筆頭に夏休み期間中の入り込みがダウンする結果となったものであります。

一方、道外客の減少については、主に航空機での来道者数の減少に伴うものと言えますが、このことは、平成18年度に新規参入した航空会社が価格競争を引き起こし、一時的に来道者が増加する要因となったものの、19年度は大手航空各社を中心に料金体系が平常に戻ったことから、特に5月、10月の減少が著しかったものと分析しております。

次に、来年度に向けた取組でありますけれども、本市を訪れる道内客については、札幌市を含む道央圏からの客が7割を占めておまして、これらを中心としたリピーター対策が重要であります。特に、本市を訪問した観光客がリピーターとなる動機づけとしては、何よりも鮮度の高い観光情報を提供でき

る仕組みづくりが必要であると認識しておりまして、今後とも観光協会などと積極的な連携を図りながら、道央圏に向けた効果的な観光プロモーション活動の展開に努めてまいりたいと考えております。

また、昨年8月に設置されました小樽観光プロジェクト推進会議では、現在、小樽市観光基本計画の推進に向けた施策の検討を重ねておりますが、今後、同会議からの提言を受けた段階で、メニューづくりなどを進めて、事業化に向け積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

(「議長、10番」と呼ぶ者あり)

議長(見楚谷登志) 10番、斉藤陽一良議員。

10番(斉藤陽一良議員) 詳細の議論につきましては、予算特別委員会で行わせていただきます。

議長(見楚谷登志) 斉藤陽一良議員の一般質問を終結いたします。

以上をもって、一般質問を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま上程中の案件のうち、議案第1号、第6号、第9号及び第10号につきましては、議長指名による9名の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することといたしたいと思っております。

これに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(見楚谷登志) 御異議なしと認め、さように決しました。

それでは、予算特別委員を御指名いたします。千葉美幸議員、吹田友三郎議員、菊地葉子議員、中島麗子議員、斉藤陽一良議員、佐藤禎洋議員、井川浩子議員、山口保議員、大竹秀文議員。以上であります。

なお、委員中、事故ある場合は、所属会派において補充することといたします。

次に、議案第2号ないし第4号、第8号、第11号及び第12号は総務常任委員会に、議案第5号及び第7号は厚生常任委員会に、それぞれ付託いたします。

日程第2「陳情」を議題といたします。

まず、平成20年第1回定例会において継続審査と決定いたしております陳情第357号、第371号及び第372号について、陳情者から取り下げたいとの申出がありました。

これを許可することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(見楚谷登志) 御異議なしと認め、取下げを許可することに決しました。

次に、今定例会に新たに提出されました陳情につきましては、別紙お手元に配布の議事事件一覧表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

日程第3「休会の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

委員会審査のため、明6月19日から6月29日まで11日間、休会いたしたいと思っております。

これに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(見楚谷登志) 御異議なしと認め、さように決しました。

本日は、これをもって散会いたします。

散会 午後 8時44分

会議録署名議員

小樽市議会 議長 見楚谷 登志

議員 高橋 克幸

議員 佐藤 禎洋

平成20年
第2回定例会会議録 第5日目
小樽市議会

平成20年6月30日

出席議員（28名）

1番	秋	元	智	憲	2番	千	葉	美	幸
3番	鈴	木	喜	明	4番	吹	田	友	三郎
5番	大	橋	一	弘	6番	成	田	祐	樹
7番	菊	地	葉	子	8番	中	島	麗	子
9番	高	橋	克	幸	10番	斉	藤	陽	一良
11番	佐	野	治	男	12番	山	田	雅	敏
13番	佐	藤	禎	洋	14番	濱	本		進
15番	井	川	浩	子	16番	林	下	孤	芳
17番	斎	藤	博	行	18番	山	口		保
19番	佐	々	木	勝	20番	新	谷	と	し
21番	古	沢	勝	則	22番	北	野	義	紀
23番	横	田	久	俊	24番	成	田	晃	司
25番	前	田	清	貴	26番	大	竹	秀	文
27番	見	楚	谷	登	28番	久	末	恵	子

欠席議員（0名）

出席説明員

市	長	山	田	勝	磨	副	市	長	山	田	厚
教	育	長	菊		讓	水	道	局	長	小	軽
総	務	部	長	山	崎	範	夫	財	政	部	長
産	業	港	湾	部	長	磯	谷	揚	一	医	療
福	祉	部	長	長	川	修	三	保	健	所	長
生	活	環	境	部	長	小	原	正	徳	建	設
小	樽	病	院	長	吉	川	勝	久	消	防	長
教	育	部	長	大	野	博	幸	監	査	委	員
会	計	管	理	者	中	塚	茂	監	事	務	局
総	務	部	総	務	課	長	田	中	泰	彦	企
											画
											政
											策
											室
											長
											財
											政
											課
											長
											木
											下
											正
											樹

議事参与事務局職員

事務局長	松川明充
庶務係長	北出晃也
調査係長	関朋至
書記	大崎公義
書記	島谷和大

事務局次長	佐藤正樹
議事係長	中村弘二
書記	相澤幸
書記	小林由美子
書記	高野香織

開議 午後 1時00分

議長（見楚谷登志） これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、中島麗子議員、山田雅敏議員を御指名いたします。

日程第1「議案第1号ないし第12号並びに陳情及び調査」を一括議題といたします。

これより、順次、委員長の報告を求めます。

まず、予算特別委員長の報告を求めます。

（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

議長（見楚谷登志） 7番、菊地葉子議員。

（7番 菊地葉子議員登壇）（拍手）

7番（菊地葉子議員） 予算特別委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

累積赤字が膨らむ中で、財政健全化計画を達成するためには、さらなる歳入の確保、歳出の削減が必要である。同計画によると、受益者負担の観点から平成21年度には使用料・手数料を見直し、3,000万円の収入増を見込んでいるが、具体的にはどのように取り組むつもりなのか。

本市は、平成17年度に類似都市との格差を是正し、値上げも含め、他都市との平準化を図ったばかりであるが、今回はどの程度の値上げをするつもりか。

また、歳出面では普通建設事業費が大幅に削減されており、歳出全体に占める割合は全国的に見ても著しく低い。このままでは基盤整備が遅れるなど、まちづくりの面において悪影響が出てくるのではないか。

現在、本市は実質公債費比率が基準となる18パーセントを超えているため、地方債の発行には道の許可が必要となっている。今回の財政健全化計画の見直しにより、この基準を下回る時期が平成20年度から28年度に延びたが、このことにより今後の起債借入れに悪影響はないのか。

病院事業会計は、23年度に不良債務を解消する計画を実施中であるため、基準額に上乗せして繰出しをしているが、21年度及び22年度の繰出金は20億円を超えることとなる。しかし今年度も、現在までの入院・外来収益は既に見込みを下回っており、昨年度と同様、一般会計がさらなる持ち出しを迫られることが考えられるが、そうしたことも想定しているのか。

19年度の累積赤字13億7,900万円については、繰上充用を行ったところであるが、これは健全化計画を2億円近く上回っている。市は、歳入の確保や経費の節減に、より一層取り組み、計画を達成したいというが、厳しい実態を踏まえれば、計画年度がずれ込むことが懸念されるため、事業の再度の見直しを早急に行うべきと思うがどうか。

市は、病院事業会計の不良債務を23年度までの5年間で解消する計画を進めているが、今年度は、5月末までの医業収益が既に計画を下回り、このまま推移すれば3億3,800万円の収支不足という計算になる。さらに年度途中で医師2名が退職予定とのことであり、これにより2億円の減収が見込まれ、今年度計画している病院解消分の5億3,700万円は達成できないのではないか。

計画期間内で調整するとしても、21年度以降にその分が上乗せされることとなり、一層現実とかがい離していただいである。既に経営努力は限界と思われ、さらなる収支改善を図る余地は見当たらないが、一体どうする考えなのか。

以前、公立病院特例債が適用になれば、病院経営の見通しは明るいかなのような説明をしていたが、仮に適用されても、道から23年度までの返済を求められるのであれば、その効果は全く期待外れと言うほかない。そもそも国の誤った医療政策が原因で、医師不足など医療環境の悪化を招いており、短期間で

の解消を迫られても実現は不可能であると思われることから、市は長期の債務解消計画を認めてもらうよう、国や道に強く訴えるべきと思うがどうか。

公立病院改革プランに基づく公立病院の医療体制の見直しにより病床数が削減された場合、5年間は従来どおりの普通交付税が措置されるとのことである。市は新病院の基本構想で468床を計画しているが、こうした国の支援策があることを踏まえ、今後の地域医療ネットワークにおける連携や人口動態も考慮し、将来を見越して病床数をさらに減らす必要があると思うがどうか。

また、公立病院特例債に関し、制度の概要が示されたとのことであるが、市はその発行可能額を幾らと試算しているのか。

これらの動きは今後の病院経営に大きく影響するものと思うが、現在の赤字体質から脱却できる見通しはあるのか。

市は、市立病院に係る「改革プラン策定会議」を設置したが、そのメンバー構成は病院経営に携わったことのない幹部職員が中心となっている。会議の実質的な内容は経営改革であり、不良債務の解消や、地方公営企業法の全部適用など差し迫った課題はあるものの、病院経営が続く以上、継続性の視点は必要であり、先を見据え病院経営の専門職員を養成するべきなのではないか。

診療報酬について、小樽病院のようにベッド数が200床以上の病院では、紹介状がない患者に対して、初診時に特定療養費を独自に請求することが可能であり、市内では協会病院が1,050円を加算している。しかし、患者に新たな負担を求めることの是非や、かえって患者離れが進むことが懸念されることから、現時点での導入は困難というが、経営が厳しい状況にある市立病院においても検討してはどうか。

規模の大きい病院の受診を希望する患者は、多少の負担増があっても利用するものであり、患者の志向を十分踏まえ、今後の病院改革に当たっては市民に選択してもらえる病院となるよう、鋭意努めてもらいたいと思うがどうか。

現在、市は、新病院建設に係る基本設計業務を中断しているが、今後の方向性を大きく左右する改革プランの策定に当たっては、新病院の規模や再編・ネットワークなど地域医療の将来像も含め、市民の合意を十分に得ながら、進めていく必要があると思うがどうか。

今後、統合新築を早期に実現するためには、市民に新病院の必要性を認識してもらうことが重要であり、市民との協働という観点から、建設費の一部を市民から募るなど、固定概念にとらわれない柔軟な考え方をしていくべきと思うが、市の見解はどうか。

近年、多重債務が深刻な社会問題となっているが、市の相談業務を委託している消費者センターの実態を見ると、人員体制が不十分のため親身な対応や相談者が納得のいく説明がされていないと感じる。市は、多重債務問題に精通した職員を配置した専門窓口を設置すべきと思うがどうか。

こうした人たちは弁護士費用が工面できないという理由から、問題を抱えたままになっていることが多いが、貸金業法の改正により、過去に利息制限法の上限を大幅に上回る利息を支払わされたものは、過払い金として取り返せるとの判例もあり、返還額で訴訟費用は十分に賄えると聞く。このような解決を図るためには、まず多重債務者を弁護士や司法書士に確実に紹介することが必要であり、市は積極的な姿勢で臨んでほしいと思うがどうか。

また、他都市では、市税などの収納対策の観点から、例えば滞納者の中で多重債務を抱えている市民について、自治体のみずから金融業者に過払い金請求訴訟を起こし、これにより滞納整理につなげるといった、主体的に問題解決を図っている事例がある。財政状況が厳しい本市でも、同様の取組を真剣に検討すべきではないのか。

救急搬送の出動要請について、最近、明らかに緊急を要しないと思われる患者が、病院までのタクシ

一がわりに安易に利用するといった事例が全国で相次いでいると聞く。本市でも年間出動件数6,000件ほどのうち、約4.5パーセントが自力で病院に行くことができたと思われるケースとして報告されており、真に救急搬送を必要とする市民の要請に即応できるよう、救急車の適正な利用について啓発に努めてほしいと思うがどうか。

小樽市立学校教育推進計画、いわゆるあおばとプランの平成19年度における各学校の平均達成率は88.7パーセントというが、地域に開かれた学校づくりの項目の一つである「学校ホームページの開設」については41校中16校しか開設されておらず、極めて実施率が低い状況にある。開設した学校では、パソコンに精通した校長や教頭が、多忙な業務の合間に制作したところが多く、実施率の低さは、ノウハウがなく制作できないことが大きな理由と考えられるが、学校ホームページは、地域に向けた情報発信の手段として大変に有効であることから、学校の管理職だけに任せるのではなく、教職員を含め学校全体で取り組むよう強く働きかけるべきではないのか。

また、同プランの計画期間は平成18年度から20年度までで、現在、最終年度を迎えているが、平成21年度以降の次期計画の方向性、内容はいつ明らかになるのか。

国は、このほど「生きる力を育む」という現行の理念を継承し、学習指導要領の改訂を行い、新たに教育の目標として郷土愛や公共の精神、平和を尊ぶといった道徳心に関する内容が規定された。本市の道徳教育は、これまでも取組が不十分であると指摘されているが、こうした新たに加えられた項目を現在策定中の新「あおばとプラン」にどう反映していくつもりなのか。

新要領に係る周知については、保護者に対しパンフレットを配布したものの、理解が深まっていないと感じる。また、市教委は、今回立ち上げた新教育課程検討委員会が作成した研修資料を全教員に配布し、周知を図ったというが、市教委は各学校が円滑に新要領へ移行するよう、しっかりと教員を指導してほしいと思うがどうか。

学校施設において、災害発生時に生徒の安全を確保するためには耐震補強工事が急がれる。現在、3か年の限定でこの工事に対して国庫補助のかさ上げが認められるが、補強工事が必要な学校すべてを期間内に実施するのは不可能としても、有利な財源が措置されているうちに少しずつでも手がけていく考えはないのか。

また、市は補助のかさ上げ期間の延長を今後国に要請していくとのことであるが、仮にこれが認められた場合でも、財政難や適正配置計画を理由として、耐震化の実施を先送りすることのないよう早急に取り組むべきではないか。

西陵中学校の擁壁改修工事は、業者決定が遅れたことにより、6月15日に予定されていた工事着手がずれ込んでいると聞く。当初は、夏期休業中に工事が完成すると学校側に説明をしていたとのことだが、予定どおり2学期から校庭を使用することはできるのか。

今回の工事は、のり面を削る工法で行うとのことだが、これにより、校庭の面積が約500平方メートル狭くなると聞く。このことは、子供たちのスポーツ活動にも影響することであるが、市教委は学校側へ事前にどのように説明をしていたのか。

また、校庭に植えられている138本もの樹木がすべて伐採されるとのことだが、これらの樹木は、同校の歴史の中で記念樹として植えられたものと聞いており、本市では植樹祭を行うなど環境保全に力を入れている現状にかんがみ、できる限り樹木を残すために移植を検討できないか。

本市における奨学金制度は、市民の寄附を基にした基金により運営されており、従来は基金から生じる果実も多かったが、近年の長引く預金利率の低迷により、直近5年間で残高が約1,000万円も減少し、このままでは、あと8年ほどで基金が枯渇するとのことである。このことは、制度存続にかかわる重要

な問題であり、財政状況が非常に厳しい時期ではあるが、小樽市の将来を担う若者への投資という観点から、一般会計からの支出をぜひ検討すべきと思うがどうか。

小樽市奨学条例第4条第3号では、奨学生の資格として「心身ともに健康である者」とあるが、この表現では、障害者は該当しないとの誤解を招くおそれがあるので、適切な表現に改めるべきではないか。

また、奨学金担当の教員から、申請書類の提出締切日が早すぎるため、実務的に大変であるとの声が上がっている。現在の締切日から奨学生を決定する選考委員会の開催まで約1か月あることを考慮すると、締切日をもう少し先延ばしすることは検討できないのか。

総合博物館の鉄道資料として屋外に展示している車両は痛みがひどく、ペンキの塗り替えなどの軽易な修復作業を北海道鉄道文化保存会がボランティアとして無償で行っているが、同会の活動資金はほとんどが寄附によるもので、活動を維持するのが大変であるとも聞く。同会は、来月NPO法人化することだが、構成員の中にはJRのOBなど、展示車両に対する知識が豊富で技術力が高い方が多く参加しており、これらの方が中心となって、展示車両の板金、防水など修復を行うことが可能となるため、市が現在業者に委託している修復作業を優先的に同会に委託し、資金面で支援してはどうか。

北海道経済連合会の試算によると、来月開催される北海道洞爺湖サミットによる道内への経済波及効果は、北海道の知名度アップによる観光客の増加など間接的な影響も含め、約380億円に上るとのことである。本市では、サミット開催期間前後を通じて、延べ約7,000人の警備関係者が市内のホテルに宿泊すると聞かすが、この経済波及効果を少しでも多く獲得するためにも、多くのサミット関係者に来樽してもらえるよう、一層誘致活動に力を入れてほしいと思うがどうか。

政府は、北海道洞爺湖サミット開催初日の7月7日を毎年「クールアース・デー」と位置づけ、一斉消灯などの取組を通じて、国民が低炭素社会づくりの重要性を理解し、地球環境について考える日とすることを正式に決定した。全国でも多くの自治体が今回の趣旨に賛同し協力する意向を示しており、本市においても、7月7日を地球温暖化防止に取り組む日と定め、市庁舎や市が管理する施設のライトダウンの実施及び市民への啓発など、独自の取組をぜひ前向きに検討してほしいと思うがどうか。

地球温暖化対策として、本市が取り組んでいる「第2次小樽市温暖化対策推進実行計画」の推進状況は、現段階で既に目標値を大幅にクリアしている。その最大の要因は、暖冬によりロードヒーティングの電気使用量や暖房のための燃料消費量が減ったためであり、職員個々の意識改革で、今後も温室効果ガスを削減し続けていくのは限界があると思う。市は財政難を理由に新たな取組には消極的であるが、市有施設における太陽光発電の導入など、将来を見据えた対応を真剣に考えるべきと思うがどうか。

また、CO₂排出抑制に効果があるペレットストーブについては、その普及費用に対し、道の助成があるので、当面、こうした対応可能なものから実施してはどうか。

この問題の市民啓発に関しては、説明会の開催回数やパンフレットの配布状況から見ても不十分である。「環境にやさしい小樽市民ルール推進員会議」と連携するのはもちろんのこと、まず市みずから積極的に取り組む姿勢が必要ではないのか。

現在は、例えばコンビニエンスストアで販売されている弁当のように、容器や包装用ラップなど、多くのごみが生じる商品が大量に消費される傾向にあり、今後、排出事業者や許可業者がリサイクルに一層力を入れることを政策的に誘導することが必要ではないのか。

桃内の廃棄物最終処分場で家庭系ごみとあわせて処理されている産業廃棄物、いわゆる「あわせ産廃」4品目のうちの1品目である動植物性残さの受入数量は、約半分を占めている。これについては、民間が再資源化に向けた施設整備を進めており、今後、資源化できる可能性があると思うが、具体的にはどのような整備が必要で、何に再利用することができるのか。

全国的に介護従事者の待遇の改善が問題になっているが、市はその実態について部分的に聞き取り調査を行っているものの、正確には把握していない状況にある。既に国においては、全国レベルの調査を行っているため、それを参考にするという考え方もあるが、地域の実態をとらえ、労働条件の改善を図ることは、「人材の確保」、「介護サービスの質の向上」、「利用者の安全」につながるため、市としても独自に実態調査をするべきではないのか。

現在、燃料の高騰や利用者の減により、道内でも多くのバス事業者は厳しい経営を強いられている。本市においては、北海道中央バス株式会社の協力の下に、70歳以上の高齢者を対象にしたふれあいバス事業を実施しているが、同社は市に負担割合の見直しを求めていると聞く。市は、年度途中からの変更は難しいとしているが、今後、増額していくことは考えているのか。

市財政の現状から、独自に経営支援をすることは困難とは思いますが、路線バスの削減や撤退は、市民生活に重大な影響を与えることは明白であり、安定的に路線が維持されるよう、デマンドバスやコミュニティバスの導入により、国の補助制度を活用した新たな施策を検討してはどうか。

国は「がん対策推進基本計画」を策定し、75歳未満のがん死亡率を10年後には20パーセント減少させる全体目標を掲げている。さらに個別目標として、早期発見を図るため、欧米諸国に比べ極めて低いがん検診の受診率を5年以内に50パーセント以上にするとしているが、本市における子宮がん、乳がん検診の受診率は、どのように推移しているのか。

近年、若年層の女性に子宮けいがんが急増しているが、このがんはウイルス感染が原因で発症するとされ、既に海外の80か国以上で予防ワクチンが承認され、日本でも承認を求める声が高まっている。当面の対応としては、定期的に検診を受けることが重要であり、市として、市民啓発により一層努めてほしいと思うがどうか。

また、HPV検査を併用することで、発見率の大幅な向上が期待できることから、財政的な負担の懸念はあるが、導入について検討してほしいと思うがどうか。などであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

議案第1号、第6号、第9号及び第10号につきましては、いずれも可決と、全会一致により、決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

議長（見楚谷登志） これより、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（見楚谷登志） 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、総務常任委員長の報告を求めます。

（「議長、25番」と呼ぶ者あり）

議長（見楚谷登志） 25番、前田清貴議員。

（25番 前田清貴議員登壇）（拍手）

25番（前田清貴議員） 総務常任委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

議案第2号小樽市職員定数条例の一部を改正する条例案について、条例で定める定数は、市民ニーズにこたえるために必要な職員数の上限値を定めたもので、その範囲内で職員を配置しているとのことであるが、市民から現在の財政状況に照らして、実際の職員数が多いのではないかと指摘を受けることがある。真に必要な職員数は確保すべきと考えるが、市民が納得できるような明確な説明ができなけれ

ば、不信感も払しょくされないと思うがどうか。

市は、これまでも市民サービスの低下を招かないよう、可能な業務から委託化を進め、加えて退職者を不補充とすることで、職員数の削減を行ってきた。しかし、一方で欠員補充として、嘱託員や臨時職員を配置してこなしている業務もあるのが実態である。市民からは、正規職員が減っても嘱託員や臨時職員が配置されており、人件費の削減にはつながっていないのではないかという声があるが、実態はどうなっているのか。

議案第4号小樽市税条例の一部を改正する条例案について、地方税法の一部改正に伴い、年金受給者の納税の便宜を図る目的で、来年の10月支給分の老齢基礎年金等から、個人住民税を特別徴収、いわゆる天引きをするための改正である。現在でも、口座振替制度があることから、利便性が向上するという説明には疑問がある。かえって、この制度を導入することで、納税義務者みずからが税金を納めるという責任感や意識が希薄になってしまうのではないか。

年金からの天引きについては、所得税や介護保険料に加え、今年4月から後期高齢者医療制度の保険料が始まり、10月には新たに国民健康保険料についても行われる。そこに個人住民税が加われば、受取年金額が大幅に減ることになり、物価高騰の折、生活不安を助長する結果となるのではないか。

この制度を導入する真の目的は、強制徴収による未納防止としか考えられず、改めて住民の立場に立って、制度のあり方を見直すよう、国に働きかける考えはないか。

小樽市が、石狩湾新港管理組合に対して支払う母体負担金は約4億1,000万円と、厳しい小樽市の財政を圧迫する原因となっている。今般、石狩湾新港管理組合より中央ふ頭の分譲地について、北海道ガス株式会社に約4億3,000万円で売却する旨の協議がなされているが、この売却による財産収入により母体負担金にどのような影響があるのか。

市は新港管理組合に対して、現行の負担金を上回る工事をせず、歳出削減に努力するよう申入れをしているが、平成21年度の新港関係事業整備方針案では、港内の静穏度を保つため、新たな防波堤の整備や泊地の大水深化を継続するとし、不要な工事を継続して行うとの方針を変えておらず、このままでは将来的に母体負担金が増える可能性のほうが大きいのではないか。

市は管理組合が行う事業について、これ以上母体負担金が増えないよう、今後予定している工事については、真に必要な港湾整備なのかどうかをしっかりと検証していくべきではないか。

現在、策定作業中の第6次総合計画基本構想については、19年度に着手し、20年度中の完了を目指し、本年第2回定例会で基本構想案が提案される予定であったが、策定作業の遅れから先送りされた。この新しい総合計画は、小樽の将来の都市像を明らかにするための長期的な視野に立った指針であり、変化が激しい社会経済情勢の中にあって、的確な行政運営を果たすためには、早期に策定すべきと考えるが、どのような理由で作業が遅れているのか。

また、基本構想案の提案は、その後の基本計画策定作業と密接な関係にあり、策定作業は今後どのようなスケジュールで行っていくのか。

ITを活用した豊かな地域社会の実現を目指し策定した「地域情報化計画」は、19年度で計画期間が終了しているが、実施に至らなかった項目も多い。どのような成果があり、何が課題として残ったのか。同計画では、情報格差の解消のため、情報バリアフリーを図ることとし、図書館などの公共施設にパソコンを設置し、多くの市民がいつでも気軽に情報を得ることのできる機会を増やすとしていたが、具体的にこれまでどのように取り組んできたのか。

現在でも、市内におけるパソコン普及率は約30パーセントと低く、また市においても具体的に電子情報を活用した市民サービスの取組が見られず、計画の目標に掲げた情報化は道半ばとの感がある。今後

は、GISを利用した地図情報など、市民のニーズに合わせたシステムを構築することを次期計画の大きな柱の一つとして位置づけ、検討してほしいと思うがどうか。

国は、義務教育を無償で保障する責務があり、全国どの地域においても教育の機会均等が保障されなければならないが、近年は、自治体の財政力の差により、教育の地域間格差が広がっている。多くの自治体で歳出予算に占める教材費の割合は、義務教育費の交付税の配分額の約7割しか見込んでいないとの調査結果があるが、これは三位一体改革のあおりで、義務教育費国庫負担金の負担割合が2分の1から3分の1に縮小されたことや地方交付税削減などにより、地方自治体が厳しい財政運営を強いられていることが原因とは考えられないか。

義務教育は、日本が世界に誇る人づくりの制度として、長年にわたり受け継がれてきたものであり、教育は未来にかける先行投資であることを踏まえ、現行の制度を維持するためにも、できるだけ教育予算の拡充を図ることこそが必要と思うがどうか。

道徳教育について、近年、子供たちに生命を大切にする心や思いやりの心などの倫理観、社会性などを育成することが課題となっており、学校、家庭、地域が十分連携を図りながら、子供一人一人の道徳性を高めることがますます重要になっている。道徳教育は学校だけではなく、家庭や地域の協力が不可欠であるが、現代社会では家庭での学習習慣や早寝早起きといった生活習慣が身につけていないなど、基本的な生活の規範ができていない家庭も珍しくなく、これは親の世代に適切な道徳教育が行われてこなかったためとは考えられないか。

道徳は昔から守られてきた規範を子供に教え伝えることであり、子供の道徳心を向上させるためには、子供とは別に親に対しても道徳に対する指導が必要と思うがどうか。

また、今後、道徳教育を推進するためには、家庭や地域への周知、啓発活動をどのように行っていくつもりなのか。

総合博物館がオープンしてから約1年が経過し、以前に比べて入館者も順調に推移している。中でも常時行われている企画展示が市民に好評であるが、開館からこれまで具体的にどのような企画展示を行ったのか。

小樽は、歴史的建造物やまち並み景観を標ぼうする観光都市にもかかわらず、総合博物館では小樽の歴史に関する展示が少ないという観光客からの指摘がある。今後は、旧博物館では、スペースの関係で公開する機会が得られなかった歴史資料を活用し、小樽の歴史をわかりやすく取り上げ、新たな魅力を感じてもらえるような企画展示をぜひ実現してほしいと思うがどうか。などであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、議案第11号につきましては、採決の結果、賛成少数により否決と決定いたしました。

次に、議案第2号及び第4号並びに陳情第3号、第4号、第186号、第262号ないし第356号、第358号ないし第370号、第373号ないし第643号、第647号ないし第1002号及び第1004号ないし第1084号につきましては、採決の結果、賛成多数により、議案はいずれも可決と、陳情はいずれも継続審査と決定いたしました。

次に、その他の議案につきましては、いずれも可決と、全会一致により決定いたしました。

なお、当委員会におきましては、陳情第4号、第1004号及び第1005号について、今後の審議の参考に資するため、委員会の休憩中に陳情者から趣旨の説明を受けたことを申し添えます。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

議長（見楚谷登志） これより、一括討論に入ります。

（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

議長（見楚谷登志） 7番、菊地葉子議員。

（7番 菊地葉子議員登壇）（拍手）

7番（菊地葉子議員） 日本共産党を代表して、ただいまの委員長報告に反対、議案第2号及び第4号は否決、議案第11号は可決と、陳情第1004号ないし第1084号及び継続審査中の陳情につきましては、採択を主張して討論いたします。

議案第2号は、職員定数条例の一部を改正する条例案です。地方行革路線による人件費削減を主眼とした職員の削減には同意できないことをこれまでの議会でも指摘してきました。ここ数年、建設部、保健所、教育委員会などの職場で職員が大幅に減っています。普通建設事業費が大幅に落ち込み、道路の舗装も簡易舗装、除雪対策も市民要望に追いついていません。結局は、市民サービスに直結する事業が減らされ、職員定数削減に拍車がかかっています。市民サービスに必要な事業の積み上げで職員定数を定めていると言いますが、市民にとって安心・安全な生活を維持するための行政サービスの拡大とその分野での職員配置には、さらに努力が必要です。

議案第4号は、市税条例の一部を改正する条例案です。第169通常国会で地方税法が改正されたことを受けての市税条例の改正案です。今回の地方税法改正では、住宅の省エネ改修への減税、寄附金の控除対象見直しなど、納税者に有利な改正もあり、市税条例改正内容のすべてに異議を唱えるものではありません。しかし、2009年10月からは、65歳以上の公的年金受給者から個人住民税の所得割額と均等割額を特別徴収することが含まれています。小樽市の対象者は1万3,319人といえます。年金からは既に介護保険料に加えて、後期高齢者医療保険料が特別徴収されています。本人の意向を踏まえないで、年金から天引きする。そのことで生活上のやりくりが困難を来すなど、国民を不安に陥れるものです。また、上場株式などの譲渡損、配当などとの損益通算の仕組みが設けられましたが、損益通算の上限は設けられておらず、金融資産を持つ富裕層への優遇を広げることになり、問題です。

議案第11号は、我が党提案の小樽市非核港湾条例案です。31回目の提案となりました。核兵器をめぐる新たな情勢では、北朝鮮の核申告とそれにまつわる一連の出来事です。6か国協議の合意に基づくこうした動きは、北朝鮮における非核化に向けた積極的な第一歩として注目すべき出来事であり、北東アジアの安全保障にとっても重要です。また、ノーベル賞受賞者の湯川秀樹博士らが参加して1955年に結成され、平和と核兵器廃絶を中心課題としてアピール活動を展開している世界平和アピール7人委員会が今年27日に、7月の洞爺湖サミット参加国首脳に対して、環境対策や核兵器禁止での積極的決定を求める要望書を各国大使館に届けました。メンバーの1人である井上ひさし氏は記者会見で、この20年間で核弾頭が7万発から2万7,000発に減ったことを挙げ、「被爆者をはじめ日本人が頑張ったことも核兵器が減った大きな原因」と日本国民の頑張りを大きく評価しています。原子力空母ジョージ・ワシントン配備に反対する市民・県民の声と運動も広がっています。何よりも相次ぐ米艦船の入港に小樽市民の不安が広がっています。核兵器廃絶の世界的な流れに連帯する意味でも、本条例案の制定で、市民意思を示そうではありませんか。

また、今議会に付託となりました陳情については、今回から陳情者より趣旨説明を受けました。

陳情第1004号は、小樽市において泊原発3号機でのプルサーマル計画の説明会の開催要請方についてです。原子力発電所におけるプルサーマル計画の安全性の確立については、有識者検討会議による検討での総合的な観点から適切に判断していくとの高橋知事の見識です。広く道民からの意見も有識者会議に反映するとのことで、札幌市では説明会が開催されました。それならば、北海道電力は全道各地で説明会を開催するのが筋ではないでしょうか。小樽市と泊村の距離はわずかに四十数キロメートル。原発事故への不安も大きいと陳情趣旨説明では述べられていました。住民の不安解消に努めることは、地方

自治の責務です。北海道電力に対して、小樽市での説明会開催を要求すべきです。

陳情第1005号は、米艦の入港に当たり、港湾管理者の権限を尊重し、市民不安の解消を図る意見書提出方についてです。この陳情の内容については、これまで米艦船入港の際に設置された特別委員会などの中で審議されたものであり、陳情者の訴える中身については疑う余地のないものです。ぜひ陳情を採択して関係機関に配慮を促したいものです。

陳情第1006号ないし第1084号は、新「小樽市室内水泳プール」の早期建設方についてです。総合計画策定会議に示された資料の中には、小樽市の国民健康保険加入者の医療費が全国平均と比較して高額であることを示すものがありました。驚くのは、30歳代から60歳代までの年齢層で、1人平均5万円以上も高くなっていることです。小樽市はとりわけ病院好きの市民が多いのでしょうか。そうではないと思います。逆に、健康増進の環境が整っていないからではないのでしょうか。プールの早期建設を求める会の皆さん方から、代替となった高島小学校温水プールに通うことが困難となった方々に健康上の被害が現れていること、そうした人たちの健康を取り戻すために、現在、自分たちも何か協力し合えることはないのだろうか、こういったお話が聞こえてきます。年間5万人の利用のある施設をなぜ存続させないのか、市民の素朴な疑問で始められたプールの存続を求め、プール早期建設の声と行動につなげる中で、市民と行政の協働のまちづくりに貢献する意識と力がそなわってきているものと私は感じています。プールを建設するなど施設設置後のソフトの部分では、こういった人たちの力を行政の応援団として十分期待できるのではないのでしょうか。生涯教育の推進、市民の健康増進、まちなかの活性化と多様な効果が期待できるプールの早期建設に議会としても応援していきたいものです。

ぜひ議員各位の皆さんの賛同をお願いして、討論いたします。（拍手）

（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

議長（見楚谷登志） 17番、斎藤博行議員。

（17番 斎藤博行議員登壇）（拍手）

17番（斎藤博行議員） 民主党・市民連合を代表して、委員長報告に反対、議案第11号は可決、陳情第1004号及び第1005号は採択の討論を行います。

議案第11号小樽市非核港湾条例案は、小樽の港の平和的発展を願う立場から提出されたものだと思います。友好親善、補給、休息などの名目で繰り返されるアメリカ海軍軍艦の小樽港入港は、民間港の優先使用権をなし崩し的に確立しようとするアメリカ海軍の動きです。この動きに対して、地方自治法と港湾法に基づき港湾管理権を活用して小樽の港の平和を守ろうとするものです。さきのブルーリッジ小樽入港の例を見ると、小樽市の方式、いわゆる小樽三原則と市民感情を尊重するだけでは限界があり、この条例が必要であることが明らかになりました。

次に、陳情第1005号ですが、これも米艦の入港に当たり、港湾管理者の権限を尊重し、市民不安の解消を図ってほしいというものであり、その願意は妥当と考えます。

最後に、陳情第1004号小樽市において泊原発3号機でのプルサーマル計画の説明会の開催を求める陳情です。そもそも原発はトイレのないマンションと言われたように、稼働に伴い生み出される膨大な廃棄物の処理方針に重大な問題が残っております。国内で生産され、蓄積されているプルトニウムを原子炉内で燃料として燃やしていくこと自体、技術的にも、もちろん経済的にも確立されたものとは言えないのが現状です。こうした中で、市民の中からその安全性に疑問を持ち、不安を感じる市民が多く出てくるのも、また当然のことと思います。大きな議論があった原発建設や稼働とは全く別の問題であると考えする必要があります。半径30キロと言われている関係市町村も同様だと思います。北海道電力はそうであるからこそ、周辺4か町村と小樽を頭越しにし、札幌市においてプルサーマル計画の説明会を開催

しました。まずは、当事者であり、説明責任のある北海道電力に小樽市として、市民の不安解消を図るための説明会の開催を求めるべきと考えます。その意味で、陳情は極めて妥当なものだと考えます。

改めて、議案第11号の可決、陳情第1004号及び第1005号への皆さんの賛同を求め、討論を終わります。

(拍手)

(「議長、4番」と呼ぶ者あり)

議長(見楚谷登志) 4番、吹田友三郎議員。

(4番 吹田友三郎議員登壇)(拍手)

4番(吹田友三郎議員) 平成会を代表して、議案第11号小樽市非核港湾条例案につきまして、継続審査を主張し、討論をいたします。

この案件につきましては、大変重要な問題であり、継続審査を主張いたしますので、議員各位の御賛同をお願いいたします。

なお、継続審査が否決された場合、その後の採決に当たりましては、平成会は自席にて棄権の態度をとることを申し上げ、討論といたします。(拍手)

議長(見楚谷登志) 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、議案第11号について採決いたします。

委員長報告は否決であります。継続審査と意見が分かれていますので、まず継続審査について採決いたします。

継続審査とすることに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(見楚谷登志) 起立少数。

よって、継続審査は否決されました。

次に、委員長報告は否決でありますので、原案について採決いたします。

可決と決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(見楚谷登志) 起立少数。

よって、議案は否決されました。

次に、陳情第1004号について採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(見楚谷登志) 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、陳情第1005号について採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(見楚谷登志) 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、議案第2号及び第4号並びに陳情第3号、第4号、第186号、第262号ないし第356号、第358号ないし第370号、第373号ないし第643号、第647号ないし第1002号及び第1006号ないし第1084号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(見楚谷登志) 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の議案について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(見楚谷登志) 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、経済常任委員長の報告を求めます。

(「議長、5番」と呼ぶ者あり)

議長(見楚谷登志) 5番、大橋一弘議員。

(5番 大橋一弘議員登壇)(拍手)

5番(大橋一弘議員) 経済常任委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

唐津市は、観光入込客数が年間約800万人いるが、日帰り客が9割を占めているため、全庁的な戦略として宿泊客の増加を目指している。昨年、同市の観光協会は、地域を限定した募集型企画旅行が扱えるようになった第3種旅行業の認可を受け、いわゆる着地型旅行事業を展開している。これは地域の観光資源を活用し、大手旅行業者では企画できないきめ細かなプランを提案できるなど、宿泊滞在型観光の促進に効果が期待されるものであり、本市においても同様の取組ができないか、ぜひ観光協会に働きかけてほしいと思うがどうか。

旅行業者でもこうした取組は可能との考えもあるが、唐津観光協会は営利追求を目的としない社団法人として、純粋に観光をはじめとする地元経済の発展に寄与する目的で取り組んでいるもので、小樽においても研究する価値が十分にあるのではないかと。

昨年、大手旅行代理店への小樽観光のプロモーション事業が行われ、参加者からは小樽の食に対する評価が高かったものの、例えば菓子店が市内に点在しているため移動が不便であることや、営業時間が短すぎるとの意見があったが、何か方策は考えられるのか。

もちろん市内をめぐる中で新たな魅力を発見することができるという面もあるが、まずは運河周辺だけで帰ってしまう観光客をまちなかに誘導することが必要であり、例えば小樽の菓子を集めた「スイーツプラザ」であれば魅力ある施設になるものと期待できる。ただ、菓子店には個人経営のしにせも多く、中にはこうした取組に理解を示さない方もいると聞くことから、市は具体的な案を提示して、業界の意識を高めて、実現に向けて誘導してほしいと思うがどうか。

宿泊滞在型観光の促進は重要な課題となっているが、いわゆる夜の観光については、とかく札幌と比較されがちである。しかし、本市の夜景は、函館と比べてもそんな色ないとの評価もあり、例えば毛無山の夜景とワインを組み合わせるなど、魅力的なナイトツアーを企画することも可能と思うが、どのように考えているのか。

昨年度は、石狩湾新港の小樽市域と銭函地域で14社が新規に立地したとのことであるが、同時に撤退した企業も9社あり、厳しい状況がうかがえる。これらの撤退理由を承知しているのか。

数年前に実施した立地企業への助成金事業で誘致できたのは3社にとどまっているが、今回施行した企業立地促進条例は、固定資産税を2年間免除するもので、他都市と比較した場合に優位性はあると考えているのか。

そもそも小樽市域は石狩市域に比べ分譲率が低いと、これは開発当初の造成や分譲の時期に差があっ

たのが原因とのことであり、極めて不公平で納得できるものではないと思うがどうか。

同地域の企業に勤務する1万3,000人のうち、小樽市民は600人程度とされており、交通手段が不便ということもあるが、例えば高校卒業者が道外に就職しなくとも、この地域で働ければ雇用と財政の両面で効果が期待できるため、何らかの方策を講じることはできないか。

北海道の地域再生チャレンジ交付金事業について、今年度は本市の事業が採択されたが、予定している内容は複数あり、そのうち経済分野では中国定期コンテナ航路の集荷の安定化を図るため、船会社が上海に開設するアンテナショップに地元企業とともに出店するものや、ロシアでの北海道フェアに参加するといったものであると聞く。こうした市に負担のない交付金事業は、財政上非常に望ましいものであり、成果を上げられるよう十分に取り組んでほしいと思うがどうか。

原油の高騰は市民の家計を圧迫しているが、札幌ではその影響でバス会社が不採算路線を撤退するとの報道があり、住民に影響を及ぼしている。原油高は、もはや企業の経営努力で吸収できる範囲を超えており、企業の活動に支障を来すおそれがあると思うが、市としてできる方策はあるのか。

原因と言われる原油への投機を抑制させるべきとの指摘があるが、国際的な場での解決が図られるよう、市はぜひ国に要望してほしいと思うがどうか。

本市の農業について、耕地面積や就農人口は昭和35年をピークに減少の一途であるが、野菜のハウス栽培など、小規模経営が多く、市内での食料自給率は1パーセント程度であると聞く。しかし、市は、減少しているとはいえ、市民生活に寄与しているものと認識しているのであれば、もっと農業施策に力を注ぐべきではないか。

また、緑肥として、菜種やそば、マリーゴールドなどを栽培し、土にまぜ込むことがあるが、化学肥料を使わずに済む上、景観美化にもなる。市内では休耕地が増えているものと思うが、本市は傾斜地が多く、花畑には魅力的なロケーションであり、観光資源化を図るため、力を入れてはどうか。

岩見沢市では、栗沢クラインガルテンという体験農園施設が開設され、地域の活性化や自然教育に役立てられているが、本市も、こうした施設の整備について、財政的な負担を懸念するだけでなく、民間活用などの手法を含めて検討できないのか。

農業者の全国会議などでは、さまざまな振興策が提示されており、農業の将来を見通した上で、ぜひ研究してほしいと思うがどうか。

このたび小樽機船漁業協同組合は、現在所有する沖合底引き漁船8隻のうち、3隻を減船するとの方針を示したが、道内ではまだ他にこうした例がなく、その経緯について把握しているのか。

同組合は、日本海沖スケトウダラの不漁に加え、最近の燃油の高騰が原因で、採算がとれなくなったため、国の漁船漁業構造改革総合対策事業の助成を受けて減船することで、1隻当たりの水揚げを増やし、経営効率を高めるとの考えだが、これに伴い、乗組員50人が職を失うことになると聞く。市は、離職者の雇用問題について、関係機関と連携し、できる限りの支援をしてほしいと思うがどうか。

また、今回の減船が、市全体の漁獲量の減少につながるとも考えられることから、市内経済への影響についてどう考えているのか。などであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

所管事項の調査は継続審査と、全会一致により決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

議長（見楚谷登志） これより、採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（見楚谷登志） 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、厚生常任委員長の報告を求めます。

（「議長、22番」と呼ぶ者あり）

議長（見楚谷登志） 22番、北野義紀議員。

（22番 北野義紀議員登壇）（拍手）

22番（北野義紀議員） 厚生常任委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

陳情第1003号について、朝里・新光地域の住民による、この地域への多目的コミュニティセンターの設置を求める陳情は、議会が改選を迎えるたびに提出されており、住民の強い願いが感じられる。市も施設について検討する姿勢を示しており、住民の切実な要望を実現するためにも、現在策定中の新総合計画にぜひ盛り込んでほしいと思うがどうか。

市では、集団資源回収を行う団体に対して交付する奨励金を来月の実施分から、現在の1キログラム当たり5円を4円に減額することだが、苦情などは来ていないのか。

市財政が大変厳しい状況の中、今後は、行政と市民が一体となって財政健全化に向けて取り組んでいく必要があり、本市を除いた道内主要都市における奨励金の平均が約2.5円であることを考慮すると、せめてあともう1円減額してもよいと思うが、市の認識はどうか。

今年度末の介護給付費準備基金の総額は、本年度で完済する財政安定化基金への償還後で、約6億7,000万円にもなる見込みであり、この剰余金は次期保険料の引下げのためにぜひ充当すべきと思うがどうか。

現在、国では、平成23年度までに介護保険適用の療養型病床を全廃する方向で検討している。

本市を含めた各自治体では、平成21年度から3年間の第4期介護保険事業計画を策定中であるが、現時点で、必要な情報量が少なく、このままでは介護給付費の見込みなどにも大きな影響が出かねず、国に対し、早急に情報を提供するよう要請すべきではないか。

また、介護現場の労働者は、厳しい労働条件の割に低賃金のため、介護報酬の引上げを求める声が高くなってきており、保険料を引き上げないで報酬を引き上げる方法は何か考えられないのか。

現在、公立・民間合わせて市内に20か所ある保育所の今後のあり方について、市は、今年の9月をめどに10名程度の委員で構成する検討委員会を立ち上げ、議論をしていく予定と聞く。

保育所は一定の地域に集中している傾向があることから、本市における将来のまちづくりビジョンを踏まえ、保育所のあり方について検討を進めていくべきであり、公立保育所の統廃合を前提とした道筋しかないような進め方を考えているのであれば極めて問題と思うが、その辺どのように考えているのか。

現在、市では新総合計画を策定中であり、そこで検討されている項目と、今後、検討委員会で議論される保育所のあり方との整合性がとれるようにすべきと思うが、どのように調整をしていくつもりなのか。

現在、本市では、高齢化が進むにつれ独居老人世帯も増えている状況にあり、今後は、町会でそのような高齢者を支えていく仕組みづくりも必要ではないかと思うが、その辺については、どのように考えているのか。

町会独自で取り組んでいるボランティア活動の中には、地元の高校生が積極的に参加しているものもあり、独居老人の支援に貢献しているのみならず、地域住民との触れ合いを通じた人間形成の場としても大変有効なものとなっている。市は、こうしたボランティアグループの立ち上げを積極的に支援してい

くためにも、今後、社会福祉協議会との連携をより密にしつつ、市自体が直接相談に乗る専門窓口を設置するよう、ぜひ検討してほしいと思うがどうか。

本市では、高齢者を地域で支える仕組みとして、安否確認や声かけ運動などによる小地域ネットワーク事業を地域住民がボランティアで行っているが、最近では、高齢化や人手不足が問題化していると聞く。現在は、全国的に近所付き合いが減る傾向にあり、特に都市部ほど人間関係が希薄になってきているが、高齢化率が非常に高い本市においては、住民が互いの安否等を確認し合うことが重要であり、ボランティア以外に、住民同士が日常生活の空き時間で自由に支援活動ができるような仕組みは考えられないのか。

いわゆる「見守りネットワーク」ということで、強制や制限を全くされない中で、何か異変に気付いたときのみ連絡をもらうという仕組みを構築している自治体もあり、本市でも、近隣住民が互いの異変に気付いた場合、気軽に連携をとることができるような組織づくりの検討が必要ではないか。

本市でも、昨年11月から地上デジタルテレビ放送の受信が可能になったが、視聴するには専用のチューナーを取り付けるか、いわゆる地デジ対応型テレビを購入する必要がある、生活保護受給者がみずから準備するのは経済的に困難と思われるが、何か対応策は検討しているのか。

国は、生活保護世帯に地デジ専用のチューナーを配布する考えとのことだが、今後は、高額な地デジ対応型テレビの生産が中心になり、今までのテレビは製造されなくなる見通しと聞く。既にテレビは、我々の日常生活にとって不可欠なものとなっており、今後は、現在使用中のテレビが故障した場合、買換えが非常に難しくなると考えられることから、一時金を支給するなどといった根本的な解決策を検討するよう、国に要望してほしいと思うがどうか。

また、社会福祉協議会では、ストーブの購入に関しては、一定の条件の下で資金の貸付けを認めているとのことであり、テレビの購入をする際にも認めてもらうよう検討してほしいがどうか。などであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、陳情第247号、第253号及び第258号につきましては、継続審査と採択に意見が分かれ、採決の結果、全会一致により、いずれも採択と決定いたしました。

次に、陳情第250号、第251号、第252号、第646号及び第1003号につきましては、採決の結果、賛成多数により、いずれも継続審査と決定いたしました。

次に、その他の各案件につきましては、議案はいずれも可決と、所管事項の調査は継続審査と、全会一致により決定いたしました。

なお、当委員会におきましては、陳情第250号、第251号、第253号、第258号及び第1003号について、今後の審議の参考に資するため、委員会の休憩中に陳情者から趣旨の説明を受けたことを申し添えます。

また、6月30日に当委員会を開催し、去る6月24日開催の当委員会における理事者の答弁の訂正が行われました。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

議長（見楚谷登志） これより、一括討論に入ります。

（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

議長（見楚谷登志） 8番、中島麗子議員。

（8番 中島麗子議員登壇）（拍手）

8番（中島麗子議員） 日本共産党を代表して、委員長報告に反対し、陳情第1003号は採択、継続審査中の陳情第247号、第250号ないし第253号、第258号及び第646号については、いずれも採択を主張し、

討論します。

今定例会より、陳情者の希望により陳情趣旨説明が実施され、当委員会では、4人の方から5件の陳情について説明がありました。いずれも陳情内容に対する熱意が込められた訴えは説得力があり、大変よかったですと思います。残念ながら陳情者の直接の訴えにもかかわらず、委員会で採択された陳情は、3件にとどまりました。各会派の皆様には、討論にこたえ、陳情趣旨に御賛同いただきますよう、最初に訴えたいと思います。

陳情第1003号は、朝里・新光地域における多目的コミュニティセンター設置を求めるものです。この地域に同様の施設設置を希望する最初の市民要望は、昭和59年12月に新光地区に多目的集会所の設置方についてとして、新日本婦人の会小樽支部新光班の班長佐藤尚代さん外560名から提出された請願です。当時は、日本共産党の石井利幸議員が紹介議員になっていました。この請願は継続審査とされたまま審議未了になっています。しかし、その後も継続して提出されており、請願と陳情の違いはあっても、揺るぎない住民要望として24年間、ほぼ四半世紀にわたり提出され続けてきたものです。朝里・新光地域は人口が1万2,000人、小学校は後志で一番児童数が多い地域です。しかし、児童館もなく、活発な住民諸団体の活動や高齢者サークルが利用できる施設が不足しています。朝里十字街の共同住宅跡地という適切な場所もあるわけですから、次期新総合計画作成を検討している現在、ぜひとも採択して計画化すべきではないでしょうか。

陳情第253号及び第258号は、生活保護にかかわるものです。北海道の調査では、2007年度は生活保護率、人口1,000人当たりの被保護者数が1951年の調査開始以来最高値となり、3年連続過去最高値を更新しています。生活保護受給者の4割は高齢者で、受けるときの最も大きな理由は、病気などによる貧困です。貧困と格差をなくし、安心できる生活を保障することは、政治の責任であり、政府の政策が問われます。しかし、政府は2006年、70歳以上の生活保護受給者に支給されていた月額約1万8,000円の老齢加算を全廃しました。そして、平成21年度で、母子加算もまた全廃の予定です。また、加算手当の廃止にとどまらず、生活保護基準そのものの引下げまでしようとしたのですが、国民から激しい抗議が起こり、提案を取り下げる結果になったことは、御承知のとおりです。その後、厚生労働省は、滝川市が巨額の生活保護費を暴力団夫婦に不正支給していた事件を口実にして、通院移送費を今年度から削減すると通知しました。また、生活保護者には値段の安いジェネリック医薬品を使用するよう、都道府県に通知しています。最低生活を送る生活保護受給者にとって通院移送費の打切りや削減は、医療の権利を奪い、命の危険さえ起こりかねないと通知撤回を求める運動が短期間に起こり、撤回はされていませんが、生活保護者の方々が必要な医療が受けられないような事態は、絶対に起こさないと厚生労働大臣が答弁する結果になりました。ジェネリック医薬品については、正当な理由がないのに先発薬の使用を続けられ、保護の変更、停止、又は廃止を検討することまで折り込まれておりましたが、患者の人権を尊重していないと批判が上がり、この部分は削除されております。生活保護基準は、最低生活の基準です。小樽市の就学援助は、生活保護基準の1.3倍、介護保険料の低所得者減免は同じく1.2倍で適用しています。最低基準の引下げは、これらの適用基準をさらに引き下げ、貧困と格差の拡大につながるものです。陳情は、生活保護の母子加算廃止と生活保護基準引下げに反対し、国に意見書の提出を求めるもので、願意は妥当、採択を主張します。

二つの陳情は、民主党・市民連合、平成会は賛同していますから、自民党、公明党の判断で継続審査になっています。政府も提案を見送った内容を今後の推移を見るために継続審査にするということは、あくまでも生活保護費の削減を推進したいということでしょうか。

陳情第247号、第250号及び第251号は、障害者施策に関する陳情です。障害者自立支援法は、2005年10

月31日、特別国会で自民党、公明党が日本共産党などの反対を押し切って可決、成立させ、2006年10月から全面実施されました。小泉構造改革の下で、障害者福祉にも自己責任と競争原理を徹底し、国の財政負担の削減を進めるものです。とりわけ重要な問題は、利用料は能力に応じて負担する応能負担から、利用したサービス量に応じて負担する応益負担へと転換したことです。障害者が人間として当たり前の生活をするために必要な支援を益とみなして負担を課すことは、憲法や福祉の理念に反します。障害が重いほど負担が重くなり、負担ができない障害者はサービスを受けられなくなります。陳情は、障害者自立支援法実施に伴う認定のあり方やサービス内容、障害者施設運営にかかわる要望で、これらの意見や要望が施策に反映されるよう、取り上げていくことが大切と考えます。とりわけ陳情第250号パーキング・パーミット制度の導入は、障害者に限らず、高齢者、けが人、妊産婦など、人生の一時期の弱者も対象にして、市内の公的建造物や大型店、施設などに駐車場を確保する制度です。社会的弱者に対する市民モラルの普及の点からもぜひ取り組んでほしい内容で、いずれも願意は妥当、採択を求めます。

陳情第252号は、携帯電話基地局鉄塔建設の中止を求める市民要望で、安心・安全な地域生活を求める市民の声として、陳情第646号は、市民の身近なペットとしてともに生活する犬に対して傷つけることなく捕獲方法の改善を求めるものであり、願意は妥当であり、採択すべきものと考えます。

各会派の皆さんには、ぜひともすべての陳情に採択をお願いいたします。

次に、今回の厚生常任委員会で、私の質問に対する保健所答弁の訂正について報告します。

小樽市の特定健診時に、前立せんがんの独自検診の実施を提案したところ、保健所の主幹から、「ほとんどの患者さんがですね、70代、80代以上の方であります。こういった方々、年配の方ですから、がんが見つかって、それによって命を落とされるという時間と、実際のそうでなくても、寿命を全うされるというところでの時間ということを考えますと、がんを見つけて、逆に合併症などで命が短くなってしまふ。逆に、検査をして、見つかることで合併症を引き起こして悲劇を生み出してしまふこともございますので、がんを見つけないということ自体が、果たして年配の方々の幸せにつながるのだろうか、こういった点は、今後も議論していかないと、必ずしもがんを見つけないことが、その人の幸せにつながるというふうに、私どもは考えております」と答弁がありました。答弁の直後、委員会室の中はどよめきが起き、騒然となりました。翌日、日本共産党として、この答弁が保健予防、健診活動を任務とする保健所としての正式見解かと確認したところ、以下のように訂正がありました。「去る6月24日の厚生常任委員会における共産党中島議員の保健所として血液検査による前立せんがん検診を実施してはどうかとの質問に対する保健所の答弁は、説明不足があり、また保健所のがん検診にかかわる基本的な見解について、不適切な表現がありましたので、おわび申し上げますとともに、次に述べますとおり答弁を訂正いたします。血液検査による前立せんがん検査については、厚生労働省では直接的証拠として、死亡率の減少効果が認められた報告は、現時点では存在しないとの見解を示し、当該検査の有用性に疑問を呈しております。また、前立せんがんは、高齢者においては進行が非常に遅いことが知られております。このことから、保健所といたしましては、前立せんがんの早期発見のためには、泌尿器科等の専門機関において、診察を含めて、より専門的な検査を実施していただくことがふさわしいと考えており、当面、がん検診における血液検査による前立せんがんの検査の実施は考えておりません。」以上の訂正でした。

75歳で保険制度を独立させ、医療内容にも差別を持ち込む後期高齢者医療制度が、国民から厳しく批判を受け、野党4党が提案した廃止法案が参議院で可決されています。「長生きは悪いのか」と高齢者の怒りが高まっているとき、高齢者のがんを見つけないことが、その人の幸せにつながらないと断言することは、高齢者のがん検診は必要なしということになり、予防・健康増進活動を任務とする保健所とし

て極めて不適切な答弁です。我が党からの指摘を受け訂正しましたが、今後このようなことのないよう求めます。

最後になりますが、国民健康保険の資格証発行にかかわって、発言をつけ加えておきます。昨年9月で本市における資格証発行件数は501件ですが、市の資格証交付要綱では公費医療助成対象者は、対象外になっています。しかし、現在これらのほかに14世帯に小学生が含まれています。今年10月からは小学校6年生までの入院医療費は公的負担になります。資格証のままでは、無料の医療が受けられません。市は、入院が発生した時点で連絡を受けて、本証を発行するから問題はないと言いますが、保険料を1年以上滞納しているわけですから、医療そのものにかからず済ませればよいとしてしまい、公費負担で入院が無料といっても、利用しない結果になることが心配されます。小学生について資格証ではなく、保険証交付を検討すべきと考えます。10月からの公費医療制度の拡大に当たり、改善を求めて討論を終わります。（拍手）

議長（見楚谷登志） 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、陳情第247号、第253号及び第258号について、一括採決いたします。

委員長報告はいずれも採択であります。継続審査と意見が分かれておりますので、継続審査について採決いたします。

継続審査とすることに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（見楚谷登志） 起立多数。

よって、継続審査と決しました。

次に、陳情第251号について、採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（見楚谷登志） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、陳情第250号、第252号、第646号及び第1003号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（見楚谷登志） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（見楚谷登志） 御異議なしと認め、さように決しました。

この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時33分

再開 午後 3時00分

議長（見楚谷登志） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、建設常任委員長の報告を求めます。

（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

議長（見楚谷登志） 10番、斉藤陽一良議員。

（10番 斉藤陽一良議員登壇）（拍手）

10番（斉藤陽一良議員） 建設常任委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

本委員会で趣旨説明があった陳情第246号市道桜18号線の道路敷地を最大限活用した幅員整備方について、現地の道路敷地はのり面を含めて4メートル幅であり、現況の幅員が狭いため除雪車が入れず、住民は冬期間の安全な交通の確保を求めて、簡易な方法によってでも幅員を広げてほしいと願っている。当該箇所は整備が大変困難だと認識しているし、市の財政事情も承知しているが、桜地区の市道は市内でも特に幅員が狭く、維持改良についても特別の手だてが必要と思われる。市は道路管理者としての責任から、優先的に臨時市道整備事業などで整備を検討することはできないか。

陳情の採択には法的な拘束力はないが、仮に議会で意思決定がなされた場合は、市民の声として受け止め、積極的に取り組むことを強く望むがどうか。

次に、ラブホテル建築規制条例の素案に関する質問といたしましては、条例の素案では、市域の1割程度が建築規制区域から外れている。この条例の規制区域は、いわゆる風俗営業法上の営業規制区域に認可外保育所などの対象施設を加えていく方法で定めているもので、対象となる施設がない区域はこれ以上規制できないとのことだが、教育委員会が指定した通学路を対象に加えるなど、限りなく市域全域に規制が及ぶよう研究してほしいと思うがどうか。

現段階では全国と比較しても最も厳しい条例になるとのことだが、今後、シティーホテルなどの既存施設が部屋の時間貸しを始めることも考えられ、抑止力に関しては限界があると思われる。このような施設の規制強化には風俗営業法の改正を待たなければならない部分があると思うが、造作以外の規制についてはどう考えているか。

新築する時点での抑止効果は期待できるが、最近では札幌市で一般のシティーホテルがラブホテルに改築された例があり、本条例で想定しているような「ラブホテルとみなす構造及び設備の要件」では規制できない場合も考えられる。小樽市の特別景観形成地区や中心市街地にある既存のホテルが改築され、結果としてラブホテルになってしまったということがないように、パブリックコメントによる意見も参考にしながら条例が実効性のあるものとなるよう十分検討すべきと思うがどうか。

その他の質問といたしましては、小樽市景観計画の素案では、「特別景観形成区域」を「小樽歴史景観区域」に改め、区域内における行為の制限として、敷地を駐車場にする場合は塀や植栽などを設け、まち並みの連続性に配慮することとしているが、施工に際して補助金を交付する考えはあるか。

全国的にも画期的で興味深い取組であるが、塀などを設置した場合、駐車場が道路側から見えにくくなることにより、利用者の減少や防犯上の問題も危ぐされるため、これらのデメリットを解消するよう研究し、小樽の新しいまち並みの形成に努めてほしいと思うがどうか。

本年5月に成立したいわゆる歴史まちづくり法では、自治体が国指定重要文化財を中心とした歴史的風致維持向上計画を策定し、国の認定を受けることで歴史的建造物の補修のみならず、電柱の地中化など周辺整備に補助金が交付されることになった。本市でも旧日本郵船小樽支店や旧手宮鉄道施設が国指定重要文化財となっており、この補助金を総合博物館の車両修復や旧手宮線跡地整備に活用することにより、地域や経済の活性化が期待できるのではないかと。

国土交通省によると申請の受付開始は今年の秋を予定しているとのことだが、滋賀県彦根市では既に計画策定に取り組んでいると聞く。補助事業には、自治体にも一定の負担があることから、市は今後検討していくというが、新たな国の事業に乗り遅れることのないよう、早急に手がけるべきではないか。

本市の高齢化率は上昇の一途をたどっており、市営住宅には将来にわたって高齢者や障害者の入居が増加するものと予想される。来年度、着工が予定されている市営オタモイ住宅3号棟のバリアフリー化を、どのように進めるつもりなのか。

平成13年に施行された高齢者の居住の安定確保に関する法律では、高齢者であることを理由に入居を拒否することのない賃貸住宅の情報提供を制度化しており、道内でも財団法人北海道建築指導センターが高齢者円滑入居賃貸住宅などの登録と登録簿の閲覧を行っている。市内で単身の高齢者が民間の賃貸住宅への入居を希望する場合にも制度の周知をするなど、行政として高齢者の住宅確保にきめ細かい対応をするよう望むがどうか。

国の補助金で建設した公共施設の目的外転用は、これまで50年の耐用年数を過ぎなければできなかったものが、いわゆる補助金等適正化法に係る財産処分承認基準の改正で、おおむね10年を経過すれば認められることとなったことに加え、国土交通省では、全国一律の整備基準を定めている低所得者向けの公営住宅の面積などに自治体の裁量を拡大する方針を決めている。本市においてもこうした制度を導入して、今後、学校統廃合で対象となる学校施設を改築し、高齢者集合住宅に転用すれば、安価で整備できることに加え、高齢者にとっても住みなれた土地で生き生きと助け合って生活することができ、地域コミュニティのきずなが深まることが期待できるのではないかと。

今後は、一定程度の裁量が地方に認められたことから、公共施設の有効利用や地域の活性化のためにどう活用していくか、将来に向け可能性を検討してほしいと思うがどうか。などであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

陳情第1号、第246号及び第644号につきましては、採決の結果、賛成多数により、いずれも継続審査と決定いたしました。

なお、当委員会におきましては、陳情第246号について、今後の審議の参考に資するため、委員会の休憩中に陳情者から趣旨の説明を受けたことを申し添えます。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

議長（見楚谷登志） これより、一括討論に入ります。

（「議長、21番」と呼ぶ者あり）

議長（見楚谷登志） 21番、古沢勝則議員。

（21番 古沢勝則議員登壇）（拍手）

21番（古沢勝則議員） 日本共産党を代表して、ただいまの委員長報告に反対、継続審査中の陳情については、採択を求める討論を行います。

まず、陳情第1号市道潮栄線の一部ロードヒーティング敷設方についてであります。この市道は、真栄1丁目50番地付近の国道5号を基点とし、同2丁目89番地付近の国道393号までを結ぶ延長2キロメートルの道路であります。沿線住民にとって他にかえようがない生活道路として、市の除雪水準においても幹線的な路線として、2種の2に位置づけられている道路であります。最大こう配14パーセント、この潮栄線に特に冬場の安全確保のためにとロードヒーティングの敷設を求めたものであります。

陳情第246号は、市道桜18号線の道路敷地を最大限活用した幅員の拡張を求めたものであります。桜地域は、御承知のように、その地形の特性からこう配がきつく、また市内の他の地域には見られないほど道路幅員の狭い市道が多い地域であります。道路の維持・管理では特別の工夫を要する地域になっていきます。桜18号線もその地形、道路幅員、形状などから、大変困難な案件であることは理解できますが、趣旨説明に立たれた陳情者も、本格的な道路改良でなくてもいいこと、現状の幅員を少しでも簡易な方法でも広げてほしいと訴えておられました。

陳情第644号は、市道銭函石山線と市道銭函神社線に手すりの設置を求めるものです。銭函神社線は道路幅員も十分あり、近くの郵便局を利用する市民も多い生活道路であります。道路こう配もきついものではありません。しかし、なぜか除雪水準は第3種路線でしかありません。大雪のときや融雪期には歩行不安になり、現に転倒事故などが発生している道路であります。銭函石山線は、この銭函神社線に比べると幅員は狭いものの、これもなぜか除雪水準は逆に第2種路線であります。除雪の置き場所が少なく手すり設置には工夫を要する路線になっていますが、しかし、このいずれの道路においても、例えば除雪方法や除雪水準の改善を図っていく、例えば砂まき散布路線として、住民の不安に少しでもこたえていく、こうしたことができないのでしょうか。

陳情3件はともに継続審査中のものであります。中には、陳情第1号のように平成10年2月に提出され、私が議員になる直前の平成11年4月で審議未了、廃案とされたものもあります。今期の議会には、昨年の第2回定例会に改めて提出されました。今定例会においても、他の委員会に係る陳情も含め、その多くが継続審査であります。言うまでもなく、その実態は事実上棚上げであります。与党派の多くがまれに採択を主張する場合、その案件は市長の同意若しくは受け入れる旨の態度表明をしたものでしかないことは、極めて残念でなりません。市民がみずからの意見を議会に反映させ、その一方、議会は市民の意見に基づいて活動する。現憲法の下で、このように制度として確立されたのが、陳情・請願制度であります。つまりこの制度は、地方自治、住民自治の柱を成すものであると言っても過言ではありません。採択も不採択も、あるいは継続審査、棚上げも、要は理事者次第、これでは一体議会の果たすべき役割はどこに行ってしまうのでしょうか。議員各位に、陳情に込められた市民の願いの側に立ち、ぜひとも採択されるよう最後に呼びかけて、討論を終わります。（拍手）

議長（見楚谷登志） 討論を終結し、これより一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（見楚谷登志） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、学校適正配置等調査特別委員長の報告を求めます。

（「議長、19番」と呼ぶ者あり）

議長（見楚谷登志） 19番、佐々木勝利議員。

（19番 佐々木勝利議員登壇）（拍手）

19番（佐々木勝利議員） 学校適正配置等調査特別委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

今回、学校規模・配置の適正化に関するスケジュールが見直されたが、具体的な校名はいつごろ示されるのか。

市教委は、学校配置の適正化と校舎の耐震化工事を同時に進めていくスタンスをとり続けているが、仮に工事が予定より早く始まった場合は、当然、適正配置計画もそれに合わせて早まることになると思うが、そう認識していてよいのか。

市教委は、現時点で、データもそろっていないため、どの地域に何校残るかといった検討は全く行っていないとのことだが、7月から開催される学校規模・配置の適正化にかかわる地域懇談会の出席者からは、対象となる校数や校名など、具体的な質問が出ることが十分予想される。市民に計画を理解してもらい、今後スムーズに進めていくためには、早い段階から対象校の公表など、具体的な説明をしていくことが必要であり、スケジュールを前倒しすることも検討してはどうか。

地域懇談会の開催日及び会場について市教委から報告があったが、中には日程が小樽祭りや潮まつりなど町会や市の行事と重なっていたり、会場が坂の上にある中学校となっているなど出席者に対する配慮が非常に欠けている。中学校区を単位として懇談会を開くからといって、会場をすべて中学校にする必要はなく、地域の実情に合わせて決めるべきであり、また、日程に関しても、適正配置計画に関心のある市民にできるだけ多く出席してもらえよう再検討すべきではないか。

地域懇談会で配布予定の「学校規模・配置の適正化計画策定に当たっての基本的な考え方」という資料によると、望ましい学校の規模は、小学校は12学級以上、中学校は9学級以上と示されているが、今後の具体的な協議の中で、この条件に合わない学校が出てきた場合でも、単式6学級そのものは今のところ考えていないとのことである。一方、昨年10月31日に開催された当委員会では、複式学級に関する質問に対し、市教委は単式で6学級編成になることも考えられると答弁していたが、これでは明らかに答弁が食い違っており、議会に対する姿勢に一貫性がなく、緊張感が欠けていることにほかならないのではないか。

市教委は、地域懇談会の周知方法を広報おたるや町会回覧など、従来どおりの方法で行う考えとのことだが、それでは前回の学校適正配置計画の説明会のように、この計画策定そのものに異論を唱える人ばかりが出席することも想定される。偏った議論にならないためにも、いろいろな意見を持った人に幅広く参加してもらえよう周知方法をぜひ検討してほしいと思うがどうか。

また、地域懇談会の出席者が想定よりも少なかった場合は、再度行う予定でいるのか。

地域懇談会では、今回の適正配置計画は白紙撤回した前回の計画とどこが違って、なぜ行う必要があるのかなどの理由を聞かれると思うが、市教委は、その場合、どのような説明をするつもりか。

また、今後、地元で話し合いをする上で目安となるよう、あくまで参考であることを前提に、適正な学校規模とされる基準の学級数のみを基に試算し、対象となる可能性のある学校名を含めて説明してはどうか。

地域懇談会の出席者の中には、発言は苦手だが、自分の考えをしっかりと持っている方も多くいることが予想されることから、開催会場で、アンケート用紙を配布し、意見や感想を書いてもらえるようにしてほしいと思うがどうか。

市教委は、地域懇談会の出席者に配布予定の資料の中で、地区を三つのブロックに分け検討するとしているが、これを分けた観点が、将来の児童・生徒数から推計されるクラス数を基にしているのか、新総合計画の地区区分によるのかなどがわかりづらい。参加者も同様に困惑することが想定されるが、その辺はどのように整理しているのか。

地域懇談会で配布予定の資料の中で、統計的なものは児童生徒数・学級数推計と新耐震基準以前に建築された校舎が判別できる学校建築年一覧しか記載されていないが、出席者に適正配置計画の必要性を正確に判断してもらうためには、これでは不十分であり、非常に不親切である。市民との懇談会に際しては、各学校間の距離など客観的なデータや、学校は教育の場であること以外に、地域コミュニティの中心施設であり、災害時の避難場所に指定されていることなど、学校と地域とのつながりがわかるような詳細な資料も示すべきではないのか。

また、今後、市教委は可能な限り市民や議員に対し、情報を開示する姿勢で作業を進めてほしいと思うがどうか。などあります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

陳情第260号につきましては、採決の結果、賛成多数により継続審査と決定いたしました。

なお、当委員会におきましては、陳情第260号について、今後の審議の参考に資するため、委員会の休

憩中に陳情者から趣旨の説明を受けたことを申し添えます。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

議長（見楚谷登志） これより、討論に入ります。

（「議長、22番」と呼ぶ者あり）

議長（見楚谷登志） 22番、北野義紀議員。

（22番 北野義紀議員登壇）（拍手）

22番（北野義紀議員） 日本共産党を代表して、ただいまの委員長報告に反対し、陳情第260号小樽市立豊倉小学校の存続方については願意は妥当、採択を主張する討論をいたします。

この陳情は、市教委が進めている学校適正配置に関するもので、陳情の趣旨にあるように、小樽市立学校の規模・配置の在り方検討委員会の答申等が複式学級解消を明確にうたっていることは、豊倉小学校の事実上の廃校を意味しており、これに反対する陳情です。在り方検討委員会の中間報告で、複式学級解消が打ち出されたため、豊倉小学校関係者が協議を重ね、その意見を集約してPTA会長が市教委に要望書を提出しましたが、昨年10月25日の在り方検討委員会の答申も市教委の要約リーフレットも複式学級解消の方針がそのままであったため、再度豊倉小学校関係者が協議を行い、小学校存続を願う陳情の提出に至ったものです。

在り方検討委員会の答申を受けて、6月25日の本委員会に示された市教委の学校規模・配置の適正化計画策定にあたっての基本的な考え方も複式学級解消を明確にうたっています。これらの経過から、6月25日の学校適正配置等調査特別委員会で、陳情の代表者がその趣旨説明を行い、豊倉小学校では、複式を含む少人数学校でも立派な教育が行われていることを訴えられました。これまでの適正配置に関する議会の質疑でも複式を含めた小規模校のよさが強調されてきました。本特別委員会に配布された資料2にも、小規模校に関する他都市の検討内容等として、メリットが掲載されています。もちろん市教委の資料ですから、デメリットも掲載されています。熟読しておわかりのとおり、メリットは大変バラエティに富んでいるのに対し、デメリットはボリュームはあるものの、教員の配置基準に見られるように、国が公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律とそれに基づく政令の学級編制基準や教職員定数配置基準を30人以下学級の少人数学級の基準にしたら、一挙に改善されるものが共通していることが特徴です。今日、少人数学級は世界の流れであり、国内でも日本教育学会や国立教育政策研究所の権威ある機関、団体等の調査研究結果でも、教育効果について、日本教育学会では学級定員の標準は20人程度とすべきと提言し、国立教育政策研究所も20人以下学級が群を抜いて教育効果があることを指摘しています。文部科学省も少人数学級のため、市町村教育委員会が学級編制時に都道府県教委の事前協議での同意を廃止して、市町村教委の判断に任せる方向であることや、今後の教育政策の目標を定める教育振興基本計画素案で、新学習指導要領の導入で授業時間が増えることを理由に、今後5年間で教職員定数を2万5,000人増員する数値目標を盛り込む方針であることが、マスコミで報道されています。こういう時代の流れに確信を持ち、教育関係者はもとより多くの保護者にも呼びかけて、少人数学級を実現し、その上で少子化に対応した学校適正配置計画とするよう要求します。

この際、市教委に二つ指摘しておきたいことがあります。一つは、教育委員長の議会への出席についてです。行政機関の長の出席義務を定めた地方自治法第121条の条文では、教育委員会委員長など行政機関の長は、「議会審議に必要な説明のため、議長から出席を求められたときは、議場に出席しなければならない」と定められ、出席が義務づけられています。これを受けて、本市の市議会委員会条例第19条で、委員会は「説明のため出席を求めようとするときは、議長を経てしなければならない」と定められています。この出席義務の法の趣旨に基づけば、市教委は本会議や関係委員会の開催に当たっては、教

育委員長にその日時を知らせ、出席要請があったときは、いつでも出席できるようにしておくことが必要です。それを与党の猶予期間を置いて出席を求めるべきだなどの意見に甘えて、必要な努力をしていないことが、今回改めて浮き彫りになりました。本委員会での出席義務の問題での市教委の最初の答弁は、「我々も委員会なり代表質問、一般質問の中で日程的なものが合えば、当然委員長として出席していただくというふうに考えている」というものです。法の出席義務ではなくて、委員長の都合が合えば出席する。都合が悪ければ出席しないというもので、法の趣旨を真っ向から踏みにじる論外な答弁でした。私の指摘ですぐ市教委は答弁の訂正を行いました。法の趣旨を理解していないことが明らかになった答弁でした。議会側としても、行政機関の長への議会の出席は、法に基づき出席義務があるとの立場での対応を基本にしなければなりません。教育委員長の議会への出席義務について、市教委は法の理解を正確にすることを強く要求し、今後、このようなことのないように要求しておきます。

次は、同じく教育委員長の議会への出席義務に関して、市教委が法の趣旨をゆがめていることや、その場しのぎで議会や住民への説明をごまかすのが組織の体質ではないかということが心配なので、指摘します。これは重要なことなので、あえて過去のけりがつけられていない問題も含めて指摘します。

まず、教育委員長の議会への出席の問題です。平成17年第1回定例会で3月4日に私が代表質問することになり、本会議での質問に先立ち、教育委員長は非常勤の方なので、あらかじめ早くから市教委に教育委員長の出席を通告しておきました。ところが、事実は教育委員長への連絡は、代表質問の前日であったことが明らかとなりました。市教委は、この事実を隠して、委員長が都合が悪いから、職務代理者が出席して私の質問に答弁するから文句はなからうということでした。これは当然のことなので、私を含め、議会は同意しました。ところが、4日後の3月8日、古沢議員の一般質問の答弁に立った西條文雪氏、当時の教育委員長は、答弁の冒頭、「先週、北野議員より私の出席要求がありました。事務局から私が聞きましたのが前日でありましたので、既に出張が入っておりまして、出席することができませんでした。ここでおわびを申し上げたいと思います」とおわびとお断りがあったわけです。このことで、市教委が組織ぐるみで議会に対して事実を偽り、ごまかしていたことが浮き彫りにされたわけです。この明白な議会に対する偽りに対して、その後、何回指摘しても謝罪もなく、けじめもつけずに今日に至っています。

次に、市教委の議会答弁も問題です。今回の学校適正配置計画の審議に当たって、市立学校の規模・配置の在り方検討委員会の答申を受けての議会審議は、昨年10月31日に続いて、この定例会で2回目です。ところが、昨年の特別委員会の審議で、市教委の答弁と今定例会の特別委員会の答弁に一貫性がなければ、全く前回の答弁を否定するいいかげんな対応です。

二つだけ指摘します。

一つ目は、平成11年策定の小中学校適正配置計画基本方針に関する我が党の菊地葉子議員への答弁で、基本方針はもう一度見直す作業を並行してやっていかなければならないと、在り方検討委員会の答申を受けての適正化計画策定と基本方針見直しを並行して作業するとの説明でした。ところが、6月25日の特別委員会では、基本方針はこれから策定する適正化計画の中に包含してと、大きく内容を変更する答弁でした。こういう場合は、議員から質問されてから答えるのではなく、議会の審議に先だって、市教委みずから前回の答弁を変更したなら、その理由を申し出て、それに基づく議会での審議をお願いするのが当然ではないでしょうか。

二つ目は、学校規模問題での答弁を翻したことです。昨年10月の本特別委員会で、公明党の斉藤陽一良議員の豊倉小学校を想定した質問に市教委は、「人数がもう少し多くて、学年で二けたぐらいになったら、複式ではなくて単式では規模は小さいけれども、6学級編制になることも考えられるわけで

す」こう説明していたのです。今議会でも、市教委は、答申と基本的考え方も引用して、望ましい学校規模は、小学校12学級以上、中学校は9学級以上となっているが、実施する時点では、すべての学校が望ましい学校規模となるわけではなく、例外も生まれることを認めていました。私は、この経過を踏まえて、望ましい学校規模の例外の中に6学級小規模校が場合によっては生まれることもあり得るなど念を押したら、そこまでは考えていませんと前回の答弁を真っ向から否定する答弁を行いました。

このように、議会の審議で市教委が答弁で説明していたことを、いとも簡単にそれも平然とひっくり返す。これでどうしても審議ができるのでしょうか。学校適正配置に関しては、これから関係者への懇談会や説明会が開かれていきます。前回の適正配置のように、地域懇談会で市教委の方針を偽って説明し、参加者からの追及を逃れるという卑劣な恥ずかしい対応を行わないよう、強く要求し討論いたします。（拍手）

議長（見楚谷登志） 討論を終結し、これより採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（見楚谷登志） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、市立病院調査特別委員長の報告を求めます。

（「議長、24番」と呼ぶ者あり）

議長（見楚谷登志） 24番、成田晃司議員。

（24番 成田晃司議員登壇）（拍手）

24番（成田晃司議員） 市立病院調査特別委員会の報告をいたします。

当委員会の質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

市立病院改革プランについては、9月に素案を取りまとめ、庁内に設置した策定会議で原案を作成し、パブリックコメントを経て12月に決定するスケジュールとのことであるが、いつ素案を議会に報告する考えなのか。

公立病院特例債の発行に当たって、国は9月末までに経営改革プランの骨子を提出することを求めており、素案の段階であれ国に提出するのであれば、その前に議会で十分議論すべきであり、決して事後報告とならないよう要望するがどうか。

改革プラン策定に係る再編・ネットワーク化協議会のメンバーは、市幹部と市内の医療関係者だけで構成されているが、道が示した自治体病院広域化・連携構想によれば、本市を含む北後志を一つのブロックとし、市町村、医療機関、関係団体、住民代表により地域医療についての検討会議を開くものとされていたのではないか。

市は、ブロック単位での協議の前に、市内関係者で考え方をまとめることが先決というが、市立病院の地区別患者数を見ても、余市地区の占める割合が2割を超える診療科も多くあり、こうしたデータからも北後志地域において市立病院が重要な存在となっているのは明らかではないか。

こうしたことから、市立病院の今後のあり方や、果たすべき役割を議論する上においては、近隣の町村からも意見を求めるのが筋であり、改革プランにはそこで集約された意見を反映しなければならないと思うがどうか。

道の構想全体に対する評価は別にしても、多くの意見を取り入れていくという方向性は正しいものなので、改革プランの素案が固まる9月までに、町村の関係者とも十分協議すべきと思うがどうか。

再編・ネットワーク化協議会には、医師会と市内の公的病院の院長がメンバーとなっているが、市は

目的や役割についてどのように説明して参加を要請したのか。

この協議会は、市立病院そのもののあり方ではなく公的病院とともに、いかに地域医療を支えていくかという議論に軸足を置くべきであり、ネットワーク化による相互補完や、役割が重複する部分の調整など、本音での話し合いが期待されるものであるが、メンバーはそういうスタンスで参加しているのか。

その認識があるのならば、協議会でまとめた内容については医師会や公的病院も含めて共同提案という形で、策定会議に報告するものと考えてよいか。

9月にまとめられる改革プランの素案は、病院の規模・機能を考える出発点になるものである。日程的に厳しい面はあるが、協議会で一定の合意に至ったものについては、速やかに議会に示してほしいと思うがどうか。

市立病院の経営改善について、市はこれまでさまざまな取組を行ってきたものの、いまだ好転する兆しはない。これは医師不足が最大の原因というが、医師を確保できなければ収支改善は不可能と考えているのか。

経営改善については、専門家にたびたび相談をしているとのことであるが、具体的に改善に結びつくようなアドバイスは受けていないのか。病院経営のコンサルタントによる診断を受け、問題点の指摘を受けることが有効と思うがどうか。

市内の患者動向については、国民健康保険のレセプトを分析することで把握することが可能と聞く。この資料は今回設置した再編・ネットワーク化協議会など、他の病院と話し合いを行う際に利用しているとのことだが、それにとどまらず経営改善を図る観点からも有効な資料なので、十分に活用してほしいと思うがどうか。

地方公営企業法を全部適用することで、経営の立て直しが図られた例を見ると、経営形態を変更するとともに、医師の確保や患者増となるさまざまな方策を講じている。本市においてもこうした自治体を参考に、改革プランの策定に当たっては、経営の健全化、統合新築が可能となるような改善策を盛り込み、実効性のあるものにしてほしいと思うがどうか。

市は、改革プランの三つの視点のうち経営形態の見直しについて、21年度に地方公営企業法の全部適用を目指し、管理者に予算執行権や人事権を付与する考えと聞くが、これにより経営改善が進まない場合には、より経営上のメリットが大きいとされる独立行政法人化も考えているのか。

この際、民間に譲渡すべきとの意見もあるが、地域医療の中心を担う公立病院という位置づけがあるからこそ国も交付税措置をしているのであり、その額は収入全体の約7.5パーセントにも当たるといふ。小児科病棟の廃止を例にとっても2,000万円余りが減額されているなど、その影響は大きく、交付税措置のない民間では不採算部門を抱え続けることは難しいと予想される。結果的に診療料がなくなるなど、市民にしわ寄せがいく懸念があるが、改めて公立病院のあり方をどのように考えているのか。

長崎県江迎町では、民間譲渡を検討した際、大学からの医師派遣がなくなることで、医師が不足し、経営が困難になって最終的に病院がなくなることになっては地域医療に与える影響が大きいため、独立行政法人化をしてでも町立を維持する道を選択したとのことである。本市においても経営形態の見直しに当たっては、地域医療を守るという観点で検討すべきと思うがどうか。

北海道は、医師会や病院協会と協力し、深刻な地方の医師不足の解消を図ろうと、都市部の民間病院から地方に医師を派遣する新たなシステムを立ち上げ、このたび札幌の脳神経外科医が留萌市立病院に赴任したと聞く。この支援体制の展開に関係者は注目しているが、市は、情報収集を行うとともに問題点の整理はしているのか。

このシステムでは過疎地を主眼にしているため、本市は対象にはならないとのことであるが、本市も

医師不足に悩まされており、増収対策を図る上でも、道に対し医師の派遣について要請すべきと思うがどうか。

病院事業会計の収支計画は、23年度までに不良債務を解消することとし、今年度の病院負担分を約5億3,700万円としているが、これは昨年度の10倍以上の額に当たり、大幅に収支が改善する要素が見当たらないのであれば、計画の目標達成には疑問を感じるがどうか。

市は、現在、財政健全化計画を進めているさなかであり、これ以上一般会計からの繰出しを追加することはできないとしている。23年度までの病院解消分の合計は17億円にも及び、現在の厳しい経営を考えると、非常にハードルが高いと言わざるを得ず、仮に解消分を毎年達成できず、23年度に10億円が残るといった事態になった場合、病院の経営自体はどうなっていくのか。

市は、新たな手だてではないものの、新規に導入した医療機器による増収やさらなる経費の削減を積み重ねて、収支計画を達成したいというが、既に今年度5月までの収益は計画を下回っており、最悪の事態を想定したシミュレーションをしておく必要があるのではないかと。

市立病院の過去を振り返ると、医師に不足がなく、患者数が多かった時期でも常に赤字であり、それを一般会計で穴埋めし、それができないときに貸付金にした分が、現在の巨額な不良債務となっている。市立病院のこうした根本的な体質について、市はどう認識しているのか。

このたび週刊ダイヤモンド誌に、自治体病院の経営危険度ランキングとして、本市の病院が全国ワースト4位として掲載された。市は赤字経営の理由を、全国の自治体病院と同様に、民間病院が少ないときから、地域医療を守るために不採算部門も抱え、国の支援も受けてきており、近年は、経営改善に努力しているものの急激な医師不足が進行したため、厳しい状況にあると説明する。それが事実ではあるにせよ、現状は、もはや大手術を必要とする深刻な事態であると思うがどうか。などであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

陳情第5号ないし第185号、第187号ないし第243号、第248号、第249号及び第254号につきましては、いずれも継続審査と、全会一致により決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

議長（見楚谷登志） これより、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（見楚谷登志） 御異議なしと認め、さように決しました。

日程第2「議案第13号ないし第16号」を一括議題といたします。

議案第16号につきましては、提案理由の説明を省略し、議案第13号ないし第15号について、市長から提案理由の説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（見楚谷登志） 市長。

（山田勝麿市長登壇）（拍手）

市長（山田勝麿） ただいま追加上程されました議案について、提案理由を説明申し上げます。

議案第13号議会政務調査費の交付に関する条例等の一部を改正する条例案につきましては、地方自治法の一部改正に伴う所要の改正等を行うものであります。

議案第14号固定資産評価審査委員会委員の選任につきましては、赤石欽司氏の任期が平成20年6月30日をもって満了となりますので、引き続き同氏を委員として選任するものであります。

議案第15号人権擁護委員候補者の推薦につきましては、永谷光明氏の任期が平成20年9月30日をもつ

て満了となりますので、引き続き同氏を委員の候補者として推薦するとともに、新たに委員1名を増員し、一柳富佐子氏をその候補者として推薦するものであります。

なにとぞ原案どおり御可決、御同意賜りますようお願い申し上げます。（拍手）

議長（見楚谷登志） これより、一括採決いたします。

議案第13号及び第16号については、いずれも可決と、議案第14号及び第15号については、いずれも同意と決定することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（見楚谷登志） 御異議なしと認め、さように決しました。

日程第3「小樽市農業委員会委員の推薦」を議題といたします。

本件につきましては、議会の推薦により選任された小樽市農業委員会委員の任期が来る7月27日をもって満了となることに伴い、その後任者を推薦するものであります。

お諮りいたします。

農業委員会委員に、新谷とし議員、横田久俊議員を推薦いたしたいと思えます。

これに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（見楚谷登志） 御異議なしと認め、さように決しました。

日程第4「意見書案第1号ないし第17号」を一括議題といたします。

意見書案第4号ないし第17号につきましては、提案理由の説明を省略し、意見書案第1号ないし第3号について、順次、提出者から提案理由の説明を求めます。

（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

議長（見楚谷登志） 8番、中島麗子議員。

（8番 中島麗子議員登壇）（拍手）

8番（中島麗子議員） 提出者を代表して、意見書案第1号及び第2号について、提案趣旨説明を行います。

意見書案第1号は、イラクからの自衛隊即時撤退を求めるものです。

このほど、名古屋高裁でイラクで航空自衛隊が行っている米軍への空輸支援は、憲法違反であると判決が出ました。判決は、イラク情勢を2003年3月のイラク攻撃の延長であり、外国勢力である多国籍軍対イラク国内の武装勢力の国際的な戦闘と言っています。政府は、治安は悪いが、イラク全土が戦闘地域とは言えない、こう言って、陸上自衛隊を南部に派兵し、航空自衛隊の活動地域をバグダッドに拡大してきました。判決は、バグダッドを「人を殺傷し、又は物を破壊する行為が現に行われている地域」と述べており、政府がバグダッドを非戦当地域としてきた説明が通用しないことを認めています。判決は、多国籍軍の空輸支援を米軍の「武力行使と一体化した行動」、「みずからも武力行使を行ったとの評価を受けざるを得ない」としています。他国の武力行為と一体化する活動は、憲法違反というのが政府の正式見解です。福田首相は、裁判のためにどうこうする考えはないと述べ、町村官房長官や石破防衛相もあくまでイラク派兵を継続すると言っています。裁判所の違憲判断が示されても、なお派兵に固執するのは、行政の横暴であり、法治国家としての基本を政府みずから踏みじめる行為です。国民の多くは、イラクでの自衛隊の活動に反対しており、政府は直ちに名古屋高裁の判決に基づき、自衛隊をイラクから撤退させるべきです。

意見書案第2号は、世界一高い学費の軽減、教育の機会均等の実現を求めるものです。

全国私立学校教職員組合連合の2007年度調査の結果では、経済的な理由で中退した生徒は、1校当た

り1.74人で、調査開始以来最悪の結果となっています。また、年度末で3か月以上学費を滞納している生徒は1校当たり7.7人ですが、道内は10.0人とさらに多くなっています。中退の理由は、保護者の失業や両親の離婚、アルバイトで家計を助けるためといった回答が多かったといえます。一方、「国民のための奨学金制度の拡充をめざし、無償教育をすすめる会」、通称奨学金の会は、奨学金の高利子化や教育ローン化に反対し、無償教育に向けた公的奨学金の拡充を求める請願署名提出集会を開き、1万9,700人分の署名を集約しています。三輪定宣会長は、「高等教育の無償化が国際的な潮流にあることから、法律や予算に反映させる世論をつくりたい」とあいさつしています。憲法で保障されている教育を受ける権利と機会均等の観点から、学費をできるだけ低額にとどめ無償に近づけていくことは、困難な中でもまじめに頑張ろうとしている若者の努力にこたえることになり、政治の責任です。全国から同趣旨の多数の意見書が提出されるよう願って、提案説明とします。（拍手）

（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

議長（見楚谷登志） 16番、林下孤芳議員。

（16番 林下孤芳議員登壇）（拍手）

16番（林下孤芳議員） 提出者を代表して、意見書案第3号の提案説明を行います。

本年4月1日からスタートした後期高齢者医療制度は、全国的に大きな混乱と市民の不安、不信が広がっています。そもそも75歳以上の高齢者を別の保険制度に強制加入させ、高齢者のみを厳しい条件下に置く制度は、世界的に例を見ない差別的な制度で、国民と高齢者に限りない精神的苦痛と不安を与えた極めて不合理な制度であります。政府や厚生労働省がいかに圧倒的多くの国民がこの制度を維持すべきと支持していると強弁しようと、あらゆる世論調査で、約7割の国民がこれを評価しないと答えています。また、低所得者層においても、従来より保険料負担が高くなった例も多く、後期高齢者医療制度加入者の保険料の伸び率が現役世代よりも高くなる可能性がある仕組みとなっているなど、問題点が少なくありません。これでは、高齢者に適切な医療を確保することはできません。いくら手直しを繰り返しても、制度の基本を変えない限り、この制度の問題点は、解消されません。

よって、本議会は、後期高齢者医療制度を廃止し、年齢や雇用制度で差異をなくし、医療保険は国民が公平に負担し、平等な医療が受けられることのできる新たな制度設計が必要であることを訴え、後期高齢者医療制度の廃止を強く求めるものであります。

以上、提案理由の説明といたします。（拍手）

議長（見楚谷登志） これより、一括討論に入ります。

（「議長、20番」と呼ぶ者あり）

議長（見楚谷登志） 20番、新谷とし議員。

（20番 新谷とし議員登壇）（拍手）

20番（新谷とし議員） 日本共産党を代表して、意見書案第1号ないし第3号について、賛成の討論を行います。

意見書案第1号は、イラクからの自衛隊の即時撤退を求めるものです。

提案説明で述べたとおり、名古屋高裁の判決は、イラクで航空自衛隊が行っている米軍への空輸支援は憲法第9条に違反する活動を含んでいるとし、いわゆるイラク特別措置法にさえ違反していることを認めたもので、イラクの実態を踏まえた非常に理性的、常識的な判決でした。

アメリカが国連憲章に違反して、イラクに攻撃を開始して5年、イラク国内ではなお戦闘が続き、治安の回復も復興も見通しは立っていません。アメリカは、昨年12月、国連安保理に多国籍軍のイラク駐留の1年延長を認めさせ、恒久的駐留のための大規模な施設づくりを進めています。ブッシュ大統領は、

4月にイラクに展開する米軍を14万人規模より削減しない方針を表明しています。これは、イラク戦争を継続する体制を維持するものです。昨年、イラク国民を対象に行われた複数の世論調査では、外国軍の駐留に反対するとの回答が70パーセントを超え、サウジアラビア、エジプトなどアラブ周辺諸国で3月に実施された世論調査でもイラクからの米軍撤退を望むという回答が61パーセントに上っています。このように、イラク国内でも周辺諸国でも米軍の撤退を求める声が高まっている中で、米軍のさらなる駐留は、イラクの平和を遠のかせるばかりです。アメリカ国内でも米軍のイラクからの撤退を求める声は大きく、米国防大学が4月に発表した報告は、アメリカ側はもとよりイラク民間人の犠牲や難民の大量流出にも触れて、イラク戦争は大失敗だったと指摘しています。

名古屋高裁の判決は、すべての基本的人権の根本に平和に生きる権利があると述べています。しかし、政府は判決を無視、防衛省の航空幕僚長の「そんなの関係ねえ」との発言は子供のお手本にもならないとんでもないものです。政府はイラク戦争を泥沼化させ、罪のない人たちを殺傷した米軍と多国籍軍への空輸支援に対し、憲法違反の厳しい判決を重く受け止め、多くの国民の声である自衛隊のイラクからの撤退を即時に行うべきです。

次は、意見書案第2号世界一高い学費の軽減、教育の機会均等の実現を求めるものについてです。

国民金融公庫の子育て世帯の実態調査によると、高校入学から大学卒業までにかかる費用は、1人平均1,045万円、子供のための教育費は年収の34パーセントにもなっています。本人に能力があっても、金銭的理由で自分の希望する学校をあきらめざるを得ないという人たちは少なくありません。見過ごせないのは、リストラ、解雇、低賃金など貧困と格差の広がりの中で、学費が高いため、毎日深夜までのアルバイトで健康を害したり、やむなく退学せざるを得ない高校生や大学生が増えていることです。

憲法第26条では、国民にはひとしく教育を受ける権利を保障し、教育基本法でも、すべて国民は経済的地位によって教育上差別されないと明記されています。にもかかわらず、このような事態が起きているのは、国内総生産に占める日本の高等教育予算の水準がOECD加盟国中、最下位という予算の低さにあります。欧米のほとんどの国では、高校の学費はなく、大学も多くの国では学費を徴収していません。フランスは、授業料無償で2万1,000円の学籍登録料がかかるのみ、フィンランドでは、公・私立問わず学費は大学まで無料、給食費や交通費の家庭負担もゼロです。フィンランドは、憲法で日本国憲法と同様、教育の機会均等を定め、これを文字どおり実現する立場で、政治が努力しています。ノーベル物理学賞を受賞した小柴昌俊さんは、「日本の国立大は独立行政法人になってから、予算が減らされ、ある大学では教授が受け取る基礎的研究費が年間20数万円で、これでは郵便代にしかない。ドイツでは、政府がマックス・プランク協会という組織に毎年多額の資金を出し、基礎科学の振興に当たっているが、協会から指名を受けた研究者には、年1億円ほどの研究費が出る。日本とは大違いだ」と話しています。スウェーデンでは、王立工科大学の外国人留学生にも無償で十分な研究室と研究材料が与えられて、心配なく研究に打ち込んでいます。熱心な政府の教育政策が首都ストックホルム北にあるウプサラ大学で、ノーベル賞受賞者6人も輩出したほどです。イギリスは、欧州の中でも高学費ですが、家庭の年収525万円以下は、約59万円の奨学金が給付されています。

学費をできるだけ低額にとどめ、無償に近づけているのが世界の大勢であり、日本も先進国であるなら、世界一高い学費の軽減を図り、だれもお金の心配なしに、教育を受けられるようにすべきです。高校進学率が97パーセントを超える一方で、経済的理由で中退したり、学費の滞納でつらい目に遭っている生徒をなくしていくためにも、国の予算枠を広げ、公立高校の授業料減免枠拡大、私立高校の授業料直接助成を行うべきです。国立大学の初年度納付金は80万円以上、私立大学は平均130万円で、庶民が負担できるものを超えています。しかし、1982年、国立大学授業料の減免予算枠は学生比12.5パーセン

トであったのが、現在5.8パーセントに削減されています。私立大学に至っては、国の予算枠は、学生比わずか0.1パーセントにすぎません。東京大学で始めたような、世帯年収400万円以下は、全員授業料免除の制度を国の責任で全国で行うようにすべきであり、私大についても、一定額が減額となるよう、直接助成をすべきです。高い学費の下で、頼みの綱の奨学金は以前のように無利子に戻し、イギリスのように年300万円になるまで返済を猶予することも必要です。

以上の提案を実現する経費は年間1,900億円であり、政府がやる気にさえなればできることです。若い世代が高校や大学で、新しい知識や技術、理想を身につけることは、社会の発展に寄与し、社会にとっても貴重な財産となるものです。前述の小柴さんも、「例えば道路財源にはずいぶん無駄がある。それを適正なものだけに使い、残ったものに回せば、ゆとりが出ると思う。若い人をきちんと教育するということは、次の時代のその国の繁栄を約束するものです」と述べています。まさにそのとおりではないでしょうか。

国際人権規約は、高校と大学の学費を段階的に無償化することを定めています。日本は、国際人権規約に加わっているのに、これを留保していますが、2008年2月現在、条約加盟国157か国中、留保は、マダガスカル、ルワンダ、日本の3か国だけです。2001年には、国連社会権規約委員会から、なぜ世界第2位の経済力の日本が認めないのか、早く留保を撤回するようにという勧告が出されています。しかし、政府は勧告への回答を放置したままで、世界にも恥ずかしい態度です。日本の未来を支える若い人たちが、安心と希望を持って学べるよう、ぜひこの意見書案に賛成してください。

次は、後期高齢者医療制度の廃止を求めるものです。

「自民党は、おじいちゃん、おばあちゃんを大事にする政党なんだから、制度をつくったのだら。困ったことは直せばいい」。これは、沖縄県議選での自民党の後期高齢者医療制度のテレビコマーシャルでした。自民党がCMを流した沖縄は、長寿県として有名ですが、制度に対する大きな怒りの声が上がリ、沖縄県老人クラブ連合会は、「命と健康を年齢で差別する。そのような国、政治に未来はない」と即時撤廃を求めるアピールを発表、県議選の結果は、後期高齢者医療制度に厳しい審判が下されたのは、御承知のとおりです。

保険料の一部引下げや子供らによる保険料の肩代わり納付など、見直しをしたところで、医療費削減を目的にしている限り、全世代にかかる負担増となるものです。保険料は下がったと言いますが、2年ごとに改定され、75歳以上の人口や医療費が増えるにしたがって、自動的に上がる仕組みで、2025年には現在の2倍以上に膨らみます。74歳以下の負担も増え、既に通知された国民健康保険料に上乘せされた支援金分で、保険料は高くなり、市民からも怒りの声が上がリ、広がっています。また、制度がスタートしてから、定額制の医療で、これまで定期的を受けていた血液検査や骨密度検査など、検査の縮小と投薬の廃止が行われ、十分な検査もせず、糖尿病と診断する、こういう事態が起き、患者に不安を与えています。このような医療費の抑制をして、どうして長寿医療制度と呼べるのでしょうか。高齢者福祉の基本法とされる老人福祉法は、「老人は、多年にわたり社会の進展に寄与してきた者として、生きがいを持てる健全で安らかな生活を保障されるものとする」と明記しています。

後期高齢者医療制度に対して、6月5日号の週刊文春は、各界の75歳以上の著名人の声を集めておられます。「後期高齢者という線引きはおかしい」と作家の瀬戸内寂聴氏、「人生の有効期限と言われていたような気がしました」と作家の小林信彦氏、「収入の少ないお年寄りからさらに絞り取るようになるなど、人間の尊厳を踏みにじっていますよ。年をとって、傘寿、白寿とお祝いが重なっていくのに、早く死ねと言わんばかりですよ」と野中広務元官房長官、そして、10年間にわたり政府税制調査会会長を務めた加藤寛氏は「強行採決して、無理やり成立させた。すぐに現行制度をやめて、豊かな人がお金を

払い、貧しい人は年金から取らないような形にしなくてはいけない」、ノンフィクション作家の上坂冬子氏は、「これだけ批判が出ているのだから、とりあえずすべてを白紙に戻したらどうでしょう」と述べていますが、まさに強行採決で始められたこの制度は廃止すべきです。医療費の財源は、大きな利益を上げている大企業の法人税をもとに戻すことや、米軍への思いやり予算をやめることなど、いくらでも見直すものがあります。後期高齢者医療制度を廃止したら混乱が起きるという意見がありますが、制度先にありきで、高齢者のみならず地方自治体も混乱させているのですから、廃止が最もよい方法です。一度始めた制度を廃止したものはたくさんあるではありませんか。お年寄りを大事にするというなら、何より高齢者福祉の理念に立ち、後期高齢者医療制度は廃止すべきです。

以上、皆さんの賛同をお願いいたします。

なお、今定例会からナイター議会、陳情者による陳情の趣旨説明など、議会活性化の取組が行われております。意見書案に賛同できない会派は、ぜひ討論をするように求めて終わります。（拍手）

（「議長、19番」と呼ぶ者あり）

議長（見楚谷登志） 19番、佐々木勝利議員。

（19番 佐々木勝利議員登壇）（拍手）

19番（佐々木勝利議員） 民主党・市民連合を代表し、意見書案第3号後期高齢者医療制度の廃止に関する意見書案は可決とする討論を行います。

後期高齢者医療制度、いったん導入した制度の是非をめぐって、これほど議論され、手直しまで進んだ事例というのは、そうありません。珍しいものです。この制度の修正問題で浮かび上がったのは、高齢者の怒りとそのパワーです。高齢者の声は無視できません。高齢者が政治に大きな発言力を持つ時代がいよいよ到来してきた感が強いいたします。

こんな言葉が載っています。「先生、もう生きていてもしょうがない」と悲しそうな顔をした高齢者が診療所の外来で多くなったとの新聞記事。

生きる心の張りを奪う後期高齢者医療制度とは、一体どんな制度なのか考えてみたいと思います。

6月7日には、廃止法案が参議院で可決されました。制度自体の問題点として、一つ目は、高齢者を75歳で区切ることの是非、二つ目は消費税を含めた財源論、三つ目は患者と医療機関の分断などが挙げられています。75歳で高齢者を区切ることが、この制度の一番の問題だと考えます。若い人に比べ病気やけがにかかりやすくリスクの高い集団だけを分離して制度をつくれれば、リスクの分散にならず、本来の意味での保険制度にはならないと思います。保険料は年収に応じ、累進制になるはずでしたが、スタートしてみると、低所得者でアップ、高所得者でダウンした人も相当いることが明らかになり、不信感が増大しました。被保険者は、年金問題も不透明な状態の中で、年金から介護保険料に加え、医療保険料が天引きされ、保険料のアップや、ひいては保険証の未着問題、そして75歳で区切る排除の論理の押しつけに、差別されている、邪魔者扱いにされていると感じて、不安と怒りを募らせることになったのではないのでしょうか。

財源論では、消費税率の引上げ論が根強くあり、介護や年金も上乗せして財源に充てることを政府、財界は主張し、舛添厚生労働大臣もテレビでほのめかしているということがわかりました。医療の財源を消費税で賄うことになれば、財務省が一般財源として統制し、現行の出来高払制度からがっちり枠のはまった包括払い、いわゆる丸め制度となり、必要医療は制限され、究極のうば捨て山になるおそれがあると指摘されています。

今、医療現場では、入院日数が制限され、診療報酬は逡減制となるため、医療機関は早めに患者を退院させて、ベッドの回転率を上げるという病院経営を余儀なくされているのが現状ではないのでしょうか。

また、これとあわせて、医療費適正化計画で、入院ベッドそのものを減らして、介護保険料側に回す計画のため、管をたくさんつけた要介護度5の高齢者は行き場所を失う医療難民となっているのが現状ではないでしょうか。高齢者であるために、早期退院の話が入院した時点から起こるありさまで、社会的退院と言われる重度の人、弱者にしわ寄せが集中し、地域で入院問題が深刻化しているのが現状です。

さらに、4月からスタートした特定健診、いわゆるメタボ健診は、40歳から70歳までの国民全員が対象となりました。高齢者の医療費抑制に向けて医療費増大の主要因である生活習慣病を減らす目的で、保険加入者の受診率が65パーセント以上とするよう義務づけられました。各自治体には、数値目標達成の健診計画が求められることになったはずですが、保険給付費と保険料をリンクさせ、目標が達成できない場合は、後期高齢者の医療分担金の最大10パーセントの給付カットが示されているということです。この二つの新しい制度を使って、都道府県や各市町村の自治体間で、競争させて、医療費削減を図ろうとしていることが見え隠れしてまいります。

そして、看過できないのは、この医療制度では、老人保健法から健康の保持が削られている問題です。日本の国民皆保険を変質させようとしているのか。世界に誇れる日本の国民皆保険制度が、今、崩壊しようとしているのではないのでしょうか。医療の現場や専門家、そして国民の暮らしの実態を見ることなく、財界、財務省の主張のみにこたえる政治のあり方を変えない限り、私たちの国の未来はないと思います。

以上、問題が多いこの制度を廃止し、新たな制度設計を行うため、喫緊の課題である措置を含めて、具体的な施策の早急な実施を強く求めるものです。

議員各位の賛同を切にお願いして、討論を終わります。（拍手）

議長（見楚谷登志） 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、意見書案第1号及び第2号について、一括採決いたします。

両件とも可決とすることに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（見楚谷登志） 起立少数。

よって、否決されました。

次に、意見書案第3号について、採決いたします。

可決とすることに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（見楚谷登志） 起立少数。

よって、否決されました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

いずれも可決とすることに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（見楚谷登志） 御異議なしと認め、さように決しました。

以上をもって、本定例会に付託されました案件は、すべて議了いたしました。

第2回定例会は、これをもって閉会いたします。

閉会 午後 4時30分

会議録署名議員

小樽市議会 議長 見楚谷 登志

議員 中島 麗子

議員 山田 雅敏

諸般の報告

今定例会に提出された意見書案

平成20年小樽市議会第2回定例会議決結果表

陳情議決結果表

諸般の報告（招集日印刷配布分）

（１）木野下智哉、久末恵子両監査委員から、平成２０年４月分の各会計例月出納検査について報告があった。

以 上

イラクからの自衛隊即時撤退を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	中 島 麗 子
	同	佐々木 勝 利
	同	北 野 義 紀

イラクで航空自衛隊が行っている米軍への空輸支援を違憲とする名古屋高裁の判決が確定しました。この判決は航空自衛隊がイラクで行っている米軍への空輸支援が「憲法第 9 条第 1 項に違反する活動を含んでいる」とし、イラク特措法にさえ「違反」していることを認めたものです。しかし、政府はこの判決を踏みにじり、イラク派兵を継続しています。

判決がイラク情勢を「外国勢力多国籍軍対イラク国内の武装勢力の国際的な戦闘」であるとし、また、バグダッドを「人を殺傷し又は物を破壊する行為が現に行われている地域」と述べたのは重大です。これは、バグダッドを非戦闘地域として、航空自衛隊がバグダッドに離着陸し空輸支援を行っている政府の説明を否定するものです。

同時に、判決は多国籍軍への空輸支援を米軍の「武力行使と一体化した行動」「みずからも武力行使を行ったとの評価を受けざるを得ない」と言っています。他国の武力行使と一体化する活動は憲法違反というのが政府の見解であり、イラクで航空自衛隊が行っている活動が違憲であることは当然です。

国民の多くは、イラクでの自衛隊の活動に反対しており、政府は名古屋高裁判決を尊重し、直ちにイラクからの自衛隊の即時撤退を行うべきです。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成 20 年 6 月 30 日
小樽市議会

議決年月日	平成20年6月30日	議決結果	否 決
-------	------------	------	-----

世界一高い学費の軽減、教育の機会均等の実現を求める意見書（案）

提出者 小樽市議会議員
同
同

中 島 麗 子
佐々木 勝 利
古 沢 勝 則

この春、多くの新入生が希望に胸を膨らませて高校、大学に進学しました。ところが、「貧困と格差」拡大社会のもとで、進学を手放して喜べない事情が広がっています。特に、入学しても学費が高くて、毎日深夜までアルバイトをして健康を害したり、学校を去らざるを得ない若者が増えています。「1年間で2クラス分くらいの人が高校を辞めた」「大学に入学したが入学金が払えず、1年間アルバイトしてお金をためて再受験する」など、その実態は年々深刻です。

こうした事態を招いている最大の原因は、極度に貧困な今の教育対策です。国内総生産に占める高等教育予算の水準は、OECD（経済協力開発機構）加盟国全体の平均1.0パーセントに対して、日本は0.5パーセントにすぎず、加盟国中最下位です。その一方で、政府は学費は教育で利益を受ける学生本人が負担するという「受益者負担」の考え方を教育に持込み、学費値上げを進めてきたのです。その結果、1970年に1万2千円だった国立大学の授業料は、今では53万5,800円（標準額）と高額になっています。

教育を受けることは基本的人権の一つであり、経済的理由で妨げられるべきではありません。若い世代が高校や大学で新しい知識や技術、理想を身につけることは、社会発展にとって不可欠な営みであり、社会全体にとって貴重な財産です。だから、学費をできるだけ低額にとどめ、無償に近づけることが世界の大勢になっています。困難な下でもまじめに学ぼうとしている若者の努力にこたえることこそ政治の責任です。

よって、政府に以下のことを求めます。

記

- 1 公立高校の授業料減免を広げること。私立高校の授業料を減免する「直接助成制度」をつくること。
- 2 公立大学の授業料減免を広げること。私立大学の授業料負担を減らす「直接助成制度」をつくること。
- 3 国の奨学金をすべて無利子に戻し、返済猶予を拡大すること。経済的困難を抱える生徒学生への「給付奨学金制度」を創設すること。
- 4 「学費の段階的無償化」を定めた国際人権規約を批准すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成20年6月30日
小樽市議会

議決年月日	平成20年6月30日	議決結果	否 決
-------	------------	------	-----

後期高齢者医療制度の廃止に関する意見書（案）

提出者 小樽市議会議員
同
同

吹 田 友三郎
中 島 麗 子
林 下 孤 芳

4月1日から75歳以上の高齢者を「後期高齢者」と名付ける「後期高齢者医療制度」（通称「長寿医療制度」）が始まりました。この制度は、財政的観点から医療費を削ることに重点を置き、保険料を年金から天引きする一方、終末期医療や包括払いの導入など、高齢者が十分な医療を受けにくくなるという懸念が強く出されています。健康弱者でもある75歳以上の高齢者を年齢で区切り、74歳以下の国民と異なった制度の対象とする合理的理由はありません。

また、低所得層において従来よりも保険料負担が高くなった例もあり、また、後期高齢者医療制度加入者の保険料の伸び率が現役世代よりも高くなる可能性がある仕組みとなっているなど、様々な問題点が少なくなく、国民の高齢期における適切な医療を確保するものとなっております。すべての国民が互いに尊厳を尊重し、長寿を祝う医療制度でなければ、国民が安心して暮らしを営むことはできません。

よって本議会は、後期高齢者医療制度を廃止し、喫緊の措置として従来の老人医療制度に戻すとともに、最終的に年齢や雇用形態での差異をなくし、医療保険を国民が公平に負担し平等に医療サービスを受けることのできる新たな制度設計を行うため、次の事項を含む施策の早急な実施を行うよう強く要求します。

記

- 1 2009年4月1日に後期高齢者医療制度（高齢者の医療の確保に関する法律）を廃止し、喫緊の措置として、従来の老人医療制度（老人保健法）に戻すこと。
- 2 2008年10月1日に保険料の年金からの天引き（特別徴収）を廃止すること。
- 3 被扶養者からの保険料徴収は廃止までの間、凍結する（現行6か月間凍結）こと。被扶養者以外の保険料についても、2008年10月1日から軽減を図ること。
- 4 医療保険各法に規定する入院時生活療養費を支給する特定長期入院被保険者について、遅くとも2008年10月1日からは、70歳以上の被保険者とする事。
- 5 70歳から74歳までの窓口負担を2009年4月1日からも引き続き1割とすること。
- 6 上記の措置を講ずるに当たっては、地方公共団体及び保険者の負担をできる限り軽減するよう配慮すること。また、国民の間に混乱が生じることのないよう、内容の周知徹底等、万全の措置を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成20年6月30日
小樽市議会

議決年月日	平成20年6月30日	議決結果	否 決
-------	------------	------	-----

国による公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	秋	元	智	憲
	同	成	田	祐	樹
	同	濱	本		進
	同	林	下	孤	芳
	同	新	谷	と	し

近年、地球温暖化が深刻な環境問題となる中でグローバル化する森林の役割に対する要請が高まるなど、環境資源としての森林に対し強い期待が寄せられています。

一方、林業を取り巻く厳しい状況の中で、森林経営はぜい弱化し、その担い手である山村は崩壊の危機に立っています。

このような中、森林整備を推進していくためには、森林所有者の森林経営意欲を創出するための施策の推進はもとより、森林・林業の担い手である山村の再生に向けた積極的な取組が極めて重要となっています。

このような時期に、国有林野事業は、いわゆる「行政改革推進法（平成18年6月）」に基づき業務・組織の見直しが予定されており、また、旧独立行政法人緑資源機構は「独立行政法人整理合理化計画（19年12月）」に基づき19年度末で解散し、水源林造成事業等は独立行政法人森林総合研究所に継承させる措置が講じられたところであります。

今後の林政の展開に当たっては、森林吸収源対策の推進はもとより、特に、国有林野事業等において、安全で安心できる国民の暮らしを守るために、重要な役割を果たす水源林等公益森林の整備、さらには、地域林業・木材産業の振興を通じた山村の活性化に十分に寄与できるよう、下記事項の実現を強く要請します。

記

- 1 森林吸収源対策を着実に推進するため環境税等税制上の措置を含め安定的な財源を確保するとともに、林業・木材産業の振興施策の推進と森林所有者の負担軽減措置による森林経営意欲の創出
- 2 緑の雇用対策等森林・林業の担い手対策の拡充、施業の集約化、路網の整備等による効率的・安定的な木材の供給体制の確保、さらには木材のバイオマス利用の促進等により間伐材を含む地域材の需要拡大対策の推進による地域林業・木材産業の振興
- 3 水源林造成事業を計画的に推進するための組織体制の確保
- 4 国有林野事業については、国民共有の財産である国有林を適正に管理するとともに、公的機能の一層の発揮を図るため国による管理運営体制の堅持及びその管理運営を通じて地域における森林・林業の担い手育成と地域活性化への寄与

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成 20 年 6 月 30 日
小樽市議会

議決年月日	平成20年6月30日	議決結果	可 決	全 会	一 致
-------	------------	------	-----	-----	-----

北海道地域最低賃金の大幅な改善を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	秋 元 智 憲
	同	大 橋 一 弘
	同	林 下 孤 芳
	同	新 谷 と し
	同	大 竹 秀 文

今我が国の労働者は格差社会の中で、ワーキングプアといわれるように、働いても生活できない労働者層が増加しています。それは正社員から非正社員へと雇用が転移し、また、有期雇用や短時間雇用が増えていることに起因しています。

政府は、この格差社会を改善する方策として、「成長力底上げ戦略推進円卓会議」において、最低賃金制度による賃金の底上げを目指すため、「従来の考え方の単なる延長線上ではない」ことで政労使合意をつくり、昨年度の改定では全国平均で14円、北海道で10円の引上げが行われました。

同時に、最低賃金法を改正し、同法案では地域最低賃金を「任意的設定」から「必要的設定」に位置付けを強めるとともに、「労働者が健康的で文化的な最低限度の生活を営むことができる」水準を求めることとなりました。また、全国で頻発している最低賃金法違反に対し、不払いに係る罰則額の上限を50万円に上げたほか、「適用除外」とされた職種は「減額」に変更するなど、大幅な改正を行いました。

しかし、昨年度の地域最低賃金の引上げが近年になく大幅であったものの、全国平均で673円、北海道は654円となり、全法定労働時間を働いても全国平均では月額116,967円、年額では1,403,609円、北海道では月額113,665円、年額で1,363,982円で、とても「健康で文化的な生活」の水準にはほど遠いレベルでしかありません。

地域最低賃金の大幅な引上げにより、地域の賃金レベルを上げることは喫緊の課題であります。特に北海道のように非正社員比率が4割となり、低賃金が多い地域においては、地域の経済の維持と所得税収の確保はもちろん、社会保障の収入確保と制度の維持の観点からも重要な課題であります。

よって、今年度の地域最低賃金の改定に当たっても、中小企業等には助成策を講じ、生産性向上などを考慮しつつ、経済的に自立可能な水準への改定を強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成 20 年 6 月 30 日
小樽市議会

議決年月日	平成20年6月30日	議決結果	可 決	全 会 一 致
-------	------------	------	-----	---------

地方財政の充実・強化を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	大橋一弘
	同	菊地葉子
	同	高橋克幸
	同	佐藤禎洋
	同	佐々木勝利

地方分権の推進、少子・高齢化の進行、産業・雇用対策、地球規模や地域レベルの環境保全需要、災害・事故に対する安全対策など、地域の行政需要が増大しており、地方自治体が果たす役割はますます重要になっています。

政府は「歳出・歳入一体改革」に基づく歳出削減により地方財政と公共サービスを圧縮する政策を続けています。しかし、自治体財政硬直化の要因は景気対策による公共事業の増発に対する公債費であり、国の義務づけ・関与が強い現行の行財政制度の下で国の財政責任が極めて重いものです。国の三位一体改革による地方交付税の大幅な削減など、一方的な地方財政の圧縮は、国の財政赤字を地方に負担転嫁するものであり、また、財政健全化法の下で財政指標のみを基準として判断し、医療、福祉、環境、ライフラインなど住民生活に直結する公共サービスを削減することは容認できません。

地方財政計画策定や交付税算定プロセスに地方が参画する下で、地方税の充実強化、地方交付税算定に地域の行政需要を適正に反映させ、自治体の安定的な財政運営に必要な財源を確保することが重要です。

地方分権の理念を実現するため、より住民に身近なところで政策や税金の使途決定、住民の意向に沿った自治体運営を行うことができるよう、地方財政の充実・強化を目指し、政府に対し次のとおり求めます。

記

- 1 医療、福祉、環境、ライフラインなど地域の公共サービス水準を確保するため、地方税の充実強化、地方交付税が持つ財政調整機能、財源保障機能を堅持し、必要財源の充実・強化を図ること。
- 2 国が法令に基づく事業実施を自治体に義務づけ、自治体間の財政力格差が大きい現状において、地域の行政需要を的確に地方交付税算定に反映し、地方交付税総額の確保を図ること。
- 3 地方自治体の意見を十分に踏まえた対処を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成 20 年 6 月 30 日
小樽市議会

議決年月日	平成20年6月30日	議決結果	可決	全会一致
-------	------------	------	----	------

義務教育無償、義務教育費国庫負担制度の堅持と教育予算の拡充を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	鈴木喜明
	同	大橋一弘
	同	菊地葉子
	同	高橋克幸
	同	佐々木勝利

教育の機会均等と義務教育無償の原則は、憲法第26条で定められており、すべての国民に対して義務教育を保障することは、国の重要な責任でもあります。このことから、全国のどの地域においても、すべての子供たちに無償で一定水準の教育機会を保障するため、義務教育費国庫負担制度が設けられています。この制度は、義務教育の実施主体である地方を国が支える制度であって、国が地方を縛る制度ではありません。既に30人学級などの学級定員規模を縮小する措置が都道府県単費で行われており、現行制度でも自治体の裁量権は保障されています。

しかし、義務教育費国庫負担金の負担割合が2分の1から3分の1に縮小されたことや地方交付税削減の影響、厳しい地方財政の状況などから、教材費や図書費、学校施設などを含めて教育条件の地域間格差も広がりつつあります。

また、就学援助受給者の増大に現れているように、低所得者層の拡大・固定化が進んでいます。自治体の財政力や保護者の家計の違いによって、子供たちが受ける教育に格差があってはなりません。この間の国庫補助負担金の廃止により、準要保護児童生徒就学援助費の廃止・一般財源化がなされましたが、それに伴い、自治体財政が悪化している道内の市町村においては、認定基準や支給額の変更を余儀なくされている現状もあります。

子供たちがどこで生まれ育ったとしても、等しく教育が受けられる必要があります。とりわけ、広大な地域に小規模校が点在し、離島など多くのへき地を有する北海道では、全国的水準との格差だけでなく、市町村間での格差が拡大することが危ぐされ、政府の主張する国の関与の見直しが地方の教育水準の低下をもたらしかねません。そのため、教育予算を国全体として、しっかりと確保・充実させる必要があります。

家計における格差や自治体財政格差が教育格差となって現れてはいけません。2007年度には教育関係団体で結成された実行委員会も関係機関への要請行動を行うなど教育の機会均等と水準維持向上、教育予算の拡充を求める声は、全道の教育関係者や保護者、そして地域の願いです。

記

- 1 教育の自治体間格差を生じさせないために、国の責務である教育水準の最低保障を担保するために必要不可欠な、義務教育費国庫負担制度を堅持し、「交付金化」や「一般財源化」を行わないこと。
- 2 憲法の理念である義務教育無償を実現するため、保護者負担がゼロとなるよう、また、学校施設整備費、就学援助・奨学金、教材費、図書費など、国の責任において教育予算の確保・拡充をすること。
- 3 30人以下学級を早期に実現すること。また、教職員定数改善計画の実現とゆとりのある教職員配置を実現すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成20年6月30日
小樽市議会

議決年月日	平成20年6月30日	議決結果	可決	全会一致
-------	------------	------	----	------

「協同出資・協同経営で働く協同組合法（仮称）」の速やかな制定を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	千 葉 美 幸
	同	成 田 祐 樹
	同	濱 本 進
	同	林 下 孤 芳
	同	古 沢 勝 則

急速な少子・高齢化により、年金・医療・福祉などの社会保障制度はもちろんのこと、労働環境にも大きな変化の波が押し寄せ、働くことに困難を抱える人々が増加し、社会問題となっています。また、近年の急速な構造改革により、経済、雇用、産業などの様々な分野や地域間において格差が生じ、とりわけ労働環境の問題は深刻さを増しており、失業と合わせて「ワーキングプア」「ネットカフェ難民」「偽装請負」などの新たな貧困と労働の商品化が広がっています。さらには、障害を抱える人々や、社会とのつながりをつくれないう若者など、働きたくても働けない人々の増大は、日本全国を覆う共通した課題であります。

こうした中、市民自身が協同で地域に必要なサービスを事業化し、社会に貢献する喜びや尊厳を大切に働き、人と人とのつながりとコミュニティーの再生を目指す「協同労働」という新しい働き方が注目されています。地域社会においても、自由競争を前提とした経済システムの中では成り立ちにくい「安全な食、高齢者支援、子育て支援、環境保全、障害者の就労」などに関する非営利事業へのニーズが飛躍的に高まっている状況にあります。

また、労働者協同組合（ワーカーズコープ）、ワーカーズコレクティブ、農村女性ワーカーズ、障害者団体などにおいて、多くの人々がこの「協同労働」に携わっており、その波は日本社会に着実に広がりつつあります。

しかしながら日本は、「協同労働」の協同組合制度を承認する他の G 7 各国と異なり、働く人、利用者及び支援者が協同して新しい事業とその経営組織を生み出し、また、振興するための法制度がない状況にあります。既に欧州では「社会的協同組合法（イタリア）」「生産労働者協同組合法（フランス）」などの名称で、失業や社会的排除、貧困に苦しむ市民や仕事を求める人々にとって、仕事おこし、地域再生を図る有効な制度となっており、日本においても国会での法制化の検討が始まっています。

よって、国会及び政府においては、社会の実情を踏まえ、市民活動という側面のみならず新しい労働の在り方や就労の創出、地域の再生、少子・高齢化社会に対応する有力な制度として、「協同出資・協同経営で働く協同組合法（仮称）」を速やかに制定するよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成 20 年 6 月 30 日
小樽市議会

議決年月日	平成20年6月30日	議決結果	可 決	全 会	一 致
-------	------------	------	-----	-----	-----

取調べの可視化の実現を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	大橋一弘
	同	菊地葉子
	同	高橋克幸
	同	佐藤禎洋

国民から無作為に選ばれた「裁判員」が、殺人や傷害致死など重大事件の刑事裁判で、裁判官とともに犯罪を裁く裁判員制度が、2009年5月までに施行予定です。同制度では、法律の専門家ではない国民が裁判に参加し、国民の感覚が裁判の内容に反映されるようになること、そして、それによって国民の司法に対する理解と支持が深まることが期待されています。

しかし、実際の裁判では供述調書の任意性や信用性などが争われることが少なくなく、一たび裁判員となった場合には、そうしたことに対する判断も求められることは必然で、法律家でない国民にとっては非常に判断に苦しむ場面に立たされてしまうことになりかねません。

裁判員制度導入に当たって、検察庁では現在、東京地検を始め各地の地検で「取調べの可視化」を試行しています。「取調べの可視化」とは、捜査の結果、犯罪を行ったと疑われる被疑者に対して警察や検察が行う取調べの全過程を録画・録音することで、可視化が実現すると、えん罪の原因となる密室での違法・不当な取調べによる自白の強要が防止できるとともに、供述調書に書かれた自白の任意性や信用性が争われた場合には取調べの録画・録音テープが証拠となります。

取調べの可視化は、自白の任意性、信用性を迅速・的確に判断するための方策として、裁判員制度導入にとって不可欠な取組の一つといえます。もちろんえん罪事件を防ぐことにもつながります。

よって政府におかれましては、2009年5月の裁判員制度実施までに、取調べ過程の可視化を実現するよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成20年6月30日
小樽市議会

議決年月日	平成20年6月30日	議決結果	可決	全会一致
-------	------------	------	----	------

子宮頸がん予防ワクチンに関する意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	千葉美幸
	同	吹田友三郎
	同	中島麗子
	同	斎藤博行
	同	成田晃司

女性のがんである子宮頸がんの死亡率は高く、毎年約8,000人が子宮頸がんと診断され、約2,500人が亡くなっています。

子宮頸がんには他のがんにはない特徴があります。一つは、発症年齢が低いということです。子宮頸がんの発症年齢層のピークは、年々低年齢化しており、1978年ごろは50歳以降だったのに対し、1998年には40代になり、20代、30代の若い女性の子宮頸がんが急増しています。

もう一つは、子宮頸がんの原因のほとんどが、ヒトパピローマウイルス（HPV）による感染であるということです。8割近くの女性が一生のうちにHPVに感染するものの、感染した女性がすべて発症するわけではなく、持続感染により子宮頸がんが発症するといわれています。このHPV感染を予防するワクチンの研究開発が進み、2006年6月に米国を始め80か国以上の国で承認されています。つまり、子宮頸がんは検診等により、「予防可能ながん」ということになります。

しかし、まだ日本ではこの予防ワクチンが承認されておりません。我が国においても予防ワクチンへの期待は高まっています。

よって政府におかれては、子宮頸がんの予防・早期発見のための取組を推進するため、以下の項目について早急に実現するよう強く要望いたします。

記

- 1 子宮頸がん予防ワクチンの早期承認に向けた審査を進めること。
- 2 女性の一生においてHPV感染の可能性が高いこと、また予防可能ながんであることにかんがみ、予防ワクチンが承認された後は、その推進を図るために接種への助成を行うこと。
- 3 日本におけるワクチンの開発、製造、接種の在り方に関して、世界の動向等も考慮し検討を進め、必要な対応を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成20年6月30日
小樽市議会

議決年月日	平成20年6月30日	議決結果	可決	全会一致
-------	------------	------	----	------

日本映画への字幕付与を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	千 葉 美 幸
	同	吹 田 友三郎
	同	中 島 麗 子
	同	井 川 浩 子
	同	斎 藤 博 行

現在、テレビ番組への字幕付与は、総務省（旧郵政省）の作成した指針や予算的な補助によって急速に普及し、字幕付与可能な番組のほぼ100パーセントに字幕が付けられるという状況になりました。

一方、国内で上映される映画のうち「洋画」についてはほとんど日本語の字幕が付いていますが、「邦画」の場合は特別なものを除いて日本語字幕が付いていないのが現状です。聴覚障害者は字幕のない日本映画を楽しむことができません。

昨年、女優の菊地凜子さんがアカデミー賞助演女優賞にノミネートされたことで注目された映画「バベル」は、約400人の聴覚障害者がエキストラとして参加し、日本の若者も多数出演しました。日本で公開される際、日本語場面だけ字幕が付けられていなかったため、聴覚障害者らが署名運動などで改善を要望し、その結果、配給会社は公開する全映画館で日本語場面にも字幕を入れて上映しました。

聴覚障害者が映画を楽しむためには、せりふだけでなく電話の呼出し音、動物の声、車の警笛など画面に現れない音声情報の文字視覚化も望まれます。日本映画への字幕付与は、ユニバーサル社会を目指す「情報バリアフリー」の一環として必要不可欠です。

以上のことから、下記の項目について国は早急に実施するよう、強く要望いたします。

記

- 1 情報バリアフリー化のため、日本映画や日本語映像ソフトコンテンツへの字幕付与を義務付けること。
- 2 だれにでも理解できる字幕付与が行えるよう、一定の規格・規定を定めたガイドラインを策定すること。
- 3 日本映画への字幕付与が進むよう、財政的支援措置を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成 20 年 6 月 30 日
小樽市議会

議決年月日	平成20年6月30日	議決結果	可 決	全 会	一 致
-------	------------	------	-----	-----	-----

携帯電話リサイクルの推進を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	千葉美幸
	同	吹田友三郎
	同	中島麗子
	同	斎藤博行
	同	成田晃司

レアメタルを含む非鉄金属は我が国の産業競争力のかなめともいわれており、その安定確保は我が国の産業にとって重要な課題であります。近年、国際価格の高騰や資源獲得競争の激化により、その確保に懸念が生じています。

貴重な鉱物資源をめぐるこのような状況を受け、資源エネルギー庁に設置された「資源戦略研究会」が平成18年に取りまとめた報告書「非鉄金属資源の安定供給確保に向けた戦略」では、使用済み製品に使われたレアメタルの再利用推進が重視されています。中でも普及台数が1億台を超えている携帯電話には、リチウム、希土類、インジウム、金、銀などが含まれており、これらを含んだ使用済みの携帯電話は他のレアメタルなどを含む使用済み製品とともに「都市鉱山」として、適切な処理と有用資源の回収が期待されています。

しかし、使用済み携帯電話の回収実績は2000年の約1,362万台をピークに減少傾向が続いており、2006年には約662万台に半減しています。回収率向上のための課題として、携帯電話ユーザーへのリサイクル方法の情報提供、携帯電話のリサイクル活動を行うMRN（モバイル・リサイクル・ネットワーク）の認知度向上、ACアダプター等の充電器を標準化することによる省資源化などが指摘されているところであります。

そこで、政府に対して、使用済みの携帯電話の適正な処理とレアメタル等の有用な資源の回収促進を図るため、下記の事項について早急な対策を講じるよう強く求めます。

記

- 1 携帯電話の買換え・解約時において、ユーザーに対して販売員からリサイクルの情報提供を行うことを定めるなど、携帯電話の回収促進のために必要な法整備を行うこと。
- 2 携帯電話ユーザーに対する啓発、携帯電話回収促進につながる企業・団体の取組を支援する施策を行うこと。
- 3 ACアダプター等充電器の標準化や取扱説明書の簡略化等による省資源化を実現すること。
- 4 レアメタルなどの高度なリサイクル技術の開発に加え、循環利用のための社会システムの確立を目指すこと。
- 5 携帯電話のリサイクルに当たっては、プライバシー保護を確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成20年6月30日
小樽市議会

議決年月日	平成20年6月30日	議決結果	可決	全会一致
-------	------------	------	----	------

地球温暖化防止に向けた国民的運動の推進を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	千 葉 美 幸
	同	吹 田 友三郎
	同	中 島 麗 子
	同	井 川 浩 子
	同	斎 藤 博 行

近年、乾燥地域の拡大や氷河の後退、異常気象の頻発、海面上昇等、地球温暖化の影響によるものと指摘される事象が地球規模で顕在化しています。20世紀の間に地球の平均気温は0.6 上昇し、我が国の平均気温も1 上昇しました。最悪の場合、2100年には(18世紀の産業革命以前と比較して)6.4 気温が上がり、88センチメートル海岸が上昇するとの予測もあり、地球温暖化防止に向けた取組が喫緊の課題であることはだれの日にも明らかです。

こうした環境・気候変動問題等を主要テーマに、本年7月、日本を議長国として北海道洞爺湖サミットが開催されます。政府においても、ダボス会議で福田総理が「クールアース推進構想」を提唱するなどしてはいますが、実際には京都議定書の日本の温室効果ガス削減目標である6パーセント削減に逆行し、6.4パーセント増（06年速報値）となっている現実を直視し、温室効果ガスの大口排出者の確実な削減を始め、地球温暖化対策推進法の改正を進めるなど、所要の温暖化防止対策を講ずるべきであります。

加えて、「環境立国」を目指す我が国が、サミット開催国として途上国などの声を聞き、積極的に議論をリードするとともに、地球温暖化防止に向けた国民的取組を、より一層推進する責務があることは論を待たないものです。

こうした観点から、サミットの象徴として、開催初日の7月7日を「クールアース・デー」と定め、国民が地球温暖化防止のために、CO₂の削減など、具体的に行動できる機会の創出に取り組むとともに、その普及、促進を図るよう、政府に対して以下の事項について強く要請するものであります。

記

- 1 北海道洞爺湖サミットの開催初日の7月7日を「クールアース・デー」と宣言し、CO₂削減に向けた実効性の伴う国民的運動を政府主導のもと創出し、その普及、促進に努めること。
 - 2 地球温暖化ガスの大口排出者の排出削減の目途と方策、年次計画を明らかにすること。
 - 3 当日はCO₂削減のため、全国のライトアップ施設や家庭などが連携して電力の使用を一定時間控えるライトダウン運動などの啓発イベントを開催し、地球温暖化防止のために行動する機会の創出に取り組むこと。
 - 4 クールビズやウオームビズについては認知度を高めるとともに、温度調節などの実施率を高めること。
 - 5 「チーム・マイナス6%」などの国民参加型運動の一層の普及促進を図り、国民運動に対する協賛企業の拡大や、エコポイント制度の普及促進に努めること。
 - 6 商品の料金の一部が温室効果ガス削減事業に充てられる仕組みとなるカーボンオフセット（温室効果ガスの相殺）については、関係者による協議体をつくり、その信用性を高めること。
 - 7 政府は、2013年以降2020年ないし2025年ごろまでの温室効果ガス削減の中期目標として、20～30パーセント削減を設定し、北海道洞爺湖サミットでも世界に呼びかけること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成20年6月30日
小樽市議会

議決年月日	平成20年6月30日	議決結果	可 決	全 会	一 致
-------	------------	------	-----	-----	-----

障害者医療費助成に関する意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	千 葉 美 幸
	同	吹 田 友三郎
	同	中 島 麗 子
	同	井 川 浩 子
	同	斎 藤 博 行

65～74歳の障害者の多くは後期高齢者医療制度に加入しました。これは道が市町村の協力を得て実施している重度障害者医療費助成制度の対象から、後期高齢者医療制度に加入しない65歳以上の方は除外するとしたからです。

他県の動きをみると、医療保険の選択にかかわらず国民健康保険などであっても、従来どおり助成を行うとしているのは1都2府30県と多数になっています。本来、どの保険を選択するかについて自由な判断が尊重されるべきであって、事実上加入が強制されることがあってはなりません。

昨年暮れ、道が実施した市町村の意向調査では、18市町村から障害者医療費助成の対象にすべき、等の意見も出されていきました。新しい制度の課題があらわになった段階で再検討することも必要です。

よって国における財政支援措置を求めつつ、道においては他の33都府県のように、障害者医療費助成の対象とするよう改善策をとられるよう要望するものです。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成 20 年 6 月 30 日
小 樽 市 議 会

議決年月日	平成20年6月30日	議決結果	可 決	全 会 一 致
-------	------------	------	-----	---------

障害者権利条約の早期批准と国内法整備に関する意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	千 葉 美 幸
	同	吹 田 友三郎
	同	中 島 麗 子
	同	井 川 浩 子
	同	斎 藤 博 行

国連の障害者権利条約の批准国が20か国を超え、5月3日に発効しました。一昨年の国連総会で採択された同条約には100か国以上が署名、日本政府も昨年9月に署名し、批准に向けた準備が進められています。

21世紀最初の人権条約である障害者権利条約は、人権保障の国際的到達点を示すものです。すべての人に保障されるべき普遍的な人権と基本的自由を、障害のある人に対して差別なく完全に保障することを提起しています。福祉・雇用・教育など各分野において、「障害に基づく差別」を禁止し、締約国が適切な行動をとることが規定されています。

条約の趣旨に照らして障害者自立支援法の「応益負担」の廃止など、難病患者を始めより多くの障害者が福祉施策の対象となるよう障害の定義を見直すこと、障害のあるすべての人を対象にした「総合的な福祉法（仮称）」の制定、平等を保障するための障害者差別禁止法の制定を進める必要があります。

以上のように、障害者権利条約の早期批准とともに、それにふさわしい国内法の整備を進めることを強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成20年6月30日
小樽市議会

議決年月日	平成20年6月30日	議決結果	可 決	全 会 一 致
-------	------------	------	-----	---------

福祉の人材確保に関する意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	千 葉 美 幸
	同	吹 田 友三郎
	同	中 島 麗 子
	同	井 川 浩 子
	同	斎 藤 博 行

今、高齢者介護や障害者福祉の現場は、仕事に希望が持てないなど年間で 5 人に 1 人が離職し、深刻な人材不足に陥っています。

人材不足は、余りにも劣悪な労働条件が原因です。「やりがいのある仕事」だからと仕事に就いても、月給は大変低く、全産業平均の 6 割にすぎず、若年者の多くは年収 2 百万円以下です。専門性を必要とするのに、非正規職員は介護で約 4 割、訪問介護で約 8 割にのぼり、加えて夜勤や長時間労働です。

政府としても昨年 8 月、「福祉人材確保指針」を 14 年ぶりに改定し、「国家公務員の福祉俸給法を参考にすること」と賃金水準の引上げを図る指針を示しました。関係者からは、劣悪な待遇を緊急に改善してほしいとの声も上がっています。

賃金改定により、利用者の負担増にはね返らないような改善策を図ることが必要です。よって、国においては、経営者任せでなく、積極的な打開策をとるよう要望するものです。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出します。

平成 20 年 6 月 30 日
小樽市議会

議決年月日	平成 20 年 6 月 30 日	議決結果	可 決	全 会	一 致
-------	------------------	------	-----	-----	-----

食料自給率向上へ農政の根本的転換を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	秋 元 智 憲
	同	成 田 祐 樹
	同	山 口 保
	同	新 谷 と し
	同	大 竹 秀 文

食料をめぐる内外の情勢は激変し、国連食糧農業機関（FAO）によると、この3月以来多くの途上国で「食料が足りない」「高騰して買えない」事態が広がり、国連の世界食糧計画（WFP）も、30か国が食糧危機となり、うち23か国が「深刻な情勢」と警告しているほどです。農林水産省の「海外食料需給レポート2007」は、世界の穀物在庫率（年間消費量に対する期末在庫量の割合）が14.7パーセントまで低下、この40年間で最低になり、「危険水域」と報じています。これは 新興国・途上国の人口増加と経済成長による需要増大、 バイオ燃料ブームによる原料穀物に対する爆発的な需要増加、 地球温暖化による生産の不安定化などが原因とされ、一時的なものではなく長期的、構造的なものです。このため、穀物輸出国は相次いで輸出規制に乗り出しています。

いまや、「食料は安い外国から買えばよい」という時代ではなくなりつつあります。ところが我が国は、その気になれば食料を自給する条件も力もあります。食料自給率は世界でも異常な39パーセント、穀物自給率は27パーセントまで低下しました。政府は今年も輸入自由化、生産者価格は市場任せを前提にした農政を続けようとしています。これでは食料自給率はますます低下し、国民の食と農の不安にこたえることはできません。

今必要なことは、日本農業と農村に活力を取り戻し、消費者国民の豊かな食生活と健康を保障するためにも、また、食料不足とその価格高騰に苦しむ発展途上国の人々との真の連帯のためにも、我が国が農政を根本的に転換し、食料自給率向上と日本農業の再生に踏み出すことです。

よって、政府に、今こそ農業経営の持続可能な条件を保障するために、コストを償う生産者価格の保障と農業の多面的機能を評価し、多様な担い手への支援の充実、食料主権の確立など、自給率向上と日本農業再生に向かって、農政の根本的転換に踏み出すよう強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成20年6月30日
小樽市議会

議決年月日	平成20年6月30日	議決結果	可 決	全 会	一 致
-------	------------	------	-----	-----	-----

平成20年小樽市議会第2回定例会議決結果表

会期 平成20年6月11日～平成20年6月30日(20日間)

議案番号	件名	提出年月日	提出者	委員会				本会議	
				付託年月日	付託委員会	議決年月日	議決結果	議決年月日	議決結果
1	平成20年度小樽市一般会計補正予算	H20.6.11	市長	H20.6.18	予算	H20.6.23	可決	H20.6.30	可決
2	小樽市職員定数条例の一部を改正する条例案	H20.6.11	市長	H20.6.18	総務	H20.6.24	可決	H20.6.30	可決
3	小樽市職員恩給条例の一部を改正する条例案	H20.6.11	市長	H20.6.18	総務	H20.6.24	可決	H20.6.30	可決
4	小樽市税条例の一部を改正する条例案	H20.6.11	市長	H20.6.18	総務	H20.6.24	可決	H20.6.30	可決
5	小樽市こども発達支援センター条例の一部を改正する条例案	H20.6.11	市長	H20.6.18	厚生	H20.6.24	可決	H20.6.30	可決
6	小樽市福祉医療助成条例の一部を改正する条例案	H20.6.11	市長	H20.6.18	予算	H20.6.23	可決	H20.6.30	可決
7	小樽市保健所使用条例等の一部を改正する条例案	H20.6.11	市長	H20.6.18	厚生	H20.6.24	可決	H20.6.30	可決
8	小樽市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案	H20.6.11	市長	H20.6.18	総務	H20.6.24	可決	H20.6.30	可決
9	平成20年度小樽市一般会計補正予算	H20.6.11	市長	H20.6.18	予算	H20.6.23	可決	H20.6.30	可決
10	和解について	H20.6.11	市長	H20.6.18	予算	H20.6.23	可決	H20.6.30	可決
11	小樽市非核港湾条例案	H20.6.11	議員	H20.6.18	総務	H20.6.24	否決	H20.6.30	否決
12	工事請負変更契約について	H20.6.16	市長	H20.6.18	総務	H20.6.24	可決	H20.6.30	可決
13	小樽市議会政務調査費の交付に関する条例等の一部を改正する条例案	H20.6.30	市長					H20.6.30	可決
14	小樽市固定資産評価審査委員会委員の選任について	H20.6.30	市長					H20.6.30	同意
15	人権擁護委員候補者の推薦について	H20.6.30	市長					H20.6.30	同意
16	小樽市議会会議規則の一部を改正する規則案	H20.6.30	議員					H20.6.30	可決
意見書第1号	イラクからの自衛隊即時撤退を求める意見書(案)	H20.6.30	議員					H20.6.30	否決
意見書第2号	世界一高い学費の軽減、教育の機会均等の実現を求める意見書(案)	H20.6.30	議員					H20.6.30	否決
意見書第3号	後期高齢者医療制度の廃止に関する意見書(案)	H20.6.30	議員					H20.6.30	否決
意見書第4号	国による公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化を求める意見書(案)	H20.6.30	議員					H20.6.30	可決
意見書第5号	北海道地域最低賃金の大幅な改善を求める意見書(案)	H20.6.30	議員					H20.6.30	可決
意見書第6号	地方財政の充実・強化を求める意見書(案)	H20.6.30	議員					H20.6.30	可決
意見書第7号	義務教育無償、義務教育費国庫負担制度の堅持と教育予算の拡充を求める意見書(案)	H20.6.30	議員					H20.6.30	可決
意見書第8号	「協同出資・協同経営で働く協同組合法(仮称)」の速やかな制定を求める意見書(案)	H20.6.30	議員					H20.6.30	可決
意見書第9号	取調べの可視化の実現を求める意見書(案)	H20.6.30	議員					H20.6.30	可決
意見書第10号	子宮頸がん予防ワクチンに関する意見書(案)	H20.6.30	議員					H20.6.30	可決
意見書第11号	日本映画への字幕付与を求める意見書(案)	H20.6.30	議員					H20.6.30	可決
意見書第12号	携帯電話リサイクルの推進を求める意見書(案)	H20.6.30	議員					H20.6.30	可決
意見書第13号	地球温暖化防止に向けた国民的運動の推進を求める意見書(案)	H20.6.30	議員					H20.6.30	可決
意見書第14号	障害者医療費助成に関する意見書(案)	H20.6.30	議員					H20.6.30	可決
意見書第15号	障害者権利条約の早期批准と国内法整備に関する意見書(案)	H20.6.30	議員					H20.6.30	可決
意見書第16号	福祉の人材確保に関する意見書(案)	H20.6.30	議員					H20.6.30	可決
意見書第17号	食料自給率向上へ農政の根本的転換を求める意見書(案)	H20.6.30	議員					H20.6.30	可決

議案番号	件名	提出年月日	提出者	委員会			本会議		
				付託年月日	付託委員会	議決年月日	議決結果	議決年月日	議決結果
その他会議に付した事件	小樽市農業委員会委員の推薦							H20.6.30	推薦決定
	経済の活性化について（経済常任委員会所管事項）				経済	H20.6.24	継続審査	H20.6.30	継続審査
	市民福祉に関する調査について（厚生常任委員会所管事項）				厚生	H20.6.24	継続審査	H20.6.30	継続審査

陳情議決結果表

総務常任委員会
陳情

番号	件名	提出年月日	委員会		本会議	
			議決年月日	結果	議決年月日	結果
3	新「小樽市室内水泳プール」の早期建設方について	H19.6.22	H20.6.24	継続審査	H20.6.30	継続審査
4	新「小樽市室内水泳プール」の早期建設方について	H19.6.22	H20.6.24	継続審査	H20.6.30	継続審査
186	新「小樽市室内水泳プール」早期建設方について	H19.6.25	H20.6.24	継続審査	H20.6.30	継続審査
262 ～ 356	新「小樽市室内水泳プール」の早期建設方について	H20.2.29	H20.6.24	継続審査	H20.6.30	継続審査
357	新「小樽市室内水泳プール」の早期建設方について	H20.2.29			H20.6.18	取下げ
358 ～ 370	新「小樽市室内水泳プール」の早期建設方について	H20.2.29	H20.6.24	継続審査	H20.6.30	継続審査
371 、 372	新「小樽市室内水泳プール」の早期建設方について	H20.2.29			H20.6.18	取下げ
373 ～ 643	新「小樽市室内水泳プール」の早期建設方について	H20.2.29	H20.6.24	継続審査	H20.6.30	継続審査
647 ～ 1002	新「小樽市室内水泳プール」の早期建設方について	H20.3.4	H20.6.24	継続審査	H20.6.30	継続審査
1004	小樽市において泊原発3号機でのプルサーマル計画の説明会の開催要請方について	H20.6.13	H20.6.24	継続審査	H20.6.30	継続審査
1005	米艦の入港に当たり、港湾管理者の権限を尊重し、市民不安の解消を図る意見書提出方について	H20.6.16	H20.6.24	継続審査	H20.6.30	継続審査
1006 ～ 1084	新「小樽市室内水泳プール」の早期建設方について	H20.6.17	H20.6.24	継続審査	H20.6.30	継続審査

厚生常任委員会
陳情

番号	件名	提出年月日	委員会		本会議	
			議決年月日	結果	議決年月日	結果
247	障害者自立支援法の施行に伴う施策の実施方等について	H19.9.3	H20.6.24	採択	H20.6.30	継続審査
250	佐賀県で100パーセント成功している「パーキング・パーミット」制度の小樽市での早急な実施方について	H19.9.5	H20.6.24	継続審査	H20.6.30	継続審査
251	難病と重度の障害者の地域生活支援事業改善方について	H19.9.6	H20.6.24	継続審査	H20.6.30	継続審査
252	KDDI(株)がリーセント新光の屋上に設置予定の携帯電話基地局鉄塔建設の中止方要請について	H19.9.12	H20.6.24	継続審査	H20.6.30	継続審査
253	生活保護の「母子加算」廃止に反対する国への意見書提出方について	H19.9.13	H20.6.24	採択	H20.6.30	継続審査
258	生活保護基準の引下げ反対要請方について	H19.12.11	H20.6.24	採択	H20.6.30	継続審査
646	犬捕獲方法の改善方について	H20.3.4	H20.6.24	継続審査	H20.6.30	継続審査
1003	朝里・新光地域における多目的コミュニティセンター設置方について	H20.4.23	H20.6.24	継続審査	H20.6.30	継続審査

建設常任委員会

陳情

番号	件名	提出 年月日	委員会		本会議	
			議決 年月日	結果	議決 年月日	結果
1	市道潮栄線の一部ロードヒーティング敷設方について	H19.6.14	H20.6.24	継続審査	H20.6.30	継続審査
246	市道桜18号線の道路敷地を最大限活用した幅員整備方について	H19.8.16	H20.6.24	継続審査	H20.6.30	継続審査
644	市道銭函石山線及び市道銭函神社線の坂道の手すり設置方について	H20.3.3	H20.6.24	継続審査	H20.6.30	継続審査

学校適正配置等調査特別委員会

陳情

番号	件名	提出 年月日	委員会		本会議	
			議決 年月日	結果	議決 年月日	結果
260	小樽市立豊倉小学校の存続方について	H20.2.26	H20.6.25	継続審査	H20.6.30	継続審査

市立病院調査特別委員会

陳情

番号	件名	提出 年月日	委員会		本会議	
			議決 年月日	結果	議決 年月日	結果
5~ 185	築港地区での新小樽病院建設の是非を問う市民アンケート等の実施方について	H19.6.22	H20.6.26	継続審査	H20.6.30	継続審査
187~ 219		H19.6.29	H20.6.26	継続審査	H20.6.30	継続審査
220~ 243		H19.7.2	H20.6.26	継続審査	H20.6.30	継続審査
248、 249		H19.9.4	H20.6.26	継続審査	H20.6.30	継続審査
254		新市立病院の「築港建設の是非」を問う市民アンケート等の実施方について	H19.9.13	H20.6.26	継続審査	H20.6.30